

平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月1日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議休憩中	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会 まちづくり総合問題特別委員会	第二委員会室 全員協議会室	
12月2日(金)	(午後1時)			(質疑通告締切)
12月3日(土)				
12月4日(日)				
12月5日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
12月6日(火)				
12月7日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月8日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
12月9日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
12月10日(土)				
12月11日(日)				
12月12日(月)				
12月13日(火)				
12月14日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
12月15日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
12月16日(金)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
12月17日(土)				
12月18日(日)				
12月19日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

## 平成17年第4回(12月)定例会目次

### 第1日(12月1日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	3
3. 欠席議員.....	3
4. 会議録署名議員.....	3
5. 出席説明員.....	3
6. 出席事務局職員.....	3
開    会.....	4
散    会.....	26

### 第2日(12月5日再開)

1. 議事日程.....	27
2. 出席議員.....	28
3. 欠席議員.....	28
4. 出席説明員.....	29
5. 出席事務局職員.....	29
再    開.....	30
散    会.....	46

### 第3日(12月14日再開)

1. 議事日程.....	47
2. 出席議員.....	49
3. 欠席議員.....	49
4. 出席説明員.....	49
5. 出席事務局職員.....	49
再    開.....	51
散    会.....	132

### 第4日(12月15日再開)

1. 議事日程.....	133
2. 出席議員.....	134
3. 欠席議員.....	135
4. 出席説明員.....	135

5. 出席事務局職員.....	135
再    開.....	136
散    会.....	212

第5日(12月19日再開)

1. 議 事 日 程.....	213
2. 出 席 議 員.....	214
3. 欠 席 議 員.....	214
4. 出 席 説 明 員.....	214
5. 出席事務局職員.....	215
再    開.....	216
閉    会.....	253

審議結果

1. 審議結果.....	255
2. 議員の派遣について.....	259
3. 諸般の報告.....	260

# 1 議事日程(初日)

[平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成17年12月1日

午前10時開議

於議事室

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  |        | 会期の決定  |
| 日程第3  |        | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 議案第70号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第5  | 議案第71号 | 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第6  | 議案第72号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第7  | 議案第73号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第8  | 議案第74号 | 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について                            |
| 日程第9  | 議案第75号 | 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について                    |
| 日程第10 | 議案第76号 | 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について                        |
| 日程第11 | 議案第77号 | 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について                      |
| 日程第12 | 議案第78号 | 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について                          |
| 日程第13 | 議案第79号 | 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について                         |
| 日程第14 | 議案第80号 | 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について                                |
| 日程第15 | 議案第81号 | 市道路線の廃止について  |
| 日程第16 | 議案第82号 | 市道路線の認定について  |
| 日程第17 | 議案第83号 | 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について                        |
| 日程第18 | 議案第84号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第19 | 議案第85号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第20 | 議案第86号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第21 | 議案第87号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第22 | 議案第88号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福                       |

岡崎市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 日程第23 議案第89号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第25 議案第91号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第26 議案第92号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について
- 日程第27 議案第93号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の一部変更に関する協議について
- 日程第28 議案第94号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第29 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について
- 日程第30 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第31 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第98号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第43 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第44 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

日程第45 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
-----	------	----	-----	-----	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	花田敏浩
書記	満崎哲也

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

13番、清水章一議員

14番、佐伯 修議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第70号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第70号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成17年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え、公私とも大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところ1か月となりましたが、この1年を振り返ってみますと、今年も国内外において様々な自然災害、事故、事件等が後を絶たず、厳しい1年ではなかったかと思えます。3月20日に発生しました福岡県西方沖地震をはじめ、9月には台風14号が九州地方を直撃し、大きな被害をもたらしております。また、国外におきましても、パキスタンの大地震やアメリカのハリケーン襲来などにより、多くのとうとい人命が失われるなど甚大な被害が発生しており、改めまして自然災害の恐ろしさを痛感したところでございます。

事故としましては、4月25日に兵庫県尼崎市の列車脱線事故により、通勤通学者合わせて100名を超える死者を出すという痛ましい事故も起きました。市民生活の安全が脅かされていることは、まさに憂慮すべきことだと感じております。ここに改めまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りしたいと思えます。

さて、本市においてでございますが、先ほども述べました福岡県西方沖地震では震度4を記録し、負傷者4名、住家の半壊1棟、一部損壊173棟、文教施設被害5か所などの被害を受けました。公共施設につきましては、その復旧を終えたところでございますが、一昨年の豪雨災害以来、相次ぐ自然災害に対し、今後もあらゆる災害に強いまちを目指し、様々な取り組みを行ってまいりたいと思えます。

本年も市民の皆様にお誓いいたしました諸施策の実現に向けた様々な取り組みを行ったところでありますが、今年は何といいましても、100年来の願いでありました九州国立博物館が、東京、京都、奈良に次ぐ4番目の国立博物館として、ここ太宰府市に開館いたしましたことが大きな出来事でございます。何度も申し上げますが、先人たちの長きにわたる官民一体となった運動の結実したたまものであり、その熱意とご努力に敬意を表しますとともに感謝申し上げます。10月16日の開館以来、県内外をはじめ多くの方々に訪れていただき、当初の入館見込み数を大幅に超えるうれしい誤算となっております。しかしながら、これに伴いまして、土、日曜日にかかわらず平日においても正月並みの来訪者で博物館周辺はにぎわっており、道路渋滞などの開館後の課題も見えてまいりました。今後、県などと協議していき、本市としましてもできる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

去る11月21日でございますが、議員各位にもご出席をいただきまして、歴史的に本市と共通点が多い宮城県多賀城市と友好都市盟約宣言を行い、友好都市として協定書の締結を行いました。今後は、両市の市民をはじめとした様々な交流を通じまして、先人たちが残された数多くの文化財に学び、魅力ある個性豊かなまちづくりの推進に生かしてまいりたいと考えております。

来年も「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に取り組み、国立博物館を核に歴史的な文化遺産と観光の振興、地域コミュニティがそれぞれ調和した新しいまちづくりを目指してまいります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、公の施設に係る指定管理者の指定1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、県内市町村の合併に伴う組合規約の協議12件、条例の制定2件、条例の一部改正15件、補正予算10件、合わせて42件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本年8月15日に出されました人事院の給与勧告に基づきまして、国家公務員の給与等に関する改正法案が国会に提出され、先般の特別国会において10月28日に成立したところであります。

本件は、2年ぶりのマイナス勧告となっておりますが、本市におきましても国家公務員の例に準じた内容で改正を行うものであります。

改正の内容は、本日12月1日から一般職の職員の給与月額を平均で0.3%引き下げ、配偶者に係る扶養手当の金額を現行の1万3,500円から500円引き下げて1万3,000円とし、12月の勤勉手当の支給割合を現行の0.7月分から0.05月分引き上げて0.75月分とします。

なお、平成18年度以降の勤勉手当につきましては、この0.05月分を6月と12月に振り分けてそれぞれ0.725月分といたします。

また、本年4月から11月までの官民格差相当分につきましては、12月の期末手当で調整することといたしております。これにより、平均年間給与は2,000円の減額となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第70号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この職員給与が毎年ずっと引き下げられておりますが、何年間引き下げられてきてるのか。それから、人事委員会がありませんから、当然国の人勸をそのまま地方自治体が国に準じて行っておるようですが、ラスパイレス指数というか、現在この太宰府市の、国の基準から見てラスパイレスがどうなってるのか。それから、昨日県下の自治体では豊津町がこの人勸を否決いたしました。こういう職員給与の引き下げをすることは好ましくないという状況がありますが、現在この人勸に従わなかった自治体がそちらの方ではどのくらいあるのかを確認いただきたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、給与の引き下げといいますが、プラスになったときもあるし、マイナスになったときもございます。過去、マイナスになった年は2回ございまして、今回で3回目というふうになります。もう一つ、ラスパイレス指数ですけども、今100.8%、ほぼ国家公務員と同じような給与体系という形になっております。

人勸の勧告に従わないところは、現在のところまだ情報としては集めておりません。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第70号につきましては、反対討論をいたします。

今回の人勸に基づく給与改正では、職員の給与が総体的に見て減額となりますが、地域では公務員賃金が民間賃金を決める参考になっている場合が多く、人事院勧告で公務員給与が凍結、削減をされた年の翌年は春闘相場も落ち込んでいるという実情があります。公務員の賃金引き下げは民間労働者の賃下げに波及をし、結果的に地域経済などに悪影響を与えるという点から、この議案については賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） また、山路議員も討論いたしましたが、地方公務員については労働基本権としてスト権というのが認められておりません。こういう状況の中で、国が決めた人勸で給与の引き下げがこの7年の間、職員給与が毎年平均すると引き下げられております。本来、一度支給したものをさかのぼって返してもらうとか、ある一定期末、勤勉手当を引き上げてからいいじゃないかというような考え方がありますが、一度支給したものを調整して逆に給与を引き下げることについては給与原則から反することです。こういう公務員の仕事も、さ

きの一般質問でもしましたけど、公務員の仕事というのは大変な仕事です。そういう状況の中で、日本全国の公務員の給与の引き下げというのはより一層不況を与えるものであります。

また、関連する問題がありますが、職員の給与は引き下げて、四役や議員の給与が太宰府市では次の条例案で出てきておりまして、やはり職員が痛みを感じるならば四役、議員もそれに準じるのが基本だと思っておりますが、太宰府市の場合は職員だけに痛みを押しつけるという内容になっておりますので、私は職員給与の条例の一部改正については賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時15分

~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第7までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案を一括してご説明申し上げます。

先ほど、一般職の職員についてご説明申し上げましたように、今回の人事院勧告に関連して改正を行うものであります。

改正の内容ですが、議会議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、国家公務員の特別職の職員の例に準じて、12月の支給割合の現行の1.7から0.05引き上げて1.75といたします。これにより、議会議員につきましては平均で2万7,200円の増額、特別職及び教育長につき

ましては平均で4万8,500円の増額となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、議案第71号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第73号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までは、質疑の後、委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

直ちに質疑を行います。

議案第71号について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、先ほど可決しましたが、国の人勧によって職員の期末、勤勉手当部分が0.05月分調整されておりますが、春日市ではやはり一般職がそういう状況で引き下げられる、それと同時に0.05月分の問題がありまして、原則、市民に説明ができるとして、特別職報酬審議会が開かれております。短時間ですが、そういう特別職に対する0.05月分、こういう引き上げが行われるならば0.3%の引き下げも特別職に行うべきだという形で、そういう差し引きが行われておりますが、太宰府市は特別職報酬審議会をなぜ開かなかったのか、その辺の説明を求めたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 特別職の報酬審議会については、報酬のあり方について答申をもらって、諮問をするという形になっております。例年、この期末手当あるいは勤勉手当の改正については、職員の例によりまして上げ下げを自動的に行うという形にしておりまして、今回は期末、勤勉手当の引き上げがあったために、それだけでは報酬そのものは扱えませんので、報酬審議会に諮問しなかったという形で開催はなかったということでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、市長から提案理由がありましたが、職員は下がって四役と議員だけは上がるという金額の大きな部分がありましたが、やはり特別職についても0.3%引き下げるとというのが原則じゃないでしょうか。ただ慣例ということは、そういう慣例がどんどん先行することは余り好ましくないんじゃないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私の方からご説明をしたいと思います。

職員の給与につきましては、今ご指摘がっておりますように、人事院勧告、当市が小規模

というようなことで人事委員会を置いていないと、そういった地方公務員については国に準じるというような形の中で行う。その人事院の背景は何かといいますと、民間の大企業あるいは企業との給与格差が5%以上開いたときにおいて、給与勧告がなされます。景気の良いときについては逆に上がります。民間の差がある場合にあっては、こういった経済の低迷状態の場合にありましては、そういった格差をなくすために人事院勧告で減ずるといった形になっております。それが職員の給与決定の原則でございます。

片や、特別職あるいは議員の皆様方におかれましては、その職員との均衡バランス、本市の場合におきましては収入役あるいは職員の最高号級の給与者との差がどの程度開いておるか等によって、その特別職の報酬審議会を開催するかどうかの判断の一つの目安になっております。本市の場合にありましては、職員にありましては年々景気の良いとき等々については人事院勧告の中で推移、今申し上げましたように上がっているというような状況でございます。増額でございます。本市の特別職あるいは議員におきましては、たしか平成11年に特別職の報酬の審議会を開催しまして増額を行ってございました。それ以降、据え置きのご様子でございます。そういったことから、結論的に申し上げますと、給与の決定の原則が異なるということによって、今後平成18年度の予算編成も行っているわけでございますけれども、まずもって、私どもの基本の考え方は行政の事務事業のあり方、手法等を見直すあるいは経費の徹底した削減を行うと。それでもまして、平成18年度の予算が組めないというような状況になりましたら、今申し上げておりますように報酬、これは特別職あるいは議員の皆さん方の報酬も含めて見直すことはあり得ると。最大限私どもは市民にしわ寄せの起こらないような形の中で、まずもっては行政の事務事業の経費を切り詰め、そして手法を見直して新年度予算等についてもクリアできるような方向の中で、抜本的なところにメスを入れて行っているような状況でございます。

以上で説明終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第71号、議案第72号及び議案第73号は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5から日程第7までは、総務文教常任委員会に審査付託し審査いただきましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本会議を再開しまして、議案が提出されて議案第70号は可決をいたしました。議案第71号から議案第73号まで総務文教常任委員会に審査付託をされました。本日、委員会付託されました議案第71号から議案第73号まで、皆さんに時間をいただきまして総務文教常任委員会全員出席のもと審査をいたしました。

内容については、本会議にて市長から説明があり、委員から、また総務部長、助役からの回答をいただいております。その中で、まず議案第71号については、再度執行部から説明を求め、片井、渡邊委員から質疑を受けました。質疑の内容につきましては、本会議で質疑を行った確認の内容、近隣の状況等説明を受けました。こういう状況の中で、渡邊美穂委員から委員の皆さんに現在配付されております議案第71号に対する修正案が提出をされました。この修正案に対して、委員に質疑を許可いたしました。委員からの質疑はありませんでした。よって、委員会としては討論を許可し、片井委員から討論が行われました。討論を終わり、採決を行いました。まず、修正案については少数で否決されました。よって、原案の採決を行った結果、議案第71号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第71号の報告を終わります。

同じく委員会に付託されました議案第72号につきましては、特別職、市長、助役、収入役の給与の一部を改正する内容であります。これも同じく本会議で春日市と比較された内容をもとに説明、質疑が片井委員、渡邊委員から行われました。そして、質疑を終わり、提出された修正案に対する質疑を委員に許可いたしました。この修正案に対する質疑もなく、討論は片井委員から行われました。その後、採決を行いました。結果は少数で否決であります。よって、修正案が否決されたために、原案に対する討論を許可いたしました。原案に対する討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第72号の報告を終わります。

議案第73号は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について審議を行いました。執行部の説明については、議案第71号、議案第72号と同じということであり、これに対する質疑はありませんでした。直ちに渡邊美穂委員から出された修正案の審議を行いました。委員から質疑もなく、直ちに採決を行いました。採決の結果、少数否決であります。よって、原案についての採決を行いました。原案については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

8番渡邊美穂議員。

8番(渡邊美穂議員) 私は、反対の立場から討論をさせていただきます。

現在、市長は市民と協働でまちづくりを行っていきたいとおっしゃっておられます。また、市民に今痛みをというふうにもおっしゃっておられます。私は個人の考えですが、市民と協働でまちづくりを行うためには、痛みや喜びをともに感じ合うことがまず最低のところではないかというふうに感じています。

そういった現状の中で、四役の方とそして議員の報酬が、これは額の問題ではなく増額をするというその姿勢が、今市民にはとても受け入れがたいものではないかというふうに私は感じております。したがって、私の修正案におきましては、その実施日を延期することを提案をさせていただきましたが、それはちょっと委員会の方でも否決をされました。しかし、この現状におきましては市民感情からしても、また職員の方も給与の引き下げという現状がありますので、こういった中でこの増額ということは受け入れがたい状況ではないかということで、この議案第71号につきましては反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第71号、それからあとの議案第72号、議案第73号も同様ですけれども、反対の立場から討論をいたします。

内容は、先ほど説明がありましたように、議員の期末手当を0.05月分引き上げるという内容ですが、市の財政が厳しいから市民にも痛みをといっておきながら今補助金あるいは減免額の見直しなどを行っておりますし、また庁舎内においても職員の皆さん、ケチケチ作戦を実施し経費の削減に力を入れておられます。そんな中で、議員をはじめ市四役の手当の引き上げを認めることは到底できることではありません。ましてや今回職員の給与は引き下げとなるのに、これを議会

が認めてしまえば職員の士気にも影響を及ぼすことになり、何より市民の理解は得られないと思います。特別職の報酬に手をつけるのは最後の手段だと言われましたが、私は今回これを提案をするなら、春日市のように報酬引き下げとセットで出すべきだったろうというふうに思います。そういう姿勢を市長自らが職員に対して示すべきではないでしょうか。したがって、先ほども申し上げましたように、議案第72号、議案第73号についても同じ理由で反対をいたします。

それから、ほかの自治体では、今回この人勤の関連については臨時議会が開催をされておりますが、なぜ本市では臨時議会が開かれなかったのか。やはりこのような重要な議案は臨時議会をきちんと開くべきだということをあわせて指摘をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この議案が出てきまして議会運営委員会にて、委員長にこの議案については即決でなくやはり委員会に付託をしていただき、内容の審査をするようお願いしました。議会運営委員会では所管の常任委員会に付託することで決定し、委員会では各委員から質疑をいただき、審査を行いました。

内容については、今山路議員が討論した内容と同じであります。私も態度表明をさせていただき、関連する議案第71号、議案第72号、議案第73号について、内容的なものは同意できませんので、態度表明だけを行っておきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第71号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時26分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは第71号議案から第73号議案とも関連いたしますが、私はこの第72号議案に対し、反対の立場から討論いたします。

今回の人事院勧告の主なねらいは官民格差の解消をすることを基本にし、地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映など公務員の給与構造の全体的な見直しがなされています。平成11年から平成15年まで公務員の給与は5年連続で年間給与が減少し

ていますが、さらに今回の人事院勧告で市の職員給与は減少することとなります。

一方、今回の勧告の中で、特別給、ボーナスについては民間に合わせた結果、0.05か月分の引き上げとなり、この第72号議案のとおり、市長をはじめ四役、議員の期末手当の額も引き上げられることとなります。

そのような状況の中、今回この勧告を近隣の自治体はおおむね勧告どおり可決しておりますが、その背景は太宰府市と全く異なり、既に四役の給与を引き下げ、公用車の廃止など市長自ら財政再建へ姿勢を示し、歳出削減への取り組みがなされています。また、今回の勧告を受け入れる前提として、市長自ら平成18年度の給与引き下げを明言しているところもあります。

太宰府の厳しい財政状況が市民への影響となって様々な分野に及ぶ中、この勧告を受け入れた後も現状のままでは市民の理解を得ることはまず不可能だと考えます。さらに、市民のニーズと財政難の狭間で予算編成にご苦労されている担当職員的心情を思うとき、結果として特別職のみが引き上げとなる今回の勧告を受け入れることは市職員の士気にも多大な影響を及ぼし、そのことも大変危惧します。

人事院勧告は尊重しなければなりません。平成18年度の予算編成に当たり、歳出削減への姿勢を市長がまず示され、強いリーダーシップを発揮されますことを強く要望し、反対討論いたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第72号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時28分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり議案第73号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前11時29分

~~~~~

日程第8から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第13、議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第13までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」まで6議案につきましては、先ほどご審議いただきました議会議員及び職員の給与等に関する条例改正に伴うものと当初予算編成以降の職員の異動等による人件費の補正になりますので、一般会計、特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明申し上げます。

まず、条例改正に伴いまして、議会議員の期末手当で54万4,000円を追加、四役の期末手当で19万4,000円を追加し、一般職員では給料が181万2,000円の減、勤勉手当が810万5,000円の追加となり、4月から11月までの官民格差相当分の調整で567万4,000円の減、及び扶養手当等で111万2,000円を減額し、合計では24万5,000円の追加となっております。

次に、職員の休職及び退職等により1,239万7,000円の減、並びに共済組合長期追加負担金の精算に伴い1,652万9,000円の減、及び特別会計繰出金248万4,000円の減により、総額で3,116万5,000円を減額いたしております。

これにより、会計ごとの補正額といたしましては、一般会計で3,051万3,000円の減、国民健康保険事業特別会計では346万6,000円の追加、老人保健特別会計で207万1,000円の減、介護保険事業特別会計で387万9,000円の減、水道事業会計では117万7,000円の減、及び下水道事業会計で300万9,000円の追加となっております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8から日程第13までは委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第74号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、これだけの減額についてですね、説明で繰入金の関係がありますが、職員の方が年度途中にお二人亡くなっておられるんですかね。だから、この金額的には給与の0.3%の部分と差し引きの部分で大きな金額が出ておりますが、この職員の実質的な減額の部分と職員の亡くなられた部分とがありますが、こういうものまで含めてるといふうに受けとめておりますが、この内容の報告ができますか。

議長(村山弘行議員) 総務部長。

総務部長(平島鉄信) 12月のこの給与改定のときに合わせまして、職員の異動あるいは退職あるいは病気休暇で休職扱いになった場合の給与が下がった分、あるいは育児休暇といたしまして、今無給の休暇がとれるようになっておりますけれども、そういうものをあわせて通例調整させていただいております。

今回、議会議員の期末手当で約54万4,000円の増額にいたしております。四役の期末手当の増額は19万4,000円、一般職では今度給与改定ではマイナスの49万3,000円という形になっておりまして、そのほかには退職者が1人でございます。病気休暇で休職になった方がお二人、育児休暇が4人ということになってまして、再任用に、当初予算やめられる方が再任をされるだろうというようなことで予定しておりました方が、お二人の方が再任用の就職を出されなかったという形で今回調整いたしております。そのほか、ポンプ操法あるいは火事の災害が多かった分、時間外、職員が出ますもんですから、災害が多かった分で少し超過勤務手当を扱ったという形でしておりまして、合計がこの記載している合計額になるものでございます。

議長(村山弘行議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 今、議案第71号の部分もありまして、この給与の引き下げにより国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計の職員給与と費がありますが、今総務部長から説明を受けた部分については当然減額補正という状況になることは明らか

になっておりますから、説明を受けた部分以外の職員に影響を与えることについて反対をしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私は賛成の立場から討論はさせていただきますが、ただし私自身も議案第71号から議案第73号につきましては反対をしておりましたので、この部分以外につきましては補正予算には賛成だという立場で討論させていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第75号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時37分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第76号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立であります。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第77号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立であります。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時38分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第78号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時39分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第79号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 下水道事業会計も職員給与の引き下げになるものですから、これに対してまず初めに討論しなきゃいけませんでしたが、上下水道事業会計もやはり職員が人勤に基づいて給与の引き下げになるということで賛成できないという態度表明をしておきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立であります。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時40分

~~~~~

日程第14 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果、太宰府史跡水辺公園についてはシンコースポーツ株式会社九州支店、北谷運動公園については太宰府市

文化スポーツ振興財団が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第81号「市道路線の廃止について」及び日程第16、議案第82号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第81号及び議案第82号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第81号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております日焼・宮ノ本線のほか14路線につきましては、佐野土地区画整理事業により路線が完成しましたことから、暫定的に供用しておりました路線を廃止するものであります。なお、完成後の路線につきましては、議案第82号で認定を提案いたします。

また、久保田2号線、久保田井堰線につきましては、御笠川の河川拡幅事業により路線を廃止するものであります。

それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき路線廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第82号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております久保田9号線のほか4路線につきましては、開発により帰属を受けた路線であります。

また、佐野土地区画整理事業6号線のほか28路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項に基づき管理を引き継いだ路線であります。

なお、長ヶ坪・野口線、干首線につきましては、佐野土地区画整理事業により路線の起点が変更になり、再認定をする路線であります。

それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第17から日程第28まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第17、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第28、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第83号から議案第94号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

平成17年10月11日に築上郡の新吉富村と大平村が合併し、新たに上毛町が設置されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する市町村数に増減が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、現在の85から1減少して84となっております。

次に、議案第84号から議案第93号までをご説明を申し上げます。

平成18年2月11日に鞍手郡宮田町と同郡若宮町が合併し、宮若市となることをはじめ、3月27日にかけて市町村の合併の特例に関する法律の第9条の2第1項の規定により、その他県内市町村の5つの合併が行われることにより、福岡県市町村職員退職手当組合及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の構成団体に増減が生ずることに伴い、増減に関する協議及び規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」ご説明申し上げます。

本案も、議案第83号と同じく、新たに上毛町が設置されたことに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数に増減が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第29 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」ご説明申し上げます。

市民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりは、市民の共通の願いであります。本案は、このまちづくりの基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、市、市民及び事業者等がより連携し、協働して安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって現在及び将来の市民一人ひとりが安全に安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的に制定するものであります。

なお、施行日につきましては、平成18年4月1日からといたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第30 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第30、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」ご説明申し上げます。

この条例は、本市の男女共同参画施策に法的根拠を持たせるとともに、さらに市民、事業者と一緒に男女共同参画を推進していくという本市の姿勢を改めて明確に示すことで、本市における男女共同参画社会の形成を図るために制定するものでございます。

この条例を提案するに当たっては、本市男女共同参画審議会に諮問し、いただきました答申をもとに検討してまいりました。男女共同参画社会基本法第9条では、地方公共団体の責務が

定められておりますが、住民に最も身近な市の条例としては、答申にも示されたように、男女共同参画社会基本法の理念及び趣旨にのっとることを旨とし、さらに同基本法を具体化し、男女共同参画施策に係る苦情の処理と人権侵害からの救済を図る仕組みをつくることに重要な意義があるものと考えております。

内容につきましては、第1章の総則で制定目的、用語の定義、男女共同参画社会の基本理念、その実現のための市、市民、事業者の責務、性別による差別的取り扱いの禁止を定め、第2章では男女共同参画を推進する基本的施策を示し、その総合的、計画的な実施を図るため、基本計画の策定及び実施体制の整備について定めています。第3章では、男女共同参画施策に係る苦情を処理し、性差別等による人権侵害から被害者を救済するため、男女共同参画推進委員の設置を定め、第4章では苦情処理及び人権救済の手続を定めています。第5章は、条例の施行に関する委任規定であり、全33条で構成しています。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第31から日程第41まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第31、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第41、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31から日程第41までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第97号から議案第107号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに、様々な分野でNPO法人やボランティアによる市民公益活動が活発になり、新たな公共サービスの担い手として社会的に期待されております。

地方分権時代の今日、様々な主体と行政との協働が求められており、本市といたしましてもNPO法人やボランティアが活動しやすい環境づくりを整備していく必要があります。

このため、いきいき情報センター内に公の施設として太宰府市NPO・ボランティア支援セ

ンターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。また、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備をあわせて行うものでございます。

次に、議案第98号「太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文及び使用料金表の整備を行うものでございます。

次に、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例」から議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例」までをご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文及び使用料金表の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、小・中学生などの使用料を明確に条文化したものでありますが、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例」においては、太宰府南小学校における徴収対象施設を除く施設について、小・中学生の使用料を明確に条文化したものであります。

次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、公共施設の減免規程の見直しに伴い、使用料金表の整備を行うとともに、都市計画法の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

改正の内容の1点目は、女性センタールミナスの設置目的に男女共同参画社会の形成を規定し、事業内容にその事業を加えるものでございます。これは、働く婦人の家として女性労働者の福祉増進を目的として事業を行うに当たりまして、その延長線として男女共同参画社会の形

成を図り、関連事業を実施する旨を規定するものでございます。

改正内容の2点目は、公共施設の減免規程の見直しに伴い、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

日程第42から日程第45まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第42、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第45、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第42から日程第45までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第108号から議案第111号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、緊急を要し既決予算では対応できないもの及び入札減などによって生じました不用額について計上させていただいております。

主なものといたしましては、佐野地区の住居表示施行に伴う審議会開催費用、子育て支援センター開設のための改修工事費用、通古賀地区都市再生整備事業関連として半田橋の改良工事費と関屋・正尻線の用地購入費、小・中学校の学級増に伴う教室等の改良工事費などを追加計上いたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億9,989万4,000円を追加させていただき、予算総額を207億6,745万5,000円といたしております。

また、あわせて通古賀地区都市再生整備事業の繰越明許費、並びに指定管理者制度導入による水辺公園と北谷運動公園の指定管理料及び太宰府館の施設管理委託料などの債務負担行為について補正させていただいております。

次に、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算について、それぞれ2億8,822万7,000円を追加し、予算総

額を54億1,918万5,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費における療養給付費及び高額療養費並びに療養給付費等国庫負担精算返還金の増額によるものであります。

歳入につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費交付金の増額及び三位一体の改革に伴う県財政調整交付金の新たな交付が主なものとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ6億7,048万9,000円を追加し、予算総額を58億5,408万9,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、医療費6億7,000万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、主に社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金及び公費負担金で、歳出の同額を計上いたしております。

次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,803万8,000円を追加し、予算総額を32億1,778万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成16年度介護給付費が確定したことによる返還金及び介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものであります。また、介護保険システム改修委託料の入札による減額及び介護認定審査会共同設置負担金の増額によるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成16年度からの繰越金及び一般会計からの事務費繰り入れの減額を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後0時03分

~~~~~

# 1 議 事 日 程 ( 2 日 目 )

〔平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会〕

平成17年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第82号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第83号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第5 議案第84号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第6 議案第85号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第86号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第8 議案第87号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第88号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第89号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第90号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第12 議案第91号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第92号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について
- 日程第14 議案第93号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第94号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について
- 日程第16 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

- 日程第17 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第18 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第98号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願
- 日程第34 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求めろ」意見書採択に関する請願

2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 行政経営課長             | 宮原仁  | 財政課長                    | 井上義昭 |
| 地域振興課長             | 大藪勝一 | 人権・同和政策課長               | 津田秀司 |
| 福祉課長               | 新納照文 | まちづくり技術<br>開発課長         | 大江田洋 |
| 上下水道課長             | 宮原勝美 | 社会教育課長                  | 松田満男 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 質疑の通告がちょっと多いので、箇条書きで出しました通告書に基づいて、そのまま読み上げます。

まず1点目、市民プール、北谷運動公園ともに応募が何社あり、管理者はそれぞれシンコースポーツと財団に決定した理由について。

2点目、北谷運動公園については財団が引き続き管理者に指定をされていますが、主にどこを見直しして経費削減を図ろうとお考えなのでしょうか。

3点目、管理料算出の仕方と減額見込み。

4点目、市民プールの方で現在財団が雇用している職員、嘱託、臨時も含めまして何人おられて、指定管理者に移行したときその職員はどうなるのでしょうか。

5点目、シンコースポーツが提出をされております管理運営計画によりますと、屋外プールの開館時間を19時30分から17時30分に変更することが提案をされております。これまでの17時30分から19時30分の間の利用状況を数字で把握されていますか。

6点目、事故等があった場合の責任の所在について、市の考えを伺っておきたいと思えます。

7点目、議決後に協定書の締結を行います、その内容は公開の対象なのでしょうか。対象になる場合は、その方法についてご説明ください。

8点目、指定管理者が事業を開始するまでのスケジュールについて。

9点目、毎年度終了後に事業報告書の提出が義務づけられていますが、当該施設で情報を閲覧するなどの情報公開をするお考えがあるのかどうかを伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） おはようございます。質疑の9項目につきまして、順次お答えしたいと思います。

1点目の応募が何社あって、決定した理由につきまして、史跡水辺公園は2社、北谷運動公園は3社の応募がありました。

決定の理由につきましては、指定管理者候補者選定委員会におきまして、経営能力や実績等の書類審査及び面接を行い、条例第4条に規定する市民サービスの向上が図られるもの、施設の効果を最大に発揮できるもの、施設の管理経費の縮減が図られるなどの観点から総合評価した結果、得点数が一番高い応募者に決定をいたしております。

2点目の北谷運動公園についての件でございますが、北谷運動公園につきましては財団が指定管理者の候補者となっておりますが、指定管理者制度に変更することによって今までと違ひまして、例えば野球場の開放時間を早めたり、テニス教室の開催など自主事業を増やし、市民サービスの向上に努める一方、公園、広場の草刈りなど維持管理費を削減、見直しし、トータルで経費節減を行います。

3点目の管理料算出の仕方と減額の見込みにつきまして、史跡水辺公園では平成16年度決算額、平成17年度予算額をもとに、算出額から歳入額を差し引いた金額に自主事業等による収入増及び管理運営費の縮減を考慮して算出したしております。なお、平成16年度は営繕工事によりまして、1か月の休園がありましたので、その分を再計算した場合の見込み歳出額から見込み歳入額を差し引いた管理委託料との比較で、平成18年度約1,000万円の経費削減となっております。

4点目の市民プールの方で財団が雇用している職員の関係につきまして、現在太宰府史跡水辺公園の嘱託職員は5名、臨時職員は2名、パート8名、合計15名で、ローリング勤務表により業務を行っております。現在雇用されている職員等の採用につきましては、選定実施要領、項目の中に努力事項として本人の希望により面接等を行い、雇用されることの努力を明記しております。シンコースポーツでも、地域の活性化と社会貢献として、地元採用者による施設運営をする旨うたっております。

5点目の屋外の利用状況でございますが、夏休み期間における小学生の帰宅時間は午後5時までに帰宅することが学校より指導をされております。このことから、午後5時半以降の利用者は極端に少なく、経費縮減の観点からも閉園時間の変更はやむを得ないと考えております。なお、野外プールの午後5時半からの利用状況は把握をいたしておりません。屋内、屋外プールの夏季期間の午後5時から午後8時までの利用状況は、平成16年度3,981人、平成17年度3,919人の入場者数となっており、大半は屋内プールの利用者となっております。

次に、6点目でございますが、事故等があった場合の責任の所在について市の考えでございます。事故等の対応につきましては、事故の原因により管理者の過失の状況を判断した上で、市と指定管理者との協議で決めたいと考えております。このことにつきましては、今後結ぶ協

定書に入れる項目といたしております。

次に、7点目でございますが、協定書の締結内容は公開の対象かということでございます。今議会におきまして、太宰府市公の施設に係る指定管理者に関する議決を受けまして、該当するシンコースポーツ株式会社九州支店及び太宰府市文化スポーツ振興財団と協議し、協定書を締結する計画でございます。したがって、協定書の締結後は公開の対象とし、申請がありましたら閲覧できるよう考えております。

8点目の指定管理者が事業を開始するまでのスケジュールにつきまして、議会議決後、12月下旬より協定書の作成を予定しており、1月中旬をめぐりに協定書の締結を考えております。その後のスケジュールにつきましては、3月上旬をめぐりに指定管理者の現場での業務確認や移行事務を行いまして、4月1日から指定管理者による管理運営が開始されます。

9点目の事業報告書の提出に関する閲覧等でございますが、当該施設の情報公開につきましては、本市の条例にも規定いたしておりますとおり、閲覧申請がありましたら公開する考えであります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 3番目の管理料算出のところ再質問いたします。

先ほど、減額の見込みが1,000万円というふうに言われましたけれども、これは合わせたところでの金額だろうと思うんですが、別々に算出はできないんですか。市民プールと北谷スポーツ運動公園の方の減額の見込みというのは数字出せますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 約1,000万円の経費削減というのは、史跡水辺公園に関して約1,000万円の削減ということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、財団の方は幾らぐらいになりますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 平成17年度予算と比べまして約30万円の減額です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第80号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第81号「市道路線の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第3 議案第82号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第82号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4から日程第15まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」から日程第15、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第15までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第4から日程第15までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第83号「福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第83号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行います  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第84号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第85号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行いま  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第85号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第86号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共  
団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行いま  
すが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第86号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第87号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第87号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第88号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第88号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第89号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第89号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第90号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第90号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第91号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第91号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第92号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第92号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第93号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第93号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第94号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の数の増減に関する協議について」これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立であります。

したがって、議案第94号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分

~~~~~

日程第16 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第16、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第95号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第17 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告があつていただきますので、これを許可します。

6番門田直樹議員。

6番(門田直樹議員) 議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」質疑いたします。

まず、市民生活部長の6月の定例会のご答弁では、新男女共同参画基本計画が作成されておらんから、そういった国の動向を見ながらですね、または人権擁護法案等々見ながら準備をしていくというふうなご答弁だったと思いますが、特にまだ国の方でそういうふうな動きはないと思うんですけども、ここに至って急に提案されてきたということはどういうことか、まずこの点をお伺いします。

議長(村山弘行議員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 男女共同参画社会基本法は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題と位置づけ、各自治体にも国の施策に準じて取り組む責務を規定しております。

本市では、平成15年3月に策定いたしました太宰府市男女共同参画プランに基づき、市民の皆様との協働のもとに男女共同参画社会を目指す取り組みを進めてまいりましたが、性別による固定的な役割分担を背景とした社会的、経済的な格差あるいは一人ひとりの多様な生き方の選択に対して、実質的に平等な機会が確保されていないなど数々の課題が残っていると認識しております。

本条例案を検討している時期を同じくして、国では人権擁護法案提案の動きがあり、あるい

は男女共同参画基本計画の改定作業中でありましたことから、その進捗に注目しておりました。本条例案は、男女の性別に起因する差別的取り扱いから発生する人権侵害から救済する仕組みをとっておりますが、これは人権擁護法案の考え方を生かし、先取りするものと理解しております。また、国の男女共同参画施策がさらに幅広い分野にわたり、一層推進されるのであろうという中で、本市といたしましても総合的、計画的に男女共同参画施策を推進していくことに法的裏づけを持たせることの必要性を認め、本条例案を提案した次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） そうですね。人権擁護法案の中身を先取りされてるところが何点かあると思います。また、この人権擁護法案につきましても、この当条例とは直接には関係ありませんけれども、いろいろな議論があるところですね。特に、人権侵害とは何なのかという明確な規定がないというところが一番問題だと言われております。

そこで、市は条例案を提出されたんですが、これは審議会が答申された内容をですね、いわゆるオンブズパーソン等盛り込んだ内容と基本的にはほとんど変わってないと。オンブズパーソンという片仮名を推進委員という日本語にかえてはおりますけれども、中身はもう同じですね。いわゆる強権を持つ第三者機関であるということに変わりはないと思います。詳しくは一般質問でいろいろとお聞きしますけれども、こういうことに関してですね、国というのは都道府県に対してそういう条例をつくりなさいということをやっていますね。ただ、市町村に関してはこれは努力目標、そういうふうなことを、計画を策定することを期待するということが条例をつくった方がいいよという程度の文言だったと思うんですが、まずその辺がどうなのかと。それでもつくられるということでしたら、やはりバランスですね。いわゆる良識的と言われるような東京の荒川区とか宇部市とか、そういうふうなものは再三私の個人質問でもあるいはほかの場所でもほかの方もいろいろと提案もされていますね。そういったような調査をされたのかどうか。内容はですね、具体的に言いますと、やはり非常に偏っていると。基本法の中身ですね、基本法でも非常にアバウトなところがありますから、そのその解釈の仕方一つとっても、何度もここでもやりとりしましたけれども、少し温度差があると、解釈の違いがあると。そういったところで、条例をつくるならばやはり一般市民、大多数の市民の理解が得られるような、理解が得られるような、そういうふうな穏当なものにすべきではなかったかと思うのですが、非常に私なんかから見ると偏っていると、かなり強烈なものが提案されたんだなと思います。どういうバランスを考えられたかということですね。

また、この中で推進委員と先ほども言いましたが、呼びかえておられますけれども、これにつきましてですね、なぜ市の窓口でそれができないのかとですね。なぜ外部に第三者機関をつくらなければいけないのかということですね。この前の市長の提案理由の説明、また全員協議会での骨子の説明ではその辺のところの説明がなかったの、ちょっとここで聞きしたいのと。もしここで間違いがあったときですね。人間ですから、人間がやるんですから間違いがあ

ると思います。間違いがあったときにどうするのかと、新たな人権侵害が起きるわけですね。裁判だったらこれの上告審はありますね。ところが、この推進委員というのは検察と裁判官とがもう一緒になったような機能ですね。そこで人権侵害というものがもう人権侵害なわけですね。そして、それを市長はその勧告を尊重しなければならないということで、もしそれを本当に勧告した場合に、それが間違いだったと後でわかったときにですね、一体どういう対応をとられるのか、まずそこをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 暫時ここで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

~~~~~

再開 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 何点かご質問がっておりますが、まず1点目のなぜ太宰府市が条例をつくるようになったのかということでございますが、この基本法の中の第9条で地方公共団体の責務というのがございまして、そういうものを受けまして先ほどご答弁申し上げましたように、本市においてもその期が熟しているということにおきまして、今回提案をさせていただいているものでございます。

それから、推進委員の役割等々の関係でございますが、これは地方自治法138条の4第3項に基づきますところの附属機関の委員でございます。附属機関の委員といえますのは、おのずと限界がございます。そうしたものを受けまして、その限界の範囲の中で推進委員としての取り組みをお願いしたいというふうに思っております。じゃなぜそういう推進委員が必要なのかということでございますが、この推進委員の必要性につきましては、市が行った施策等々に関しますところのそうした苦情等でありますとか、そういう問題につきましてはその第三者機関を通しまして、市に対するところのそういうものを代弁してもらうという形になるわけでございます。しかし、本市の特徴といたしましては、この推進委員が1人でそういう行為ができないようになっておりまして、この条例の中で合議制を入れさせていただいております。基本的には市長に対し、市長から推進委員に対しという、そういうルートを確立しまして、その推進委員自らが動くという部分につきましては規制を一部かけているわけでございます。いずれにしても、先ほど申し上げておりますように、地方自治法の附属機関の委員としての範疇の中でこの役割を担ってもらうということでございますので、ご心配の向きにつきましてはそういうことでご理解をいただければというふうに願うところでございます。

それからもう一点、この条例案をつくるときに、先ほど言われました宇部市あたりを検討したのかということでございますが、そのあたりも十分に検討をした上で、今現在の太宰府市におきますところの男女共同参画社会を考えてみたときに、どういう条例が一番ふさわしいのかということ十分に時間をかけて議論をし、集約したものがお手元に配付している条例案にな

っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いできればと願うものでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） じゃあ、少し簡略に具体的に幾つかお聞きします。

この条例の中でですね、説明があってない部分で、ちょっと意味を確認しときたいところがありますので、まずですね、最低限これだけはこのところが。まず26条、調査ですけども、26条の推進委員の調査、これ必要な調査というのは具体的にどういう調査を、例えば家宅捜査とかですね、書類の押収とか保全を命令するとか何かいろいろあると思うんですが、その辺のところをもう少し具体的にお聞かせください。

それから、第27条第4項の推進委員が必要に応じて公表することができる、その公表の内容、具体的に何を公表するのかですね。ここはプライバシーと人権に必要な配慮ということでしたら、氏名とか住所とかそういうものは出さずに一般例としてこういうことがあったよということなのか、そこら辺のところですね。どういう公表をされるのか。

また、31条の第3項ですね、これも公表というところがありますけれども、これも具体的に何を公表するのか。32条もそうですね、必要な事項を公表することができる。その点を最後にそこだけお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず1点目の第26条関係でございますが、これにつきましてはその条文に掲げておりますように、推進委員は苦情等の申し出があったときは必要な調査を行うものとするという形にしております。その必要な調査という部分の中身でございますけれども、この苦情の申し出がどういう申し出であるかという形にも変わってくると思いますが、その場合、必要と認めるときは関係人から事情を聞く、あるいは記録の提出を求め、または実施調査を行うことができるという形で条文の中では規定をしているわけでございます。この部分につきましては、一応この条例に沿ったところで、その手続等々につきましては規則に委任をしたいというふうに思っております。

それから、報告ですが、報告の中身につきましては申し出の内容等々によりまして、その内容等によったところで、委員の合議制によりましたところの部分の中でどういう報告を行っていくかという形になるかというふうに思っておりますが、現時点でこういうことを想定してこういうことでこうだということでは、そのケースケースに応じてその報告等々がなされるものというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第96号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18から日程第25まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第25、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第25までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第97号について通告がなっていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回、11施設の減免規程の見直しに関する議案が提出をされておりますが、幾つかの議案にまたがりませんが、議案第97号で一括でお聞きしたいと思います。

減免規程の見直しに際し、条例の中に、市長あるいは教育委員会は特別な理由があると認めるときは使用料を減免することができるかと入っておりますが、この特別な理由というところが明確になっているのかどうかをお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、公共施設の減免の見直しに伴いまして、当然減免すべき事項については今回条例の中に織り込んだ条例改正を提案させていただいております。

ご質問の市長が認める特別な理由につきましては、特に意図したものはございませんで、条例上で規定できない事項が生じることも考えられますために、制度設計上、規程を設けているものでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この減免規程の見直しをするということが出されたときには、まず一つが財政難のための見直しと、そしてもう一つが各施設によって減免する団体がですね、その所管の職員の判断でされているから不平等性をなくすために見直すんだということの説明がたしかあっておったと思いますが、それを言われるならばきっちりと規定をしておくべきだろうというふうに思いますが、その点のお考えについてちょっともう一度聞かせてください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この市長が認める特別な理由というのが、現在まで拡大解釈されておりました、通年を通して、例えば定期団体については半額減免をするよというような不明確な分がございましたので、これは明らかにやはり条例上で減額する場合等については、皆さんの議決をもらって条例で制定するのが正しいだろうというふうに考えておりました、今回そういうことをきちんと皆さんの前で料金を改定させていただきました。そのほかに、特別な理由という場合は税法でも何でもですけども、例えば災害等で本当に想定できない事項が発生した

と、そういうふうにならば、二回あるかないか程度ぐらいのものを特別な理由というふうなことが大体的に想定されておりまして、今後はそういうふうな取り扱いをしてみたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第97号から議案第104号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号及び議案第106号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第28 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第28、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第107号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第29 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第29、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第108号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第30から日程第32まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第30、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第32、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30から日程第32までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第109号から議案第111号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について  
国に意見書提出をお願いする請願

議長（村山弘行議員） 日程第33、請願第5号「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） この請願は、全日本年金者組合福岡県本部筑紫朝倉支部の組合の方から、ぜひこの太宰府市議会でも現在の年金状況について政府に意見書を上げていただきたいということであり。現在、1,110の自治体が意見書を国に上げております。また、請願の趣旨のところにありますように、7月27日に指定都市市長会、次のページに最低年金を提案という形で添付をさせていただいております。

皆さんもご存じのように、2004年に年金改革という形で年金保険料が毎年上がるようになりました。そして、逆に年金給付は年齢がどんどん上がっていくというか、こういう状況で65歳、将来的には66歳とか70歳というふうになるんじゃないかと。こういう状況の中で、今の若い方々が年金に対する不安もありますし、空洞化があると。こういう今年金に対する大変な不安があります。

請願書の裏になっておりますが、現在無年金者が全国で60万人、それから特に国民年金ですが909万人ということで、この国民年金は40年間かけてもほんのわずかな金額です。現在では4万6,000円の平均、ところが納付率は大変、今までは地方自治体の関係でやっておりましたが、社会保険事務所の事務になっておりますが63.4%。大変年金に対する納付率が悪い状況の中で、給付は少なく掛金は高くなる、こういう状況の中で、やはり最低保障をぴしっと国が決めるべきだというのが指定都市市長会や年金者組合の要望であります。

下の方に書いてありますが、この財源はどうするかということですが、まず初めに道路特定

財源というのが国会でも論議になっておりますが、ガソリンを1ℓ当たりに対して幾らと、こういう税金が道路維持だけに使われているということ、これを一般財源にしたかどうかということ、それから、税制の問題でも特に大企業のITについての取得時の減税だとか、大企業にはいろんな様々な引当金だとか開発費、こういうものが課税対象から外されていますが、こういう大企業の優遇税制を見直すこと、それから特に高額所得者に対するやはり税制が今回も特別に配慮されておりますが、こういう高額所得者に対する是正を行うことによって年金の最低年金が保障できると、こういう状況ですので、こういう実情をご理解いただき、意見書の提出をいただきたいということです。それから、意見書案については委員会の方に提出をしたいと考えております。

請願事項については2項目です。全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。年金額については最低8万円を保障できるような制度にしていただきたい。そして、こういう年金を、政府も考えているようですが、この年金財源を消費税引き上げ、それから市民に増税を押しつけるような年金の部分の財源には充てないでいただきたいと、こういう状況です。ぜひ委員会でも審議をいただき、またこの議会でも意見書を上げていただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第34 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第34、請願第6号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」について理由を説明いたします。

この件につきましては、議員各位もニュースなどでご存じのことと思います。理由につきましては、要旨の中でご説明しておりますが、このBSEについては人体に与える影響もまだ解

明されていません。日本は日本の基準に従って20か月齢以下の牛肉については安全だという調査結果を公表していますが、これもあくまでリスクが低いという内容になっており、さらに現在アメリカはアメリカの検査基準である30か月齢以下の牛肉の輸入再開を求めています。民間の調査機関の調べでも消費者の7割が不安を感じ、42%はアメリカ産牛肉を購入しないという結果が出ています。しかし、外食産業や学校給食などにおいては選択の余地はなく、特に子どもたちの食の安全は確保できません。この案件については、県議会、福岡市議会においても全会一致で採択されており、太宰府市議会においてもご検討いただき、ぜひ採択していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時57分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成17年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	<p>1. 新年度予算の重点施策について</p> <p>(1) 市長の重点施策について伺う。</p> <p>(2) 財政悪化を阻止するため、医療費削減のための予防政策を強化すべきと思われるが、その対策と見解について伺う。</p> <p>(3) 九州国立博物館開館に伴い、高齢者が参画できる商品は考えられないか。</p> <p>2. 交通渋滞対策について</p> <p>(1) 梅大路交差点と踏切との信号機の連動性について伺う。</p> <p>(2) 駐車場対策について伺う。</p>
2	中林 宗樹 (5)	<p>1. 交通渋滞解消対策について</p> <p>九州国立博物館は10月16日開館以来、入場者は延べ62万人を超える盛況であるが、周辺の道路は終日交通渋滞に陥り、市民生活、観光客への影響は極めて大きい。この交通渋滞解消対策はどのように考えているのか伺う。</p> <p>2. 財政健全化への取り組みについて</p> <p>市では、今度「行政経営改革方針」が策定され、その主要推進項目の1項目に「財政の健全化を目指した市政運営を進めます」とされているが、どのように取り組み、進めるのか伺う。</p>
3	清水 章一 (13)	<p>1. 観光行政について</p> <p>九州国立博物館を核としたまちづくりについて</p> <p>(1) 特別展を終えての総括について伺う。</p> <p>メリット、デメリットは</p> <p>(2) 今後の課題と対策について伺う。</p> <p>交通渋滞、経済効果等</p>
		<p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 交通渋滞について</p> <p>(2) アイデア募集について</p> <p>2. 環境美化対策について</p>

4	福 廣 和 美 (17)	<p>(1) 学校における環境教育について</p> <p>(2) 落書き対策について</p> <p>(3) 違法看板撤去について</p> <p>(4) 年末年始の歩行たばこ禁止について</p> <p>3. 交通教育について 自転車等対策について</p> <p>4. 信号機設置について 水城ヶ丘入口の信号機設置について</p>
5	後 藤 邦 晴 (3)	<p>1. 本市におけるスポーツの振興について</p> <p>(1) 各種団体と行政の協働について スポーツ振興事業を進めていく中で人とのコミュニケーションが大切だが最近では不足していると思われる。市の考えを伺う。</p> <p>(2) 総合型地域スポーツクラブの育成について 本市の総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」と市が進めるスポーツ振興との整合性と、クラブマネージャーとの事業調整はどのように行われているのかを伺う。</p> <p>2. 只越池の環境保全について 道路の拡幅工事計画に関連した環境保全について 北谷地内の只越池の環境回復について、どのように進めていくのか。また、動物などの自然観察の場所としても保全の必要があると思うが、考えを伺う。</p>
6	門 田 直 樹 (6)	<p>1. 国分台地区の雨水対策について 国分台入口の部分は狭隘<sup>きょうあい</sup>で車の離合も困難な上に豪雨時には上からの雨水が溢流<sup>いっりゅう</sup>となり、先年の水害の時も堆積した土砂で復旧工事の車両も入れない状態であった。ここを整備しなくては大口径の導管の埋設もできないのではないかと。</p> <p>2. 男女共同参画条例について 市の条例案は審議会答申のオンブズパーソンを推進委員と呼び変えてはいるが中身は同じである。強権を持つ第三者機関であることに変わりはなく、新たな人権侵害が懸念される。 総則、基本的施策など条例案の全体にわたり市の考えを伺う。</p>
7	不 老 光 幸 (7)	<p>1. 九州国立博物館開館に伴う周辺の車の混雑に対する今後の駐車場対策について</p> <p>(1) 九州国立博物館開館後の車の混雑状況をどう判断されているのか伺う。</p> <p>(2) 正月からの混雑が予想されるが、当面はどう対策をされるのか、また将来に向けて根本的な対策はどうされるのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	木村和美
産業・交通課長	山田純裕	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	環境課長	武藤三郎
人権・同和政策課長	津田秀司	福祉課長	新納照文
国保年金課長	木村裕子	保健センター所長	木村努
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	松田満男
建設課管理係長	金藤忠晴		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄

書 記 伊 藤 剛  
書 記 花 田 敏 浩  
書 記 滿 崎 哲 也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日と明日それぞれ7人の割り振りでいきますので、よろしく願い申し上げます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

新年度予算の重点施策について。

太宰府市の財政状況を決算で見ると経常収支比率が平成15年93.8%、平成16年度が98.7%と上昇し、本市の財政構造の硬直化が一層進んでおることを物語っております。このことは、平成15年7月19日の豪雨災害の影響も大きな要因かとも思われます。このような状況のもとに、一方では去る10月15日に百年から待望しておりました九州国立博物館がオープンいたしました。この博物館は、経済社会の発展と私たちの市民生活環境に大きな変化と影響をもたらしました。市長は3期目の最後の締めくくりの予算の年でもあります。しかしながら、予算編成に当たっては本市の財政構造は大変厳しいものとなっており、今後の歳入面においても少子・高齢社会の進行により、ますます期待ができません。しかしながら、市民の要望にはこたえなければなりません。人件費等の最低必要経費は限られております。この限られた予算の中で何を優先して実施していかれるのかは、市長の手腕にかかっているものと考えております。したがって、5年先、10年先を見通した上で、何を市民のために実行されていかれるのか、平成18年度の市長の重点施策について伺います。

入りが少なければ出を抑制しなければなりません。現在、国においては高齢者の医療費の個人負担増を2割にするのか3割にするのかなど取りざたされ、ようやく医療制度改革が決着し、70歳から74歳までが2割負担、所得によっては3割負担となったようであります。また、

食育のあり方もいろいろと検討されております。この2点を見ただけでもいかに食が病気や健康に必要であるのか、また高齢者の寝たきりや認知症に関係するのかがよくわかります。以上の観点から、高齢者の医療費等の財政負担が国、地方を問わず負担増となつてのしかかつておるのがよくわかります。したがって、本市の財政の健全化を図る上でも、食の指導と医療費の削減は重要なことであると思料しております。

参考までに、国民健康保険及び老人保健における入院医療の状況を調べていただきました。それによりますと、国民健康保険のレセプトでは、平成14年が3,094件、平成15年が3,599件、平成16年が3,962件と、毎年約400件くらいの入院増となっております。また、老人保健では平成15年が7,011件、平成16年が7,388件とやはり400件近くの増となっております。このデータから見ても、それぞれ毎年約400人くらいの方が入院増となっております。この入院患者を一人でも減らすことにより財政面でもプラスに寄与するものです。1人の人が入院すると年間約300万円の損失です。財政悪化を阻止するのは、医療費の削減です。一般会計のみにとらわれていては、医療費がいかに膨大な支出額かわからないわけであります。

特別会計として、国民健康保険が平成15年度46億8,400万円、平成16年度が50億1,400万円、老人保健特別会計では平成15年度が55億6,400万円、平成16年度が58億5,500万円、介護保険特別会計では平成15年度が29億3,200万円、平成16年度が30億6,300万円となり、医療費関係の総額は平成15年度が131億8,300万円、平成16年度が139億3,200万円にも達し、一般会計と比較しても劣らない額となっております。この数字を見ていただくだけでも、いかに医療費関係に予算が使われているかがよくわかると思います。このような観点から、市の政策として予防政策に精力的に転換すべき意識の改革のときではないでしょうか。

現在の健康保健に携わられておられる職員の皆さんは、健康づくり事業や保健事業に非常に頑張っておられます。しかしながら、件数では毎年国保と老人保健と合わせて1万1,000件くらいとなっております。このことは専門の職員数が足りないのではないのでしょうか。厳しい財政確保には、他市に先駆けて食育による生活習慣病等の予防と健康づくりに力点し、寝たきりや痴呆症にならない予防施策を強化すべきと思います。そのためにも食と健康づくりの専門職員を増員しても行うべきと思いますが、その見解を伺います。

また、今回オープンした九州国立博物館の盛況ぶりは、本市の商工業の活性化に大きく寄与しているものと確信しております。この博物館にあやかっているいろいろな商品の開発に産・学・官・民が一体となり開発すべきと思いますが、現在博物館に関する土産品を筆頭に、太宰府の土産品としてどのような検討がなされているのか伺います。

一つの例題として、福岡市で平成7年、学生のユニバーシアード世界大会が開催されたときに、高齢者の方がお守りのような組みひも人形などをつくり、諸外国から参加された学生にプレゼントされました。この人形は大変好評で、6,000個ほどつくってありましたが、すべて学生さんの手に渡りました。また、このときにはボランティアで高齢者の方は生き生きと輝いてありました。このような機会を持つことにより、寝たきりや認知症が防げる一方法ではないか

と思料いたします。したがって、多くの高齢者に生きがいを持っていただくことにより健康を維持することにつながるわけであり、現在の福祉政策を見直すときに、このような高齢者参加が、寝たきりや痴呆症を防ぐものと推察いたしますが、いかがなものか提案しておきます。このような観点から、博物館関係に高齢者の方が参画できるような、例えばクラフト人形や組みひも人形等の商品が考えられないか、その見解を伺います。

したがって、新年度予算には高齢者対策としての予算を増やし、生きがい、健康、寝たきり、認知症対策に取り組み、また市民に対しては食育による生活習慣病の予防の強化を図るべきと思いますが、その見解を伺います。

次に、交通渋滞対策について伺います。

昨年の12月議会で、梅大路交差点と西鉄の踏切の遮断機との連動性について一般質問をいたしたところですが、今回国立博物館が開館いたしまして、正月三が日と同じような渋滞が見受けられましたが、私が見る限りでは改良されておりました。道路の見直し、信号機のあり方など関係機関での協議はどのような経過を経ているのか伺います。

次に、渋滞の一番の原因は、受け入れの駐車場の不足と各駐車場での呼び込みによるストップのあり方ではないかと思われます。したがって、今後の対策として、一つは天満宮駐車場の景観を損なわない立体駐車場の整備と市営駐車場としての確保にあると思われますが、渋滞解消策として総合的交通対策としての対策は今後どのように検討され、施行されていかれるのか伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 市長に答弁をということでございますが、私の方からまずご回答させていただきます。

新年度予算編成に当たりましては、本市の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期達成に向けまして、主要課題であります「まるごと博物館」推進プロジェクト、「地域コミュニティ」推進プロジェクト、「福祉でまちづくり」推進プロジェクトに重点的に取り組み、総合的なまちづくりを継続して推進しつつ、厳しい財政状況のもと限られた財源の配分を選択集中し、市の将来像実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

重点施策といたしましては、地域コミュニティ協議会の設立に向けた取り組み、中学校におけるランチサービス、いわゆる選択制弁当給食の実施、都府楼保育所の民営化に伴います子育て支援センターの体制整備をはじめとする子育て支援の充実、通古賀地区都市再生整備事業の推進、高雄中央通り線の整備継続、景観まちづくり条例制定への取り組み、歴史文化遺産を活用した観光プロモーション及び太宰府館の活用による地域の活性化と観光客の誘致を柱としてとらえることといたしております。

また、現在、三位一体の改革におきまして、地方歳出の見直し、地方交付税の抑制等が進められており、税源移譲につきまして議論がなされる中、大幅な歳入増は見込めない状況であ

り、市政運営の根幹であります財政の健全性の確保につきましても、内部管理経費の削減など、歳出削減を進めながら重点的に取り組みを進めたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 続きまして、2点目の医療費削減のための予防政策の強化についてご回答申し上げます。

現在、保健センターにおきましては、市民の健康づくり促進として基本健診を行い、健診の結果をもとにいたしまして保健師、それから栄養士によります健やか相談を定期的に行い、健康づくりの促進を図っているところでございます。

生活習慣病予防や寝たきり予防、認知症予防につきましては、生活習慣病予防学習会、それから地域コミュニティ高齢者運動教室や食支援要請講座を実施し、その中で生活習慣病予防学習会として行っております糖尿病予防学習会については栄養コース、それから運動コースに分かれて学習をしていただく復習編も実施いたしております。そういうことで、予防対策には努めているところでございます。また、社会教育事業といたしまして、シニアスポーツ教室を開催し、中央公民館ではまほろば市民大学を開催するなど、生きがいのある生活の実現、健康管理やスポーツ実践を通じた体力づくりと心身両面からの健康づくりの促進につながっているものと考えております。

このように専門職員の専門性を業務の中に生かしながら、また地域を巻き込んだ健康づくりを目指し、地域の人材の発掘や養成を図るための事業を展開しながら、生活習慣病予防や高齢者の寝たきり予防、認知症予防事業の充実に努めているところでございます。また、生活習慣病の予防の強化としての食育につきましては、栄養士が主体となりまして、地域の食生活改善委員会の活動の活性化を進めながら、食を通じた健康づくりの推進を図っているところでございます。

今後におきましても、専門職員の専門性を生かしながら、事業の充実、強化に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、3点目についてご回答申し上げます。

現在、本市の土産品といたしましては、ご承知のとおり梅ヶ枝餅あるいは木うそなどが有名でございますけれども、新たな特産品開発には地元の関係団体などと連携を図りながら、現在積極的に取り組んでおりまして、既に商品化したものもございます。

まず一つには、献上願塩がございまして、これは天草から大宰府政庁への貢ぎ物を再現させまして、本市と観光協会が主体となりまして取り組んだものでございます。本年2月から参道を中心に既に販売されておりますけれども、特に今年の大相撲九州場所では相撲力士が土俵でまく塩として採用をされております。このように、この塩そのものも徐々に知名度も上がってきております。

それから2つ目には、市内の梅を利用いたしました梅酒「東風の梅」、それからその梅の実を活用したマドレーヌもこの九州国立博物館の開館に合わせまして、既に10月に商品化をいた

しております。また、現在でも、市内にあります福岡県立福岡農業高校や関係団体等とも協議を重ねながら、新たな商品開発に取り組んでおるところでございます。

ご提案の高齢者が参画できるような特産品の開発につきましても、生きがい対策の一つとしてその必要性は十分理解できますので、今後に向けてもそうした機会の場を設定するなどの検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今それぞれの部長さんから回答を得たんですが、まず石橋部長が言われました件でございますけれども、私はこれだけ、これは全体的な行事というか事業を言われたと思うんです。昨年と変わったのは中学生の給食、それから支援センターの設立、そういうことが来年度の新しい事業だとは思っております。こういうことも一つはあるんですけれども、もう一つ大きい目で見ると、やはり財源の歳入面ですね、支出面は今ずっと言われましたけれども、歳入面についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 来年度の歳入面につきましては、もうご承知のように、三位一体改革で国全体の税金が少なくなっておりますので、それに伴いまして地方交付税が減額されると、そしてまた権限移譲を国から受けます事業についてもその100%の税源移譲という形も考えていないようでございます。そういうことから、現在は歳出を絞りまして、さらに歳入についても以前から申しておりますように、税収でまた滞納になっている分、あるいは使用料で滞納になっている分の徴収のアップ、そういうことも考えながら、あるいは来年度は使用料、手数料について過去3年以上改定してないものについては見直しを行うという形で歳入の増収を図り、あるいは歳出は可能な限り削減していくと、そして新しい事業についても対応していかなければならない、そういう考え方でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は歳入面については、今税収の増加を図るだとか、そういうことを言われますけれども、せっかく九州国立博物館ができたのでございますから、今までは600万人と言われておりましたけれども、たった1か月半ぐらいやったですかね、開館しまして、それで60万人ぐらい見えたというようなこともありますし、この博物館を生かした歳入面あるいは観光面に力こぶを入れるべきではないだろうかと思っておるわけです。私は平成9年に既に健全財政化について質問したわけですが、そのときには福岡市のベッドタウンであるのか、あるいは観光都市で進んでいくのかというような質問をしたわけですが、そのときには天満宮だけでの一面性であったと思うんですね。しかしながら、今回はこのように博物館ができたことによって、皆さんが歴史に対する勉強といいますか、そういうのが増えてきたと思うんです。やはり面というものを考えますということもそのときには言っていたわけですが、その面に対する、何ですか、散策路だとかはつくってありますけれども、客の流れがないわけ

ですね。客の流れがあればそこが滞在時間が長くなって、またそこで食事をしたりすると。そういうやっぱり観光面に対する都市政策をされたらかなり財源にも違いが出てくるんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方について。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今年の九州国立博物館の開館によりまして、特別展には予想を超える来館者がありました。お客様が増えて、それから昨日歴史と文化の環境税の運営協議会があったんですが、そこで駐車場経営者の意見がございまして、従来ですと天満宮の参拝だけで1、2時間だったのが今は平均5時間か6時間かかるんだと。大体駐車場の回転率が7割ぐらいは1回転で終わると。約6時間前後くらい。あと3割についてはやはり従来どおり1、2時間で終わっているようでございます。私たちが今まで狙っておりましたお客様を増やして滞在時間を長くするという点については天満宮周辺だけは狙いどおりだったのではないかと。その後のお話の中で自分が受け持っているお土産屋さんについてはお客様の出入りが10倍になったと。私も2倍、3倍というお話はうわさで聞いていましたけども、申告でどんなふうねと聞いたら、10倍になったというふうなお話を聞いています。もう一つはそういうふうな国立博物館が百年の念願でできて、税収にはね返るのではないかと期待も一方では大きく持っておりまして、それをさらに安部議員さんは天満宮周辺だけでなく大宰府政庁跡、あるいは水城跡の方にもというふうなお話でございまして。それをやはり誘導していく。あるいは、そこに税をなんとか取れるようなシステムですね。お土産屋さん、お茶屋さん、あるいはお食事ができる場所、そういうものを設置して、税が回収できるようなそういうシステムづくりができればいいなと思っています。まずもって来年度はそういうふうな国立博物館ができたことによる税収増が少し見込めるのではないかなというふうな考え方を持っています。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応この問題につきましては、私は5年先、10先を見越したやはり政策に取り組んでいって、太宰府はベッドタウンではなくって、観光都市としてやっぱり今後は政策転換をすべき時期に来ておると思います。

最後にちょっと、最後というのはこの問題について市長の考え方をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市のまちづくりの進めでございますが、ご承知のように、私市長に就任いたし第四次総合計画をつくりまして、平成13年度から平成22年度、その総合計画に従いながら継続的にまちづくりをやっております。ただ、その中で大きな転換になりました太宰府市のまちづくりの大きな核となる九州国立博物館が10月15日にオープンしたということでございます。これは太宰府の今後のまちのあり方に大きな転機になる施設だと思っております。したがって、この点に関しましては今まで九州国立博物館の誘致、設置促進ということで大きなウエートを置いていたわけですが、開館後はこの国立博物館を中心とする歴史、あるいは史跡等の周辺へのいざないといいますが、そういう周辺の観光開発、周辺整備はもちろ

んでございますが、現在まで使われ、また存続しております施設をいかに活用していくかが大きなウエートだろうと思います。そのことにつきまして、ただいまご指摘のような特産品の開発を含めた太宰府全体、いわゆるまるごと博物館構想による市民の皆さん方、そしてまたおいでになりますお客様一体となった地域づくり、地域の充実に努めなくちゃならないと思っております。

財源問題の問いには、ご承知のように三位一体改革、非常に厳しい財政事情でございます。地方分権の時代、しかしながら大きな財源の増加も見込まれない。いかにして新しい個性のある魅力のあるまちづくり、市民の皆さんと一緒に今後の太宰府のあり方を改めて考え、努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応市長の答弁聞きましたので、次に福祉の、結局医療費削減、これは担当課の方ではなかなか言いにくいことだろうと思いますので、かわって助役の方にお願いしたいと思うんですが。やはり健康というのはお金よりも一番の宝ではないかと思っております。したがって、希望が持てる、そういうような高齢者あるいは市民をつくるためには、やはり食に対する専門職員あるいは軽運動だとか、そういう軽いスポーツ、そういうものを推進することによって私は医療費が削減できると思っております。そういう問題に私取り組んで、もう部長さんが3人目ぐらいになりますかね、ずっとこれに取り組んできておるわけですが、なかなかこれが前に進みません。原因はやはり、私は昨日太宰府の市政だよりを見ておりましたら、消防団に女性が14人ぐらい配属されておるようですね。この方たちが火災予防をPRしながら、そしてまたひとり暮らしの家庭を回ってあると、そういう記事をちょっと読んだわけですが、こういう活動部隊をですね、やはりこの福祉部の方に配属すべきと思うんです。やはりこれは事務改善あるいは事務の見直しによってそういう職員の配置転換というんですか、そういうこともできるんじゃないかと思うんですが、そういう職員の増員がこの福祉部の方にできないものか、そういう見解について、これは何人が増やすことによって何千万円とお金は出てくると思うんですよね。寝たきりの方が1人出れば300万円、年間、これは例えば1人の臨職分ぐらいするわけですね、それが10人、20人と増えればそれだけゆとりが出てくると思うんです。先ほど申しましたように、一般会計は205億円ぐらい、だけど医療関係について、医療というか、健康福祉関係については150億円程度、そういうふうになんかの数字があつておるわけですね。そういうふうで、一般会計と特別会計をばらばらにしているから、そう大したことはないと思っておりますけれども、やはりそれだけの予算が要ってるわけですから、これをどうやって狭めるかというのは、専門の職員を、今一生懸命やってあることはわかるんですけれども、それ以上に充実させるためにはそういう増員が必要と思いますが、その点の考えを助役の方に。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま安部議員の方からご指摘がございましたけれども、私も市民が健康

で生き生きとして暮らす、特に健康である高齢者が増えるというふうなこと等につきましては、これはそれぞれの皆様方の幸せであるとともに、財政的な観点からも重要なことであるというように思っております。市民の健康づくりのためには、現課を中心として今も懸命に努力をいたしております。私どもは地域コミュニティづくり等々目指して、小学校区単位あるいは各行政区の連携といいましょうか、その中ではいろいろな健康づくり等々行われております。そういった地域と行政と一体となってやはり進めるべき問題ではないかなというふうに思っております。

個々に見てみますと、歩こう会であるとか、80歳の方々が毎年表彰もされております。その肉体を見てみますと、60歳代、50歳代の肉体と変わらないというふうに、表彰に参加をしておりますというふうな状況でございます。私もその中から学ばさせていただいておるといふふうな状況でございます。医療費の削減に向けて市民の皆さん方がやはり一人ひとりが健康になるように私どもも努力しますが、一体となって地域ともどもこの問題に取り組みたい。最終的には、議員がご指摘のように、そのことによって医療費の削減につながるというふうなことになるわけですから、これは重要施策テーマとして私どもは継続してこれに取り組むべき政策だというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は今助役さんの方からも聞きましたけれども、やはりこれはそういう実動部隊といえますかね、そういうものをつくることによってかなり変わってくると、地域の方に溶け込んでいくと思しますので、ぜひともこれに向けて頑張っていただきたいと思えます。

この1問目については、やはり健全財政というものは、そういう介護保険だとか国保、そういう寝たきりを減らすということと、今後は観光都市というような目的を持ったですね、都市づくりが必要ではないかと思っております。これに向けて今後頑張っていただきたいと思っております。これで1問目を終わります。

2問目の方の回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ご回答申し上げます。

ご質問の梅大路交差点にあります信号機と踏切の連動性、そのことにつきましては付近の渋滞緩和策の一つといたしまして、かねてよりこの道路が県道筑紫野・古賀線ということから、県において検討がなされております。昨年から今年にかけて、特に国博開館ということもございまして、福岡県と福岡県警で協議が重ねられておりますが、トータルで技術的に非常に難しいということから、90mの右折レーンの設置を行い、その渋滞状況を見ながら梅大路交差点とその先にあります太宰府駅前の交差点、こういうものの信号機の連動性、こういうものについても検討していくということでございます。本市といたしましても、国立博物館への交通

渋滞の解決策の一つとして、福岡県、また県警に早急な対応を求めていくという考えでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 次に、駐車場対策についてご回答申し上げます。

国立博物館の開館に伴う交通渋滞の大きな要因といたしましては、当初見込みの開館半年で17万人という予想を大きく上回らして、特に特別展開催中の43日間だけで延べ約62万人の入館者がありました。こうした短期間に集中いたしましたことや、周辺の駐車場台数の不足に加えまして、滞在時間も長くなり、あるいはそれに関連して駐車場の回転率も低下をいたしまして、駐車場を探す車が左右往来したことなどによりましてこうした結果を招きました。今回のこうした集中的な交通渋滞につきましては、付近住民の皆様のご日常生活あるいは観光客の皆さん方にも支障を来したということは十分認識はいたしております。

ご提案をいただいております天満宮駐車場の立体化、あるいは市営の駐車場整備につきましては、以前から幾度となく協議や検討を重ねておりますけれども、整備費用や年間を通した利用度あるいは採算面などから実現には至っておりません。

ご質問の今後の総合的な交通対策につきましては、去る平成10年3月に既に策定をいたしております国立博物館を生かしたまちづくり基本計画原案をもとに、今回の状況の分析をするとともに、国立博物館や福岡県、さらには筑紫野警察署など関係機関も含めまして、既に対策会議を立ち上げておりまして、今回のこうした状況も含めて新たな視点に立った協議や検討を重ねております。こういうことで、先ほどいただきましたご提案の内容も含めた中で今後の様々な対応策を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） まず、建設部長にお伺いしますが、今まで、これは、いいですか、市でしょう、県、県警、それから西鉄、この4者会議は何回ぐらい開かれましたか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私どもが、直接は県那珂土木事務所の方にこのことで、やっぱりこういう状態があるというようなことで、その進捗状況を伺いましたところ、筑紫野警察署、それから県警の本庁ですかね、それと県、それと那珂土木事務所ということで、その4者会議が数回重ねられております。市の方といたしましても、直接はその場に入っておりません。その状況等の報告といいですか、これは国博のときだけじゃなくて通常からやっぱり郵便局、そこら辺まで込んでおることもあるということで、そういうのを写真等をつけまして、通常からこういう状態がありますよということを報告いたしております。そういう交通に精通されている方、そういう方たちで今の状況等を踏まえながら判断した結果、そういう状況にあるということでございます。それに西鉄が入っておるかどうかは、ちょっと確認はいたしておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） もう少しですね、市民の立場に立って物事を進めてもらいたいと思いますね。結局太宰府市が入らないでそういう会議が行われております。その実態がよくわからないからこんなに遅れるわけですよ。私は部長自身がやっぱり県警でも公安委員会でも県でも西鉄でも乗り込んで行ってやっぱり説得すべきだと思います。そして、太宰府が主体となっておりますね、会議を持つべきと思いますがね。これは今から先要望しておきます。

それから、信号機のあり方ですが、連動性をしなさいと、それから、あれは矢印の信号機はつけられないんですかね、時間帯によって。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、信号のあり方、内容についてのご質問でございます。やっぱり私も当然右折レーンの矢印を長くするとか、それから時差式でできないかとか、そういう内容は随分と県的那珂土木事務所との会議の中では申し上げておりますが、信号の内容を変えるということは渋滞対策ではなくて、その一方安全性というのが非常に警察の方はやっぱり危惧されております。事故、そういうものがあってはならない。そういうところからも信号のあり方を考えられておまして、私どもが最終的に聞きますのは、今の現状のまま以西鉄との連動、信号機を連動することはやっぱり根本的な解決にはならないと。きちとした交差点改良、そういうものをしてはじめて西鉄との連動が考えられて安全性、そういうものにできるんじゃないかというようなことで、そういう回答でございました。詳しく聞きますと、それこそひざを合わせて、こういう場合どうなるかとか、そういうケース・バイ・ケースの内容が出てまいりますので、ここでどうこうということはできませんけども、そういう抜本的な対策でないとならぬと信号の連動は非常に難しいという回答で。これがこのままずっと進む、このままでもう変わらないというわけじゃございません。警察の方も、県の方も今の状況等を見て、先ほど言いましたようにまた次なる対応、そういうものを考えていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっともう少し会議に入っていて、目の前でやっぱり本音を吐いてもらいたいと思いますね。今の回答を聞いておますと、全然進んでないと思えます。したがって、踏切改良、今ちょっといみじくも言われましたけど、踏切改良、交差点改良するとすれば、やはりあの周辺はずっと拡幅計画等もあるんじゃないかと思いますが、その点。

それとですね、もう時間ないですから言いますけど、正月三が日は五条で全部左折になってますね。梅大路交差点の方へ行けないわけですよ、三が日は。だけど、今度は博物館との関連はどのように協議なされておるのか、ちょっとその点もあわせて。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、拡幅計画はご承知のとおり筑紫野・太宰府線の方からの、例の九州歴史資料館ですかね、あそこを過ぎたところから梅大路交差点まで両歩道をつけるという計画がございまして、住民説明会、そういうものを実施してきておるところでございます。

今言いました正月の一方通行の方については、渋滞対策については地域振興部の方で全体的な計画の流れ、そういうものを天満宮と県とそういうところも含めて対策をかなり会議を詰められて正月に臨むということでございますので、通常例年そういう形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご質問の正月三が日、特に渋滞はするわけですけども、この対策につきましては先ほど申し上げましたように、国立博物館はもとより筑紫野警察署あるいは国土交通省も一緒になって対策会議を行っております。まずは、集中します都市高速道路からですね、市内に入るときにきちっとした案内看板を増やすと。基本的には、今回大きく検討していますが、いわゆる分散型駐車場ということで、パーク・アンド・ライド方式をまずやろうという方向になっております。これはご承知のとおり、周辺に駐車場の台数を増やしたからすぐ渋滞が緩和するというふうにはならないという判断をいたしております。仮に大きな駐車場を中心部の方につくってもですね、やはり車の出入りそのもの、車の量の問題もありますので、どうしても市内渋滞というふうになりますので、できる限り市内に入る前にそうした駐車場を整備して、そして誘導をかけようという対策を練っております。

天満宮さんにつきましても、もう既にお正月三が日用としてですね、一方通行であるとか、進入禁止の表示、これ警察の指導にもよりますけども、そういう対策は例年以上に慎重に検討をさせていただいております。市も一緒に入りまして、できるだけそういうふう市内に集中せずに分散型の駐車場に誘導というふうな検討をいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今ちょっと案内板のことを言われましたが、主要幹線道路、都市高速あるいは九州縦貫道からのあの辺にいつごろまでに、いつごろまでにですよ、期限切ってからやはりこういう表示板はつけるべき、電光板ですね、それを今までまだできてないんですね。それは今後どの程度まで進めていかれるのか。私はやはりわざわざ太宰府に入る前に早く、それが満車、空車でもわかっておれば、別の方向にドライバーは行かれると思うんですね。そういう表示板がいつまでにできるのか、ちょっとその点お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 国道と県道につきましては、今年いっぱい、いわゆる年末までに設置される計画です。それにあわせて市の方も、市のいわゆる守備範囲の中できちっと案内看板を設置する予定にしております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それから、駐車場の問題ですけれども、今回博物館できまして、先ほど部長言われましたように、回転が悪くなっておりますね。それに伴っていろいろと観光客の方あるいは利用される方とのトラブルが大変多く出てきて、私もそれにはちょっと苦慮してるわけですが、この問題を解決するために今後行政としてはどのような指導をされていかれるのか。昨日、たしか歴史と文化の環境税の問題でも大分紛糾したようでございますけれども、やはり案内板の不足だとか、駐車場がわかりにくいというような問題も取り上げておられるようですが、その点の行政指導はどのように今後考えてあるのか。個人の駐車場が隣り合っただけでストップかけてあったりしますんで、そういう面も含めてお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まずは、太宰府にお見えになるお客さんに対しましては、電車、バス等の公共交通機関を利用していただけられるようにですね、関係機関一緒になって徹底して呼びかけようというのがもう既にそういうふうな方向で、特に正月につきましては12月26日の各社新聞にそういうふうに公共交通機関の利用というのを呼びかけるようになっております。

それから、駐車場につきましては、確かに天満宮さんの駐車場が特に大きくて収容能力があるんですけども、個人で経営してある駐車場の皆さん方におきましては、状況ももう今回体験してありますので、できるだけスムーズに出入りができるように協力をお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私ずっと駐車場見て回しまして、特に内山地区がまだ空地が多いようございまして、あの辺に働きかけていただいてですね、民間での駐車場を増やしていただくような働きかけを今後していただきたいと思っております。

私この駐車場の問題につきましても、そういうできるだけ、ああ太宰府はよかったなというような感じで駐車できるような方向づけをされますことを特にお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

交通渋滞解消対策について。

太宰府、いや九州の皆さんの百年来の夢でありました九州国立博物館が、先人の皆様のご努力の上に10月15日に開館し、16日から一般公開されました。同時に「美の国日本」の特別展示会が催され、期間中の入場者数は開館人気もあり大変好評で、11月27日の最終日までの延べ入館者が62万人を超え、実数にいたしましても48万人を超えたということでございます。国博開

係者の開館半年間の入場者数予想17万人を大きく上回るもので、その期待の大きさと人気のすごさを物語る数字であります。本市へのこのように多くの来訪者はありたく、観光産業への影響も大きく、大いに活気づいているところでございます。

しかし、以前より指摘されておりましたように、周辺の道路は大渋滞となり、せっかく来られましたお客様は、この渋滞に巻き込まれ、何時間も路上で待たされ、駐車場へ行かれても国博へ行かれるお客様は断られる駐車場までであるというような状況で、これでは本市へのイメージも悪くなり、こんなことでは二度と太宰府には来られんばいということになります。リピーターが来られなくなるのではないかと危惧されます。国博に、太宰府へ二度、三度と来ていただくためには、イメージの低下は避けなければなりません。市や関係機関へは、苦情がたくさん寄せられているとお聞きしていますが、この交通問題、交通渋滞についてどのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

- 1、交通渋滞の原因はどのように考えておられるのか。
- 2、国博の開館までにどのような対策を立てられ、どのように実施されたのか。
- 3、今後の対策はどのように考えておられるのか。

以上、3点についてお尋ねします。

次に、財政健全化への取り組みについてお尋ねいたします。

平成16年度決算によると本市の実質単年度収支は赤字となっており、経常収支比率も98.7%と非常に厳しい財政状況にあります。行政需要は多種多様化し、対応をしていかなければなりません。また、国の三位一体の構造改革による交付税は削減されます。このような深刻な状態にあり、財政を立て直すため、市ではこのたび第四次行政改革大綱を策定されました。その主要推進項目の第1項目めに、財政の健全化を目指すとしておられます。方針を示すととも、平成17年度、平成18年度、平成19年度、3年間の実施計画も出されておられますが、財政健全化への取り組み、方針について、以下の点についてお尋ねいたします。

1、平成18年度には経常収支比率98%、平成19年度には97%にしていますが、多分シミュレーションされておられると思いますが、歳入歳出をどのくらいに見られておられるのか。今年の予算と比べると金額にしてどのくらいのプラス、またはマイナスとなるのか、お尋ねいたします。

2、JR太宰府駅や通古賀、国分地区の区画整理事業、高雄公園建設、火葬場の問題、看護学校跡地購入の問題など、大型事業がメジロ押しですが、これらの財源はどうされるのか。多分起債でされると思いますが、現在起債残高が250億円ほどございます。この償還に今年度予算で31億円を充てられておられます。これとの兼ね合いと申しますが、長期的資金計画はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3、補助金交付の適正化、外郭団体の見直しを掲げてありますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

4、歳入について、歳入の確保ということで収納率の向上に努めるとありますが、歳入の増

収策として人口の増加策、地域産業の活性化など、積極的な政策は考えられないのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

回答については、各項目ごとに市長にお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目の今回の交通渋滞の原因でございますけども、開館前の予想をはるかに上回る入館者が短期間に集中されたことによって、博物館あるいは天満宮周辺の駐車場台数の不足というのがまずもって大きな要因であろうと。さらには、滞在時間も長くなりまして、駐車場の回転率が悪くなったことから、空き駐車場を探す車でなお一層渋滞に拍車をかけたものというふうに分析をいたしております。

次に2点目でございますけども、去る平成10年3月に博物館を生かしたまちづくり基本計画原案を策定をいたしておりまして、この中におきまして、まず道路整備につきましては、1つに北側アクセス道路の新設、2つ目に県道筑紫野・古賀線の整備、改良、3つ目に高雄地区からの南側アクセス道路の新設、4つ目に梅大路交差点及び五条交差点の改良などを計画いたしております。

また、新たな駐車場整備につきましては、博物館敷地内に十分なスペースの整備を要望いたしております。それから、分散型の駐車場といたしまして、水城地区及び内山地区に大規模な用地を確保いたしまして、パーク・アンド・ライド方式を導入するなどの計画を既に策定いたしております。

しかしながら、国あるいは県との調整も含めまして、今回のこうした短期間に予想以上の入館者があったことなど、いろいろな要因がございましたので、十分な条件整備ができなかったことにつきましては否認しませんので、今後ともさらにこうした関係機関と協議を重ねながらその対応策を進めてまいります。

次に3点目でございますけども、特に正月三が日につきましては、できる限り電車、バスなどの公共交通機関を利用していただくように呼びかけを徹底いたします。そして、周辺地域の臨時駐車場として市役所、太宰府小学校、それから周辺の民営なども含めまして、現状よりも約1,100台多い約3,400台を確保いたします。また、先ほど言いました分散型の駐車場でござい

ますけども、水城小学校、学業院中学校、さらには西鉄沿線沿いに県立看護専門学校の跡地等がございますので、これらを利用いたしましてパーク・アンド・ライド方式を導入しながら、このパーク・アンド・ライド方式につきましては約1,400台確保できる予定でございます。こうしたことを今後国立博物館あるいは県とも一体になりまして、幅広く周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 原因につきましてですね、駐車場不足、それから回転率の悪化ということでございますけども、これにつきましては、国博ができてからの問題じゃなくて、国博ができる前から、いわゆる天満宮に来られるお客さん、正月三が日ははじめ梅のシーズン、それから学業関係のシーズンとか、それぞれのシーズンごとにこの問題はずっと発生してきてるわけですね。これが今さら国博ができたからということだけじゃないと思います。それなのに、それに対する対策が今言われますように、北側のアクセス道路をつくるとか、これは国博へ入る道路をつくられたということで、これ自体は渋滞対策に対する対策にはなってないと思います。それから高雄から南アクセス道路をつくるとか、これは遠大なる計画ですね、これ百年後できるかどうかかわからないような計画だと私は思っておりますけども、このようなことで、また梅大路交差点、先ほども安部議員の方からも質問がございましたけども、ここを幾ら交差点をですね、どうこうしてもですね、あそこはなかなか問題が解決できるもんじゃないと思います。そういうことから、非常に対策についてもただ絵にかいたモチにすぎないというのが現状だと思います。

それで、今後についてはですね、パーク・アンド・ライド方式と言われて、1,400台を用意されるということでございますけども、これにつきましても、この中の大部分が、中学校、小学校、大学、それから市役所というようなところの分ですね、これは土曜、日曜日しか使えないところでございます。そして、土曜、日曜日も小学校、中学校では子どもたちが部活やら遊んだり、いろいろな行事で使いますので、それを取り上げて使うということもこれは一つ問題があるんじゃないかと思います。そういうことで、もう少し抜本的な対策を考えられるべきじゃないかと思います。これについては後ほどご提案いたしますけども、そういうことで、まず駐車場をどうやって確保するかということが一番大事なことじゃないかと思います。

それで、今回ですね、いろんなことで問題ができておりますけども、まず一番問題は、駐車場が足りないということで、太宰府へ来られたお客さんがですね、どこへ行っていいのか、太宰府市内には入ったと、大体こちら辺に天満宮がそこら辺にあるんやろう、国博がそこら辺にあるんだらうということで来られますけども、太宰府市内に入ったら国博がどこの方向に大体何mぐらい、100m、200m、500mいろいろありましようけども、大体どのぐらいの距離のところにあるのか、そして自分が大体国博までどのぐらいの位置におるのか、そういうのがわからない。そして、看板も立て看板で、土、日は何かガムテープを張ってあるような立て看板が

五条周辺には立っておりますけど、これもほとんど役に立ってない。それから、筑紫野・古賀線バイパスの方にも看板が立っておりますけども、あそこもずっと看板に沿って矢印のとおりずっとたどっていけば松川ダムに出て、そして宇美町の方へ行ってしまうと。これ本当にどういう意味で看板を立ててあるのか全然わかりません。それで、案内板やら道路標識が非常に少ないんですね。先ほどもお話があっておりましたけども、どこへどう行っているのか全然わかりません。それから、西鉄、これも私が以前に質問したことがありますけども、西鉄電車で来られておりられてもですね、どこに天満宮が、右の方に行ったら天満宮があるのか、左の方に行ったら天満宮があるのか、私たちはそれは知っております、もう地元ですから。だけど、初めて来られたお客さんはわからない。それに、まして初めてできた国博へはどっち行っているかわからない。そういう案内板すらないというような状況なんですね、非常に不親切な、今あると言われますけど、目につきにくいところにあるようでございます。そういうことですね、看板について非常に少ないということで、この看板についてですね、今後どのような対策をされるか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は、今回のこの大渋滞あるいは方向がわからないと、いろんな問題をですね、お互いに寄せ合うといいでしょうか、国立博物館、県の国博対策室、もちろん筑紫野警察署も入っておりますけども、この対策会議につきましては今までに6回ほど開催しております。一番最初にやったのが11月8日でございますけども、そういういろんな声も聞こえましたので、どこにどういうふうに立てるかというのはですね、それぞれの、特に国立博物館が中心に検討をいたしておりますけども、これは今回の第二弾の特別展が1月1日から開催されます。今年じゅう、つまり今月中にそうした案内看板の不足分につきましても設置、追加するように準備がなされております。市といたしましても、太宰府駅をおりてすぐ右か左かということにもですね、確かに新しく看板は設置しましたけども、そういう声も聞こえますので、今回新たに追加をしてもっとわかりやすいような表示、大きな表示をするように計画をいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 看板を立てられるということで、新しくつくられるという、大体何本ぐらい立てられる予定でございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、高速道路からおりてきた場合、あるいは通称県道5号線から入った場合については、それぞれ国道、県道がございますので、国道につきましては5枚追加をされます。それから、通称県道5号線を含めてあの周辺と県道に5枚追加されます。それから、市につきましては約40枚ほど準備をいたします。それから、西鉄駅の散策路を含めての案内板については約5枚追加準備をいたす予定にしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 若干増えるようでございますけども、まだ私は足りないと思います。これはですね、先日私ども建設経済委員会で今話題の旭川市の旭山動物園へ行政視察へ行ってまいりました。ここですね、やはり今非常に注目されて、上野動物園を抜いて日本一の来場者数があるということで、ここも1日に3万人から超える来場者があるということを聞いております。それで、交通渋滞が起きなかったんですかということをお聞きしました。そしたらですね、最初のころは、やはり8キロからの渋滞が起きたそうでございます。だけど、今はほとんどないということでございます。これはどうしてそんなになりましたかと聞きましたら、周辺に100か所、100本案内板を立てたそうでございます。そして、これによって車の誘導をスムーズにできるようにして、こういうことで現在はもうほとんど渋滞はないと。幾らお客さん来られてもないということでございますので、やはりこのくらいの思い切った政策をとってですね、そして市内に駐車場がどこにあるというようなですね、はっきり駐車場、入り口ですね、そういう入り口、入り口にですね、やっぱり立て看板を立てて、こっちを右に行ったら50m先に駐車場ありますよと、やっぱりそういう親切な看板を立てていただきたいと思います。ただ矢印だけで行け行けと言ったらですね、本当に宇美町まで行ってしまうような看板ではどうしようもございませんので、やはりちゃんと行ったらそこにあると、そこが満杯だったら次のとこ何m行ったらまたありますよというような親切な看板を立てていただきたいと思います。

それからですね、観光パンフレットがたくさん出ておりますけども、この観光パンフレットを見ますとですね、太宰府の分は駐車場を書いたパンフレットが一つもないんですね。旭山動物園に行って、あそこでパンフレットを少しいただきましたけども、そのパンフレットにはちゃんと周辺地図が書いてあり、そして駐車場の位置がずっと書いてあるんですね。ですから、そういうのを持っておけばですね、来られた方はああここに行けば駐車場がある、ここで詰まっていれば次ということで、そこら周辺が大体頭の中にインプットされますので、駐車場を探すのも非常に便利になるんじゃないか。そういうことで車がスムーズに回って、渋滞解消になっているんじゃないかと思います。

そういうことでそれ一つ要望して。それとあと、福岡の天神へ行きますとですね、入る手前あたりの信号機にずっと駐車場の看板がありまして、あいている駐車場がずっと出ておりますですね。そうすると、そこへずっと行ったら大体入れるというような状況でございますので、これちょっとお金がかかるかと思っておりますけども、こういうシステムを取り入れるということで検討していただいたらどうかと思っておりますけど、そこら辺いかがでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げました平成10年3月にこの条件整備、いわゆる基本計画書の原案をつくってございましたが、そのときもう既にですね、いわゆる駐車場の案内、そ

れから駐車場の満車、空車のいわゆる情報システム、これを設置するという計画をもう既に立てておりました。しかしながら、議員さんおっしゃいますように、このシステムにつきましては非常に費用の面で高くなります。それから、警察との協議もかなり行った経緯はございますけども、先ほど言いましたように、費用と時間がかかるというのが今現在に至っているわけです。それで、実際に4年前に国交省の補助をもらいまして社会実験というものをやりました。そのときには、先ほど申し上げましたパーク・アンド・ライド方式を中心に実験をやったわけですけども、そのときにコミュニティバス「まほろば号」の位置を示すいわゆる情報システムを一つのテストケースとしてやりましたが、非常に確かに便利です。今にでも予算があればですね、すぐにでもそういうシステムを導入しようございますけども、いかんせんそういうふうには費用がかなりかかりますので、これは太宰府市だけではなくて、国立博物館も開館いたしましたので、今後そういう関係機関等を含めながらそうしたシステムの設置についてさらに研究といたしましょうか、設置できるような方向で検討をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） これについてはですね、相当期間、それから資金等も要ると思いますので、今から研究していただければいいと思いますけど、看板につきましてですね、やはり今言われました大体五、六十本の看板でございますけども、これについてですね、もう少し増やしていただいて、わかりやすいような看板をつくっていただくということと。それとですね、今年度の予算で、たしか2,000万円ほどサイン計画で上がっていたと思いますけども、このサイン計画はこういう看板類とかそういうのに多分使われるのではないかなということで期待しておりましたけども、現在のところ目に見えた、これでサイン計画の予算でこれをつくりましたというようなところもちょっと見えないようなんですが、看板をですね、あと倍増する、それからサイン計画の予算がどこら辺で使われているのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このサイン計画につきましては、先ほどと関連いたしますけども、国立博物館にお見えになるお客様といたしまして、観光客も含めましてわかりやすい表示をしようということで、今現在も確かに客の流れとかですね、そういうのも状況を判断しながら最終的には詰めていきたいというふうに思っておりますので、今すぐここで具体的にどこどこというのは一部しかございませんので、近いうちにきちとしたサイン計画の整備をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 看板の増設についてはちょっとお答えなかったんですが、次に行きます。

駐車場不足についてでございますけども、先ほども言いましたように、臨時的に学校のグラウンドや市役所の職員の駐車場などを開放されるということで、土、日は何とかなるでしょうけども、この前の特別展「美の国日本」の場合は連日市役所の前政庁通りはもう渋滞してお

りました。こういうことで、土、日はですね、こういう新たに開放される駐車場も使えない状態でございますが、そこでですね、これはご提案ですけども、私はずっと以前からご提案申し上げておりますけど、水城跡、それから政庁跡、観世音寺周辺、市役所の周辺ですね、史跡地の買い上げが相当ありますですね。その史跡地の買い上げられた分に車が入り入れにできるような対策をですね、これ考えていただきたいということでお願いしてはいたしましたが、今回このような大渋滞を起こしておりますのでですね、やはり何とかこの史跡地を開放して、車が入り入れができるようになればですね、これはもう太宰府市の渋滞問題も一挙に解決するんじゃないかと思っておりますけども、これについていかがでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 私どもも当然こうした史跡地、整備をされていますいわゆる公園を含めて検討をいたしました。政庁前通りだけを見てもですね、政庁跡あるいは観世音寺、それから学校院跡と、駐車場には本当に適当な広場というふうな判断をいたしておりました。これはもう当然第一番に考えたことですけども、やはり所管の方から判断をいたしますと、あくまでも特別史跡地としての整備をするものだから、駐車場というのはまず無理という判断があります。そういう形で、必ずしも特別史跡地だけではなくてですね、既に発掘の調査が終わり、そういうふうないわゆる広場的なものがあれば今後も活用していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） この問題を提案しますと必ずその答えが返ってきます。それですね、何とかそれを文化庁の方へ、文化庁というか県というかですね、方へお話をさせていただきたいと。そして、史跡地に対してですね、そういう近いところへ車を入れればですね、そしたら政庁跡にもお客さんは回られるし、観世音寺にも回られると、水城跡にもお客さんは回られると、そしたら回遊性が非常に高くなるということですね、これは以前から何回となくご提案申し上げておりますけども、一向に話が進みませんが、この件について、文化庁なり県の方へ何とか対策ができないかということでお話をされたことがありますかどうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特別史跡というのはですね、物で言ったら国宝と同じじゃないかと私は思っているんですよ。それだからこそ保存、保護しているというそこをやっぱり、いろいろ利用も考えられましょうけど、ぜひ考慮していただきたいというのが一つでございます。

それから、現在ですね、いろんな形で利用といいましょうか、物を置いたりというようなことをしている現状がでございますけれども、会計検査院からですね、非常に是正の指導を受けているというのが現状でございます。そういう点もでございますので、いいアイデアではあるかもしれないかもしれませんが、実現についてはですね、まだまだ紆余曲折しなくてはならないんじゃないかというふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうこともありますので、やはり今回は国博もできまして、そして国博の関係の方も文化庁と非常に関係の深い方がたくさんおられます。それでですね、この太宰府の現状を見ていただいて、やはり国博の方と一緒に何とか駐車場ということで、物を建てるそうですね、結局地下に埋蔵されている埋蔵物に対しての影響があるのでだめだということでございますけども、駐車場にする分にはですね、ちょっと上の方をならしてローラーをかけて砂利を敷くぐらいですから、地下の30cm、50cm、1 m下の遺物にはほとんど影響ないので、そこら辺をしっかりと説明していただいてですね、やはりもっともっと運動していただいてですね、これはどうしても太宰府にとっては一番大事な問題だと思うんですよ。やはり観光行政、観光産業についてもですね、いろんなことで出てくるといいますので、これはひとつ市長、何とかですね、文化庁の方へ市長ご自身出向いていただいて、そして史跡地へですね、駐車場としてじゃなくていいですから、車の乗り入れができるような広場ということですね、何とかご努力いただくわけにはいかないでしょうか。ちょっと市長、よろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご承知のように、本市の場合は約15%史跡地の指定を受けております。したがって、現在政庁跡あるいは観世音寺周辺の特別史跡を除きまして、今後また買収するわけでございますが、この史跡地をいかに保存活用だけでなく、有効活用していくかと。今ご指摘の駐車場等の利用はできないか、文化庁には再三申しておりますし、これは全国的な規制の中での太宰府ということで、太宰府に国博ができた機会にさらなるそこの有効活用についての文化庁の見解については今後ともただしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 何とかですね、駐車場問題が解決しないことには観光客がだんだん減ると思います。特にですね、団体バスは太宰府に来たら駐車場に入るのに1時間、出るのに1時間、それではもうほとんどスケジュールができないと、大体観光バスの場合は分刻みでスケジュールを組んでおりますのでですね。そしたら、今は開館の人气で、あそこの天満宮の駐車場も観光バスでいっぱいになっているような状況でございますけども、これがだんだんだんだん減ってくるといいますので、やっぱりそういうことにならない前にですね、ぜひ解決していただきたいと思っておりますので、ぜひ近い将来市長の方で文化庁へ直接行っていただいて、しっかり陳情していただいて、何とかこの問題が解決できますようにご努力をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

それから次に、梅大路交差点の踏切の問題で非常に苦慮されているようでございますけども、これはあそこをいかにどうこうしようとしてもですね、問題の解決はほとんどないと思います。ですから、この問題を解決するためにはですね、あの太宰府駅を地下駅にするか、それとも高架にして通してくるか、もうこの2つしかないと思います。それか、あとは駅を若干ずらすとかですね。そういう長期的に見て大きな計画でですね、これを論じられるような何とい

うんですか、西鉄さんやら国や県と協議をしていくというようなことは考えられませんかでしょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この西鉄太宰府線の地下化あるいは高架化あるいは西鉄駅そのものを五条側に少しずらすとかというのはですね、過去この平成10年3月につくりました基本計画原案の中に入れておりまして、実は何度も協議をした経過がございます。当然そのときには福岡県含めて関係機関ともですね、何度も経験ありますけども、なかなかこの計画そのもの、構想そのものが費用の面とか長期化という問題もございまして、なかなか先に進んでないのが現状でございます。これは我々もそういう方が一番いいなという考えは持っておりますので、今後も機会あるごとにですね、将来構想といいたまいますか、そういう計画の中で進めていきたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 太宰府駅については非常に大きな問題ですので、なかなか短時間で片づく問題じゃないと思っておりますけども、ひとつこれにもしっかりと頑張っていたきたいと思えます。やはり本市は観光産業をメインとしたまちづくりをしていかなければ、今後ですね、都市間競争、いわゆる自治体間競争には負けていくんじゃないかと思えますので、そういう観点からもですね、この交通渋滞対策についてはより一層の取り組みをお願いして1項目めの質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 続きまして、財政健全化への取り組みについて、市長からご答弁をというところでございますが、まず私の方からご回答申し上げます。

現在、平成18年度の予算編成に向けまして作業を行っております。昨年に引き続きまして国の財政三位一体構造改革によりまして、国の補助金や交付税の大幅な削減があるだろうというふうに予想しております。そのため、各部署とも予算編成に大変苦慮をいたしております。これらの状況から、今年9月に策定いたしましたお尋ねの太宰府市行政経営改革、要するに行革と言いますが、これに基づきまして主要推進項目を具体的に実施するために、当初の3年間を取り組み期間といたしまして、財政の健全化を目指した市政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

ご質問いただきました1番目の経常収支比率でございますけども、これも三位一体の改革により地方交付税が大幅に減額されたことによりまして、経常収支比率が上昇傾向にあります。その中で目標値を下方設定することは大変厳しいものがございますけども、やはり取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

経常収支比率を例えば0.1%変動させるためには、約1,300万円の経常的な一般財源収入額を増額するか支出を減額しなければなりません。そこで、平成16年度は現在98.7%というふうになっておりますが、これを目標値では平成18年度98%にするというふうに明言しております

が、そのためには約9,100万円あるいは平成19年度では97%に経常収支比率をするというふう  
に明示しております。そうしますと、さらに1億3,000万円の一般財源の収入増加、あるいは歳  
出の削減化をしなければなりません。そういうことで、今後やっていこうということでみんな  
に意思表示をしているところでございます。

なお、お尋ねの来年度の予算規模はどうなるのかというふうにお尋ねでございますが、現在  
平成17年度の当初予算では205億円でした。これがやはり収入も削減になりますし、歳出の方  
も大幅に削減を見直すという形で、現在のところ財政計画では193億円、約12億円、6%の減  
という形でしていかないと財政の方としては成っていかないかなというふうを考えておりま  
す。

以上です。

それから、2番目、3番目というふうに質問がありますが、2番目に大型事業が今後予想さ  
れております。これについては、まず借金に頼ることではなくて国庫補助金あるいは県の補助  
金がないかどうか。以前は起債に交付税があるので安易にそれに飛びついていた経緯もあり  
ますが、やはり国庫補助金、確実に財源保障があるものについてはそういうふうなものを見つ  
けてくるようにというふうを考えてます。いよいよそこでなければ、どうしても借金してでも  
その事業をやらなければいけないということであれば、従来の借金をしても返すときに地方交  
付税にある程度算定されるということでございます優良起債、そういうものを優先に対応しよ  
うというふうを考えています。できるだけ一般的な、全部借金になるような借金はしない。そ  
れをするならば、その事業をしなければいけないのかどうか、もう一度見直そうというふうな  
考え方で考えております。

その結果、お尋ねの平成16年度末には起債残高が251億円になっておりますけども、現在で  
は例えば史跡地の購入について今起債で行っておりますけども、これは95%は国の補助金があ  
るというような返し方をやっております。そして、先ほどの優良起債で地方交付税の措置があ  
るものについては約59%、120億円ぐらい分はそういうふうな財源がつくような借金の内容に  
なっております。実質、国庫補助金とか地方交付税の措置がないものについては41%で、約  
100億円ちょっとぐらいというんですかね、そういう形の借金の状況になっております。

いずれにしても借金を減らしていくということが必要でございますので、現在返済金が約  
31億円ございます。ここ数年はこれを上回りますとやっぱり起債の残高が増えていきますので  
25億円という形で抑えております。純然たる借金は25億円を抑えていこうと。そういうふう  
に何年かしますとその差額分だけは借金の残高が減額していくというふうな考え方を持って  
おります。そういうことで、地方債の減少をしていこうというふうを考えております。

それから3番目に、補助金交付の適正化に関しましては各種団体への公正な補助金支出を  
図るため、現在早急な補助金交付基準の策定を検討いたしております。また、外郭団体の見直し  
につきましても、設置目的の妥当性、設置目的に沿った運営となっているかどうかということ  
を検証して、将来にはですね、外郭団体の自立促進を図るような施策を今後やっていこうと。

これは本体そのものも非常に苦しくなっておりますので、外郭団体は自立促進という形を今後行っていこうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 4点目についてお答えいたします。

国、地方ともに財政は依然として厳しく、現在、三位一体の改革において地方歳出の見直し、地方交付税の抑制等が進められており、将来にわたりまして国レベルでの少子・高齢化の進行や人口減少への転換、団塊世代の大量退職時期の到来など、今後も歳入の減少と高齢化対策等歳出の増加が予測される社会状況にあります。

このような中、本年度四役、部長で構成いたします経営会議を設置いたしまして、本市の経営をどのように進めていくのかという観点から、人口増加と歳入増に関する議論を行い、歳入増に結びつく人口増加策につきまして、中・長期的な観点から取り組む必要性を認識いたしております。今後の具体的な取り組みといたしましては、人口の受け皿づくりとなります組合施行の土地区画整理事業等を推進することが重要であると考えております。また、本市には重要な遺跡が数多く存在しますことから、開発事業着手の前提といたしまして文化財発掘調査が不可欠となっておりますが、調査に期間を要するため、開発事業等の意欲に影響を与え、開発の機会を生かし切れない状況もございます。このため、文化財の重要性を前提としつつも、開発事業等に伴う発掘調査の迅速化を図るための対応策を現在検討いたしております。

産業面でも、観光客の誘致を図るなどによりまして関係団体と連携し、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） まず1点目のですね、経常収支比率を下げていくということで、具体的に大体今年度予算に対しまして来年度は9,100万円、その次は1億3,000万円減らしていかなければいけないということで、非常に厳しい財政状況になると思いますけども、これをどこでどのようにして下げていくのか。計画を見ますとですね、ずっとあと4項目ほど書いてありますけども、それについては具体的な数字が書いてないんですね、やはりこの4項目についても1項目1項目に大体幾らずつぐらい、民間委託推進については幾らぐらい大体マイナスにする、補助金交付の適正化については幾らぐらいのマイナスにする、歳入確保については大体幾らぐらい増加策をとるといようなですね、具体的な数字が必要じゃないかと思うんですね。そうじゃないと、ただ98%にするのに9,100万円減らしますよというだけではこの中身が全然見えませんので、ここら辺どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど一般財源での比較をですね、経常収支比率はどういうものかといいますと、経常的に収入がされるもの、例えば税金とかですね、それから地方交付税とかそういうものです。例えば、大きな事業をするときに国の補助金とか収入がありますけども、それは臨時的に入ってくる収入ということです。あとは人件費とか、借金の返済とか、この庁舎の

維持管理とかというのは、何もしなくても支出が要ります。ですから、何もしなくても自然体で収入が入ってくる分に対して、何もしないで支出される分というような比率が98%だというふうに考えています。

一番大きいのは、やはり人件費と借金の公債費です。先ほど言いましたように、公債費については、借金を返す金額よりも6億円か5億円少なく今から借りていってその分を減らしていこうという大まかな考え方を持っています。それから、2番目に大きい人件費についても、いろいろ皆さんからのご指摘もありますけども、やはりこれは1人計算しますと800万円から900万円ぐらいかかります。これについては、今後今の採用を見送ってでも人件費の総額を減らしていこうというふうな考え方を持っています。これも国の方も財政が厳しいということで、公務員の純減を5年間で5%するんだというふうな計画を持っておるようですけども、私どもは既にそういうこともやっておりますし、今後もやって、さらに退職者の不補充という形で、人間そのものを減らしてやっていこうと、そういうようなことで全体的に大きなものからやっていこうというふうに考えておまして、そういうような積み上げの数字が1億円あるいは1億5,000万円というふうに積み上がって、経常収支比率を下げたいこうと、そういうふうな計画を持っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 経常収支比率のご説明をいただきましてありがとうございます。そこら辺はある程度はわかるとるつもりでございますけども、やはりこの計画の中で具体的に数字を出して、この分でこれだけ下げないといけないという数字にはなりませんということを私はお尋ねしたんですけども、ちょっとそれについての的確なお答えはありませんでした。ちょっと時間も大分なくなってまいりましたので、もう少し簡潔にですね、お答えをいただきたいと思っております。

次にですね、ですからさっきも言いましたようにですね、この計画が絵にかいたモチにならないように、しっかり取り組んで数値目標もある程度しっかり出していただいて、3年後にはですね、そしたら職員給与を何%に下げますとかですね、総体ですよね、するとか、そういう計画をですね、やはりここで出していただきたかったんですけども、ちょっとそれは今のところ出ないと思いますので、要望しておきます。

次にですね、補助金の適正化ということで、スポーツ振興財団に対する補助金及び支援について、ちょっとお尋ねいたします。

スポーツ振興財団はですね、来年4月1日から指定管理者となられますけども、今回議案審議の中には2か所だけしか指定管理者の指定に対する議案は出てなかったんですけど、あと11施設あると思いますけども、これはいつ出るのかですね、これはいつ出るということだけお答えいただければよろしゅうございます。

それからですね、もしこれが3月議会に出るということであればですね、もうそれで結構でございます。しかし、今回出ないと3月に出さないとこれは間に合いませんので、必ずこれ3

月に出ると思いますけども、そんな4月1日から施行するのにですね、3月議会で、3月議会が終わるのが20日過ぎになるかと思えますけども、その時点で議案を通して、それでさっさと間に合うかということもあると思えますので、若干もう少し早目に議会には提案していただいて、説明をしていただきたいと思います。

それから、これ指定管理者に対して補助金や支援はどうかということで、これは9月の議会で私はお尋ねしとりましたけども、そのときですね、教育部長の方から指定管理者に対しては補助金や支援は地震や水害等、特別なとき以外はいたしませんということでご回答をいただいておりますけども、振興財団に対しては本年度2,791万円の補助金が充てられておりますけども、これについては来年からはもう廃止される予定ですかね、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 公募によらない施設といたしまして、老人福祉センターは社会福祉協議会、それから大宰府展示館は古都大宰府保存協会、そのほか9施設について財団ということで考えておりまして、そのうち9施設のうちの1つ、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、直営で公園として開放できないかということで現在検討を進めておりますので、文化スポーツ振興財団との協定につきましては8か所になる可能性もございます。そういうことから、平成18年3月議会には提案することといたしております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） もう一つ、2,791万円の今年度の補助金ですが、これは来年度はどのように考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） この補助金につきましては、財団をつくりますときに市が公益法人の寄附行為をつくりまして、積極的に施設の管理をしていくということでつくっております。この補助金は財団の運営の補助金でございまして、施設管理の補助金ではございませんので、従来どおり運営補助金として協議をしながら補助していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それからですね、財団には市の職員さんが事務取扱として財団に入っておられますけども、これにつきましてもですね、市の職員さんがほかの事業所へ市の予算をもって勤められておるとことは非常にこれは私はどうかと思えますけども、これについては市長、いかがお考えになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 市の職員を今兼務の形でいきいき情報センター、あるいは文化スポーツ振興財団の方に派遣をいたしております。このことにつきましては絶えず私は申し上げておりますけれども、垂直的減量をその当時から、管理公社の時から職員で各施設を行った場合については相当の人員費がかかると、そういったことから、その当時から多くの自治体の中で行われて

きておりましたけれども、財団に直営的な垂直的減量をする組織をつくって、そしてその頭脳的な中枢部につきましては、すなわち運営するところ等については兼務でもって行うというふうな形で職員を最小限派遣をしておると。各施設については、嘱託職員あるいはパート職員、あるいは臨時職員等を活用しながら行っておると。このことにつきましても雇用の創出といいましょうか、そういった側面もあるというようなことについてご説明をしておきたいというふうに思っております。

そういったことから、財団が悪のような形でとらえられることについては間違いだというふうに思っております。そのことによって、多くの人件費、財政上の負担を軽減しておるというふうなこと、それから、直で市の方のあらゆる、社会福祉協議会でありましても、あるいはシルバー人材センターでありましても、あるいは財団、あるいはいきいき情報センターの中で行っております諸施設につきましても、市の方のやはり大もとの意向といいましょうか、政策の、例えば高齢者の政策等については社会福祉協議会も、あるいはシルバー人材センターも同じ方向の中でやはり行かなきゃならない。ばらばらに行くような形であってはなかなかこれは総合性が発揮できない。そういった中における利点性、マイナス面もあろうかと思いますが、利点性をやはり重視すべきだというふうなことから今の財団運営等を行っておるわけでして、より民間にそういった手法をというふうなことから指定管理者制度があるわけでございますけれども、それにふさわしい施設、あるいはふさわしくないところは直で行う、あるいは財団で行うというふうな視点もやはり持つ必要があると。すべてにわたって指定管理者制度がオールマイティーではないということについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。懸命に、私どもはいかなる場合であろうと最少の経費で最大の効果を目途として行っております。財団の職員等々につきましても、民間のそれと変わらないような形の中で創意工夫しながらやっただいておるといいうふうなこと等についても、私理事長をいたしておりますので、そういったことについてもご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 別に財団が悪ということは決して言っておりません。これは助役の方の思い違いだと思います。私はただはっきりですね、いわゆる市と財団というのをはっきり区別すべきだと、そしてもし、そういう財政的な援助が要る、そういう人的な援助が要るということであればですね、そうしたらきちっと補助金、ほかの何か形できちっと出すと。そして人員の派遣についてもですね、今みたいな市の職員が兼務じゃなくて、きちっと派遣なら派遣ということで、組織をきちっとわかるようにしていただきたいと、こういうことを言ってるわけですね。そして、そういう中でですね、市の政策を執行していく中でそういう必要性というのは十分わかっております。これは社会福祉協議会においては福祉の部分で相当部分をですね、市の政策を実行されている部分もあります。ただ、文化スポーツ振興財団はそこまではないんじゃないかなと、もう少しきちっと市と区分してやっていける財団じゃないかなと。そして、

その中にですね、いわゆる指定管理者として施設のいわゆる指定管理者となっていかれると。やはり、そういう仕事ですね、今まではそういう制度がなかった、今までは市である程度かわった団体じゃないとそういう施設へですね、管理ができなかったという分がありますのでですね、今回はそれがなくなったんで、これを機会にやはり財団は財団としてもう少し自由に動けるように、そして自由にやはり自分たちで事業してやって、自立していけるように、やはりこれは市の方で指導していかれるべきじゃないかなと。もう財団もできまして十数年になります。やはりいまだにおんぶにだっこじゃ財団もちょっと努力不足じゃないかなと思いますので、こちら辺をですね、私はっきり言っておきますけど、別に決して悪じゃなくて、私は市と財団との関係をもう少しきれいに、きれいというたらいいんですけども、わかりやすい形にですね、やっていただきたいということをお願いして、これで私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております観光行政について質問をさせていただきます。

平成14年3月に策定されました太宰府市地域の産業・観光活性化プランで、市長は九州国立博物館開館を観光資源ととらえ、にぎわいある観光振興及び観光を軸とした地域産業の活性化を図るための政策を戦略的かつ具体的に行動するための計画として、観光活性化プランを策定したとあいさつで述べられております。また、この観光活性化プランには、「年間1千万人観光都市」の実現を目指すともうたっております。さらには、観光産業の意味についてプランで次のように述べております。「観光産業は21世紀のリーディング産業とされています。それは、観光産業がすそ野の広い産業であるという特性によるものです。観光施設やお土産店、食事どころなどだけではなく、製造業や農産業も観光産業の成長と大きくかかわってきます。太宰府市が観光で活性化するという事は、市内にある各種産業にもその経済波及効果が期待できる」と、このように説明をいたしております。

そこでお尋ねしますが、市長も本会議初日のあいさつで述べられましたが、待望の九州国立博物館が10月15日にオープンをし、16日から一般公開がされ、開館記念特別展「美の国日本」が11月27日に終わりました。この間、予想を大幅に上回る来館者が訪れ、市長もうれしい誤算と述べられました。そこで、まずは開館から特別展の閉幕までを一つの区切りとして見た場合、本市にとって経済効果という大きなメリットもありましたし、また交通渋滞というデメリ

ットもありました。市として、まずはどのような総括を行っているのか、お聞かせをください。

あわせて、平成17年度と平成18年度の観光客の見通しをどの程度予測されているのか、数値があれば示していただきたい。また、観光活性化プランで言う1千万人実現はいつごろの時期をめどにされているのか、お尋ねをいたします。それに伴い、当然経済波及効果が期待できるわけですが、どのような見通しをお持ちなのか、お聞かせください。

また、同時に、交通渋滞の緩和も大きな課題であります。解決策についてどのような検討を行っているのか、お伺いをいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光行政についてご回答いたします。

まず、1点目の総括についてでありますけれども、九州国立博物館開館後は天満宮や参道周辺の観光客があふれ返り、毎日正月がやってきたような43日間だったと感じております。この間は、単に訪れる人数が増加しただけではなく滞在時間も長くなりまして、食事を希望する観光客などで茶店もにぎわい、また土産品を購入する観光客も多かったことから、地元経済への波及効果も大変大きかったものというふうに推測はいたしております。

しかしながらその反面で、駐車時間も長くなりまして、駐車場の回転率が下がることによって幹線道路が渋滞をしたり、あるいは生活道路にも観光客の車が入り込むなど、地域住民にも大きな影響を及ぼしたというふうに思います。

まだ開館後で短い期間ではありますけれども、こんな見えてきました様々な課題を解消するためには、今後とも国立博物館の関係者をはじめ、地元の観光協会や商工会などと一体になって取り組みながら、顧客満足度が高い観光地づくりに努力をしまいたいというふうに考えております。

次に、今後の観光客数の見通しについてでございますけれども、現時点におけます予測数値そのものは立てておりませんが、新たに開館いたしましたこの国立博物館効果をどのように算定するかが大きなポイントであろうというふうに考えます。今回の特別展開催中の入場者数につきましては、延べ約62万人と発表されましたが、これまで本市への観光客のここ数年の入込み数といたしましては年々減少傾向にありましたので、この博物館入館者を含めた今年1年間の総数では、いわゆる下げどまり、上昇に転じたというふうに推測をいたしております。また、特別展が終了した現在でも、毎日平均いたしますと約5,000人前後の方が来訪されております。今後の特別展の開催状況によりましては、また大きく変動するものというふうに考えます。

次に、観光客1千万人実現のめどについてでございますけれども、これは市といたしましても、できるだけ早い時期に実現したいというふうに考えておりますけれども、これまでのような正月の一極集中ではなくて、毎月平均いたしますと約80万人程度の観光客が訪れると想定した

場合には、今回の特別展開催期間中以上の観光客が訪れるというふうになります。したがって、これを受け入れるためには、やはり観光地としての条件整備というものが大変重要な課題であろうし、またその実現に向けて最大限努力していく必要があるというふうに思います。

次に4点目についてでございますけども、当然観光客が増加いたしますれば、地域経済への波及効果は期待できるというふうに確信いたします。しかしながら、より効果を得るためには、観光客が求めるものを提供することができなければ地域の活性化への結びつきはないというふうに考えます。したがって、今後に向けては、マーケット調査なども行いながら、一定の数値目標を設定いたしまして、それに向けた努力を払う必要があるというふうに思います。今後に向けては、観光協会や商工会とも密に連携をしながら、よりグレードの高い観光地づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、交通渋滞対策についてでございますけども、今回の状況から判断して、博物館や天満宮周辺のみには駐車場を単に確保するだけでは根本的な問題の解決には至らないというふうな判断をいたしております。今日まで国土交通省、警察署あるいは県の関係者とも幾度となく対策会議を開催いたしておりますけども、その中でやはりまずはできるだけ公共交通機関の利用を呼びかけること、またさらには西鉄電車やJRの沿線に駐車場を確保して乗り継ぐ、いわゆるパーク・アンド・ライド方式を導入するというふうなことの検討を行っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） メリット、デメリットということで総括をされています。経済効果があったということと、交通渋滞があったということだろうと思います。私、今回九州国立博物館がオープンしたということが太宰府にとってこれは大きなメリットになるかと思うんですが、ほかの施設と一つこの九州国立博物館が違うところが私はあるかなと思うんですね。これが最大の特徴じゃないかと思うんですが。私、京都の国立博物館に何回か行きました。何回といても2回行ったわけですが、実は1回目見て、これはいろんな形で国宝がたくさんあるなと、宝物をたくさんお持ちだなと、そういう印象を持って。2回目行きましたら、結局同じ内容でしたので、もう3回目以降はもう行く必要がないなと。こういう思いで九州国立博物館もこんなものができるのかなと。大体こうすれば、できても最初の二、三年が山場かなと、こういう印象を持って帰ってきたわけですが、この九州国立博物館の最大の特徴というのは、そういった常設展の大きな宝物が京都のようにない。だから、言うなれば、特別展示展を何回も開催してやっていくということが私は最大の特徴かなと。今回も「美の国日本」をやりまして、11月27日まで、その間例えば11月4日までに金印を見ないともうこれが撤去されるよとか、返されるよとか、そういういろんな話をあちこちで聞きまして、それまでに見に行こうやと、こういった形の中で11月27日までにとにかく一回は見に行かな損するぞというような心理的なこういった働きがあって、たくさんの方がお見えになったんじゃないか。一つはマスコミの効果

もあったと思うんですね。それで、太宰府市の地域の産業・観光活性化プランを総合計画に基づいて策定されて、この中には観光客は、国立博物館は20万人という予測をされておられるわけですね。まず、どれだけの観光客が来るかによって、この地域の産業と活性化というのは変わってくるわけです。そうしますと、まあ私は二、三年という見方をしてたんですが、今回のような形がずっと続いてくると、ちょっと考え方を変えていかなきゃいけないんじゃないかと思ってるんですが、その辺の認識ですね。要するに、今後特別展をずっとおやりになっていかれると思うんですが、国博との話し合いがあると思うんですが、今後の見通し、要するにある程度今年の「美の国日本」のようなものがずっとこれから続いていくのかどうか、その辺の見通しというのはお持ちですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 国立博物館とは常に情報交換をやっておりまして、この特別展というものは、現在のところ年に4回開催をするという方向でいろいろプランニングといたしましうか、企画をされてるようです。今回も第2段として1月1日から4月2日まで開催されるわけですけども、この第2段に対するいわゆる入館者の予想というのがですね、国博におきましてはできないというのがまず結論でした。今回のいい事例が一つの結果だろうと思えますけども。

しかし、私たち市としましてはですね、やはり今回みたいにたくさんの方がお見えになる、太宰府の駅おりて、あそこではもう正月みたいに混雑をしている状況を見ましてですね、今回の補正予算にも計上させてもらっておりますけども、いわゆる受け皿とする観光の案内を含めて、この観光産業も含めた中でいかにして対流させるか、回遊させるかというのが大きな今後の課題になろうというふうに思います。そういうことから、今回観光協会のそのものももう少し幅を広げて、太宰府館の方に一つの出張所みたいな形できちっと位置づけをして、それぞれの場所でそれぞれの対応をしながら市内を回遊できるような案内をしようというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 総合計画、それから地域の産業・観光活性化プランというのがあるわけですが、年に4回程度おやりになると。国立博物館は予想ができないと。これは相当私は期待感を持っていいんじゃないかなろうかという気持ちを持つとるわけですね。市も当然そういう形で、要するに観光客がどれだけ来るかということによって交通渋滞も起きるか起きらないかということがあるわけですので、まずこの辺のところの予測をね、非常に難しいとは思いますが、ある程度お見えになるという予測はやっぱりきちっと立てとかないと、施策の展開はできないんじゃないかと。

そこで、この太宰府市のこの地域の産業・観光活性化プランがありますが、これも相当の見直しが必要じゃないかなという感じがするわけですけど、その辺のところをお考えかどうかで

すね。平成19年までの内容になってますけども、新たな、要するに初めてこんな九州国立博物館が来てそういう現象が起きたということはわかつとるわけですので、このプランの見直しについて考えられています。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然、先ほど議員さんおっしゃいましたように、国博の入館者、いわゆる観光客としての数というのは少な目に見ておりましたので、今回の体験、あるいはもう少ししばらく状況を見ながら、見直していく部分は当然見直していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） デメリットについては交通渋滞という形で言われておりました。それ以外に、いろいろな形で観光客の方お見えになって、大変来ていただいたことはよかったですけども、いろいろ不満をお持ちになりながら帰られた方もおられます。私も国立博物館まで行ったばってんが、もう駐車場が満車やったので、もう見らんで帰ってきたとかという人も聞いてます。様々そういった、先ほどから駐車場の問題もありますけど、我々が把握できてない様々な問題もまたあったんじゃないかと思うんですね。市にもいろんな形で苦情等が寄せられていると思うんですが、それぞれ職員は職員でまたいろんな形で苦情を聞いていると思いますし、感じていることもあると思うんですね。そういったようなこの要するにマイナス面をやっぱりきちっとして、そして次の新たな施策を展開するということは必要だと思うんですが、このマイナス点みたいな形で、例えば職員からどのような苦情があったとか、市民から苦情があったとか、そういったような形を集約されたのかどうかですね、市として、その辺あります。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） きちっとした集約を整理したということはございませんけども、常にいわゆる情報交換をやっておりまして、特に市はもとより、担当所管します観光課でありますとかまちづくり企画課含めてですね、それから一番中心なのが国立博物館の方と1週間に1回以上は調整会議をやっておりまして、市民からの苦情、あるいは観光客の苦情あたりも集約しながら、一つ一つ解決をしていくという形で今現在も進めております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） やっぱりそういったものはですね、やっぱりきちっとまとめていただきたいと思います。どういったことがあったとか、どうなのか。できれば私どもにも、議会の方にもそういうまとめたものを提示していただきたい、こういうお願いをしたいと思うんですが、その辺はできますかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然そういういろんな苦情なり提言なりは一つにまとめて、市はもとより、関係者には情報提供という形で行いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） よろしく申し上げます。

ただし、交通渋滞の話はずっと出ておりますので、経済効果についてですね、幾つかお尋ねをしたいと思います。

建設経済委員会でいろんなところの視察行ってきたわけですが、観光で新聞等によく載っているところに今回視察に行かせていただきました。富良野市、人口2万5,000人余りの地域なんですけども、ここもたくさん観光客がお見えになってらっしゃるわけですね。それに対する、観光客は年間200万人から250万人お見えになっていると。宿泊は約50万人。観光の直接売り上げが約292億円。それに波及して、その波及効果というんですかね、これが約470億円あるという試算をされております。

それから、小樽市が平成15年から平成16年夏にかけまして、小樽市観光経済波及効果計測というものをされております。これが大体年間観光客が750万人ぐらいお見えになると。年間のその観光の総消費額が1,319億円、それに伴います経済の波及効果が、何と2,668億円ですね。雇用効果も1万8,499人おらっしゃると。国も今観光立国を目指して、推進、戦略会議等を開いてやってるわけですが、この国もどれだけのその経済の波及効果があるのかということで、アンケートをとりながら試算をしております。国全体としてアンケートをとった結果、これは平成16年度ですが、2000年、2001年、2002年、2003年とずっとやってまして、2004年度の貢献度と、要するに旅行観光産業日本経済の貢献度ということで、旅行の消費額が24.5兆円あると。その中で、それに伴います波及効果というのが、生産波及効果が55.4兆円、付加価値の効果が29.7兆円、さらに雇用効果が475万人で、私どもに最も関心のある税収の効果が4.8兆円と。だから、国の収入が44兆円ですかね、ですからもう大体1割程度という形の、これは国の出してる試算ですから、いろいろたくさん複雑な計算があつて、私もよく理解できない部分もあるんですが、これだけのかなりの大きな経済効果があるということがうたわれとるわけですね。

太宰府も、先ほど冒頭に述べましたように、観光は市内にある各種産業に、直接のお土産だけじゃなくて、あらゆるところに影響すると、そういうことを期待しているということを書いてあるわけですが。私も前からこれを主張しているんですけども、やはり太宰府においてきちっとした形でどの程度のこれだけ、大体600万人以上の毎年お見えになってらっしゃる、確かに正月三が日が多いにしても、それなら国立博物館がそういう形で年4回やるとなると、かなり詰め込み型になっていくんじゃないかと私は思うわけですが、やっぱりその辺のところをきちっと実態調査というんですかね、経済波及効果はどの程度あるのかといったことを私は試算してほしいなあと思うんですが、あれば教えていただきたいと思ひますし、ぜひ今後の検討課題じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほどご回答いたしましたけども、今現時点できちっとした本市のそういうふうな数値というのがございませんので、こうした国博の開館を受けての多くの観光客が増えたという事実をもとに、やはりその辺はきちっとしたマーケティングリサーチといたしまししょうか、そういう調査をしながら、それぞれ観光協会あるいは商工会と一緒になつてです

ね、お互いに情報を出し合いながら、一つの目標数値というものを設定していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そこでですね、これどういう形のやり方をするかは別にして、いろんなやり方によってはですね、私はその調査をしていく中で、やはり交通渋滞の解消等もですね、アンケートをやる中で私は出てくるんじゃないかなという形を思っておりますので、ぜひ調査研究をですね、どこから来たのか、何を買ったのか、これからどこに行くのか、どのくらいの時間おったのか、お金を使ったのかとか、そういったいろんな方法があると思いますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

その最大のメリットは、そういう形でたくさんのお客さんがお見えになってらっしゃると。ところが、もう一つ残念なことがあるわけですね、太宰府の、交通渋滞とは別に。これだけの、私に言わせれば宝物ですよ、たくさんのお客さん、このたくさんのお客さんが本当に生かされてるかどうか。例えば、1点言わせてもらえば、日帰りのお客さんが多いと。残念なことに、宿泊施設が太宰府の場合はないわけですね。そこで、先ほどの小樽にしても、それから富良野にしても、やはり宿泊のお客さんの経済の波及効果が極めて多いわけです。そこで御飯を食べられたりとか、朝御飯とか夜御飯とか食べる。やっぱり地場産業の農産物を使ったりとか、そういう形でかなりの波及効果があるということなんですね。

もうこれは前から、総合計画にも宿泊施設の誘致ということは考えてありますけれども、残念なことに私この地域の産業・観光活性化プランを見ましたらですね、総合計画にあるんですけども、これには載ってないんですね、宿泊の2文字が。これを策定されるときにですね、その辺の議論がされたのか、されなかったのか、それとも太宰府としては宿泊施設に対して余りそういう期待を持ってないのかなのか、やっぱりこれからそういう形の中で、せっかくこれだけの観光客がお見えになる、宿泊施設を誘致していく考えがあるのかどうかです。そういうのがちょっと見えないんですけども、その辺のお考えを、これは市長に聞いた方がいいのかなと思います、どうですか、部長の方ですかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま観光行政全般の今後の問題でございますが、今度の国博の開館に伴います波及効果と申しますと、これは今ご指摘のとおり、ぜひ調査してまいりたいと思っております。

それから、宿泊施設の問題でございますが、本市といたしましては前々から観光施設として、またお客さんの滞在型を図るためには宿泊施設がぜひ欲しいということで、いろいろ計画なり誘致をいたしたことがあるわけでございますが、ご承知のように以前は水の問題等々なかなか宿泊施設、ホテル等の施設が非常に難しかった事情がございます。今日的に見ますと、非常に観光バスで来るお客さんが多うございまして、それと交通機関が非常に便利がいいというか、福岡市との距離が非常に近いということで、ほとんどのイベント等の団体のお客さんは福岡

市に宿泊されると。それから、周辺につきましては、まず温泉地を宿泊に望まれる方が多いという事で、太宰府の宿泊施設としては非常にそういう条件においてはやや劣っておるんじゃないかと。もちろん宿泊施設がぜひ欲しいというのは、今後とも運動を続けてまいりたいと思います。現在国民年金保養センター等につきましてはでございますが、やはり温泉施設が欲しいというようなことで国民年金保養センターには温泉施設を設置したわけでございますが、おかげさまで非常に宿泊客が多くなっております。今後とも、宿泊につきましては太宰府市に直接建設するような方向でいろいろまた今後とも探ってまいりたいと思っております。

それからもう一つ、太宰府市に国立博物館ができたこと、この波及効果でございますが、今までは太宰府の観光はやや天満宮中心の観光客、日帰り観光客が多くなったと。ただ、国立博物館ができましたのは、太宰府市域に直接の波及効果、経済効果と同時に福岡周辺都市、そして九州全体的にこの九州国立博物館の影響、あるいはアジアに向けた影響等々も展開していく必要があると。そういう意味で、アジアの観光にやはりそういうものが今後展開されれば、太宰府が一つの拠点に呼び込めると、そういうことを含めて今後進めるべきじゃないかと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長はやはりこの宿泊施設をこれから積極的に誘致していきたいということでございます。そういうことをお聞きいたしましてお聞きをいたしますが、要するにこの福岡という地域がありまして、太宰府との距離がありますね。だから、今言われるように大体福岡に泊まるという方が多いかと思うんです。これちょうど小樽と似たような距離になるわけですね。札幌というところがあって、小樽までは約30分ぐらい。ですから、大体ほとんどのお客さんは札幌に泊まられると。小樽はやっぱりそういう形の中で、できるだけ小樽に泊まっていたきたいというようなそういう観光戦略というんですか、練りまして、要するにこっち側の方に宿泊することのメリットをつくっていかないといけないわけですね。太宰府の魅力づくり、これが必要だと思うんですが、これはやっぱり職員のいろんな様々な私はアイデアが必要だと思うんです。市長がもうそういう形でおっしゃってるわけですから。宿泊施設をやっぱり誘致していくということであれば、日帰り客をいかにこの長期滞在型に持っていくかと、これはもうアイデアを使っていくしかない。やるのはもう民間会社ですからね、建てるのは、市が建てるわけじゃないです、民間業者を誘致していくしかない。

それで、余りにも宝があり過ぎて、今までこういう形でなかなか民間業者が建てなかったという部分あるんですが、私もいろんなことを見ながら、読みながら考えるわけですね、太宰府はどういう形にしたら夜の魅力づくりができるのかなと。小樽はイルミネーションをやったり、そういういろんなことを、小樽の雪明かりのまちとか、要するに夜のイベントをたくさんつくっているわけですね。

たまたまこれ見てみましたけども、いろいろと何も無いようなところやけど結構あるんだなあということ、ちょっとこれ紹介させていただきたいんですが、まちづくり最前線という、

地域再生の現場からということで、ジャーナリストの方がいるんなまちおこしでレポートされてる分があるわけですね。

愛媛県に双海町というところがあるそうですが、これは合併して伊予市という形になったそうなんですけど、ここは全く観光資源がないそうなんです。この観光資源がないところに観光資源をつくれたわけですね。何をつくれたかといったら、NHKのディレクターが来てですね、ここから見る夕日が物すごくきれいだったらいいんですよ。でも、まちの職員は毎日見ようわけですね、夕日は、毎日見ようわけです。だから、何とも思ってないです。ただ、NHKのそういった記者が「この夕日は美しいね」と言ったことに、この一言に触発されて、まちの職員がこの夕日をまちおこしにしたと。今55万人の観光客がその夕日でお見えになってらっしゃるわけですね。

私もこれちょっとインターネットでとってきましてけども、こういう、タイトルは「しずむ夕日が立ち止まるまち…ふたみ」という、こういう形でやっとなるわけです。55万人ですよ、大変な、毎日ですよ。私もこれ見ながらふと思ったんですね。市役所から眺める、5階から眺めるあの夕焼けは最高じゃないかなと。みんな笑うかわからん。みんな笑ったんですけど、これ。今言ったように、この夕日のこと、今笑ったように職員皆笑ったって。だけど、やっぱり本気になってやったんですよ。そしたら、55万人の観光客を出したわけですね。

私もこれちょっと、たまたま思ったものだからこっちに来る暇がなかったので、ちょっと議会議務局の方にね、5階から夕日を撮ってご覧、夕焼けを。で、撮ってもらった。私がこれつくったんですよ。この瞬間がたまらない。背振山系に光り輝く黄金の夕焼け。これよりもですね、数十倍きれいな夕日が見れるんですよ、太宰府の市役所5階から見たら。もうこれでもきれいなあと思いましたけど、もう数十倍すごい夕焼けを、私は何回かそういうことを感じました。だから、このしずむ夕日が立ち止まるまちの双海町よりももっとすばらしい、私は山の高さ、それから雲の出る距離、その距離がちょうどいいんじゃないかなと。これ科学的に見ないとわかりませんが、素人考えでですね、あれだけのきれいなものというのは、やっぱり山の高さや雲のこの間隔があるんじゃないかな。だから、こんなきれいな夕焼けが出るんじゃないかな。だから、太宰府市しか見られませんよと、そういうようなことをですね、私はまたPRしていったらいいんじゃないかなとっているんです。

もう一つですね、まちおこしの中で葉っぱが宝になるってお話を聞かれたことがありますか。これは四国の徳島県の上勝町というまちですね。ここは彩り事業というのをやっていますが、書いてあるのは、都会の若い女性の何げない一言から始まった、これも一言ですよ。ということが始まったかと。大阪の料理屋でですね、料理に添えられたつまもの、つまものというのは、料理に添える葉っぱですね、葉っぱ。その葉っぱを見た若い女性たちが、この葉っぱはきれいねというのを語るのを聞いたまちの農協の職員が、葉っぱによるまちづくりをやったと。山ばっかりなんです。人口が2,200人しかおらんです。65歳以上の高齢者が45%以上なんですね。だから、山というのが資源なんです。この葉っぱというのが資源。65歳以上の高

齢者の方がまた資源なんです。何でかといったら、この人たちはどの山に行ったらどういう葉っぱがあるというのがわかるわけです。それをまちおしの一つにしてですね、その高齢者の方々が年収何百万円も収入があるという、そういうような紹介をされとるわけです。

私あえてこういう事例を出したんですが、太宰府は大変なこれだけの観光客がおって宝があると私は思っているんですね。その宝をどうやって生かし切れるか、1つは私は宿泊施設をですね、やっぱり今後太宰府としても魅力をもう少し売っていかなくちゃいけないかと。夕焼けもきれいですし、今日ちょっと写真持ってこれませんでした。政府跡から眺めるお月様、これもきれいですよ。いろんな形で考えてですね、アイデアを私は生かしていただきたいと、こういうように思っているわけですが、そういったシステムが本当にあるのかどうかですね。やっぱりそういうようなアイデアを生かすシステム、前トヨタの話をしてですね、業務改善提案制度という制度の話もしたことがあるんですが、これだけ財政が厳しいわけですから、もう少し夢のある話をですね、これだけの宝があり資源がある、そういったことをやっぱりアイデアとして生かしていただきたいと思っているんですけども、市長でも助役でも部長でも、職員をどう生かすかということでしょうから、今後ですね、アイデアを出してもらいたいと思うんですが、業務改善提案とかそういう提案制度をしっかりとっていく必要があるんじゃないでしょうか。トヨタが1兆円の利益を出したというのは、社員がいろんな改善提案を出して、その90%以上を取り入れたから今でも1兆円の利益があるということ、最近の11月末のある新聞で私見ましたけど。職員のこれだけの知恵を生かしていかないといけないのではなからうかなということ、前から思っているわけですが、その辺はどうですかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今の清水議員の話は本当に参考事例になる提言だなあと思いました。私どもも21世紀ビジョン、夢を描いて太宰府市をどういうふうなイメージで将来像を描くかというふうな志からやはり入ることは大事だというふうに思っております。

宿泊施設につきましても、本市においてはやはり寄宿舍を改造して、そういった宿泊所に変えてあるところもございます。あるいは研修所が宿泊所に建てかえられている部分もございます。そういったあらゆるペンションであるとか、北谷、内山、雄大な資源があるわけです。背景も宝満山、四王寺山というふうな背景もございますし、自然的なもの、歴史的文化的の面におきましても、緑におきましても、これだけの財産を持っておるわけですから、やはりそのストックの活用というようなことが大事だというふうに思っております。

職員の啓発等についても、やはり絶えず太宰府市をどういうふうなまちにしていくかと、魅力ある、そこに愛する気持ちがあれば、限りなく知恵というふうなものがそこで出てくる、こうありたいというようなものが出てくるわけでございまして、絶えず私どもは現在それぞれの役割分担を持っております仕事の中で、いかにそこを燃焼させて、思い詰めて考えるかによって、今清水議員が提唱されておりますようないろんな知恵がそれ以上にまだ出てくるというふ

うに私は思っております。そういった姿勢でもって、全職員仕事に当たればよいというように私は思っております。

今の提言等については、本当に参考になりました。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ありがとうございます。

それとですね、もう一つちょっとお尋ねしたかったのは、これは部長の方からのお答えでいいんですが、国が観光立国推進戦略会議というのを平成16年11月に策定しておりまして、その戦略会議のことで受けてですね、国土交通省だとか文化庁、文化庁は「私の旅、日本の歴史と文化を訪ねて」という、こういう各自治体も応募してますけど、こういう様々なこと、これ以外にも観光カリスマとか様々なことをやってるわけですが、太宰府は、先ほどから国の補助を使うとか何とかありますけど、この観光に関してですね、様々な施策が国の方、補助事業だとかいろいろアイデアを出せば出しますよと。長期滞在型のそういう計画があれば支援しますよと、そういうようなことはあるわけですね、いろいろと。そういったことは何かこう太宰府としておやりになってらっしゃるんですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 清水議員さんが先ほど紹介されました国交省主催の紹介レポートにつきましては、早速本市も応募させていただいております。済みません、文化庁が主催した分を、市として紹介のレポートを提出いたしております。

ただ、現在本市としてはですね、そういうふう外部の方からの公募等々には実際にはしておりませんが、今現在いわゆる広聴・広報といいますが、まちづくりの一つの観点から、太宰府市の将来のまちづくりに対するいろんな提言とかアイデアあたりは機会あるごとに公募いたしております、清水議員さんご承知のとおり、例の総合計画をつくる際には百人委員会も設定いたしましたし、その百人委員会の委員さんは今でもですね、後期基本計画をつくるきにも内容を送付いたしまして、いろいろこれについて提案、アイデアを下さいというふうなこともやったというのは事実でございますし、今後もそういうふうな機会あるごとに多くの市民の方、あるいは当然市外の方も含めてなんですけども、太宰府の将来のまちづくりに対してのいろんなアイデアというのはぜひいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） もう最後で、終わりたいと思いますが、いろいろ新聞に旅行プランというのがたくさん載っております、日帰りの部分だとか宿泊の部分だとか。これ見ますと、国立博物館もその一つのコースに入っているんですが、紅葉時期であれば、九州国立博物館を見てばつと九年庵の方に行ったりとかですね、見ておりましたら何か慌ただしいなあという。朝8時ぐらいに行ってですね、それで九州国立博物館へ行って、どこどこで昼飯食うて、佐賀のどこまで行って、あそこまで行ったとか、何かもう少しゆったりとした、のんびりしたプランができないのかなあと私そういう形で思ったわけですが、例えば太宰府で1日コースというの

が、1日コースね、まあ宿泊施設がないから、宿泊施設を例えば年金保養センターとかですね、そういう形にすると、例えばまず最初に水城跡、ここでゆっくり、じっくりと水城のそういう古代の防衛施設を見学して、そしてお昼はあそこに有名なラーメン屋さんが3つぐらいありますからね、ラーメン屋さんの名前を書いて、お好きなコース、メニュー、ここはこうですよ、ここはこうですよというラーメン屋さんのメニューを書いたりしてですね、それから政庁跡へ行ったりとか観世音寺へ行ったりとかですね、何かそういう、あのプラン、旅行会社がつくっているあのプラン、あのプランを太宰府に置きかえて何かやってみたらね、結構ね、私はゆっくりと、じっくりと味わえる太宰府、何かそんなタイトルを、うまいタイトルをつくってですね、やっぱりいやしとゆらぎの太宰府とかですね、要するにそういう魅力のある言葉を出しながらゆっくりと私回ったらね、いいコースじゃないかなと。それで、交通渋滞しますので、宿泊は年金保養センターに泊まっていたらね、朝一番ゆっくりと国立博物館を見学して帰りましょうとかね、何かそんなコースを考えれば、交通渋滞の解消につながるかどうかわかりませんが、私は長期の滞在型とか宿泊型が出てくれば、ある面においてはこの交通渋滞の解消もできるんじゃないかなあと考えていますので、当然そういったプランをお考えだとは思いますが、もう少し旅行会社に売ってですね、やっぱり新聞のあの一面を飾るような形で旅行会社がPRするような内容ができないかなと思っているんですけども、いかがでしょうかね。これはもう最後です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 一つの事例といたしまして、この国立博物館のいわゆる来訪者も含めた中で、隣の筑紫野市と今そういうふうなプランニングをしております。つまり、筑紫野市と太宰府で1泊プランという形で、二日市温泉に泊まって太宰府を1日見ようというふうなプランも立てておりますし、先ほど言われました観光連盟関係ですね、福岡県もありますし福岡市も入っていますが、そういうグループと一緒に、この博物館の開館を契機にそうした近隣のコースを設定しようということで、それぞれ担当レベルでいろんな協議や企画を今現在しております。当然この観光客をですね、国立博物館にお見えになった人たちにぜひ滞在をしていただいて、太宰府の活性化に一つでも協力してもらおうような、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま太宰府の観光行政というか、観光の広がりについていろいろ貴重なご提言いただきましたが、すべて今おっしゃっておることは我々としても十分関心を持って進めてきたところでございます。今後とも、九州国立博物館ができたことによって、今までの天満宮中心からさらに広がりのある観光コース、これをまず発掘しなくちゃならないし、全国の旅行社等にも既にいろいろな連盟を通じながら、ぜひ観光コースの中に太宰府、天満宮、そして国立博物館と同時に、広がります観世音寺、都府楼等々も含めた観光コースをぜひつくって

もらい、すべてできるだけ長い滞在期間、そしてお金も落としていただくようなコースをつくっていただきたいというようなことは、今後とも関係団体に積極的に働きかけながら努力してまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり4点にわたり質問させていただきます。

質問の前に、今回時間が足りるかどうかが不安を抱いていますので、回答をいただく皆さんに、できるだけ簡略に、わかりやすくしていただきますようお願いをいたしておきます。

それではまず初めに、国立博物館オープンより今日まで、予想以上の来館者をお迎えでき、うれしい悲鳴を上げるとともに、特に自家用車で来られる皆様には、駐車場、渋滞でご迷惑をかけてしまいました。しかし、これらの問題は、おおよそ想定の範囲内であったろうと思っています。今後これらの解決策を考えると、小手先、また場当たりのではなく、まず全体をどうするかを決めた上で、あせることないよう一つ一つ手を打つべきだと思いますが、いかがですか。

また、いま一度これらの問題をはじめとして、まちづくりについて一般市民、また職員、全国の皆様よりアイデア、提言を広く求める考えがないか、お尋ねをいたします。

2点目は、環境美化対策についてですが、ここでは4点についてお尋ねします。

1点目は、将来の太宰府市のすばらしい環境を託す意味からも、主に小学生に考えていただく意味から、教育現場の現状について、また今回環境厚生常任委員会で滋賀県草津市に子ども環境会議を視察してまいりましたが、目的は子どもと大人の活動の発表、交流の場、子どもと大人が環境問題について話し合う場をつくることで、実行委員会の体制は学識経験者、小・中学校の教員、NPO等環境グループ、市教育委員、市環境課、ライオンズクラブで構成されており、多くの成果を上げていました。本市で考えてみたらどうかと思うが、いかがでしょうか。

2点目は、先日軟式野球の皆さんのボランティアで、都府楼の高架等の落書きは消していただき、大変感謝しておりますが、まだまだそのままのところもあり、国立博物館のあるまちには似合いません。そこで、今後どのような対策があるのか、お尋ねします。

3点目は、今では担当課のご努力でごくわずかになりましたが、なかなかなくなるころまではいっていない屋外違反広告物についてですが、岡山市では対策として違反広告物撤去料金を全国で初めて業者に請求することを実施しているそうですが、太宰府市では新たな考えがあるか、お尋ねをします。

4点目は、昨年も質問しましたが、大みそかも近くなり、歩きたばこの禁止について、なかなか守られていないのが現状であります。今年から散策路もでき、心配な点が多いと思いま

すが、看板等例年より皆にわかりやすく大きいものにできないか、お尋ねします。

大きく3点目は、今日自転車の量は増える一方で、小学生も自転車に乗るケースが増えていると思いますが、私は将来の人材を交通事故から守るため、被害者にも加害者にもならないように、小学校での教育強化が必要と思いますがいかがでしょうか、お尋ねします。

最後に、4点目ですが、水城ヶ丘入り口の信号の設置についてお尋ねします。

ここは既に十数年前から市民の要望があり、しかしながら道路形状が複雑で、昨年ようやく福岡県警より道路の形状修正ができればとの話をいただきました。しかし、ここに今コンビニができることになり、住民はますます交通安全に対し不安を持っています。私はいろんな困難はあると思いますが、一日も早く解決すべき問題であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~

再開 午後2時05分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長にご答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目の全体的な交通渋滞や駐車場対策についてでございますけども、先ほどのご質問の中でも申し上げましたように、平成10年3月にこの国立博物館を生かしたまちづくり基本計画原案というものを作成いたしまして、アクセス道路の新設や改良、あるいは新たな駐車場整備といたしまして、博物館敷地内に十分な台数の確保をはじめといたしまして、駐車場の位置や満車、空車の状況を知らせる駐車場案内システムの導入、さらにはパーク・アンド・ライド方式の導入などを計画いたしておりました。しかしながら、国とか県、あるいは関係機関との調整で計画どおりに推進できなかった事業や、今回のように短期間に予想をはるかに超えた入館者があったことなどから、こうした結果を招くようになりました。

今後の対策につきましては、ご指摘のとおり、現状をしっかりと分析しながら、また新たな視点に立って、短期的、長期的な計画を見直しながら推進をしてまいります。

次に、市民からのアイデア、提言の公募につきましては、現在第四次総合計画の後期基本計画を策定中でございますけども、その過程におきまして、総合計画懇話会の開催をはじめといたしまして、前期基本計画の策定のときに公募いたしましたまちづくり百人委員会の委員さんからの提言、あるいは市内7か所の公共施設によりますパブリックコメントの実施、さらには各小学校区で開催いたしました「市長と語ろう、まちづくり懇談会」などにおきまして、あわせて約200項目を超えるアイデアとか提言などをいただきました。

また、広聴・広報事業の一つとして、住みよか太宰府まちづくり市民意識調査というものを

実施する予定でございますので、今後もこうした機会のあるごとに、多くの市民の皆様からアイデアや提言をいただきたいというふうに思います。また、そうしたご提言を今後のまちづくりの推進に積極的に生かしてまいりますので、どうかご理解いただきたいと幸いです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 環境美化対策の1点目、学校における環境教育についてご答弁申し上げます。

環境に関する学習は、総合的な学習の時間の学習活動や社会科5年生の学習内容として取り上げられおり、市内の各小学校でも年間指導計画に位置づけ、地域の水やごみなどの現状を調べたり、美化運動にかかわる人々と交流して、自分たちにできる実践を考えたりするなど、多様な学習活動を行っております。

一例を申し上げますと、水城西小学校では5年生が社会科の学習で市の環境課や御笠川ピカピカ大作戦のボランティアとかかわりながら、太宰府市の環境を守る大切さや自分たちにできる実践を考える学習に取り組みました。また、総合的な学習の時間において、太宰府西小学校5年生が大佐野川の水質検査を行ったり、水城小学校4年生がごみのリサイクルをテーマに学習したりするなど、各学校が地域の方々の協力を得ながら、特色ある環境教育を進めております。次代を担う子どもたちが地域の環境について学習することは大変有意義なことではないかと思っております。

今後とも、学習活動の充実を図るとともに、お尋ねの子ども環境会議につきましては、子どもたちへの教育効果や課題などを明らかにした上で、関係課と協議してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 落書き対策についてご回答申し上げます。

このことにつきましては、相当以前から実態がございまして、これまでに一般質問もあっておるところでございます。市といたしましては、その対策としては、その上から塗装したり、落書きされても消しやすい塗装を塗る、これは一部でございますけども、そういう対応をしております。

今年は、社会人軟式野球連盟から16チーム、約100の方がボランティアとして市職員とともに落書き消しをしていただきました。本当に感謝をいたしております。

市内には市道以外にも国道、県道、高速道路等がございまして、今年10月には国立博物館が完成するというところでございますことから、美しいまちづくりの第一歩といたしまして、国道事務所、それから西日本高速道路株式会社、旧日本道路公団でございまして、本年9月に協力をお願いに出向きまして趣旨を説明いたし、すべてではございませんけども、落書き消しを行っておりますところでございます。

今後につきましては、本議会で安全・安心まちづくり条例の制定を目指しておりますことか

ら、地域ごとの協力、ソフト対策、そういうものを強化していくということを今考えており、そういう今後取り組みをいたしていきたいというところでございます。

続きまして、違法看板撤去でございます。

現況を申し上げますと、週に1回業者に委託いたしまして撤去いたしております。また、選挙中での違反ポスター、それから広告物の除去の徹底、また職員から時間中に違法看板があるよというような報告があったとき、市民からの問い合わせがあったときには随時職員が対応いたしまして、目に余るその違法看板等につきましては、業者の方に電話等で指導しているというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、落書き消し、それから違法看板撤去、環境美化はもちろんでございますが、その状態を放置しておきますと、公共物や他人のものを傷つけても責任は問われないう誤解を与えます。その地域での犯罪の誘因ということにもなりますことから、環境をよくする、予防にもつながるということで、その一環として落書き消し、違法看板撤去を行っておるし、これからも進めていきたいと思っております。

今後につきましては、先ほど申しました条例制定を目指しておりますことから、市民のボランティアの方たちの参加、そういうものをしていただくようなPRの方にも力を入れていきたい、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 年末年始の歩行たばこ禁止についてであります。平成15年12月議会においてご意見をいただき、平成15年度からは年末年始におきまして、太宰府天満宮周辺の歩道や西鉄太宰府駅に合計14か所「歩きタバコは止めましょう」という内容で、幅40cm、高さ180cmの啓発看板を作成し、設置いたしております。

今回ご指摘をいただいております啓発看板を目立ちやすくするための工夫についてでございますが、年末年始という太宰府天満宮周辺も大変混雑をきわめる時期でもありまして、設置場所が歩道にあります電柱や駅構内の柱を利用して設置しております関係で、現在よりも大きな啓発看板を設置いたしますと歩行者の邪魔になるなど、安全性の確保という観点から支障があると思われま。このため、啓発看板の内容やデザイン等に工夫を加え、今まで設置していたものよりわかりやすく目立つものになるようにいたします。また、設置箇所につきましても、九州国立博物館の開館に伴いまして、散策路やそれに通じまず道路などを含め増設したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 交通教育について、小学校での自転車教育についてご答弁を申し上げます。

市内の小学校では、放課後等の自転車利用は基礎的な交通ルールが習得できる年齢、また本

格的に成長して自転車に接する機会が増える年齢の小学校4年生からの利用、使用を認めております。

お尋ねの小学校での自転車教育につきましては、小学校4年生を対象に、毎年4月から5月にかけて、筑紫交通安全協会太宰府支部の協力を得まして、市内7小学校で実施しております。教育は、自転車の点検の仕方から自転車に関する交通ルールや正しい乗り方など基本的なことを習得させるため、実技を含めた内容で行っております。

福岡県でも、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、福岡県警発行のリーフレットを学校経由で各家庭に配付し、自転車の正しい乗り方などの指導を行っておりますが、実践的な交通ルールや正しいマナーの習得につきましては、地域や家庭、保護者が連携し、安全教育を推進する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 水城ヶ丘入り口の信号機の設置についてご回答申し上げます。

本質問につきましては、平成9年、それから平成13年、2度にわたってご質問があっておるところでございます。これまでに市といたしましても、信号機が設置できるよう水路の改修をいたし、また角地の隅切りをいたし、警察にその設置要望をいたしてきておりますが、現状の変則五差路の交差点では信号機の設置はできないということによりまして、設置に至っておりません。

その後、筑紫野警察署と協議しましたところ、市道小柳線を改良し、上っていく通りでございますが、それと県道と三差路にすること。そしてまた水城駅・小柳線、水城の老松神社の方から県道を通してアンダーの真っすぐ来ておる部分ですが、そこを一方通行にすれば、三差路に信号機の設置の可能性があるとの指導を受けておるところでございます。今申しましたような道路改良をいたしますと、工事費として相当の予算を必要としますので、また地権者の協力も必要となってまいります。

今後につきましては、警察の方と今言った道路形態で大丈夫かというような確認をいたしまして、できるだけ予算というものを確保する努力をいたしまして、信号設置をしていくよう努力してまいりたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） では、最初のまちづくりの件ですけども、この件は先ほどからもいろんな議員さんからも質問があって、松田部長の方からパーク・アンド・ライドをやり公共交通機関という話も、それが私もごもっともというふうに思っています。

ただ、先ほどの質問の中でも出ましたけども、私は今の段階で渋滞が起きるのはもう当然というふうに思うけども、だからといってそれによってご迷惑を少しでも軽減するためには、やはり案内、それもですね、先ほど予算がかかるという話をしてありましたけれども、やはり電光掲示板によって高速道路の出口、またいろんな箇所にお知らせをするというシステムづくり

をですね、本当はやっておかないといけないと私は思うんですよ。国博、別に国博がですね、今回みたいな渋滞をしようが、しまいが、私はそれが当初から、それは太宰府市だけでは、予算がかかるかもわからんけども、国、県に言って、国道、県道あるわけですから、国立博物館ですから、そういったものをつくっておく必要があるという質問を私前にも案内板の件でしたと思いますけども、そのときはたしかするようなご回答だったのでそれ以上言わなかったんですけど、現実的には我々が考えたものはできなかったと。来館者にも迷惑をかけてるし、話に聞くと交通事故に遭いそうになったというケースが多々やっぱりあるみたいですね、よそから来てわからんということで。ですから、やはりそれはどういう状況になろうとも早急にすべきと思いますよ。だから、こんなのがやっぱりできないというのは、なかなか厳しいなと思うし、この前もある議員さんから出てましたけど、ガードマンが立って看板持っとくというのはですね、何かいかにも田舎やなど、我々も通って恥ずかしいですよ、ああいうのは。ガードマンが看板持ってですね、国博の駐車はこっちですよとか、ああいうもんを持たせるということがね、ああいうのはもうやめてほしいね。本当に思いますよ。国立博物館のあるまちじゃないですよ。はい、そう私は思います。ですから、近代的なシステムをですね、来館者にわかるようにしてあげるというのが私は一番いい方法だと、そう思うでしょう。思うけど、お金がないからできないと言いたいんでしょう。それはもうわかってますけどね、しかしやっぱりやらないといけないですよ。

話が横へ飛んで申しわけないけどね、先ほど梅大路交差点から先の歩道を広げるという話があったけど、そういうお金が県にあるなら、こういう電光掲示板をつくれとってくださいよ。太宰府がそれに出すようなお金があるならですね、そのお金で電光掲示板をつくってくださいよ。あそこの道路、歩道を広げたって、何の意味もないですよ、言っときますけど。意味のないことはやめましょうや。抜本的な解決にならんようなそういったところにお金をかけずに、本当に観光客のためになるならこういうところに、電光掲示板等にお金をかけるべきと私は思います。

先ほどのアイデアの件についてですが、言われるのはよくわかる、もうそれはそれでいいと思います。しかし、そのほかに太宰府の職員ね、職員の若い人たちにもいるんなやっぱり考えがある、アイデアがあると思いますよ。そういう人たちのアイデアも聞く、それから太宰府市外の外から見た太宰府のそういったものに関してアイデアがないかどうか、そういったものも聞くべきじゃないかなというふうに。もう20年近く前に提言集をつくりましたよね。そこまでいかないまでも、そういったものをぜひ、声を聞けるようにしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

ただ、ここで1つ言わんでもいいことを言いますが、本当はもう国立博物館がオープンするまでにね、こういうことは終わっとかないといけないんじゃないですか。自分たちはそういう思いでね、国立博物館を誘致する段階から、あのときから太宰府の渋滞はかなりの距離があったんですよ。今みたいに筑紫野に高速の出口ができて、いろんな道路ができて、今でこそ周

りはね、水城の方は、我々の方はほとんど渋滞ないですよ。しかし、過去においては土、日は雑餉隈までつながりよったんですから、旧3号線は。皆さんご存じですよ。帰ってくるにも、もう雑餉隈あたりから込んでからとにかく帰れんような渋滞だったのが、今はないですよ、そういうのは。確かにない。何kmにわたっての渋滞はなくなりましたよ、ほかがあるかもわかりませんが。

だから、それを解消するために、今度の国立博物館ができれば、そういったものがなくなるような状態にしようという質問を、私は過去10年ぐらいにわたってしたという記憶がありますよ。今になって、オープンしたけども、逆に何かますます渋滞がひどくなるようじゃですね、何か情けないなという感じがいたしております。この件に関しては回答は要りません。回答していただいても一緒やもん。だから、これはもうこれぐらいで、私の思いだけを伝えるという意味からの質問項目に入れましたので、次に移ります。

環境美化の4点ですけども、1点目は子ども会議の件ですけどね、ぜひ今部長言われたようなそういった活動を小学校で、教育現場で、教育の中でしてあるのであればですね、それをもっともっとネットワーク化して、各小学校、それからそれを大人にも知ってもら。大人にもそういったものをですね、大人がやってることも子どもに知ってもら、そうやって太宰府市の環境というものを、今から先の環境をぜひ考えていく場をですね、今日は教育部長から回答をいただきましたけど、我々が行ったこの草津市ではですね、環境課がこれ考えたんですね。環境課の発想でこれをやった。環境課の発想ですから、なかなか教育現場の人、それから教育委員、委員会、ここに納得してもらうまでには随分時間がかかりましたと。学校の先生の理解を得るにもですね、これを開くまでに随分ハレーションがあった。しかし、それをやり切りましたというですね、環境担当の方が言ってありましたよ。今でも苦労がありますと。教育現場の問題と、それからその問題を一緒に扱うというのはですね。しかし、それをやってよかつということもお伺いをいたしました。

このこともぜひ前向きに一遍検討していただいて、大人ができない部分というのも、考えつかないという部分もやっぱり子どもたちにはあると思うし、その子どもたちが学校でいろんなことを教わる、新しいことも教わる。家に帰ったらやっぱり話をすると思うんです。家で子どもたちが帰ったときに、節電の問題にしるですね、我々テレビの電源を切っておくといいというのはわかるけど、今度子どもたちがそれを知ると、子どもたちが切って回る、子どもたち自らがそういうことをやるということもお伺いをいたしました。ぜひこれは前向きに検討していただきたいというふうに思います。

回答いただいた方がいいですかね。一応回答だけ。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 事例として滋賀県草津市の内容を示していただきましたが、この滋賀県の場合ですね、今からもう、そうですね、昭和50年前後、琵琶湖が随分汚染したというそういうことがございまして、近隣の町村をはじめとして、それから下流の方もその対策をどうしなく

ぢゃならないかという大きな課題がありました。多分その一環として各学校環境教育が非常に充実したんじゃないかと思います。私自身も、隣の大津市ですけれども、3度ほど行きまして、教育の状況とか先ほどの子どもたちの様子とかも見させていただいて、福廣議員が言われることは、もうよく理解できるところでございます。

子ども会議という場合なんです、今事例にありましたように、太宰府市の場合各学校やっていることがですね、同じ環境とは言いながらもばらばらといいましょうか、要素が違うからですね、その辺は、ネットワークというのは大人ではわかるかもしれませんが、子どもにどんな対応をするかというのは、まだまだ検討が要るところじゃないかなということをおもっております。教員としてですね、各学校で環境教育はこんなことを取り組んでいるという交流は、割と早いんじゃないかと思っております。そういうことも含めながら検討でき、またやれるところからやっていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言われたとおり、琵琶湖が最初の出発点というふうに我々もお伺いをいたしました。

今各学校違うということで、違う方がいいと思うんですね。当然各学校でそういった取り組みが違って当然というふうに思いますし、そういうものが、違うものが多ければ多いほど多く吸収もできるだろうというふうに思いますので、そういった意味からもぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしておきます。

次は、落書きの件ですけれども、先ほど言いましたように、ボランティアの方100人というのは、私ちょっと先ほどご回答をいただいてびっくりしたんですけども、それより多くの軟式野球の連盟の方が汗を流していただいたおかげで、あそこの高架の下はきれいになりました。もう我々も非常に感謝いたしておるところではあります。

ちなみにお伺いしますけど、万が一ですよ、この100人の人がかかって消したわけですよ。材料費込めて予算的に万が一するとすれば、どれぐらいかかるか想像つきますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 市の方も一つのこういう申し出があって起爆剤ということで、庶務関係の方から何とか、初めたわしとかなんかで消すというようなことも考えたんですけども、ご承知のとおり、もうそれこそスプレーみたいなのでどうしても落ちないということで、やっぱり塗るという手法しかないなということで用意いたしまして、20万円ほどかかったということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それ材料だけでしょう、材料。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） そうでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ということは、この100人の人の人件費まで考えると、莫大な費用がかかるということになると思うんですね。ちょっとここをいろんな角度からお伺いしたいと思うんですけども、今回みたいに方法としては上塗りすると。以前にも多分上塗りして、その上から書かれた経験というのがあると思うんですけども、今後もその繰り返していくのか、何とかそういうのを見つけて取り締まりを強化しようとするのか。今回私も質問の中に出してまんですけども、一つの方法として、そこをキャンパスにするようなことができないかどうかですね、こういった点から再質問させてもらいたいと思うんですけども、まずキャンパスのことからいくと、これは今回神戸にも視察で行ったんですけども、ここは全体的なことをちょっとざっと言いますよ。やはり対応策としてはですね、基本はペンキで上塗りをして消すと。地下道では壁面を前もって中・高等学校の生徒によって壁面絵画を実施し、美化を図っていると。

それから、警察との連携、被害届を、これ今まで被害届、これはどうなんでしょうか。国、県のあれであれば、太宰府市としては出されたことがあります、被害届。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今までに出したということは聞いておりませんが、今回そういうまちづくりの一環として、そういういろんなところをお願いに回るし、もし実施する場合に、警察の方でもやっぱりパトロールの強化、そういうものをしてくださいということをお願いだけしておりまして、具体的に警察への届けは、私の知る範囲では聞いておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） とにかくそういう被害が見つかったときには、すぐ被害届を警察に出すということが肝心だと思うんですね。さっきの続きからいきますと、警察と協力してパトロールを実施したと。その結果、平成14年9月、平成14年12月、2人の少年少女を現行犯逮捕したと。防犯カメラも設置をしていますというお話でした。今後の対応としてね、犯人がつかまれば民事訴訟法による損害賠償請求等断固たる態度で対応するという、これはもう最終的にはそういったことをなくす一つの大きな要因になると思うんですけども。

こういったことを踏まえてお伺いするんですけども、子どもたちに、さっき言ったようにキャンパスの問題はきれいな方向にする、消すことがこれだけ時間的にも費用的にもかかるということを知らせるということもあるんですが、逆に言ってこれだけのことをやればこれだけのことを請求しますよというようなことを小・中学校、高校、そういったところの子どもさんに知ってもらおう。例えば1㎡当たりの落書きを消すにはこれだけの予算がかかると。こういったものを請求しますよということになるんですよというようなことを、小学校をはじめとする生徒さんに知らせるというようなことは考えられませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今福廣議員の方が言われたことまでについては、正直私の考えの中ではございませんでした。いろいろその対策を内部ですずっと検討いたしてきたのが現状でございます。大変な広い範囲にわたって高速道路、国道がございます。そういうところから何とか、も

う市だけではだめということで、さっき言ったような管理の方をお願いに行ったということで、我々が考えておりましたのは、1つやっぱり書く場所ですね、子どもたちが書く場所、そういうものを提供することで、一定悪質なといいますが、そういう落書きの対策にはなるというようなことは、これまでも場所の提供あたりしたらどうかという意見は内部でも出ておりました。また、そういう管理事務所に行きましたときも、そういう事例がありますよというような情報をいただきまして、ところが高速道路とか国道の方はつくる方で精いっぱい、消す方にはもうちょっと予算が回りませんという実情をおっしゃったんですけどもですね。そういうキャンパスという、会議はいたしております。今言われましたような内容を、これから教育、そういう部分での協議も必要になりますけども、心の教育とか、それからそういう実態、そういう部分の、そういう子どもたちに実際してもらって知らせるとかですね、そういう部分については非常に参考になるご意見として賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 部長の方にもう一個だけ、あとは教育部の方に聞きますから。

防犯カメラの設置をしてですね、今回は都府楼の、あそこまだあれから被害に遭ってないですよ、あのままになっていると思うんですが、ある一定、前環境の方で違法投棄かな、あのとき防犯カメラを設置しましたよね。ある一定の成果は上げたんですが、今回の場合はどこに書くかわからんから難しい問題はあるかもわからんけども、そういったものを設置する考えは今のところないですか。そこだけ聞いときます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そのことも内部協議では出てきましたけども、まずそういう地域の方の協力をいただいてのパトロールといいますが、そういうことが先じゃないかなというような考えで、そういう防犯カメラ等をつけるということは今のところ考えておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） これはまた先の問題として、また考えるときが来れば考えていただきたいと思いますが。

先ほど行ったキャンパスの問題ですが、これもし考えるとすれば、教育部の方に影響が出てくるんですよ。小学校から中学生にもそういう協力を願うというか、そういうキャンパスにしたところに絵をかいてもらうにしても、必ずしも小・中だけじゃなくて高校もある、大学もある、大学の中では相当の学生さんがいるわけですから、そういったことをやる場合にどう教育部としては考えられるか、ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 建設部長とも話をしておったんでございますけれども、キャンパス化をするのであれば、まず場所の問題、それから当然そこにかく人たちをどのようにして募っていくか、またキャンパスとしてかかれたその絵が、その上から落書きをされたらどうなのかなどな

ど、かなり問題点もあるように思いますが、そういう方向で検討は、協議はしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 確かに今部長が言われたように、キャンパスにせっかくかいた後から塗られたらどうなるのかと、それあり得ないことじゃないと思うんですね。そのときにかいたのも若い人、それを上からする人もそういう年齢の人たちがするとなったときに、どういうまた社会的影響を及ぼしていくかね、これはなかなかわかりづらいところも、いい方に出ればいい、悪い方へ出れば本当に申しわけないということになるのかもわかりませんから、十二分にひとつ検討していただきたいと思うんですね。

現実には、言いました神戸ばかりじゃなくて、先日の12月3日の新聞に載ってましたけども、城南区の堤小学生が総合学習の一環でやはりそういった落書きの跡を塗ってキャンパスにしてるということも載っておりましたし、そういう実例が今現在あるわけですね。そういったところはどういう状況になっているかというのも再調査しながらですね、ぜひこれは、別に学校だけに限らないんですね、それは大人がしてもいいわけですから。そういうことで、そういったものをオープンにしながら、太宰府市として環境の中でそういったものをぜひ国やら県やらにも知ってもらいながらやっていただきたいというのが質問の趣旨ですので、この点だけ、市長どう思われますか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 落書きには様々な、ただいまご指摘のようなものがございます。あるいは小学生にキャンパスとしてかかせるというようなこと、今教育部長が言いましたように、そういうふうにした場合について、なおかつその上からやった場合のこととかいろいろあるかと思えます。私どもは、安全・安心のまちづくり条例を提案中でございます。その各論としてその推移、細部まで条例の中にはうたっておりませんけれども、落書きに関する諸規則でありますとか、そういった形を場合によっては各論の中で詳細に制定をしまして、その状況をどうしたらそのことがなくなるかというふうなことを含めて考慮をしていきたい。その一つには、多くは、何度も言いますが、地域、行政等々が一体となって、あるいは警察、今私どもは警察の中におきましてパトカー等を、ミニパトカーを配置をされております。今建設部長が説明しましたように、この巡回等についての要請も行っておるところでございます。そういった夜間にある一定時間かけて落書きをされるわけですから、そういった状況等の時間帯にパトロールしていただく、あるいは地域においてもついで隊というふうな防犯のそういった運動の展開もいたしております。犬の散歩の途中に腕章をはめて、皆さん方がそういった注意を促すというふうなこと、すべてが監視機能を行うということが抑止力に私はつながるものだというふうに思っております。今後ともその各論に向けて私どもはさらに究明していきたい、対策も講じていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、次に移ります。

この件はまたいろいろ我々も勉強しながら、研修しながらですね、引き続きまたお願いをするということもあるかもわかりませんので、今日項目が多いものですから、そこらあたりでこのことについては終わりますけども。

違反広告物の件ですけども、これは見ていますと常連さんがいるみたいなんですね。幾らやってもやめない業者がいる。それはもう看板見たらわかることですから。だから、そのために税金を使ってやっているわけですが、これも神戸に行ったときにですね、ここは我々は推進委員ということで市の中にいますけども、向こうははがし隊という募集をしてこういうのをやってるわけですね。若干違うところがあるんですよ。それは福岡県の条例でそうなっているのかもわかりませんが、うちの場合は勝手にはがして勝手に処分するといかんわけですね。市に持ってこないといかん。しかし、ここの場合は、除去した違法物件はごみの分別ルールに従って処分をしてくださいと。例えば、ポスター、ビラ等の紙類や木製の立て看板等の燃えるものは、ポリ袋に入れて燃えるごみとして処分をしてくださいと。一々市にどこのやつを幾つ取りましたよとか、またそれを業者に返す必要もないんだと。もうはがした人が処分をしてくださいというふうになっているわけですね。それから、ポリ袋に入らないものは持ってくれば、また集めていただければ取りに行きますよというシステムに今しているみたいですね。これはトラブル防止のためにね、ラック類やのぼり類、こういったものは取らないで処分しないでくださいというふうになっています。ですから、張り紙、張り札、立て看板等は、このはがし隊の許可をもって腕章をつけた人ははがしていいですよと、勝手に処分をしてくださいというふうになっています。

これもし差し支えなければ、太宰府もそういうふうにできますかね。今太宰府は返しているでしょう、業者に。

それからもう一つは、先ほども言いましたように、岡山みたいに有料にできないかどうか。今まではなかなか難しいと皆さんお答えしていたけど、岡山はやったんですよ。請求しているんですよ、どんどん。どうしても守らないところはやっぱりそうしないと、そして公表するということが僕は大事と思うんですよ。協力してくれているところは、もう出したくても出さずに協力してくれているんですから。ここでその業者の名前を言うつもりは全くありませんが、そういったこともありますので、その2点、いい方法はないかどうかですね、ちょっとお願いします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今現在やっておりますのは、一応看板等取ってきた部分を一定の期間保管いたしております。そして、処分する場合は告示をして処分するという形をとっております。これは県の条例等か、そこら辺ちょっと不明確でございますけども、やっぱり法律にのっとってやっている部分だろうと思います。今おっしゃいました岡山県の部分については、やはりそれを何らかの形でクリアして、逆にそういう賠償責任、そういうものを発生したと見るよ

うな形で請求されているんだろうと思います。できないということは、そこがしているからないというふうに思っておりますが、市の方としては現在かなり今のシステムで減ってきている部分がございます。もう少し強化するなり、やっぱり本当に美しいまちづくりをするというふうな、そういう視点を植えつける、そういうことをやっていきたいと。特に、先ほど言いましたように悪質なところは連絡、出向いたりして指導してまいりたいという方向でただいまのところ考えておる次第でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この件は今日一つの問題提起として、できればさっき言った神戸のやっているのが福岡県の条例と違うのかどうかね、県の条例がそうなっているのだからそうやっているのか、ただ条例とは別に指導としてそうなっているのかね、ぜひ調べてもらいたいと思います。岡山の件もそうですよ。別に太宰府が私遅れているとは思いません。太宰府は進んでここまで来たと、看板は、そういったものは少なくなったというふうに思っておりますので。しかしながら、やはり根絶するまでやっていくのが道だろうというふうに思いますので、ちょっと油断すればまた増えると思いますので、よろしくお願ひしたいのと。

あと一点は、毎日毎日職員の方が車で外へ出られてますので、ぜひ職員の方が取ってくればね、僕はシルバー人材センターに頼まないでも、その分の予算は必要なくなるんじゃないかと思うんですよ。それは職員やけんできんとかかそういうことやなくて、あれだけの台数が毎日太宰府市内を走り回っているわけですから、1枚でも外してくれば、目についたところで、そういうのを探し回る必要はないんですから。自分たちが通るときにあったところを一つ一つ外してくれば、そうね、僕はできんことはないんじゃないかなあというふうに思いますので、これも提案をいたしておきます。

最後に、せっかくこの地図をつくってもらいましたし、これは議員の皆さんに配っていますが、なかなかわかりづらいと思います。ピンクで塗った部分が福岡県警筑紫野署からこういう、今緑で塗った部分が現状の道路であります。これを右に曲がれば水城ヶ丘の方に入っていきます、緑の部分をですね。今の現状がこの道路です。それをピンクの道路のように改良すれば、信号がつくようになりますと。もちろんもう一方の、先ほど説明があったように一方通行の問題はありますけども、そういう道路の形状にしないと信号はつきませんというふうに今現状はなっています。これ人の土地ですから、そう簡単には言えませんが。

先ほど部長が言われたとおり、今緑の部分というのは、ここもこういうふうに拡張をいたしました、道路をね。このときは……わかりませんか。少しでも、僕が言うのが全くわからんより、地図があった方がわかりやすいだろうと思って配付してもらったんですが、この緑の部分というのも相当道を拡張しました。これを拡張するときは信号設置が目標で拡張したはずなんです。ですから、これが拡張できれば信号がつくという話を私もお伺いをいたしております。しかし、現実つかなかった。それは難しいこういう五差路になっている、四差路の変形になっていますから、非常に難しい問題というのはわかっております。わかっておりますが、

やはりこの水城ヶ丘の人たち、ここを通る人たちの安全を考えたときにですね、今度ここにコンビニが、このピンクで塗ったところに行けるんですよ、横にね。ここは駐車場の一部になるんです。そうすると、また出入りする場所がかなり増えて、私は危険が増すのではないかと、うふうに思います。できれば一日も早くついた方がいいとは思いますが、そう簡単な、今までつかなかったものが今すぐつくという保証は何もないわけですから、ぜひ今からでも結構ですからご努力をいただいて、前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私もこの現場に2度ほど行きまして、車の出入り、そういうものを見てまいりました。1度目は車が少なく、スムーズにといいますが、だったんですけども、また夕方行きますと、やっぱり先ほど言いましたアンダーの下から出てくる部分と直進、おりてくる部分がたまたま重なりまして、危険な状態が発生するということは見てきております。これは先ほど言いましたように、今後できるところから努力していくということでもまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） できるだけ期待をしておきますので、要は市民の安全に関するところで、すからよろしくお願ひしたいと思います。

今日4点にわたって質問させていただきましたが、項目が多過ぎて深く入ることができませんでしたし、今後の問題提起という意味合いからも、この問題を今後も取り上げていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時59分

~~~~~

再開 午後3時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、本市におけるスポーツの振興について及び只越池の環境保全についての2項目を次のとおり質問させていただきます。

まず、1項目といたしまして、地域コミュニティを進めるには、社会教育、スポーツ振興の分野に力を入れることが最良であると申し上げたのは、昨年3月の一般質問であります。当時いきいき情報センター2階にあったスポーツ振興係が1階の事務室に戻り、おかげで各種団体

とのコミュニケーションがカウンター越しに気軽に図れるような体制が整いました。

青少年の分野においては、現在も太宰府市子ども会育成会連合会や補導連絡協議会の役員さん方はよく訪問され、親しく話をされているのを見かけます。ところが、スポーツ振興のかなめである団体、つまり体育協会や体育指導委員の訪問が極端に少なくなっているように思えます。このことは、コミュニケーションの不足につながってしまいます。5年ほど前までは、いろんな事業を開催するに当たって、必ずと言っていいほど行政と団体が親しく協議し、意見を交わしていました。そこには担当される行政職員が必ず同席しており、場合によっては事務室の中で計画図を広げてにこやかに協議をしていました。

ところが、今は行政の姿勢が変わってきたのか、このような光景は余り見かけなくなり、団体に任せ切りになっていることが多く見受けられるように思います。もちろん、団体それぞれには役割と責任があることは承知しておりますが、人の思いは結果だけを求めているものではなく、事業を進めていく過程の中でやる気を出したり、協力心や夢を膨らませたりするものであると思います。市長は「市民・団体・行政の協働のまちづくり」というお言葉をよくお使いになられています。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目として、各種団体の行政の協働についてでございます。

冒頭に申し述べましたが、団体とのコミュニケーションのあり方をどのように考え、どのように進めていかれるおつもりか、また本市が重要としている団体との協働をどのように考えられているのかをお伺いいたします。

団体とのコミュニケーションの例として、先般本市中央公民館において、太宰府市の青少年健全育成のために昼夜をわかつず、活動されている補導連絡協議会の30周年の式典が開催された際、当日講演された方、また福岡県警の音楽隊の方々が、幕が上がった途端その参加者の少なさに唖然とされたことでしょうか。歴史ある本市の団体の一つが、しかも30周年記念式典を挙行したにもかかわらず、この前例のないぶざまさ、これこそ団体と行政の協調のなさを露呈した反省すべき実例であります。この日ご出席されました市長ご自身目の当たりにされたので、素直な感想をお聞かせいただきたいと思えます。

同時に、行政の側面的協力はどうなっていたのか、今後の指導はどうなっていたのかもお尋ねいたします。

2点目は、総合型地域スポーツクラブの育成についてでございます。

本市が「市民総スポーツ」のスローガンを掲げ、地域や人とのコミュニケーションツールを模索する中で、最も効果のあるすぐれた事業として立ち上げたのが、いわゆる太宰府よか倶楽部だとお聞きしています。全国に先駆けてモデルとなるすぐれた事業であることは言うまでもありませんが、最近では太宰府市として心の面の支援が大きく不足しているものと思えてなりません。

太宰府中学校に事務局をつくり、一連の事務をしておられますが、そこで働くクラブマネジ

ヤーも限度があるような気がしています。もちろん太宰府よか倶楽部は自立し、収支のバランスも考えての運営が基本にあります。全国のこの倶楽部は通常10年計画で自立に向け推進しているのです。大方は一定の自立計画を立て、徐々に行政から手を離していく手法がとられています。運営の中心であるクラブマネジャーは、本市においてはボランティアで、いわゆる報酬なども一切ないと聞いています。もしそのクラブマネジャーが離れていったらどうなるのだろうと懸念されます。財政支援よりも急がれるもの、つまり心の支援が必要ではないでしょうか。今後行政としてクラブに対する指導、助言はもとより、コミュニケーションなどもどのようにされていくのか、このクラブをスポーツの振興としてどのように位置づけているのか、お伺いいたします。

次に、2項目として、只越池の環境保全についてご質問させていただきます。

只越池は、本市北谷地区に位置し、只越三差路、右手の県道筑紫野・古賀線を約200mほど上がった道路の左下にあります。林ややぶに囲まれているため、ここに池があることに気づかない人が多く、また知らない人も多いのではないかと思います。この池について、太宰府市史環境資料編の太宰府の土地利用に次のように記載されています。「造成時期は1900年以前で、面積6,846㎡で、松川水利組合が水利維持を行っているため池である」となっておりますが、現在の状況を見ますと、ため池としての容積が減少しており、水質の悪化もあり、その機能を低下させているのがうかがえます。

そこで、お尋ねいたします。

市では現在隣接道路の拡幅工事の計画があるようですが、これに関連して只越池の環境保全はどのような計画になっているのかをお伺いいたします。

また、このため池は自然環境を保全することによって、鳥類など野生の動物が帰来し、自然観察の絶好の場所となっているものと確信しておりますが、この点につきましても市としてのお考えをあわせてお伺いします。

回答は項目ごとをお願いいたします。

後は自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の各種団体と行政の協働についてご回答いたします。

市の総合計画の基本戦略の中でも述べていますが、これからのまちづくりは市民との協働のもとに各種事業を進めていくことといたしております。

スポーツの振興につきましても、市民と行政が協働、連携して取り組んでいくことが、事業を円滑に進め、目標を達成することができるものと認識いたしております。特にスポーツは、する楽しみ、見る楽しみ、健康づくり、生きがいつくりなど多くの楽しみと喜びがあり、そして地域の活性化にもつながるものと考えております。

今後とも、各種団体との役割分担を図りながら、体育協会をはじめ関係団体と連携、協働で進め、人と人とのコミュニケーションを大切にしながら努力していきたいと思っております。

後段の去る11月20日、中央公民館で太宰府市補導連絡協議会創立30周年記念式典が開催され、参加者が少なかった件でございます。

ただいまご指摘の参加者の呼びかけにつきましては、市政だよりの11月1日号でお知らせをしたほか、事前の実行委員会には社会教育課職員も参加し、記念式典参加状況もおおよそ把握していた模様ですが、特にPTAの参加呼びかけの詰めがなかったとの報告を受けております。今後につきましては、このようなことのないよう主催者と十分確認を行い、ポスターの作成やチラシでお知らせをするなど、多くの参加者が得られるよう、協力、協働、支援していきたいと考えております。

2点目の総合型地域スポーツクラブの育成についてご回答いたします。

平成12年に文部科学省が策定した成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指したスポーツ振興計画にのっとり、本市においての初の総合型地域スポーツクラブとして、体育協会や体育指導委員、地域スポーツ団体と連携して、平成15年10月に太宰府よか倶楽部が発足いたしております。太宰府よか倶楽部は、子どもを中心とした地域住民に対して、スポーツや文化に関する事業を行い、生涯にわたって、いつでもだれでも気軽に住民相互の交流を深める中で、健康、生きがいづくり、さらにはコミュニティづくりを目的としております。

今後とも、市民各層にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民ニーズを踏まえ、年齢、性別、技能に応じた各種大会、教室等の開催及び指導者の育成を図るなど、地域における生涯スポーツの振興に努めていく考えであります。市といたしましても、太宰府よか倶楽部の目的が達成できるよう、役員の方、クラブマネージャーと日ごろから事業計画や内容づくりの打ち合わせを密に行い、人と人との心の面も含めて十分協議しながら、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今ご回答いただいたとおりになれば何も問題ないんですが、いろいろな方から最近では社会教育課に行きづらくなってきたとよく耳にするんですけど、この言葉の方は部長たちの方にも耳に入っているんでしょうか、どんなふうですかね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 社会教育課に行きづらくなったというようなことは初めて聞きますが、7月に人事異動の関係もあった、そういう関係もあったかなと今聞いております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 異動があつての問題じゃないと、私はそう思っております。行きづらくなっているというのは、親しみが感じられないからではないでしょうか。通常話しやすいところとか話づらいところとかよく言いますが、義務的に対応されたときは、言葉は通じますが、本当の心は通じないと思います。私も同じスポーツを振興するものとして、もっと和やかに、そしてもっと解け合った対応が必要じゃないかと思いますが、その点ではいかがでしょう

か。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 確かに親しみやすい和やかな雰囲気というのは大事だろうと思いますので、そういうふうにならしていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

スポーツの振興は、市民や団体があつての振興です。市が推し進める施策を、その市民や団体が理解して、一緒になって実施していくことが、市長が言われる協働であろうと思っております。同じ言葉を文章で表現するには、相当の文章力がなければ真の思いを伝えることができません。その点、言葉ならアクセントや顔の表情など、いろんなニュアンスを交えてのコミュニケーションがとれます。市民、団体との協働でまちづくりをされるときは、この心のコミュニケーションがなければ、何事も進行しないと私は思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今後とも職員の皆様、そして上司の皆様がこのことをよく認識して、義務的ではなく、心の通う対応をしていただきますようお願いをいたします。

そして、次の2点目と共通するものであるようですので、総合型地域スポーツクラブの育成についてご質問させていただきます。

いわゆる太宰府よか倶楽部につきましては、本市がスポーツ振興のために重要だとお考えであることはよく理解しております。ですけど、早い自立を目指してNPO取得に頑張っていますが、即全面的な自立は非常に難しいことだと思います。市の計画の中に「NPOへの支援」という文言が載っております。これは、その目的を達成するために、行政の施策とすり合わせをしながら支援をしていくことだと理解しておりますが、この点につきましてはどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） NPO法人化につきましては、11月23日に設立総会が開催されたと報告を受けております。その中で、行政の役割でございますけれども、この平成15年10月よか倶楽部が発足をした当時、クラブマネジャーとして行政からも2名がおりました。しかし、その後の人事異動で2名の職員がほかの課に移ったということで、なかなか現在はマネジャーとしての役割は果たしてないと思います。しかしながら、運営委員会等には毎回職員が参加をしておりますので、様々な相談事があれば、その相談には乗っておろうかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃいましたとおり、設立当時は市の職員の方がクラブマネジャーとして2名いらっしゃいました。現在は社会教育課の方にこの資格を持ったクラブマネジャーの方はいらっしゃいませんが、まあまあそれが目的として達成したと今お考えで、そ

のマネジャーの方がいらっしゃるのか、また現在マネジャーとしてお世話をされている方が何名か別の方がいらっしゃるものか、そこのとこお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど申しましたように、クラブマネジャーとしてはおりませんけれども、社会教育課職員として運営委員会等には参加をさせていただいておりますので、まあ資格の問題等もございますので、今後もそういう形で参加をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃいましたんですけど、そこのところをよくちょっと認識されてないんじゃないかなと思いますけど、今のこのよか倶楽部の方には、現在クラブマネジャーの方が2名いらっしゃいます。その方たちは、体育指導委員の方が2名いらっしゃいます。この方は、そして先ほども述べましたように、ボランティアでお手伝いをされております。今この方たちがやめてしまえば、もしですよ、やめてしまえば、よか倶楽部自体の存続も危惧されるんじゃないかと思えます。市としての支援は足りているとお考えでしょうか。

また、金銭的なことは申ししておりませんが、コミュニケーション支援のことを申ししておりますので、その点のご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 現在体育指導委員の2名の方がクラブマネジャーとして重要な位置で頑張らせていただいております。それで、途中でやめられるということは余り考えておりませんが、最悪の場合はそういうこともないことはないだろうと思えますが、極力行政としてもひとり歩きができるようにですね、支援はしてまいりたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） クラブマネジャーの方が2名いらっしゃるということで、今この議員の中にも2名のよか倶楽部に所属してある方がいらっしゃいます。私がなぜこのような質問をしているのかと言いますと、太宰府市が重要であると位置づけているよか倶楽部は、太宰府市の施策と整合性がなければなりません。決して任せっきりではいけないということです。1点目の質問と重複しますが、十分なコミュニケーションが図られていなければ、市と団体の協働は生まれません。その点をよく踏まえていただき、クラブマネジャーとの連絡、調整をどのようにされていくのか、改めてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほども申し上げましたけれども、月に1回運営委員会が開かれておるようでございます。それで、この運営委員会には職員が参加しておりますので、そこで出されました課題、問題点については一つ一つ点検をしながら、支援すべきところは支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今後参加をしていただけるというお答えをいただきましたので安心はいたしましたけど、この質問を通して思うことは、前の質問から重複する行政の対応が、コミュニケーションの分野で不足しているのではないかと、共通しているように見えています。いろいろな回答をいただきましたが、いま一度振り返っていただき、市民、団体との協働に向け、原点に立ち返り、鋭意ご努力されますことをお願いいたします、この項目を終わります。

では、次の項目についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） それでは、次の只越池の環境保全についてご回答申し上げます。

本市の第2次環境基本計画においても、水環境の再生を総合的重点施策として位置づけておりました。ため池周辺に存在する環境は、多様な生物、植物を有し、騒音の緩和や周辺住民との交流や憩いの空間として、また保水機能など防災面からも重要視しております。

鳥類や野生の動物が帰来するなど、自然観察の場所としての保全であります。県道筑紫野・古賀線の拡幅計画もあり、ため池の持つ自然環境に親しめる場所として、また地域のコミュニケーションの場としての機能性も考慮した整備について、関係機関及び関係者と協議を進めながら、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

項目ごとに、項目というか、一つ、治水効果としての評価ということで、一つため池のことを述べさせていただきます。

河川技術論文集に記載されていますが、おのおののため池の治水効果は、ダム等の大施設の効果に比べると小さいが、ピーク流入量を低減、ピーク時間を遅延させているため池も見られることから、周辺地域に与える効果は大きい。また、対象洪水が豪雨のため治水効果が見られないため池も、中小洪水時には効果が大いにあるということと、集中豪雨時に備え、現在段階的な河川整備が進められていますが、都市化の進展が著しく、浸透、貯留機能が急速に失われつつある流域においては、既存ため池は流域からの雨水流出を抑制する重要な貯留施設であるため池の治水効果を評価されておりますけど、このことに関してのご返答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員の方から申されましたように、そういうふうな治水効果があるというのは十分に理解しております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、ありがとうございます。

次に、部長もお話ししていただきましたけど、自然環境としての意見を述べさせていただきます。

上から衛星のような格好で真上から見ていただければわかると思うんですけど、只越池は四王寺山と宝満山とのちょうど中間にありまして、両方の山の自然の景観で、そしてあそこだけがつながりのグリーンベルトの一つのラインに、唯一のラインになっているわけですね。そこに両方の、四王寺山と宝満山の両方の山かげに池があることで、野生の動物、渡り鳥、野鳥、水鳥が羽を休め、また多くのトンボや昆虫類も生息する自然環境があります。そして、水質改善のための浄化機能を持つヨシ、それからシロガヤツリ等の群落もあり、また行ってみればわかると思いますけど、広い湿地帯が分布しているわけですね。自然観察場所として貴重な場所として考えられますので、できるだけ自然を第一に考え、ぜひ残してほしい。自然を守る会、とんぼ学会の会員、それからエコロなネットワークの会員の方々の強い願い、要望でありますので、その点のご回答をいただければ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この池の周辺に生息する動物の概要というのがございましたですね。いろいろお話しされましたが、池周辺ではタヌキ、水鳥、カモ類ですね、の生息の場となっていることが確認されておるということが平成15年の調査に出ております。

それで、今るるおっしゃっておりますように、その周りを取り巻く部分につきましても、ヤシヤブシ群落でありますとか、ヤナギ属群落だとかたくさんの方に囲まれておりまして、かく言う私も、ご質問を受けるまではこの只越池を存じ上げておりませんで、現場を見ましてですね、ああ、ここに池があったのかというようなことで、ああ、こういうところに池があったのだなあというふうに思っておりますが、先ほどから言うておりますように、いずれにしましても、今回県道の拡幅工事がございますので、県道の拡幅によって今申し上げられておりますような環境がですね、破壊されないように、十分関係機関との調整を図っていきながら、環境の保全を努めたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 部長も見に行っていたということで、大変ありがたいと思っております。

実質あそこは県道ですのでですね、県の方の拡幅工事になると思いますけど、先ほど述べました、市としての拡幅をと言ったんですけど、用地買収とかそういうものがあるからこの太宰府市もかかわるんじゃないですかということであれしてありまして、たまたまこれは雑談になりますけど、県の那珂土木の所長さんと会う機会がありまして、そしてこのことをちょっとお話、雑談でさせていただいたんですけど、このことは私たちも所長さんも知らなかったけど、それを大事に考えていきたいと思っておりますということのお答えはいただきました。そして建設部長の方にもお話が行っているんじゃないかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、いま一度総括して述べさせていただきます。それで質問を終わりますので。

第1点の問題は、スポーツ活動のあり方を一つの問題提起として、行政の支援のあり方、側

面的協力、精神的支援を含めて、市民と行政の協調体制の抜本的な対応のあり方を再度見直し  
てみる必要があるのではないかと思います。

第2点の問題は、一つのため池のよし悪しを論ずるつもりはありませんが、今や全国ブラン  
ドともなっております「太宰府」という地名が、天満宮と国博のあるまちにとどまらず、たと  
え29.61平方キロの行政面積の本市が、自然環境豊かな、すばらしいまちとしても全国ブラン  
ドになるべきと願うからであります。

そもそも環境破壊は、我々人間の過失によってもたらされたものであり、オゾン層の破壊、  
酸性雨、地球温暖化を含めて、改めて私たちの住む周辺環境のあるべき姿を、遅きに失したと  
ころもありますが、反省を込めて提起した次第でございます。

多くの野生生物、鳥、昆虫たちのためのビオトープ構想にも広く思いをいたしながら、すべ  
ての面ですばらしい太宰府市であることを念じつつ、私の一般質問を終わります。ありがとう  
ございました。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさ  
せていただきます。

まず、国分台地区の雨水対策についてお尋ねします。

平成15年の豪雨災害から2年を過ぎ、被害を受けた地域の復旧もほぼ終わり、まちは以前と  
変わらぬような顔を呈しています。山腹にはがけ崩れの跡が生々しく残り、見上げるたびに  
あの日のことを思い起こし、複雑な思いをいたしておりますが、複数の治山ダムや擁護壁の建  
設、排水路の補強、ストンガード等の落石・土石流の防護措置などが行われましたことは、市  
当局をはじめとする関係各位のご努力のたまものと深く感謝いたしております。

さて、国分台地区を地図で見ますと、逆三角形型で、ちょうど漏斗のような形をしていま  
す。上手の山の斜面と住宅地に降った雨水は、中央と東西の3つのルートで下流の陣ノ尾川へ  
とつながっていますが、その多くは直接中央部分を通して、漏斗の首の部分、つまり国分台の  
入り口へと集中します。ここは車の離合も困難な狭い道路で、しかもS字状に曲がっているた  
め、大雨のときには上からの雨水があふれ、さきの水害のときも、堆積した土砂で復旧工事の  
車両も入れない状態でした。ここを整備しなくては大口径の導管の埋設もできないのではない  
でしょうか。国分台地区の水路整備の計画とあわせ、市のお考えをお聞かせください。

次に、男女共同参画条例案についてお尋ねします。

まず最初に、本条例案は、先日環境厚生常任委員会で審査され、全員一致で原案のとおり可  
決すべきものと決定されたとのこと。傍聴された方の話では、長い時間をかけ、慎重な審  
議をされていたとのことですが、結果は原案可決ということで残念に思っております。

この条例案は、審議会答申と比べると、一部削除を行うなど、執行部のご努力は感じられま

すが、大部分は答申をそのまま受けたジェンダーフリー思想に基づく危険なものだと考えます。また、審議会答申のオンブズパーソンを推進委員と呼び変えてはいますが、中身は全く同じです。強権を持つ第三者機関であり、新たな人権侵害が懸念されます。

最終日に採決されるわけですが、この条例案を我々が目にしてから1か月もたっていない。当然ほとんどの市民が知らない中で、多くの責務をその市民や事業者に負わせる本条例案が現実に制定されようとしていることに、憂慮の念を禁じ得ません。

今回は通告のとおり、条例案の全体にわたり、市のお考えをお尋ねしますが、その前に、所管でありますところの環境厚生常任委員会のご審議には十分な敬意を持っておりますことを申し述べまして、質問に入ります。

まず、条例案の前文では、「日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であって云々」とありますが、その日本国憲法は第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であって」となっています。引用としては明らかに誤りであると思いますが、いかがでしょうか。

それとも、「国民」を「すべての人」に置きかえた何らかの意図があるようでしたら、お聞かせください。

次に、第4条3項ですが、委員会では、「市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害するものはなくしていく」とご説明があったと聞いておりますが、これは結果の平等を推し進めていくということでしょうか、お聞かせください。

次に、第7条に、「何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない」とありますが、年齢によって権利や責任を区別するように、男女の身体の違いによる法の取り扱いなど、合理的差別は許容されるのでしょうか。また、適材適所、能率はどう考えるのでしょうか。

次に、第16条、推進委員のところですが、人権侵害の説明として、「性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合」とありますが、具体的にどのような場合でしょうか、お聞かせください。

次に、委員会の質問で裁判費用の公費補助の話が出ていたように聞いておりますが、推進委員の人権侵害につきましては、25条4項で「処理の対象としない」とされていますが、これでは推進委員の市や市民に対する権利が強過ぎ、近代的社会理念から後退しているのではないのでしょうか。

次に、第6条、事業者等の責務で、審議会答申の5項、6項が条例案では削除されたことに関する質問があったと聞いております。答弁の中で部長は、「啓発のあり方を検討し、威圧的は避け、啓発で十分と考えます」と答弁されたとのこと。このことは、この条例全体に対しても同じことが言えるのではないのでしょうか。理念として、男女共同参画条例を設け、市民を啓発することが大事であり、推進委員会に強権を持たせ、市民を摘発することは決して求められていないと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 国分台地区の雨水対策に伴う道路整備、このことについてご回答申し上げます。

ご承知のように、平成15年7月19日の集中豪雨によりまして多くの被害が発生し、この地区におきましても、上からの雨水が溢流いたしまして、道路も堆積した土砂によりまして通行不能となり、復旧工事の車両も入れない状態でございました。

そのような状況のもと、昨年国分台地区の雨水排水の現状を調査いたし、既存の施設の能力の判定、問題点の抽出を行いました。そして国分台地区の雨水計画の取りまとめをいたしました。その結果、国分台入り口付近は、既設雨水管を改修いたしまして管径を大きくしなければならぬということになりました。

国分台入り口付近の道路、すなわち関屋・国分寺線でございますが、ご指摘のとおり、道路は狭隘で最小幅員が3.8m、平均幅員も5mを切っておりまして、車の離合が困難な箇所もございます。この狭い道路に雨水管、汚水管、水道管、またNTTケーブルなどの埋設物がございます。雨水管を改修することは非常に困難な状況でございます。そういうことから、まず道路を拡幅いたしまして、雨水管を埋設するスペースの確保が必要ということでございます。

この改修事業につきましては、下流から行いますので、ここから順次施工していく計画でございますが、地権者の協力も必要でございますし、道路改良、雨水改良を同時に施工するといえますことは非常に多額の費用がかかります。財源措置も厳しゅうございますので、今、国の補助等を受けれるよう努力し、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もその地区に住んでおりまして、もう40年近くになるんですけども、本当にあそこに住んである方と言いますか、我々入れまして300軒以上ありまして、入り口がですね、今申しました入り口ですね、漏斗の首の部分と表現しましたけど、それと国分小学校から入る部分ですね、ここもやはり同じぐらいの狭さで、本当は理想を言いますとまほろば号が今、国分小学校の所でUターンしてまた下に下りて行っているんですけど、あれをそのまま国分台を回ってですね、そして荻尾さんの所に出てくるようなことになったら本当にみんないいかなと話しているんですが、本当にしかし何十年もあその狭いところで何もされてはいないんですよ。本当にもうあそこを通るときはみんな目がつりあがってですね、もうなるべく顔を合わせないように頭を下げて行くようにしているんですけど、大変です。特に女性とかは運転したくないとか。私どもなんかよく親切な人から送ったり、迎えに来ていただいたりするんですけど、あなたのところはあんまり来たくないとよとよく言われます。車が来ると大変だと。それは生活上のことなんですけど、防災、水路の関係ですね、防災ということで、本当にこのへんが気になっているんですけど、いわゆる、今言いました国分台とその上の斜面ですね、に降った雨というのは、大きく言うと3つのルートですね、西側の方の西の池ですね、西

の池の方に落ち込んでいるのと、それと奥の池、一番奥の右側にあるんですけど、東側に、そこからずうっと回り込んで、やはり陣ノ尾川の方に行くのと、それと今言いました中央ですね。当然中央の方がやっぱり水路が多いと思います。ここは水も車も人も一気に集中するところなんですね。何とかここをしていただきたいというのが、常々住民の願いなんですけど、今やはり水害のときでも工事車輛が入れなかったということですけど、上の方で、例えば大規模な、まだ計画はお聞きしてませんが、国分台の水路について、おおむね1月ぐらいには案とありますが、調査結果を発表できるんじゃないかということを知っているんですが、そういうふうな中で、大きな重機とか掘削機とかは、あそこ今通れないのですかね、どうなんですかね。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 特に奥の方の山手、そういうところの治山事業を県の方で主にされたわけですけども、そこについては非常にガードマン等を配置して、まず何とか通れる幅の工事車両で行って、それこそ取りつけ道路をつくって工事したという経過がございます。スムーズには通れなかったということがございます。

先ほど申されました、地区の方々と区長会さん入れてお話をずっと継続してやってきております。今のこういう調査結果でしたよということは、さきの10月ごろ行った次第でございます。またそのときの話し合いの中で、やっぱりそこに住んである方の思いと、我々が雨水排水計画している、やっぱり温度差がございまして、そういうところの宿題と申しますが、そういう部分を今回、1月ごろ調査できる分は調査してまた回答しようというような経過をたどっておるところでございます。まだ、どこをどうすると、こういう状態でしたよと、こういうところはやっぱりこういう計画が必要ですよというようなことは申し上げております。一応そういうことでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ご承知のように、当地区と申しますと、旧宅造法で造成されましたところでありまして、何か1社だけではなく、便乗開発等もあったようで、非常に何か道路とかがですね、きれい、何と申しますかね、枘がないようなところがあるんですね。水路なんかに関しましても、計画に非常に困難があるということはわかります。ですが、やはり2年前の大変な中で、斜面ですから、ある意味水が早くはけるんですが、同時にすごい急いんですね、実際大きな岩とか車がばあーって流れていくのを見たりした方というのは、今でもPTSいうんですかね、雨の音がちょっとするだけでも絶対眠れないとかですね、そういう方おられるんですよ。

僕今、先ほども言いましたけど、非常に治山ダム、またはそういうような崩落防止の工事等をしていただいて、かなりこれで安心ではないかと思っておりますけど、いかんせん水をですね、どうはくのかというのが最大の現在関心事です。

もう一つだけお聞きしたいんですが、結局入り口部分には、管としてはどれぐらいの口径の

ものをご予定でしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 現在直径900mmの管が入っておりまして、これを上の方を改修して、最終的にそこに集まりますもんですから、1,350mmぐらいであると大体排水できるというような、これ100mm、200mm降ったらそういうことはできませんけども、今の標準、10年確率の60mm、そういう程度であれば、そこにそういう管が必要であるということで計算した結果でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。確かに下の方からいくという理屈は十分わかります。ですが、まずは今言われたように、100mm降ったときなんかですね、もちろんその導管だけで無理というのも想像できます。その分、道路を流れるのもいたし方ないと思いますが、その両方合わせてですね、早く広いところに行ってほしいという気持ちです。

今後の工事進捗状況等を見ながらまた質問させていただくかもしれませんけれども、今後ともよろしく申し上げます。

次の回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） ここでちょっと休憩をいたします。

休憩 午後4時07分

~~~~~

再開 午後4時08分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 2点目の関係の部分につきましては、さきに通告書をいただいております部分につきましてご回答申し上げまして、先ほどずっと追加をされました部分は、できるだけ書きとめました。もし漏れましたら、再度ご質問方をお願いできればというふうに思っています。

まず、男女共同参画推進委員の必要性について申し上げます。

その職務の一つである市の施策等について、市民や事業者からの苦情処理を行うというものについてですが、そもそも市の施策や行政運営の改善は、行政内部において自ら日常的に取り組むべきことでございます。それに加えて、行政外部機関を置き、市民から直接苦情を受け付け、公正な立場で調査し、必要と認める場合にあっては、是正勧告ができるようにする仕組みをつくる必要があると考えております。

もう一つの職務として、人権侵害から被害者を救済する仕組みですが、「人権尊重の観点から専門的な助言や支援を行い、男女共同参画社会と人権の擁護者として調査など職務を行い、その結果、改善を要すると認める場合においては、市長を通じて改善要請を求めることができる」としています。本条例では、性別による差別的取り扱いを禁止しています。人権侵害が起

きたとき、その救済に向けて市が最大限できることを定めたものでございます。

それから、まず前文の関係でございますが、前文は、このご提案申し上げます条例自体が、国が定めております基本法の精神に沿って提案をしておりますので、国の基本法の前文にありますところの、我が国においては云々というような部分を踏襲いたしまして、日本国憲法はすべての人を云々という形に整理をしたところでございます。

それから、第6条の事業所等の責務。威圧的にとられる部分があるから削除したのであれば、全体のこの条例自体が威圧的ではないかというご指摘でございますが、ここの審議会から答申が出ました部分は、「市から補助金を受ける事業者等は、男女共同参画社会の形成の促進のための学習を行うよう努めるとともに」、問題はここからございまして、「市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない」というのが5項でございます。6項につきましては、「市と工事請負等の契約締結を希望し、業者登録をする事業者等は、市の求めに応じて男女共同参画の推進状況を報告しなければならない」という、この5項、6項につきましては、先ほどこの項について、啓発のあり方等でやれば、それはクリアをできるんじゃないかと。いわゆる事業者等々に威圧的にとられるようなことはいかなるものかということで、ここについては削除しておりますので、ここの5項と6項だけが威圧的にとられるというふうに、委員会の中で私が説明を申し上げたわけございまして、全体のこの条例が威圧的に云々という部分は一切ございまして、先ほど申し上げておりますように、国の基本法の精神に沿ったところで整理がされているというところでございます。

それから、第3章の第16条の関係でございますが、ここはいろいろなケースが考えられるということでございます。それで、先ほどご答弁申し上げましたように、男女共同参画推進委員の必要性、こういうことだから男女共同参画推進委員を置いて、第三者機関を置いて、そういう部分を処理をしていきたいと思いますという部分が本条例の特徴であります。

あと幾つか申されたようですが、ちょっと書きとめ切れなかったものですから、再質問にお答えをさせていただこうというふうに思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 通告では、条文全体についていろいろお伺いするということを出してあったんですが、まず前文ですね、お答えいただいたんですが、ここに手元に基本法もありますが、「我が国においては」から始まりまして、「日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ」とありますが、では、どこをどういうふうに解釈されて、この「すべての人」ということになったんですかね。

日本国憲法では14条に、明らかに国民、まずですね、国もまず国民を対象としているわけですね。それが運用の形で、日本国憲法は、すべての人は、ということになりますから、これは明らかに違うと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのあたりは、私は先ほど申し上げておりますような基本法の精神、あるいは日本国憲法の精神という部分は、この表現の方法がですね、その部分がありますが、そこは解釈の部分がございますが、今申し上げておりますように、法の下に平等であって、基本的人権、先ほどおっしゃられております憲法第14条、そういう部分において何人も保障されているものであって、男女の性の云々という形に、ここはまとめたつもりでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私も法律の専門家じゃありませんから、文言の細かいところは、どうですかね。たくさんの方にこれ見ていただいて、そういうふうな答えでいいのかどうかですね。私はちょっと納得できないんですが。納得というか理解ができないんですけどね。

この中で、前文の中で、最初に一言ちょっとお断りしたいと思うんですけども、何か今日臨時の議運がありまして、何か録音云々ということで傍聴者がですね、先日の委員会で、その話が問題になったということですけど、私は今日質問の中で、委員会の中の質問やご回答ですね、に関してのことを幾つか入れていますけれども、これは私の知人が2名出ておりまして、両者から詳しく聞き取りをしております。間違ってもそういうふうなルール違反で録音されたようなことは一切かわりを持っていません。それから、ネットの書き込み云々というのは、インターネットはあっちこちの、右も左もあらゆるものを見えています。だから、もちろん存じています、そういう書き込みも。しかしそれでもかわりはありません。このことは最初に申しておきます。

そういうふうな委員会の中ですね、話の中でも、前文のことで、個性と能力を發揮できる社会というのは、あいまいじゃなろうかというようなこともあったみたいですが、この辺どうですか。個性と能力を發揮できる社会とは、具体的にどういうふうなイメージなのか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この前文の中の個性と能力の関係ですが、国は、男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して、男女共同参画基本法をつくっているわけでございます。それで、この部分につきましても、国の方の基本法の部分を受けまして、それをこのいわゆる国の基本法をちょっと読んでみますと、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」ということに基本法はなっているわけでございます。そこを受けまして、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して云々という形の中で、この部分については整理をして提案をしているということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 基本法には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い」というのがありますが、それは抜けてますね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その部分につきましては、日本国憲法で言うところの基本的人権によって、その男女の性の違いによって、当然差別されてはならないことを日本国憲法はうたっているわけでございます。そういう部分を受けまして、ここを、国の部分で言うところの部分は、そういう精神を受けるとするならば、国は、先ほど言ったように、男女が云々という形の中で整理をしたという形でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） たくさん質問をすることがありますので。

私、この件につきましては、以前一般質問させていただいたときに、東京の荒川区ですね、荒川区なんかを参考に、ぜひ見ていただきたいというようなことを言っておりますが、先日の質疑のときにそのことをまたお伺いしましたら、ちゃんと検討しましたということ、たしか聞いておるわけですね。

それで、荒川区の基本的な考え方、この条例案の言うところの理念ですね、ちょっと、たくさんないですからぱっと読みますと、男女の人権の平等と性別による差別の禁止、職場の環境整備、国際協調、この辺は一緒ですね。ここからが、男女の協力し合う社会の実現、社会参画への機会の平等、機会の平等です。家庭の尊重、母子の生命と憲法の尊重、文化と伝統の尊重、こういうところがすばらしいと言われているんですね。ぜひこういうところも勘案していただいて、盛り込んでいただきたいということでしたが、結果的には、今私が特に強調して述べたところは全く入ってないんですけど、どういうお考えだったか、ちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 確かに、この条例をつくる上におきましては、本来でありましたら、昨年12月20日に審議会から答申を受けまして、その審議会の答申を受けた部分でいけば、3月に提案をし、そして現在であれば実際に条例自体は施行されているような部分もあったのではないかとこのように思っておりますが、今門田議員がおっしゃっているようなそういういろんな考え方、いろいろな方法から、もう熟慮に熟慮を重ねて時間が非常にかかったわけですね。十分に考えて考えて、今の平成18年4月1日からの条例として、太宰府市の条例としてはどうかということを議論をして議論をして、まだできないのかという一部の市民の方の声もある意味じゃ無視した形になって、今回の提案になっているわけでございます。

だから、そうした意見、そうでない意見、いろんな意見が集約された部分が、本市の今議会に提案しております男女共同参画の推進条例案だというふうにご理解をいただければというふ

うに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 部長のご答弁では、平成16年3月22日に、審議会に対し、条例に盛り込む事項を諮問したと。条例に盛り込む事項を諮問されたわけですよね。市の方針の4つの柱というものが、お聞きしたわけですが、その中に審議会を尊重するということもございませぬ。しかし、どういう理由でございませぬ、審議会に諮問したのはどういうものを盛り込むかという理念を盛り込んだらと思うんですよ。例えばその中に、オンブズパーソンを入れるべきだとかいうものも入っとっても、それはそういう結論ですから、それを市がまたじゃあどうするかと考えればいいわけですよね。

ところが、審議会が出してきたのは条例なんです。きちんとでき上がった条例案として出してきたわけですよね。これが最初からそういうふうな条例案をつくってくださいということでお願いをされたわけですかね。それとも、いつの間にかそういう結果になったわけですかね。

ちょっとその辺のところお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今おっしゃっているように、昨年3月にそういう形で市の方から、条例に織り込むべく基本的事項についての諮問をしております。審議会で審議をされていく過程の中で、その審議をされていく過程の中で、いわゆる条例に織り込むべく事項という部分は、いわゆる具体的な条例案として、審議会の条例案として答申をした方がよかろうということで、審議会は何回も何回にも及びます会議の結果として、審議会の答申は条例案とする形の中での答申が上がってきたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ほかにこういう例があるのかどうか、私はよく存じませぬけれども、条例をつくるというのは大体、本質的にどこの仕事かなというのがまず疑問です。これは執行部なり、あるいは議会なりが考え、議論していいものをつくっていくというのがあれなんです。条例そのものができ上がってしまったということで、何か八百屋に行ったら野菜いためが出てくる、ちょっと表現が下手ですが、周りから見るとびっくりするわけですよね。こんなもん頼んだ覚えがないのだけど、料理が、定食が出てきちゃったと。飲み物までついて出てきたと。あれっという感じなんです。

私もこの審議会を何度か傍聴させていただきました。また、よく傍聴をした人から話を聞いたり、あるいはインターネットに掲載されている、会議録ですね、を見させていただいたりしています。ただ、会議録に関しては、どうも聞いた部分と、全部じゃないなと。あれっ、あの部分が見たいんだけど、その部分どうも削除されているようなところがあるんですけど、その辺は今日のところはいいんですけども、ただその中で、部長ご自身も大体出席されてますよね。

また、課長、係長も出席されてますね。異動等もありましたけれども。その中で、率直に言わせていただくと、いわゆる中立なのかなというのが正直なところですよ。

例えばですね、ある委員さんが、少数なんですけど、これは少し表現をもう少しやわらかくした方がいいんじゃないかということを発言されますね。そうすると、まず座長というか、会長ですかね、その方がにっこり笑って、さあ皆さん、どうされますか。みんながにっこり笑って、いやあそれはですねと、やんわりとただ、まあそれはもちろん少数意見だからそれも仕方ないのかもしれないけども、それはいいんですよ、多数が、当然民主主義ですからね。ところが、そのときに、その行政職員はさあっとですね、その人の言っていることをまさに否定というのかな、反対のこと、資料をぱっと持ってきて配ったりするわけです。私この目で見ました。あのおとき、これはどうですかと注意しましたけども。覚えておられると思います。どうも本来、せっかくそういうふうな行政職員がですね、そこの中に同席しているんだったら、それをいい方にですね、本当に中立で、本当の方にリードするのが本当だと思うんですけど、どうも逆になって、一緒になってやっているようなことにしか見えません。これがおかしいと思うんですよ。私、いろいろお話すると、助役さんから、部長から、上の方に行けば行くほど、当然本当で常識的なお答えで安心するわけです、すごく。しかし、こう行くとだんだん下に行くと何だこれはってとってしまいます。逆に下の方から上が動かされているんじゃないかと思ったりもするわけなんですよ。そういうことで、ちょっと審議会から出ました意向がいつの間にかでき上がったものになってしまったと。材木頼んだら家が来たというそういうものじゃないでしょうかね。その辺に関して、今お答えはいただいんですけれども、ちょっとこれでいいのかなということをおまず申し上げます。

次に、ちょっとお答えいただけてない部分が幾つかあるんですけども、4条3項ですね、市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害するものはなくしていくと説明をされているみたいなんですけれども、これに関して、さっきお答えありましたかね。結果の平等を進めるということでしょうか。もう一度お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今の質問にお答えする前に、職員が中立云々という話と、それから先ほど職務の話が出てますので、誤解を招いたらいけませんから、はっきり申し上げておきますが、職員は中立な立場でこの部分については取り扱っております。

それから、審議会の答申をそのままそっくり食べてしまうのかという部分ですが、食べたくない部分は食べておりませんので、そのあたり誤解がないようにしておいていただきたいと思います。

それから、先ほど出ております、市の男女共同参画の形成に影響を及ぼす云々という部分はですね、これは国の基本法を受けたところでの部分で一定そこで整理をしておりますので、その精神に沿ったところでの整理だというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 国ということで、実際に聞いた話、委員会に出た方から聞いた話によりますと、具体的に男女共同参画の推進に関する直接的なものはもちろんのこと、直接的施策以外の市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害すると、そういうものはなくしていく、いいものは推進すると、そういうような内容でございますという話があったみたいですけど、これですね、政府といいますと、国会質疑をちょっとまとめたものがあるんですけども、例えばですね、いっぱいあるんですよ。いっぱいあるんですが、例えば平成14年11月12日の参議院内閣委員会で、質問は自民党の亀井さんですが、答弁者は内閣官房長官ですね、福田内閣官房長官ですけども、男女共同参画社会基本法は結果の平等を求めているのか、条件の平等を求めているのかとの問いに対しまして、ちょっと切りますけども、「その目標を達成するためにいろいろな条件をおっしゃいましたが、これはいろいろな機会を与えるということと理解をするべきだと思います。いろいろな機会を確保することによって、男女が参画しやすい環境を整備する、そういうことでその目標を達成する、そういう機会を提供するということが大事だと思いますので、条件とかそういったようなことではない」と答弁されてますが、ここのかかわりは。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まさにそのとおりだと思います。それで、一応それを受けまして国の方が、基本法の15条で、施策の策定等に当たっての配慮という部分をあえて入れているというふうに理解をしておりますので、そこのあたりを誤解を受けたりいけませんので、その基本法の条文どおりこの3項では処理をしているということでございますので、そのあたりは国の考え方に、私どもの考え方は一致をしているということをご報告したいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ちょっとお待ちください。

ここで16時45分まで休憩いたします。

休憩 午後4時30分

~~~~~

再開 午後4時45分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 質問を続けます。

次に、第7条のところでお聞きしたんですが、いわゆる合理的差別は許容されるかということをお聞きしたんですが、この前私が言った合理的差別というのは、差別に合理的なんかあるのかということがあるかもしれませんが、いわゆる法律の勉強の中で出てくるような概念でして、いわゆる年齢による権利や責任の区別ですね、または男女で身体的な違いによる法の取り扱いの違いとか、収入による税金の差とか、こういったような合理的と考えられるものことですが、これは当然認められるわけですかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ちょっとそのあたり、私が合理的差別をよく理解をし切っておりませんので、回答は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） じゃ、またいずれかのときにお聞きします。

それと、一応確認しておきたいんですが、この条例案が通った場合ですね、推進委員が、実際に推進委員会等が発足したときに、その費用とか費用弁償ですね、報酬とかはどのようになる予定でしょうか。よろしかったらお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この推進委員は、地方自治法第138条の4第3項に基づきます附属機関の委員としてでございます。ほかのあらゆる附属機関の委員と同じように、報酬5,500円、費用弁償2,200円ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これは1日ということだというふうに理解してますけども、5,500円ですね、1日とか、1回とか。ただ、まず仮定の話ですから、これが仮に通って、それから実際にそういうふうな規則とかいうものを検討されていくということになると思うんですけども、今、非常に財政厳しい中ですね、こういう費用がまず新たに発生するという。それから、逆に言うと、これぐらいな費用で本当になり手があるのかという心配がありますね。

これに限らないんですけど、いわゆるこういう何々審議会とかいうものになると非常に時間は拘束される。手当といったってほとんど出ない。そういうところに普通の人というのは、一般的に手挙げないわけですね、自信もないし。ところが、どどっと来られる方もいると。やはりこれはそれこそ組織的に入っちゃうわけですよ。そういうふうなところで特に地方自治体では審議会というのはかなりそういうふうな政治的な、あるいは思想的なものでかなり固まってるような気が私はします。ぜひ、これに限りませんけれども、非常にやっぱりその辺の委員の選任に当たりましては、もちろんこういうふうな見識、社会的なものという文言がありますけども、ぜひぜひ気をつけていただきたいという気持ちがあります。

この中で7条に関しまして、これも前文ですが、委員会の中で差別的取り扱いというのはどうも引っかけると。「協調し過ぎると活力がなくなり、マイナスである云々」とかに表現をやらげろべきじゃなからうかとかいう意見が出ましたけど、私も同感です。

これに関しまして、やはり先ほど、国会答弁の中で、ジェンダーフリーですが、ジェンダーフリーという考え方の影響のもとで、施策の推進に当たって行き過ぎがあるのではないかということで、これも参議院の内閣委員会ですけれども、当時の米田副大臣が、ちょっと長いんですけども、言いますとね、決して画一的に、機械的に男女の違いを認めないと、こんなことではないんですよと、それは誤解ですよということで、これは部長、前回ですかね、ご答弁いただきました。その他の入札に関する事とか、こうしたことがあって、先ほど答申から幾つかの削除をされてますですね。そういうところは本当に私もよかったなと思ったりしてるわけがあります。

あと時間余りないんですが、男女共同参画推進条例案の16条ですね、問題は要は16条から後なんです。そこまではともかくとしましても、16条のこの推進委員ですね、それを何とか、本当に何とかしなくては行けないという気持ちなんですけど、まずこの人権侵害ですね、この人権侵害に関してどういうことかということちょっと先ほどもお聞きしたんですが、ただですね、これも聞いたんですが、いわゆる委員会の中でのご答弁では、人権侵害そのものに関しては何ら議論をしてないというふうにお答えになってますけど、そのようでもよろしいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 人権侵害に関する委員会の中の質疑はあってないのじゃないかというふうには私は理解を、今、ちょっと委員会の私どもがまとめておりますレポートを今見ますが、ないのではないかなというふうには思っております。ここで言うところの、いわゆる性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因について、人権が侵害された場合という部分はですね、これは個々のケースによって判断すべきであろうというふうには思っています。それで一定の部分で、じゃここまでがという部分は、この短い時間の中でお話しするのはとても難しゅうございますので、そういう部分についてはやはり私どもが平成18年4月1日から運用していく中で、マニュアル等々の中で一定の部分で幾つかこういうふう列記しながら、そういう部分を同じような取り扱いができる形の中で整理をしていくべきではなからうかというふうには思っておりますので、その件もうしばらく時間をいただければというふうには思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 差別的取り扱いについて、わかり切ったことで委員会で議論はいたしてありませんということだったんですが、ここが一番中心になるんですね。差別的取り扱いとは何かと。それが人権侵害なわけですよ。人権侵害とは何かというと、差別的取り扱いですよ。その議論ができないのに、そういう裁判官と警察とを一緒にしたような仕組みをつくっ

て、そして市民を告発するというこの条例をつくるということはやはり問題だと私は思うんですね。

ですから、もっともっとですね、先ほども言いましたけども、我々もこれ目にしてまだ1か月たってないんですよ。市民はだれも知りません。この条例ができようとしているのも知りません。もっと時間をとってですね、本当に市民の皆さんに見ていただいて、いろいろ、けんけんがくがくやっっていくべきじゃないかと。こういうふうな人権とかいう概念は、多くの議論をもってして初めて何らかの合意ができるようなもんじゃないかと思うんですよ。

そういうところでちょっと聞いたんですが、余り時間ないですけどね、公費補助のことなんですが、委員会の質問で裁判費用等の話が出てたようなんですが、その中でやっぱり気になるのはですね、推進委員の人権侵害についてどうなのかということですね。この図を見ていただくと一番わかるんですが、いわゆる市の施策に対するクレームというか、人権侵害であるとかですね、これ直せとかいうのと、それと個人とか事業者ですね、が同じような場合に出ますね。まあ千歩譲って市は、市はやっぱり責任があると思います。そう言われたら受けて立つだけの力も責任もあると思います。問題はこっちですね、市民とか事業者ですね。市民とか事業者は、これ見ていただいたらわかるように、順不同で言いますとですね、まず間違いがあったらどうするかということなんですよ。委員会が、これ見たらわかるんですけど、とにかく人権侵害を行った市民またはというふうに、結局これ刑が確定しているわけですね。刑という判決が確定しているわけですね。それに対して量刑はこうだあだというふうなことと同じことだと思っただけですよ。その判決は、結局委員会、推進委員が合議で決めるわけですよ。じゃあこれがもし間違ってた、仮定ですよ、絶対間違いはないと、3人とも絶対にそういうふうな間違いなんかあり得んとおっしゃるならそこまですけども、仮に間違ってますね、人権侵害じゃないかと、いやそんなことないと言っても、何で、うるさいぐらいの感じですよ、これはもう市長、公表してください、はいわかりましたと、公表は何をするかというのがまず1つ。どこまで何を公表するのかですね。で、公表してですね、極端な話、この人が嘆いて首つって死んじったりですね、あるいは事業者が殺されて、信用なくして不渡り出して倒産したとか、そんなふうになったときの責任はどうお考えでしょうかね。そこまで検討されましたか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 一応今回、推進委員の役割の中で、私どもの部分は、本来答申からいきますと、推進委員一人ひとりが独立しているんなことができる、あるいは申し出が、今出る出るような申し出がないにかかわらず動くことができる。そういう部分については、それを答申の中から削除しているんですね。そして一応合議制にというふうにしております。そしてその推進委員を選ぶのは、市長が責任を持って選ぶと。そしてそういうふうな形で、いろんな部分でその推進委員にふさわしくないということになりましたら、解嘱という制度も設けております。

そういう部分の中で、今出ておりますような人権救済の必要がある、あるいは人権侵害があったという部分は、これはいろんなケースがあると思うんですね、そういう部分いろいろケースが。しかし、市長を介して云々という形にしておりますから、やはりそのあたりは、個人として、推進委員個人として動けるという部分についての部分が非常に制約されますので、しかも合議制にしておりますから、そういう中で一定の方向性が出てくるであろうというふうに、私どもはそういうところの中でいわゆる最大限、地方自治法で言うところの附属機関の委員という部分で押さえておりますから、そのあたりについてはいろいろご心配の向きもあろうかと思いますが、こういう部分はいろんなケース、いろんなケースどうかというのは、やっぱりそのケース、ケースに応じたところで、そしてそれに当然行政の部分もかかわってきますので、そういう部分の中で今この段階でこういうときはどうなるかこうなるかというご心配の向きは重々わかりますけども、公表するにいたしましても、一応個人等のプライバシーを保護する形に条文の中に入れてありますからですね、そういうふうな中でクリアをできていくのではないかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 要するに、そういうふうな信頼を担保するものとして合議制があるというお答えだと思います。確かに、最初、答申案にありました独任制とかですね、あるいは自己の発意による調査の開始とか、こういったものを省かれたのはもちろん大事なポイントだと思っております。ただ、やはりこの中で、先ほども近代的な社会云々と言いましたけど、やはり三権分立ですね、に關しましても、それぞれ三すくみの形で、権力というのは一方に偏らないような形で成り立っているわけですね。そうすると、推進委員と当事者と市ですね、これを見ますと、何条だったですかね、25条の4項ですけれども、推進委員に対する申し出、人権侵害、推進委員が人権侵害だということは、もうこれは処理の対象としないとされていますね。結局、推進委員というのはだれもとめられないんですよ。もちろん解囑の条項はありますね。解囑で、任にたえないようなこととか、著しい不良行為があったようなときは、それは当然ですね。だけど、そうじゃないと、推進委員は、信念で、でも間違っただけをもしやっただけには、これはだれもとめられない仕組みじゃないかと私は思うんですね。

余り時間がないんですけども、その辺のところは、万一これがもし通ったときには、本当に大きな責任が市にもかかってくるものだと思います。もしこれで納得いかない、若干事実関係あっても、その裁き、裁定ですね、委員会ないしはその市の処置に対して納得いかなかったら当然裁判になると思います。その裁判になったときに、逆に今度は市が、あるいは委員会が、委員が被告になることもあります。そういうふうな将来的な大変な問題を含んだ条例案であると思います。

最後にですね、たくさんあるんですが、時間があれなんです、プランの見直しとかもですね、5年で見直すということで20年ですが、何度も申しますけども、このジェンダーフリーと

という言い方、考え方、表現、そういうものは何度も国の中でも、県のいろんな中でもですね、あるいは各自治体の中でも、こんな言い方はやめよう、こんな考え方は違うと、本当の共同参画と違うじゃないかと否定されています。その否定されている内容が、当市の共同参画プランの中には何十か所も出てきます。それを20年まで使い続けるのかと。ホームページにも載っていますね、PDFで、それでいいのかなということの一つちょっと疑問を表明しておきたいと思います。

時間になりましたので、最後に市長にお聞きしたいんですが、この前、山路議員だったですかね、たしか何かのときに質問されたんですが、どっかの中学生の女の子が、私ね、スカートなんか履きたくない、ズボンで行きたいということを書いて、それを何か人権擁護委員、各地によって表現が違いますからね、これ推進委員、オンブズパーソンの者に言ったところが、それを認めちゃったと、これ人権侵害だと、という話をたしか聞いたんですが、同じような話がですね、これも一度言ったかもしれませんが、これどこだったですかね、市は、どの県だったですかね、ああ、埼玉。埼玉の方ですね、いわゆる男女別学が悪いと。男女別々学校というのは、これは男女共同参画に反すると、人権侵害だということで、何でそうなるのか不思議なんですけど、苦情処理委員、ここで言うところの推進委員ですね、これ県ですけどね、に訴えられまして、「高校生活の3年間を一方の性に限ることは、人格形成からも、男女共同参画社会づくりの視点からも問題」という勧告書を県教委に提出したということで、大変な騒ぎになりまして、結局これ25万人ぐらいの署名を集めて、とんでもないと、しかもこの中身はですね、長い文章なんですけど、性格のゆがみがあるんだと、そこまで言うかよということまで書かれているわけですよ。でも、それぐらい強いわけですよ、独立して。

で、先ほどの話に戻りますけど、もしですね、じゃあ当市の公立中学で、これ、教育長にあれですかね、まあそんなふうな問題が起きてですね、人権侵害、それ認めちゃったら、市はどう対応されるんですか。一つの例としてお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今度提出いたしておりますこの男女共同参画の条例でございますが、ご承知のように、男女共同参画、この推進をする21世紀の大きなテーマでございますが、まずこれを、条例を制定するに当たりましては、日本国憲法があり、いわゆる基本法が制定され、県の条例も既に制定されておるわけでございます。そしてまた、男女共同参画のための事業推進につきましては、基本計画等、それぞれおのおのがこの男女共同参画のための事業を推進する、これは義務があると思っております。

そういう意味での本市の条例でございますが、個々のケースにおいてはそれぞれのご意見が出てくると思いますが、この推進委員の設置につきましても、この基本法あるいは県条例、そしてまた本市の条例と市が率先してやらなくちゃならないこの男女共同参画事業につきましては、当然その中でいろいろのケースについては、市として判断していく課題だと思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） もう時間になりましたので、最後に1つだけです、先ほどいろいろ申しましたけども、条例を外部に発注じゃないですけども任せて、そのままで上がりを受け取るということがもし今後もあるとしましたら、やはり議会というのは何のためにあるのかと。条例というものをつくる中で、執行部の方々とこの議場とかだけじゃなくてですね、いろいろとご相談したり、いろいろ勉強させていただいたりしながら理解を深めていくようなやりとりがあると思うんですよ。しかしそれを、ぽーんと出てきた、さあどうしますかということになると、非常に困難な問題が今後発生すると思いますので、ぜひとも今後のこういうふうな条例のあり方ですね、外部に任せるようなあり方はやめていただきたいということを述べまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

九州国立博物館が10月16日にオープンいたしまして以来、連日、来館客が当市を訪れて大変なにぎわいをいたしました。そのことは皆様既にご承知のことでございます。

開館後の道路の車の混雑状況は、毎年正月に経験させられている状況のような感じでありました。11月27日までの特別展示期間が終わりました以後は、今のところ平常に落ちついておりますが、特別展示期間は、平日でも、国立博物館に準備されております駐車場は、朝の9時以降は、満車の標示を持った警備員さんが立っておられて一般車の中には入れませんでした。車で来た来訪者は、民間の駐車場を利用してくださいの標示を見て、市内の民間の駐車場に向かいますが、お昼にはどこも満車になっております。それ以降は市内を漂流する車で渋滞になって、市民の生活のための車も移動するのがままならずの状態でありました。正月から3月までは、例年よりもさらなる混雑を予定いたしております。これは私一人ではなく、皆さんが心配をいたしておられることだと思います。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。

市長もこの混雑をいたしておりました中心にお住まいでございます。国立博物館開館後の車の混雑状況をどう判断されておられますのか、お伺いします。

次に、毎年毎年正月からの混雑は、車で来訪されるお客さんのための駐車場の絶対数が足りない、不足していると、私だけでなく皆さんが感じられておられますし、今まで一般質問などで指摘もされていることではありますが、一刻の猶予もできないと思います。すぐに正月になります。正月から今まで以上の車の混雑が予想されますが、当面对策をどうされますか。また、将来に向かって根本的な対策はどうされますのか、お伺いします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目でございますけども、今回の交通渋滞の要因につきましては、先ほどのご質問の中でもお答えをいたしましたけども、やはり何と言っても、当初の予定よりも多くの入館者といえましょうか、来訪者がお見えになった。しかも43日間という短い期間の中での延べ約62万人を数えたという結果において、短期間に一極集中したことを受けながら、その受け皿となる駐車場不足に加えまして滞在時間が長くなりました。そしてその車の回転率も低下をしたことから、駐車場を探す車などでさらに渋滞に拍車がかかったという結果になっております。このことから、ご指摘のとおり、周辺住民の皆様のご日常生活や来訪者の皆様方には支障を来したということも十分認識をしたしております。

次に、当面の対策といたしまして、特に正月三が日につきましては、既に国立博物館を中心とした関係機関や団体と数回にわたりまして対応策を協議いたしております。その結果、まずは電車あるいはバス等の公共交通機関の利用を徹底して呼びかけること、そして現状の駐車場台数約2,300台でございますけども、これに加えまして北側アクセス道路に200台、あるいは太宰府小学校、それから九州情報大学、そして市役所周辺の駐車場を含めまして、合計約3,400台分を確保いたす予定でございます。

また、さらには分散型駐車場として、パーク・アンド・ライド方式を導入します。1つは水城小学校と学業院中学校に約300台をはじめ、県立看護専門学校跡地や、現在組合で施行が進められております通古賀区画整理の予定地がございますので、こちらの方のご協力を得まして、合わせて約1,400台を確保して西鉄電車への利用を促進してまいります。

次に、長期的な計画といたしましては、先ほど申し上げましたが、平成10年3月に策定をいたしました「国立博物館を生かした基本計画原案」というものがございますので、これを基に、さらに点検をしながら、特に周辺にあります県道筑紫野・古賀線の改良、あるいは南側アクセス道路の新設、さらには新たな駐車場整備として、実際にパーク・アンド・ライド方式を導入するためのその準備を積極的に行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 最初に市長にお尋ねいたしました分でございますけど、これはもう地域振興部長が代弁してお話しされ、全くそれと同じように皆さんがそういうふう感じておられることだと思っております。

国立博物館の中に、駐車場は何台準備してありましたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 普通車とバス合わせて230台でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 急には無理かと思えますけども、今後の計画としましては、この周辺ですか、周辺というか、国立博物館の用地内に増設するとか、そういう話はないんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 直接博物館の敷地内に増設という計画は、現時点ではございませんけども、いわゆる内山から入ってくる北側アクセス道路の方に、これは個人の方に協力してもらっているんですけども、臨時駐車場としてあの左右に約200台です。それから、国の方としては、将来計画としては九州歴史資料館が移転をする計画があります。その跡地については、この博物館用の駐車場にするという構想は持ってあるようでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） あと、歴史と文化の環境税徴収依頼業者の保有の駐車場の使用台数は、何台でございませうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 個人の分につきましては、あの周辺、約630台というふうに確認をしております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それは、太宰府天満宮の駐車場を含めてでございませうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 太宰府天満宮の分は、今現在のところ1,500台でございませう。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 当面、正月の対策としましては、今おっしゃいましたことがあると思えますけども、平成16年6月の議会で当時の地域振興部長さんが、国土交通省の事業、まちづくり交付金制度の中で、地域再生計画としまして、水城堤防周辺、それから政庁跡前にバスの入るような駐車場の整備を進めるというふうなお話がありましたんですけども、この点につきましてはどういうふうになっているんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 水城堤防周辺、それから太宰府政庁跡につきましては、当初そういうふうな国の補助、起債等を借りながらやろうということで計画をし、走ってございましたけども、結果的には、いわゆる文化庁の判断で、駐車場用地としてはできないというような判断でございませう。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 水城跡、水城堤防周辺の開発等につきましては、国の方に、国土交通省の方に出向きまして太宰府市のプランを説明し、国土交通省としても、ぜひ実現に向けて努力していただきたいというような返事をいただいております、現在九州地方整備局の調査官と平成18年度から調査費をつけていただくように、現在協議中でございませう。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） さっきの駐車場の準備台数をトータルしますと4,800台、これは正月3日間のパーク・アンド・ライド、小学校の臨時駐車場を含めてでございますけども、同じく平成16年6月議会におきまして、1月から3月までの車でおいでになる分ですけど、バスが9,000台、それから乗用車が22万7,000台というふうにお答えになっておりまして、この点につきまして、来年の1月の9日までと、土曜、日曜日、祭日を3月まで計算しますと32日になります。この土曜、日曜、祭日に来られるのが6割、その中の6割として計算しますと、1台3人乗ってくるとして、1日当たり4,256台になります。それから、7割が車で来られますと4,965台。バスはまた別ですね。

それからもう一つは、1月から3月まで国立博物館の影響としまして、従来の来訪客にプラスして一月10万人増えるとして、そのようにずうっと計算しますと、1日550台来られるということになります。従来、6月の時点では、さっきも何回も出てますけども、駐車場の回転数ですね、これが大体平均して、国博が開館してから2台という状況でございます。そういったもろもろから判断しますと、さっきおっしゃいましたような4,800台ではとても足りないような状況になるというふうに私は判断しますが、いかがでございますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 正月3日以降の週末、つまり1月から3月までの週末あるいは祭日につきましては、先ほど一部申し上げましたが、周辺の駐車場で2,900台を確保できる予定です。

それから、パーク・アンド・ライド方式で看護学校跡地につきましては、3月末まではこの方式をやりたいと。

それからいま一つは、関屋高架橋下、いわゆる国道3号線の都府楼駅周辺のところの高架下に、1つの駐車場用地がございます。これは夏にプールの臨時駐車場で使っているんですけども、この部分をこの3月までパーク・アンド・ライドで約70台確保したいと思っています。

これを合わせますと、約3,200台は週末確保できるという計算を持っております。しかしながら、不老議員さんがご指摘のように、そういうトータル的な数字を出しますと、どうしても受け皿としては少ないというのが見えておりますが、これも国と国立博物館と県ともずうっと協議をしているんですけども、機会あるごとに公共交通機関を使ってほしいというのを徹底して呼びかけていきたいというのを、それぞれ立場で、関係機関で、民間団体も含めましてそういう運動をやっていくというふうに考えておりますので、それは徹底していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、部長がおっしゃいましたように、上部機関ですね、県とか、あるいは国にいろんなことをお願いする場合に、やはり市としてもいろんなものを想定して、数字的にきちっと出して、その数字を示しながら、ぜひともこういう状況だからこの解決に向けてお願いしますというふうなことをやっていかないとですね、ただ漠然とということはないと思

ますけども、非常にインパクトとしては弱いと思います。

それから、さっきも出てますけど、文化庁の史跡地ですかね、指定されているところが、教育長の話では、これは国宝と同じじゃないかというふうにおっしゃっておりますけども、もちろん大宰府政庁の跡そのものに車で踏みにじったり、あるいはそういうことをされると、これはやっぱり国宝として非常にこれはだれが見てもできる話じゃございません。ただ、そういう史跡地の周辺に、乱開発されたら困るからということで、広範囲にそこを史跡地として指定をして保存をするというふうな感覚で、かなり今、幅広く用地を購入しているわけですね。この駐車場、今ざっと言いましたように、この駐車場を民間につくってくださいとか、あるいは大宰府市でつくるといことは、とても財政的に大宰府市ではできないでしょうし、民間にお願いしても、それは3,000坪の田んぼがあって、それを駐車場にしてですね、そしてやれるかといいますと、これはもう特異性で、1月から3月までは、確かに駐車場は満杯になるかもしれませんが、あとは全部あくわけですね。農地をそういうふうに変えますとですね、これは固定資産税は雑種地ですから、随分高くなります。そういったリスクを民間に負わせるということは、とてもできる話ではございません。

ですから、これはやはりどうしても国に負担してもらおうというか、そういうことを考えてやる必要があると思うんです。だから、さっき史跡地の指定をされたところが、史跡地だからできないというふうにおっしゃっておりますけども、もちろん次はそういうふうで購入された土地が相当に生きてくるわけですね。その中で、やはりここは乱開発されたらまずいけども、せめて駐車場にするというぐらいのことはですね、ぼくはここに議論の余地があるんじゃないかというふうに思っております。

それから、ついでに言うておきますけども、大宰府政庁跡、あるいは水城跡、それから観世音寺周辺ですけども、これは大きな駐車場じゃなくて、ある程度100台か200台ぐらいとまれるような駐車場をぜひつくれば、将来的に、「まほろば」のと言いますか、まるごと博物館構想で回遊型のそういうものができると思います。そういった駐車場をある程度そういうところにまず最初にこういう緩和を含めまして100台か200台ぐらいの駐車場を史跡地で国が確保されている中でつくって、そこに駐車場をつくれば、将来的にはお客さんもそこに回遊で来ますでしょうし、そうすれば店も当然できてきます。何にもないのに、店を先につくって、だれもつくる者はございません。

それから、場所的にもう一つ、やはり大々的に考えなければいけないのは、筑紫野・古賀線のバイパスの内山地区のあちらの方に大々的なやっぱり駐車場をですね、1,000台、2,000台が入るような駐車場を将来的には考えるべきだと思います。

それで、さっきからアクセスの駐車場のサインの問題とかいろいろ出ていますけども、大宰府で駐車場がここにありますよというふう外部の人に言えるのは、私は天満宮の駐車場だけではないかなと思うんですね。10台や20台の駐車場をですね、ここにこの駐車場がありますと地図に書けるとは思いますか。そういうことは私はできないと思います。そういうこと

を考えておりますので、この件についてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 不老議員さんのご提案といいますが、まさに分散型の駐車場と、いわゆるパーク・アンド・ライド方式の導入だろうと思います。先ほど申しましたけども、平成10年3月につくりましたこの基本計画原案の中には、確かに分散型駐車場、きちっと場所まで指定をいたしております。1つは、先ほどご提案されましたように内山地区、いま一つは水城地区、それからいま一つはJR太宰府駅構想の中で、ここでパーク・アンド・ライド用の用地を確保して、「まほろば号」で輸送するというふうな構想もございまして。

こういった形で、やはり市の中心部に大型駐車場というのは、現時点でも、将来的にもかなり難しい問題がございまして、今後こういうふうな分散型の駐車場について、きちっと検討していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともよろしくお願いをします。

それからもう一つ、御笠川の拡幅工事が現在あっているんですけども、冬場はそんなにあの幅の河川が必要ではないと思いますね。河川敷に臨時の駐車場をすることということがよくあるんですけども、あそこの部分を駐車場にというふうなことも、今後はやっぱり検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますけども、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 河川のこと、この駐車場、太宰府天満宮の駐車場から、横町の方から道路を持ってくるという構想があるわけですけども、そのときに河川あたりに道路を通すことができるかと。そういうことは、非公式ですけども、県の方と協議をした経過はございますけども、今のところの回答では、それはできませんというような回答でございまして。まだまちづくり全体からのそういう計画、それから河川、詰めた話ではございませんけども、非公式的にはそういう部分では、今のところできないということは聞いております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ちょっと私の質問が悪うございましたんですけども、私が申し上げたのは、落合橋からあそこの下川原橋までが、今まで27mのところを55mに拡幅しているんですけども、冬場にあれだけの広さの水量はとて考えられません。夏、大水が出たときにはその幅は十分必要ではございましょうけども、冬場はその必要がないから、あそこの部分を必要な分だけ水を通して、少し低くはなりますけども、冬場の駐車場として活用できないかということをお願いしておるところでございまして。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そういう意図も含んで今回答えたつもりでございまして、親水性、そういう河川の幅の中の親水性、そういうものを考慮していただきたいというようなお話はいたしました。駐車場とそういう部分でのお話はいたしていないのが実情でございまして。そうい

う意見もあったということはお伝えしたいというふうに思っておりますけども、今のそういう計画から見ると、そういう部分は今ないのではないかというふうに思っておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） よろしくご配慮のほどお願いいたします。

最後に、今までやりとりをいたしました内容を含めまして、市長さんの方から何かご意見がありましたらお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の一般質問、不老議員以下、国博開館後の駐車場問題が一番大きな課題でございます。いろいろ部長からも答弁いたしましたけれども、我々といたしましては、できるだけ駐車場の、自動車で来られた方に迷惑をかけないような措置、何も駐車場だけが問題ではございませんで、迂回の問題、アクセスの問題等の検討、それから公共交通機関の利用を積極的に利用していただくと。と同時に、生活道路の確保もこれは大きな問題でございまして、国博、天満宮周辺に車が全部来てあの道を全部ふさぐようなことになったら、とんでもない話でございます。そういう意味でも、渋滞解消の一つの方法論としては十分そこも考えていかなければいけないと思っております。

何といたしましても、国博のキャパシティーは限界があるわけでございまして、これ以上の人が来る、特に車で来る人に対する制限については、パーク・アンド・ライド方式等を含めまして、国、県また当局者と十分検討して、今後の長期計画をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月15日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後5時31分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成17年12月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	片 井 智 鶴 枝 ( 1 )	<p>1. 市民が考え、市民が決める「市民自治」について</p> <p>( 1 ) 公民館の活性化に市はどのような支援、取り組みを行っているのか伺う。</p> <p>( 2 ) 地域住民の要望を聞く場、仕組みが十分とは言えないがその現状について伺う。</p> <p>( 3 ) 地域コミュニティづくりが進まないのは何故なのか伺う。</p>
2	渡 邊 美 穂 ( 8 )	<p>1. 観光客対策と地域連携について</p> <p>( 1 ) 当面の対応策について伺う。 1月から3月にかけての観光客対策と地域住民への働きかけについて伺う。</p> <p>( 2 ) 今後の地域との連携について伺う。</p> <p>2. 親子の居場所作りについて</p> <p>( 1 ) (親の)引きこもりへの対応策について伺う。</p> <p>( 2 ) ビガールームの今後の活用について伺う。</p>
3	小 柳 道 枝 ( 12 )	<p>1. 女性消防団について</p> <p>( 1 ) 女性消防団が本部所属として結成された。結成にいたる目的と現在までの活動内容について伺う。</p> <p>( 2 ) 女性消防団の増員と各分団への配置について伺う。</p> <p>( 3 ) 地域と連携した活動について伺う。</p> <p>2. 裁判委員制度の啓発と広報活動について</p> <p>平成21年5月までに裁判委員制度が導入される。本市において市民を対象とした本制度についての学習会や広報活動などの計画について伺う。</p>
4	橋 本 健 ( 4 )	<p>1. 「太宰府市民吹奏楽団」の支援について</p> <p>減免措置廃止により、厳しい運営を余儀なくされる団体は数多い。太宰府市民吹奏楽団もその一つであり解団の危機に直面している。したがって年2回の定期演奏会は市民向けの文化振興事業でもあり、支援策として会場使用料を免除していただきたい。また、今</p>

		<p>後の存続について執行部の方との協議の場を設けていただきたい。</p> <p>2. 「聴講生制度」導入について</p> <p>愛知県扶桑町では“地域に開かれた学校づくり”をめざし、勉強したい方を公募し、児童生徒たちと机を並べ授業を受ける聴講生制度を全国に発信中である。予算措置も不要で、費用要らずの魅力ある制度を本市も導入してはいかがなものか。</p>
5	安部 啓治 (10)	<p>1. 安全、安心なまちづくりについて</p> <p>(1) 防火活動、防火施設について伺う。</p> <p>(2) 子供たちの安全対策について伺う。</p>
6	武藤 哲志 (19)	<p>1. 中学校給食の実施年度について</p> <p>中学校給食・少子高齢化問題特別委員会は2年以上調査、研究した結果、教育委員会は平成18年度を目途とする実施議決いただいたので、市長は付帯事項を平成18年度で予算措置を行うよう求める。</p> <p>2. 女性管理職の任命について</p> <p>男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法は雇用や待遇、責任と個性能力を發揮させる形成となっているので、市は人事面で女性管理職任命や審議会委員等の比率を高めるよう求める。</p> <p>3. 今後の職員採用計画について</p> <p>平成17年9月議会での質問に対し、市は適正な人員確保に努め採用計画を行うと回答されたが、今後の退職者に対応できるよう平成18年度以降の職員採用計画を明らかにしていただきたい。</p> <p>4. 解放運動団体の補助金の見直しについて</p> <p>社会教育・文化活動団体の補助金の削減や公共施設使用料の減免廃止等を行う中で、部落解放同盟、全日本同和会の団体活動補助金や給付金を1,771万3千円支出しており、廃止及び見直しを要求する。</p>
7	山路 一恵 (11)	<p>1. 介護保険制度について</p> <p>(1) 平成17年10月改正分の状況と問題点について伺う。</p> <p>(2) 低所得者対策、減免等について伺う。</p> <p>(3) 平成18年4月改正分の市の考えと問題点について伺う。</p> <p>(4) 保険料改正について伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井 智鶴枝 議員	2番	力丸 義行 議員
3番	後藤 邦晴 議員	4番	橋本 健 議員
5番	中林 宗樹 議員	6番	門田 直樹 議員
7番	不老 光幸 議員	8番	渡邊 美穂 議員
9番	大田 勝義 議員	10番	安部 啓治 議員

11番 山路一恵議員  
 13番 清水章一議員  
 15番 安部陽議員  
 17番 福廣和美議員  
 19番 武藤哲志議員

12番 小柳道枝議員  
 14番 佐伯修議員  
 16番 田川武茂議員  
 18番 岡部茂夫議員  
 20番 村山弘行議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(34名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
秘書広報課長	和田有司	行政経営課長	宮原仁
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
産業・交通課長	山田純裕	市民課長	藤幸二郎
人権・同和政策課長	津田秀司	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	すこやか長寿課長	有岡輝二
国保年金課長	木村裕子	保健センター所長	木村努
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木敏光

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一  
 議事課長 田中利雄  
 書記 伊藤剛  
 書記 花田敏浩  
 書記 満崎哲也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

現在、国、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、画期的な制度改正が次々となされています。このことは、これまでの価値観や仕組みでは通用しないということでもあり、改革や新たなシステムの構築が求められ、さらには地方自治にかかわるすべての人々の意識の変革が迫られる時代の大きな転換期を迎えています。

さて、2007年から始まる団塊世代の大量退職は、企業にとり人材不足が大きな課題となっておりますが、その一方で経験、知識、技術を持った多くの人材が地域に帰ってくるということでもあり、その人材を地域社会の中でどう生かしていくのか、また知的好奇心を満たす生涯学習の場をどう提供していくのか、さらに根強いと言われる社会貢献への思いをどう実現させ地域社会に還元していくのか、その環境づくりは自治体にとっても取り組むべき課題だと考えています。このような背景も踏まえながら、市民が考え市民が決める市民自治について質問をいたします。

なぜ市民自治が必要なのか、それは今後本格的な少子化・高齢化社会を迎え、これまでのような経済成長は見込めない環境の中、個人個人のニーズの多様化に対し限られた財源の中では市民自治の主権者でもある市民自らもどのようなまちづくりを行っていくのか、その選択を行っていかねばならないと考えるからです。

しかし、現状のような行政主導、中央集権的なお役所中心主義の仕組みや考え、情報提供のあり方では、市民自治を担っていくべき主体となる市民が育っていくことはなかなか困難であります。地域と行政との協働によるまちづくりを進めようとする上でも、市民自治が形成されやすい環境を整備していくことは、市にとってもその意義は大きく、市民にとっても市政をより身近に感じることができ、市への信頼も深まっていくのではないかと考えます。

では、市民自治を進めていく際の大きなポイントになると考えられる次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は公民館の活性化に市はどのような支援、取り組みを行っているのかという点についてお尋ねいたします。

市内には公民館と呼ばれるものが中央公民館、共同利用施設、地区公民館とあります。中央公民館は社会教育施設として様々な講座や催し物が行われ、市民の生涯学習の場、交流の場になっていますし、地区公民館などは地域により近い施設として地域住民の集まりの場や趣味のサークルやボランティアグループの活動の場としても活用されています。

地区公民館の活動状況は、地域により大きく異なり、公民館主事や区長が常駐し、ほとんど毎日あいている公民館から、常時かぎがかけられ、会合などがあるときだけあけられる公民館など様々です。

しかしながら、市が今後進めていく様々な施策の中には、地区公民館が果たすべき役割は大きいと位置づけられ、その活用が明記されています。

では、この地区公民館活動に対し、市は現在どのような支援を行っているのか、さらに地区公民館との連携の役割も担っている中央公民館はどのような支援を行っているのかお尋ねいたします。

次、2点目ですが、これまで3年近くの議員活動の中、市民から様々な意見や要望を聞く中で、問題意識を持ち貴重な提案を持っている市民が多いと実感しています。その一方で、こんなことで困っているのですが、どこに言えばいいのですかと聞かれることもしばしばあります。そのような体験を通し、私は結論として市民がその要望や意見を言う場、仕組みが現状では十分ではないのかと考えています。そこで、2点目の質問として、現在市が市民の意見や要望を聞く手段としてはどのようなものがあるのかご回答ください。

次、3点目は地域コミュニティづくりについてお尋ねをいたします。

現在第四次総合計画に沿って市の様々な施策が実施されていますが、その3つのプロジェクトの一つであります地域コミュニティづくりの推進は大変重要だと考えています。地域社会が崩壊したことが大きな原因の一つとされる犯罪や事件、事故の抑止効果としても、さらに子育て支援や高齢者、障害者が安心して住めるまちづくりにおいても、地域コミュニティの果たす役割は大変大きいものがあります。この地域コミュニティが活性化することで、多くの人が様々な問題を共有し、自分たちで考え解決策を決めていく、すなわち市民自治が形成されていくこととなります。しかし、現状を見ますと、この地域コミュニティづくりの中心となる地域協議会の設立が大きく進んでいるとは思えません。その原因はどこにあるのか、現状とあわせてお考えをお答えください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長の答弁ということでございますが、私の方から地区公民館への支援

と取り組みについてご回答いたします。

現在44行政区の地区公民館では文化祭、敬老会や子ども会活動など様々な地域行事の中心的な活動の場として利用されております。

地区公民館への支援につきましては、建物の新築及び補修等に10万円を超える費用の80%を地区公民館施設整備補助金として交付し支援いたしております。

次に、公民館の事業活動として実施されております夏祭りや文化祭等経費の一部を助成するため、地区公民館運営助成金を均等割と世帯割で予算の範囲内で交付いたしております。

また、夏祭りや文化祭等を公民館活動として計画、実施してあります公民館長、公民館主事に対しまして、館長並びに主事謝礼金をそれぞれ年1回交付いたしております。

地区公民館への取り組みにつきましては、公民館長で組織をします太宰府市地区公民館連絡協議会で地区公民館と中央公民館との連絡、連携を図り、公民館事業活動の推進のために館長、主事の役割に関する研修会等を行っております。

また、筑紫地区の地区公民館長及び主事研修会にも毎年参加して、他地区の公民館活動の実例なども参考にしております。

市民の最も身近な学習の場である地区公民館は、生涯学習社会の実現のために重要な役割を担っていることから、地域住民の連携強化に支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 2点目の市民の意見を聞く手段としてはどのようなものがあるかということでございますけども、市政運営の基本は市民の皆さんの意見を聞き、市政に反映させるということが大切だと考えております。個別的な意見については、日々の窓口あるいは電話の中で皆さんから意見や要望を聞いておりますけども、全体的に聞く場としましては、これまで公聴活動といたしまして過去に移動市長室、市長へのはがき、それから市政モニター制度などを行ってまいりました。現在は住みよか太宰府まちづくり市民意識調査というのを定例的にやっております、今年度は市長と語ろうまちづくり懇談会ということをして市長自ら地域に出てまいりまして意見を聞いてまいりました。そういうことで、さらに市の総合計画や条例制定などで必要な場合には、公募による市民で構成するまちづくり百人委員会、そういうものを立ち上げまして、広く市民から意見を聞いたりいたしております。

なお、今後はパブリックコメント、いろんな大きな条例をつくる場合に、途中で市民の意見を案についてどう思うかという形で聞いたりしようということをして位置づけしていこうという考え方を現在持っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 次に、地域コミュニティづくりが進まないのはなぜなのかについてご回答いたします。

地域コミュニティづくり推進プロジェクトは、市民によるまちづくりを通して、地域への愛

着や市民同士の連帯感を醸成するなど、市民がここに住んでよかったと実感できる豊かな地域社会を目指しております。そのためには、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加でき、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりが必要であるということから、小学校区を基本エリアとする地域コミュニティ協議会の設立を目指しているところであります。

また、協議会設立を支援、促進するため、地域課題の解決や個性的で魅力あるまちづくりを行う地域コミュニティ活動に対して支援補助制度を設けております。

ご質問にあるように、現在協議会が設立された小学校区はありませんが、太宰府南小学校区と西校区については、テーマごとの活動をする部会の設置に向けて協議や試行的な取り組みが始められており、一步一步進んでいるものと考えております。今後とも各自治会活動との整合性を図りながら、地域と行政で論議し、まずは地域福祉、防犯、防災、青少年健全育成、環境あるいは文化、スポーツなどの分野で地域活動の実践を通してネットワークしながら部会を形成し、総合的な地域のまちづくりの視点でこれら部会を連携、統括する組織として地域協議会の設立を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） お答えありがとうございました。

まず、この市民自治についての考え方なんですけども、市の方では実はこの取り組みに関してはかなり早くから取り組みがなされているんじゃないかと私は考えております。その一つとして、この第四次総合計画ができる前の百人委員会ですね、これはただ要望を言うばかりじゃなくて、市民がいろんな提言をまとめて総合計画の中に反映させたということでもありますので、これも一つの市民自治的な考え方で、その取り組みはもう既になされていると、これは評価しております。総合計画の中にも、これからの分権型の社会にふさわしい行財システムの整備と確立ということを書いておりまして、市民との協働のまちづくりは大事だと書いておりますし、さらに今年の平成17年度の市長の施政方針の中で、従来の行政主導型の構造を根本から見直し、個人がすべきこと、地域がすべきこと、行政がすべきことなど、それぞれの役割や責任を明らかにしながら、地域と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりますと書いております。この中でも地域コミュニティづくりは大変重要だということを書いてありますが、次のその中でこれらのことを踏まえながら質問させていただきますけども、地区公民館の運営助成金というのを聞きましたけども、これはおおむね300万円ぐらいが毎年計上されているのではないかと思います。ただ、今のお答えをしてみると、研修会とか地域の夏祭りとか行事にただ補助をしているような感じですね。運営助成とは言いながら、ただ消極的な支援であるというふうに感じております。この支援では地区公民館の活性化が、こういうふうな支援ではなかなか地区公民館が活性化されることは難しいとは思いますが、もともと地区公民館というものが、これは地域のものですので、市があればこれ口出すべきものではないという考えがその根っこにあると思いますけども、ただ地域コミュニティづくりまた福祉、すべての

分野で地区公民館が大事であるとしているんだったら、もっと市は積極的にかかわるべきだと思っております。その中で昨年地区公民館や開放教室なども含めて、市が主催された行事など、生涯学習、社会教育、そのような中で行事などがありましたら、その内容を教えていただきたいと思えます。それと、今後地区公民館を中央公民館と同様に生涯学習や社会教育施設ととらえ、地域住民が集まりやすいように多くの人を引きつける内容の学習の場として提供していく考えは市の方にはないのかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 運営補助するだけではなくて、もっと支援がないかというお尋ねでございますが、議員が申されましたように、それぞれの地域にはそれぞれの地域の長い歴史があるかと思えます。その地域ごとで考えられる行事を、こうなさい、ああなさいというふうに変えていくのはなかなか難しい問題もあろうかと思えます。それぞれの地区でやられております主な行事というのは、まず正月に始まりましてどんど焼きというのがほんげんぎょう、こういったものが各区ともやられておるようでございます。それから、子ども会行事、夏祭り、敬老会、もちつき大会、こういったことが各区でされておるところもありますし、されていないところもありますが、そういった主な行事がされておろうかと思えます。これから生涯学習社会を迎えますけれども、なっておりますが、そのやっぱり地域の中心的な会場として地区公民館の果たす役割は大事なものがあろうというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のお答えの中では、やはり市が主催された行事というのはほとんどなかったのではないかというふうにお聞きしましたけども、やはり地区公民館の中でやっぱり講演会とかですね、市政の情報発信や意見交換ができる場として活用していくというふうな考えが大事だと思うんですね。このことを近隣の市町村の中で私調べてみますと、筑紫野市では中央公民館を核として地区公民館のほかに6か所の地区コミュニティセンターがあります。それと、大野城市は4か所ありますね。それと、大野城市の場合、地区26の公民館は市が公設しています。また、春日市においては35地区のうち33の地区公民館があり、土地、建物は市の所有となっております。このことからわかるように、太宰府市の場合、中央公民館と地区公民館の中間に公民館的機能を持つコミュニティセンターというのがないわけなんですね。ということは、やはり市民が集まりやすい環境ではない、それと集まりやすい環境でないということは、地域のコミュニティがやっぱり形成されにくい状況に、環境にあるのじゃないかと思っております。やはり公民館に行くのにかぎをわざわざあけるといのは本当に大変なことですし、それは自治会が独自で考えなければいけないですけども、地区公民館の活用というのは、それは地域だからといって地域にばかり何でも地域でやってくださいということではなくて、やはり情報を持った市の職員がそういったことをやっぱりきちんと指導、助言していくようなことが大事ではないかと思うんですけども、そういったことの中でですね、例えば今行政の中で出前講座とかまほろばネットとか、そういったことをやっぱりやっていく必要があると思う

んですけども、今後そういうふうなことで地区公民館を自治会などと連携して、そういうようなことをやっていくような考えはできないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 地区公民館と中央公民館の間にコミュニティセンターがあるが太宰府にはないというお話でございます。公民館の設置及び運営に関する基準というのがございまして、市にあっては中学校の校区ぐらい、町村にあっては小学校の通学区域に1つある公民館が地区公民館というふうに解釈されております。お話しのように、大野城市、筑紫野市などはそういったものがコミュニティセンターとして位置づけをされております。太宰府市にあるのは社会教育法第42条で言う公民館類似施設というところに分類をされております。

それから、出前講座とか講演会とかまほろばネットなどもっと積極的にできないかというお話でございますが、今でも市のそれぞれの役割といいますが、住民に広く周知をしなければならぬそれぞれの所管の事業については、地区公民館に出向いて説明会などを行っておりますので、また出前講座等要望がございましたら出向いていくことになると思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 要望がありましたら出前講座を、そういうことをしていきますということでしたけども、そういうことすらかなかなか知らない市民がおりますので、できるだけ自治会、区長会を通じてそういったことがあるということをやっぴり情報発信していくことだと思います。

それと、やはり公民館の活用に関してはですね、地域福祉計画、太宰府市次世代育成支援対策行動計画、にここにプランですね、その中でも地域の子育て支援の場となっておりますので、これは社会教育課だけではなくて、やはりいろんな課にまたがって地区公民館をどう活用していくかということ、今後やっぱり協議していく必要があると思うんですよ。できるだけそういうことをやってほしいと思います。

それと、さっき教育部長がご答弁なさいました公民館と呼べる施設は条例上では太宰府市では中央公民館だけだと思います。ただ、ほかの地区の条例なんかをみますと、地区公民館がどうだってことも必ず定義されているところがあるんですよ。ですから、やはり地区公民館とはいえ、それは市にとってやはり地域の住民との接点の場になりますので、今後は地区公民館の活用については本当縦割りをなくして、地域住民も入れて考えていっていただきたいと思います。

次のことで、要望や聞く場の仕組みについてお答えをいただきましたけども、今年初めて市長懇談会がありましたけども、その市長懇談会を終えて見えてきた課題と来年度はどうされるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回初めて市長と語ろうまちづくり懇談会ということで行きました。非常にまず第1次的に感想を受けたのは、市長が自ら出向きまして市民の前で自分の思いを伝え

るということに対して、市民が非常に感動したというんですかね、身近に感じたというような形で意見も言えたというような感想が多かったみたいです。その中でいろいろアンケートをとりましたけども、まだ続けてほしいという方たち、あるいはその中で今片井議員さんが言われるように、今からは市でできるものは市できちんとやりますと、市民の皆さんでできるものは市民の皆さんでやってほしい、あるいは市と市民とお互いで力を出し合い、あるいは知恵を出し合ってやっていくことも今後はありますよというようなことを訴えてまいりました。要するに市と市民の協働、そういうことをしないと、すべて市民の要望を今まで市が受けとめて何とか努力しようといったのが財政的にもできないというようなことはありますし、2007年問題と言いまして、大量に今から現役世代が住民の側に出ていく、卒業するというんですかね、そういう役割分担もあるんですよということをお伝えしています。

そういうことで、今後はますますこの住民との協働ということを進めていくべきだろうと思っています。その中に今私どもが進めております地域コミュニティづくり、これをもう少し推し進めていく必要があるのかなと、そういうような感想を持っていたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この市長懇談会、私も参加させていただきまされたけれども、やはり市長がわざわざ地域にお見えになるということで、地域の中では確かに話題になっておりました。これを開催したことは、やっぱりこれはよかったのではないかと思います。

それと、やはりこれまでの意見や要望を聞く場というのは、市、今まで見た場合に、どうしても一方通行的な感じがしておりました。やはり一方通行じゃなくて対面型のコミュニケーション型、そのことによってその地域で何が問題なのか、どういったことが起こっているのか、そしてじゃ自分たちで何かしようかと、本当にそういうやっぱり意識が形成されていくんですよ。ですから、そういったようなやはり市長懇談会だけではなくて、やはり地域の中で市の職員を交えてより小さな単位で自分たちの問題だとかいろんな課題を話し合うような仕組みが必要ではないかと思えます。それは公開形式の対話の場にもなりますし、その中でやはり市が持っている情報というのは大きいんですけども、なかなか市民の地域の中に入っていないという感じがするんですよ。やはり今の情報のあり方は、地域の方には市政だよりとかインターネットとかありますけども、それとあと区長会がありますけども、どうしても市民の中に入りにくいということがありますので、やはりより地域に近いところで百人委員会のような、会議を設けていただいて、その中で地域の課題をいろいろ出し合って解決させていく、何が優先するのか解決していく、そういうふうな仕組みが今後必要ではないかと思えます。このことについてはこれで終わりますけども、地域コミュニティづくりの中で先ほどお答えいただきましたけども、なかなか地域協議会が設立されていないということなんですけども、地域協議会の設立に向けて予算を申請予定の団体が何か所かありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど報告いたしました補助制度の利用はありません。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 地域協議会を設立するためにも、その準備にやっぱり資金が必要だと思うんですね、いろんなところに電話をかけたり、書類をつくったり、やはりそういった設立、事業に対する補助ということではなくて、設立のための資金というのもこの予算の中から出せるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 現在設けておりますこの支援補助制度につきましては、先ほどご報告いたしましたように、小学校区でそういう協議会を組織するための準備をするというものに対して年間10万円、それからその中でどういう活動をするとか、どういう事業を行うとか、そういうものを計画する計画づくりのための補助制度、それから実際に地域活動とか親睦活動、そういうものに対する補助制度という3つの柱で補助制度をつくっております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 先ほどのお答えの中に、南小の地区と西地区ですね、この地区も地域協議会設立のための動きが少し出てきておりますけども、やはり協議会設立にはそれなりの準備資金というのが必要ですので、その分に対してやはりきちんと予算を出せるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

それと、この地域コミュニティづくり推進プロジェクトというのは市の大きな3つのプロジェクトのうちの一つなんですけども、今年の予算を見ても、この地域コミュニティづくりが大変重要だと言いながら、3つの事業のうち、まるごと博物館に関しては金額が3億5,000万円、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトは約1,927万円、福祉でまちづくりの推進プロジェクトは2,987万円ですね。地域コミュニティづくりの推進プロジェクトですね、この中の地域コミュニティ推進が約1,600万円もあります。しかし、その1,600万円の中身を見ても、ほとんどがこれは政庁まつりの補助金だとか500万円、あとは市民が活動するための補助金550万円とか、施設の管理委託料ということで、これは市民の地域コミュニティをつくる事業に対しての予算というのがほとんどないわけなんですよね。つけられている予算というのが市長の懇談会の2万4,000円だけ。この予算の中で果たして地域コミュニティ推進がなされていくのかどうか、やはり予算の裏づけがないことには、幾らこれをやってもですね、これは絵にかいたもちではないかと思えます。やはり一番大事なことは、これは地域コミュニティづくりでありますし、今度安全・安心のまちづくりというのもできますけども、すべての基本は地域コミュニティがないことには前に進みません。ですから、やはりこのやろうということであれば、その根拠、裏づけとなるためには予算が必要ですので、ここら辺できちんと予算をつけるようなことをやっていただきたいと思えます。

今後この予算面においては、また来年度もこんなふうな形になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この地域コミュニティづくり推進プロジェクトをこの戦略プロジェクトという形で掲げております。本市の場合、このプロジェクトの中で全体的なコミュニティづくりをどうするのかという位置づけで掲げております。

なお、地域コミュニティにつきましては、先ほどの地区公民館とか、それからいろんな地域活動とか、そういうものに対する支援は当然既存事業としてあります。それをまだこの中にはきちっと位置づけをし切っておりませんので、先ほど回答いたしましたように、今現在行われている、実践されている地域活動をそれぞれネットワークしながら、校区ごとの部会というようなものに発展させていきながら、それがこの地域協議会という組織化につなげればよいということで、体系づけをこのプロジェクトの中でいたしているところでございます。

今後につきましては、先ほど議員からの質問もありますように、なかなか組織化が図れないということで、私たちも何か組織化を目指すことが何か目的みたいにとらえられて、現在それぞれの自治会で行われているような活動との整合性がなかなか図れないということで反省を少しいたしております。それで、後期の基本計画の中で地域コミュニティづくりは何のためにするのかと、これは先ほど議員もおっしゃいましたように、本市としては地域と行政との協働のまちづくりを進めていきたいということでとらえています。その手法としてこの地域コミュニティづくりを進めていくんだということで位置づけをしたいと思っております。その中で何のために組織化を図るのか、これは当然先ほど総務部長が申しましたように、市民自治を拡充するための原動力として地域分権を進めていくと、その中で地域がやるべきこと、行政がやるべきこと、それぞれ役割分担を明らかにしながら、それに対する行政の権限とか財源もそういう地域に移譲していきたいと、その受け皿となるための組織をこの地域協議会というような位置づけをしたいということでとらえております。後期基本計画の中に現在いろいろ案として検討しておりますので、その辺をもう少し整理しながら新たな展開を図っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

地域コミュニティづくりを推進していく上で予算的な裏づけも必要ですけども、やはりその拠点となる場というのが必要だと思うんですよ。その場をどこに考えているのかということですね。

それと、実は地域コミュニティと言いながら、私もそうなんですけども、その地域コミュニティというのがどういうことなのかというのが、なぜするのかということが区長さんもわからないところがあるんですよね、実はですね。区長さんの中にも温度差があります。その中で市政だよりの中でもホームページの中でも、地域コミュニティ推進に関してのわかりやすいよう

な情報の発信の仕方がないんですけども、それは今後考えていかななくちゃいけないと思うんですけども、そこで質問がその中心となる場をどこと考えているのか、これから情報公開のあり方はどうなっているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） まず、活動の場ですけれども、いろいろなコミュニティの単位というのはいろいろあると思います。本市の場合は小学校区ということの一つの基本エリアに置きたいということで考えておりますので、その小学校区ごとの活動できる拠点施設というのは当然必要だろうと思っています。この間の議会での質問の中でもお答えしましたが、なかなか用地の問題とか財源の問題とかということで、なかなか新たに大野城市さんみたいに体育施設まで含んだようなコミュニティセンターを建てるということはなかなか困難だろうということで、いろんな工夫が必要だろうと思っています。まずはその施設の整備方針を明らかにする必要があるだろうということで今検討をいたしております。

それともう一つ、このコミュニティづくりの市民への呼びかけとかがなかなかできていないということで、私もそれを十分反省いたしております。ただ、この間ご報告いたしましたように、自治会の活動がそれぞれ行われております。その自治会の代表でもある区長さんと協議を重ねる中で、その小学校区単位の組織づくりということについてなかなか地域活動との整合性が図れない部分があるということで問題提起をされておりましたので、その辺の整理ができないと自治会とは別に何か市が進めるようなコミュニティづくりということで広報活動ができないということで少し反省しておりますので、今後はその辺をもう少しわかりやすく明確に整理しながら、広報活動を充実していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この地域コミュニティづくりではなくてほかのことにも共通するんですけども、これからは市役所内にとどまるのではなくて、市の職員自らが地域に入って行って、現場を知る姿勢が大事だと思うんですね。昨日も後藤議員とか福廣議員の質問の中であつたんですけども、やはり市と市民のコミュニケーションがかなり図られてないような気がするんですよ。ですから、やはりもっと地域の中に入っていき、今市の職員はかなり人数も少なくて厳しいと思いますけども、やはりそういう厳しい中でも入っていくことによって、やはり市の職員はやっぱり情報が多いし、知識も多いし、やはりコーディネーター的な役割を果たすその意義はやっぱり大きいので、今後そういうふうなことをぜひやってほしいと思います。

それと、地域コミュニティということをややはり市民にわかりやすいような形でこれから情報を発信していただきたいと思います。

ここで市長にお尋ねいたしますけども、現在のような財政状況ですと、コミュニティセンターをつくるというのはかなり厳しいということはおわかりですけども、今後長期的な財政計画の中で、中央公民館と地区公民館の間としてのコミュニティ的機能、センター的機能

を備えた施設の設置が必要ではないかと考えています。南小学校のような開放教室のような立派なものではなくてもですね、既存の地区公民館を増築整備していくとか、またいろんな方向性が考えられると思うんですけども、この点について市長の今後のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまコミュニティづくりについて部長の方から答弁いたしましたけれども、地方分権の時代、また自分たちのまち自分たちでつくる、その基本となるのはやはり地区の組織あるいはコミュニケーションだと思っております。そういう意味で、現在ございます公民館といたしましては、中央公民館、各行政区に地域の公民館がございます。この組織の系統は非常に進んだ私は社会教育の施設としては組織化ができていると思っております。ただ、全体的なコミュニケーションで今申し上げております小学校区のコミュニケーションを考えておりますが、その中心となるコミュニティセンターが欲しい、これは私も同感でございますが、財政事情と今後の整備課題だと思っております。

ただ、しかしながら今申されますように、各地域の地区公民館がそれぞれの形で生涯学習の場として非常に利用されておると思っております。また、それを補うものとして、いきいき情報センター、あるいは国分でございます文化ふれあい館あるいは太宰府館等々、それぞれの生涯学習あるいはコミュニケーションのそういう学習の場としての場の提供はあると思っております。

また、各小学校区の各小学校の空き教室の利用等も今後積極的に進めてまいりたい、その一つの例といたしますのが南小学校でございます。そういう意味での場の活用をそれぞれの市民の皆さんがそれぞれの趣味あるいは学習の共通目的で学んでいただければ、十分活動される場があるんじゃないかと思っております。と同時に、それを補います出前講座あるいはいろいろ端学習等々、講師陣を私の方はちゃんと場の提供と同時に講師陣の登録等も各大学の先生方にお願ひしながら、講師陣のスタッフもそろえておるところでございます。そういう意味で、今後とも生涯学習の場としてはお互いそれぞれコミュニケーションの市民自らの学習の場として利用していただきたい、それからコミュニティセンターの設置につきましては、今後の課題として整備を進めていく努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

ぜひ長期的な中で、センター的機能を持つ施設を考えて行ってほしいと思います。

また、市長がおっしゃるように、いきいき情報センターとか文化ふれあい館というすばらしい建物がありますので、そういった施設とやっぱり地区公民館が連携して、やはり一番地域により近いところで市と共同にできるシステムづくりをやって行ってほしいと思います。

それで、この市民自治に関する取り組みでは、北海道のニセコ町のまちづくり基本条例が第

1号とされてます。それで、今川崎市とか札幌市の取り組みには目をみはるものもありますので、こういう先進自治体のことも踏まえながら、これからコミュニティづくりにも力を入れていってほしいと思います。

その中で、これが最後になりますけども、自治体財政危機は市民自治を育てるという法学セミナーがあっておりまして、その中のことで福岡県の赤池町の事例が挙げられているんですけども、「結局幾ら苦しいと言っても、議会も役所も町民も本気で危機感を共有することができない。だから、予算の時期になればここにもつけてくれと言ってくる。自主再建ではこれは押し切るものが最も大変、それが赤字再建団体ですから言えば、だれも何も言えないと述べている。小さなまちの利権サークルは、国や県以上にしがらみの強いところである。財政再建団体になるということは、そのしがらみを解く大義名分だというわけだ。財政再建団体になり赤字を公にすることで危機感をあらゆる立場の人に強制的に共有させる」と書いております。その中で、自治体の財政危機は私の行政意識をもたらすことで画期的な効果を上げていくとされております。自治の傍観者である観客から自治の当事者へ、赤池町ではくしくも財政再建団体になったことで、首長、議会という両輪に加えて町民の輪が回り始めたようであるということになっております。やはり市民が現状を認識して合意形成を図りながらまちづくりの主権者、主体者となるためには、市の積極的な情報公開、情報提示、それとやはり市民の中に、現場に入っていくという姿勢が、これから最も求められると思います。このことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、観光客対策と地域の連携についてと親子の居場所づくりについて2項目質問いたします。

国立博物館会館後、想定外の60万人を超える観光客が太宰府を訪れ、国立博物館、天満宮、参道のお店は大変なにぎわいでした。

しかし、その一方でその近隣では車の大渋滞が起き、地域の方は悲鳴を上げています。以前から大駐車場近辺の民家は大型バスが通るたび家が揺れ、壁にはひびが入り、安全面の不安が増加し、火災防止機能が働いて湯沸かし器がとまってしまい、水ぶろに入ってしまうことなどもたびたびあるという話を伺っていました。これまで地元の方はそれが1月から3月までの一定期間ということで我慢をされていたと思います。しかし、今回10月16日に国博が開館してから、ほぼ毎日1万人以上の観光客が訪れ、渋滞は慢性化し、週末ともなるとこれまで寒梅の時期にしか起きなかった大渋滞を繰り返し、これからのことを考えた地元住民の不安はかつてないほど高まっています。国博の誘致が決定した時期から国と県とともに十分な対策をとってこなければならなかったということは今さら言っても仕方ありませんが、やはり残念です。この問題は時間をかけてでも解決しなければなりません、当面天満宮に最も観光客が訪れる正月

から3月までの渋滞緩和と駐車場不足に対して暫定的な措置も含めてどのような対策をお考えか、観光客の予想数、駐車場台数の現状との比較も含めて検討されている内容をお聞かせください。

なお、これは昨日のご答弁と若干重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

また、国博としては今後も訪問客の増加に努力をされることと思います。三輪館長もそれを迎える地域との連携の大切さを新聞紙上で語られていました。地域というのは住民だけではなく、すべての業者も含めてのことですが、少なくともこの2か月間、特に駐車場の業者の対応などには観光客からも大きな不満が出ています。例えば五条の交差点付近には天満宮の大駐車場へ誘導する看板が出ていますが、県によりますと民間駐車場経営者から駐車場はそこだけではないというクレームが出て、看板の矢印をガムテープで覆い隠すことで対応していたそうです。これは大変見た目も悪く、何のための看板なのか意味をなさないものになっていました。このクレームは駐車場の組合から出されたものではないため、県の対応にも疑問を感じます。一方で、ほかの民間駐車場では駐車する際に行き先を尋ね、国博の場合は駐車を断ったり、料金を1,000円要求したということも聞きました。駐車場経営者にしてみれば、滞在時間がこれまでの2倍近くになるため、商売効率が悪いということだと思いますが、国博は一度来たからもう来なくてもよいという種類の施設ではなく、特設展は何度も訪れていただくためのものですから、リピーターをどのように確保するかも長い目で見た場合非常に大切な戦略になります。そこで、観光客に直接接する業者の方々に対して、市としてはどのような協力を呼びかけていかれるのか、今後の計画についてお伺いします。

次に、2点目の質問ですが、福岡市で障害を持つ自分の子どもをほとんど家から出さず、義務教育も受けさせなかった親が傷害罪で逮捕されました。大変痛ましく、この子どもの18年間を思うと胸が痛みます。このように、親が自分の殻に閉じこもってしまうことは、子どもにとって大変大きな影響を与えます。最近は母親が仕事をしていない家庭の方が出生率が下がっているという統計が出ています。母親が社会との関係が希薄になった場合は、特に子どもが乳幼児の場合、一日じゅう子どもとのみ向き合っている生活となり、子育ての悩みや喜びを家族以外だれとも共有できず、これ以上の出産を望まなくなったり、ひどい場合には育児拒否や引きこもってしまうケースが報道されています。引きこもりは発見が大変難しく、また発見されたときには子どもにかなりの影響が出ている場合が多いようです。太宰府市ではありませんが、私が経験した例でも、子どもが小学校へ就学した後、それまで家に引きこもっていた母親が孤独感にさいなまれ、子どもを学校に行かせないよう靴を隠したり食事を与えなかったということがありました。引きこもりは育児拒否や虐待につながる場合も多く、早期発見が大変重要です。しかし、家庭内の問題ですから難しいのが現状です。

市としては乳幼児健診で子どもの状態や健診の受診状況などから糸口を見出すことができるのではないかと考えます。そこで、市の引きこもりへの対応をお伺いするためにまずお尋ねし

ますが、太宰府市では乳幼児健診は対象の平均何割が受診し、健診に来ない家庭については引きこもりの可能性があるわけですが、どのような対応をなさっているのかお答えください。

次に、親子の居場所についてですが、昨年担当課をお願いをして、いきいき情報センターのビガールームの部屋があいているときには、子ども連れのお母さん方が自由に使うことができるようになり、また遊具も購入していただきました。これは大変に好評で、多くの市民が感謝されていると思います。さきに申し上げましたように、核家族化が進む中、母親の子育てに対する悩みや喜びを多くの人と共有するためには、まず親子がいつでも自由に集える場所が必要です。子育て中のお母さん方にお話をお伺いすると、特に第一子のときは育児書に書いてあるよりもわずかに発育が遅れているだけでも不安になるそうです。そんなときに、ほかのお母さんの話を聞くだけで随分楽になるということでした。そういう気軽な会話の積み重ねも母親の精神衛生上大変重要なことであり、そこから引きこもりや虐待などの早期発見につながることもありますし、現実にそのような例もあります。ボランティアの子育てサークルが月に1回程度親子料理教室などを開催していますが、月に1回では参加できない場合もあり、十分な人間関係を構築することは困難です。そのサークルには回数を増やしてくれるように要望が来ているそうですが、難しいのが現状です。そこで、ビガールームを有効に活用するために、このビガールームと同じく屋内施設で子どもの遊具を準備し、親子に無料開放している場所は市内に何か所、どこに設置されているのかまずお伺いいたします。回答は項目ごとをお願いします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 1点目についてご回答いたします。

まず初めに、正月から3月までの3か月間に予想される観光客数でございますけれども、過去数年の平均を見ても、太宰府天満宮の参拝客を中心に約380万人が来訪されております。ご承知のとおり、来年は国立博物館が元旦から4月2日まで第2弾の特別展を計画されておりますので、例年以上の観光客数になるというふうに予測をいたしております。

こうした状況に対する当面の交通渋滞緩和策といたしましては、まずはできる限り電車あるいはバスなどを利用するいわゆる公共交通機関の利用を徹底して呼びかけていきたいというふうに思います。

また、現状の駐車台数につきましては約2,300台でございますけれども、特に週末を重点的に市役所周辺、県立看護専門学校跡地、そして博物館に北側から入りますいわゆる北側アクセス道路沿線に、それから国道3号線の関屋高架橋下などに約900台を追加いたしまして、合計約3,200台を確保する予定にいたしております。

なお、特に渋滞が予想されます正月三が日につきましては、沿線の小学校、中学校などを利用いたしましたパーク・アンド・ライド方式を導入いたしまして、合計約4,800台を確保いたす予定にいたしております。

次に、観光客に対する接遇についてでございますけれども、博物館のあるまちとして観光行政

の役割としては、やはりリピーターの確保というものは大変重要な課題であるというふうに考えます。そのためには、地域の方々のご協力を得ながら、来訪者に対してもてなすまちづくりという観点を推進しながら、顧客満足度を高めていかなければならないというふうに思います。

その一つの取り組みといたしまして、商工会と観光協会の主催によりまして、参道周辺の茶店事業者や従業員を対象に、お客様をもてなす接客研修会が近日中に太宰府館で開催される予定でございます。ご質問の駐車場経営者に対しましても、こうした事例を紹介しながら、もてなすまちづくりの推進にご理解をいただけるように協力を呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ご答弁ありがとうございます。

昨日いただいたご答弁の数と同じなんですけれども、参道近辺の観光業者の方、確かに売り上げが伸びているかもしれませんが、しかし、逆に五条近辺のコンビニ以外の店舗ですね、ここでは車での来客数が激減しておりますし、また同時に業者の方も営業車で回ることに対して時間がかかりまして営業効率が下がっているというお話も伺っています。そこで、とりあえずのやっぱり打開策としては、駐車台数を増加させることは私は必要だと思いますけれども、先ほど北口ゲートのお話が出ましたが、昨日の回答でもおっしゃいましたように、200台の増設は考えておられるということでしたが、そのほか昨日若干出ていましたが内山とか、もっとあの近辺にもありますが、そのほかの地権者との話し合いは行われているのでしょうか。もし行われているとすれば、その現状をお知らせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 昨日もご回答の中で申し上げましたけれども、いわゆる内山から入ってくる北側アクセス道路沿線の方には、地域の地元の方のご協力で臨時駐車場として200台、左右に200台の確保をお願いいたしました。そのほかは、今度は高速側から入ってくるには看護学校、これはまだ県立看護学校で県の所有物ですけども、県の方をお願いをして、できるだけ確保をさせてほしいというお願い、それからあの周辺で通古賀地区で組合で施行の予定の区画整理事業予定地の中にもご協力をお願いいたしまして、約800台を今現在確保の予定でございます。そういうことで、できるだけ市内に入る前のそういう大きな敷地あたりがあれば、積極的に協力を願っていきたいというふうには思っておりますけども、現在のところはその2か所に協力をお願いしているという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） では、確認しますが、北口ゲート側では、あそこも空き地はまだたくさんあるんですけども、そちらの地権者とはまだ何の話し合いもされていないということなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、あの内山地域のいわゆる農地がたくさんございますけども、そちらの方には3人の方をお願いをして、トータルで200台の確保はできたというのが一つございまして、そのほかに現在のところもう一か所広い空地がございますので、貸し切りバス専用の駐車場にならないかということで、既に検討はしていただいております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そこにもし貸し切りバス専用の駐車場ができたらずね、そこに何台ぐらい大型バスが収容できる予想なのかということと、それから天満宮の方と例えば協議を行われまして、建築基準法などの縛りというか、は出てくるかもしれませんが、例えばあの大型駐車場を業者のリース制度なんかを使って二、三階建てにするというような具体的な提案を行うことはできないのでしょうか。もし既に提案をされているようでしたら、その経過をお伺いしたいんですが、昨日からおっしゃるように、国博がこれからどれぐらい観客数が動員されるかわからないからですね、常設で二、三階建てをつくるというのはやはり負担があるかと思いますが、そういったリースみたいな発想はされているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、バスのとまる台数予想ですけども、今のところきちっとした台数はまだ確認はいたしておりませんが、面積としては約2,000㎡ぐらいあるところで

それから、天満宮の駐車場の立体化の問題ですけども、この問題につきましては、もう長年天満宮さんを含めて協議をいたしておりますけども、やはり年間を通したその採算性とか、利用度とか含めた中でどうしても踏み切れないという事情がございますが、ご提案のリースの問題ですけども、やはり今回の事例を見ても、中心部に車を集中させて駐車させるというそのものが、やはりその駐車場に入ってくる、出るというふうなことからどうしてもやっぱり渋滞の一つの問題点になっておりますので、できる限り郊外にそうした大きな場所を確保するという努力を先にしていきたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先にするか、後にするかという話になるかもしれませんが、その郊外のパーク・アンド・ライドを例えば実施されてもですね、実際にその看護学校跡地からじゃあ徒歩でその都府楼駅まで歩いて行かれるのかとか、そういった問題もこれから付随して出てくると思うんですね。ですから、やはり観光客はまず何もご存じない間は、とりあえずやはり天満宮のそばに来られようとするわけですから、暫定的な措置としてそういった方法もぜひまずはお検討していただいて、そして郊外のそういった整備が、インフラが整った時点でですね、郊外の方にどんどんその車を持っていく、そして二、三階建ての駐車場をどんどん減らしていくというような、私としてはそちらの方向が正しいのではないかとこのように考えます。

今、パーク・アンド・ライドのことを言われましたが、昨日のご答弁でもあったんですが、そのパーク・アンド・ライドがあくまで太宰府市内のパーク・アンド・ライドのみをおっしゃっていましたが、例えばインターチェンジからですね、太宰府の方に来たら混みますから、逆の方、例えば大野城市とか春日市ですね、あちらの方に例えば自治体としてご協力をいただいて車を流す。もしくは、筑紫野市にご協力をいただいて、あちらの方にパーク・アンド・ライドの駐車場を、例えば設置して、そこから観光客を運んでくると、そういったようなご発想というか、構想はありますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このパーク・アンド・ライド方式と申しますのが、本来でありますとシャトルバスなどで送迎するのが一番いいんでしょうけども、やはりいかにせん現状を見ますと、市内の幹線道路、生活道路も含めて、その道路自体がどうしても渋滞をいたしております。将来的には、きちっと道路行政を進めながら、いわゆるバス専用レーンとかをつくればですね、このパーク・アンド・ライド方式が生きてくると思いますけども、現在我々が今検討しているのが、西鉄電車沿い、あるいはJRの線路沿いを中心に検討いたしております。この線路沿いあたりにとめていただくと、すぐ電車を利用いただけるという一つの例が、今回の関屋高架橋下でありますとか、看護専門学校なんです。

各、よその地域、いわゆる筑紫野市とか大野城市に当たっているかということですが、当然その件についてはもう既に検討はいたしました。例えば筑紫野市でいえば朝倉街道駅の周辺にスーパーがございますので、そちらの方も検討いたしました。それから、大野城市につきましても、ちょうど沿線沿いに下大利駅を中心に幾らかのそういう大きなスーパーとかがありますので、検討をいたしておりますけども、なかなか我々が思うような台数が確保できないというのが今現状でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 確かに私も考えてみましたが、そういった西鉄沿線沿いなどにはですね、なかなか難しいかなというのは現状として理解をいたします。しかし、例えばあの吉木の方とかですね、先ほどおっしゃいましたようにあのピストン輸送できる車両が必要だという問題は出てきますが、あちらの方に少し車を流すような、そして天満宮、それから国立博物館にもご協力をいただいてですね、ピストン輸送ができるような体制づくりを行うというのも一つ考え方としてはあると思います。

それから次にですね、昨日のご答弁によりますと、駐車場経営者の方の言い分ですが、もう今となってはその1日に2回転ぐらいしかならないような状況になっていると、回転効率が非常に悪くなっているということを昨日のご答弁でもあったんですけども、その利益向上のためにですね、例えば最初の1時間は現行の500円、それから30分ごとに100円など、時間割で料金制を、料金を徴収するようなことは考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 駐車場につきましては、それぞれご承知のとおり個人の方が経営をされておりますので、市の指導で30分ごとに幾らしなさいとかというのは、多分立場上できないと思いますので、あくまで経営者自身の判断だろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） あの実際に、あの協議会とかあいったところで、そういうお話とかは出ているのでしょうか、駐車場経営者の方から。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今までまちづくりの協議会なんか、例えば一つは総合計画を策定する一つの過程の中で、総合計画懇話会というのを立ち上げて、いろんなご意見をいただきました。

その中で、当然この駐車場の関係のですね、いろんなご意見をいただいたんですが、やはりそういうふうにしたらどうかというふうな意見も出ておりました。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そして、次にですね、現在県の方で馬場地区、新町、それから五条の住民に対しまして、道の拡幅に伴う説明会を先日実施されたようですけれども、県はどのような計画を持っておられるのでしょうか。例えば五条交差点から梅大路まで、あそこまで道の拡幅、すべて2車線にするというような計画なのか、そこを具体的に教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ただいまのご質問ですけれども、9月の終わりから10月にかけて、関係するところが馬場区と新町区、それから五条区ですね、梅大路交差点から今度新しくオープンしました農協の信号のちょっと向こうにセブン・イレブンがございます。あそこの付近まで両歩道できているということで、それから延長しますと約280mぐらいを拡幅と。現道は今7.7mぐらいですので、その大体倍の14mぐらいの、一応基本的な計画があるということでございます。

それで、地域住民の方は、大変厳しいご意見を返されておまして、県の方も、主体となる県の方も再度いろんな調査をして、また説明会をするというような経過を経ております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私のその情報が間違っていたのかもしれませんが、五条区も対象に行われたという話を聞いていたんですが、そこで私は逆にあのセブン・イレブンの方からの道についても何らかの計画があるのかなというふうに考えておりましたが、それは違うんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょっと説明がまずうございましたでしょうか、ちょうど梅大路交差点付近が新町、五条区が入り込んでおまして、その県の説明範囲としては、五条、新町、馬場区民の方が対象になるということでございます。

実際にその道路拡幅の部分について、広めに調査すると、測量するために広めに調査しますので、そこまで呼びかけて説明をされました。それで、実際に広げる、拡幅する範囲はといいますと、先ほど言いましたところから、あそこに蘭館というコーヒーのお店がありますけど、一応そこまでということですが。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そうすると、梅大路の交差点自体も若干広くなるというふうに解釈してもいいんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そうなると思います。

これはあくまで計画ですけども、踏切のところ、国博の方からおりてきましたら右折レーンをつくるということで3車に計画はなっております。普通2車で来ますけども、そこだけ3車、交差点付近は3車ということで、広くなるという計画でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということは、その国博からおりてきた車とおっしゃいましたから、国博からおりてきて右折ということは、太宰府駅の方に向かう右折車線ができるということですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょっと、ここで、図面で確認してよろしゅうございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） ご質問の梅大路交差点付近でございますが、JA筑紫農協を、今のお店のところからは、現況は7.5mを14mの両歩道できて、交差点近くは17mということで、直進と左車線、それから右折車線が1つできて、もう一つは対向車になって3車線ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 昨日のご回答でもあったんですが、あの梅大路の交差点と太宰府駅前の交差点のあの信号の連携をよくする、そして今おっしゃったように、国博の方から来て右折して、さらに太宰府駅の方に行きやすくなるようにするというような案を県の方がお持ちのようですけども、仮にですね、梅大路から三条の方、太宰府天満宮の方に抜けやすくなったとしてもですね、あちらの駐車場の状況などを、あき状況などを示しておく看板があるか、もしくは

はですね、三条公民館付近、あのあたりにですね、さらに駐車場を増設しないとですね、かえって混乱を招く結果になると思うんですけども、市としてはそういった申し入れ、私としてはそういう考えを持っていますが、県の方に申し入れをされるようなことはできますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） はい、それは可能と思います。

県の方がそういう地元の説明会を受けまして、先週でしたでしょうか、県に行きましたときに正確な交通量調査、右折がどのぐらいあるか、歩行者がどの程度通っておるか、直進、そういうものの調査、バックデータのはっきりしたものが出ると思います。そういうものの中にも、今言ったようなそういう可能性があるということは伝えることはできます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私個人の意見ですが、先ほど申し上げましたように、そういった混乱を招く結果にもなりかねないと思いますので、ぜひ役所の方でもご検討いただいて、もしそうだとこのふうにとまればですね、県の方にそういった申し入れもしていただきたいと思えます。

そして、昨日ですね、安部陽議員への回答ではっきりわからなかったんですが、来年お正月の三が日の一方通行ですね、国博があるわけですから、一方通行が逆に遠くなるんじゃないかみたいな意見に対して、その一方通行は昨年までと同じような形でされるのか、それとも今年は何か新しく変わるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 例年の天満宮の初もうで客に対する交通規制につきましては、既に筑紫野警察署、当然これは天満宮が中心にそういう交通対策会議を行いました結果、去年と全く同じような一方通行方式をとられております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そして、地元の協力についてですけど、先ほど商工会等で接遇の研修会をされるということですが、ぜひこれは参加がですね、大勢来ていただけるような働きかけは商工会の方にもぜひ言っていただきたいなと思います。

そして、市の方としてもですね、こういった動きに連携をいたしまして、例えば観光客に対してですね、ホームページやいろんなアンケート、こういったのを利用してアンケートを実施しまして、観光客の目から見たその地域の受け入れ体制、これの問題点などを明らかにしていただくというようなことはできますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光客に対するアンケート調査、これは当然必要だろうというふうに思います。

前回の特別展のときにですね、実際にあの博物館の敷地内でアンケート調査を一部行いまし

た。それは何をやったかといいますと、タクシーでお見えになるお客様に対して、どこから来られましたか、交通機関は何を利用されましたかというふうな情報もですね、アンケートをとっております。今後もこうした機会をですね、ぜひ多く設けながら、いわゆる観光客に対する、いわゆるリピーターを多くするためにはですね、こうしたご意見もどしどし聞いていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そういったアンケート結果をぜひ活用していただいて、商工会とも連携を深めていっていただきたいと思います。

地元の意見はですね、もっと前から計画性を持って進めてほしかったという意見が圧倒的に多かったと思います。国立博物館誘致が決定いたしました10年以上経過しているわけですが、正面玄関であります北口ゲートには、いまだにそれに見合った大きな看板もなく、初めて訪れた観光客はそこが入り口だと気づかずに通り過ぎてしまう方もいらっしゃいます。また、以前から申し上げていますが、五条の交差点から大駐車場へ向かう道は、通学路としてますます危険になります。御笠川沿いにさくを増やして通学路を確保する、あるいは元池田外科の横の道を通学路にするなど、大きな事故が起こらないうちに早急に対応されることを望みます。

これから観光客の動員数がどのように変化するか、つかめないところもありますが、先ほども申し上げましたように、国博では今後も努力をされていくことと思います。その努力に対して、誘致した自治体の責任を果たす義務はあると思います。市単独では財政的にも難しいかもしれませんが、もっと国や県に働きかけ、限られた資源を有効に使って、ホスピタリティにあふれたお迎えをすることで国博の努力にこたえることが、今の太宰府市にできる最大限のことだと思います。これから一層努力していただくことを要望して、1点目の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 2点目の親子の居場所づくりについて回答申し上げます。

核家族化の進展により、子育てを支える地域社会の結びつきの希薄化や子育て家庭の孤立化が危惧されておりますことから、本年3月に策定いたしました「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」、通称「にこにこプラン」に地域における子育て支援サービスの充実や子育て支援のネットワークづくりを主要課題とし、地域の子育て支援の拠点として子育て支援センターの設置を掲げております。

1番目の親の引きこもりへの対応策であります。現在個別の相談業務の中で個々に対応することにいたしております。平成18年度には、いきいき情報センター内に子育て支援センターを設置し、各種事業を地域に展開していきながら取り組んでまいりたいと考えております。引きこもりや児童虐待につながらないような人と人とのかわり合いを持つことができるような仕組みをつくっていくことは、子育て支援の基本でございます。したがって、子育て支援センターの主体事業の一つといたしまして、保育士による育児支援家庭訪問事業を行ってまいりたいと考えております。

ございます。これは、保健センターで実施いたしております乳幼児健診において、子育てに対する強い不安を訴える母親や未受診の方に、保健師や保育士が連携により、家庭訪問で育児支援を行うものですが、親の引きこもりの改善、解消になると考えます。また、親による児童虐待の防止にも役立つものと考えます。

お尋ねの乳幼児健診の受診率は、平成16年度は約97%でございました。未受診の方への対応は、個別に電話をかけたたり、再度の往復はがきで受診日程を案内したり、保健師が家庭訪問を行っております。次年度からは、保健センターと相談業務を行っている部署との連携で、保育士の育児支援家庭訪問事業により、親の引きこもりの改善に努めてまいります。さらに、地域の公民館などを活用し、家庭で乳幼児期の子育てをしている方々が気軽に交流できる場を開き、育児相談、情報交換、仲間づくりによって、子育てに関する悩みを軽減する子育てサロンを行ってまいります。このことが、親の居場所づくりの一つであり、育児不安などから引きこもりになっていた親が、地域の子育てサロンに参加できるよう支援を行い、市民が相互に子育てを支え合う社会環境づくりを行ってまいります。

なお、子育て支援課では、本年4月から市民の子育てサークルと共催し、だれでも気軽に集うことができる子育てサロンをいきいき情報センター内の和室において既に実施をしております。そのほか、地域の公民館などに保育士が出向き、子育ての相談や親子遊びの紹介などを行うことにより、親の子育てに関する不安や悩みを軽減するための出前保育を予定いたしております。これも親の居場所づくりの一環として進めてまいります。

次に、2番目のビガールームの今後の活用についてでございます。親子がいつでも自由に集える場所というのは、身近な地域にあるべきものと考えます。地域で子育てサロンなどを展開していく中で、地域の方、ボランティア、サークルなどで活動している方々にかかわってもらうことを考えております。地域での子育てサロンなどに参加する親子の状況から、ほかの親子のことが把握できることもあるのではないのでしょうか。これらを通して、引きこもりなどの早期発見、ひいては虐待防止に結びつくものと考えます。

お尋ねの屋内施設で子どもの遊具を準備し、親子に無料開放されている場所は市内に何か所、どこに設置されているかに回答申し上げます。

地域の屋内施設ということは、地区公民館などの施設であろうかと存じますが、遊具の調査を行ったことはございません。ほとんどのところが、準備されていないものと思われま。親子に無料開放されている場所についても地区公民館などということにとらえれば、自由に使ってよいという日が設定されている区や事業として親子無料で利用できる区もございますが、ほとんどないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 受診率の高さですとか、今後の活動につきましてはですね、保健センターをはじめとする職員のご努力は大変だったと思いますし、高く評価いたします。

そこで、これからさらに増加することが予想される引きこもり防止を行うために、幾つか提案をさせていただきたいと思います。

議員の皆さんにお配りしておりますのは、これは定期健診を受けるための問診はがきです。私を含め、このはがきを見たことがない議員の方が多いと思いましたが、配付させていただきました。これは月齢に合わせて、すべて「はい」「いいえ」だけで子どもの状態を表記するようになっておりますけれども、保護者からはですね、「はい」「いいえ」だけでは表記できない問診があり、皆さんも思い出していただきたいんですが、特に第一子のとき、迷いながら子育てをされていますから、このはがきですとすべて左側でないと正常な発育ではないと不安に感じるというご意見があります。

福岡市の例でもあるように、発育が遅れているのを恥ずかしいと感じたり、自分の責任だと感じ、人前に出るのをためらうようになってきたりする場合も多いという話もよく聞きます。また、このはがきの中にですね、子育てについて相談できる人はいますかという問いがありますが、これについて「いない」と答えた方に対しても何のフォローもないというご意見も聞きます。フォローしないのならば、なぜ項目にあるんでしょうか。事務的に尋ねるだけではなくてですね、まずこれらの点をもう少し考えていただくことはできるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 健診の問診票のことなんですが、この問診票については「はい」「いいえ」というところで問診をしながら、この健診につきましては、医師、それから保健師、栄養指導については栄養士の方がかかわっておりますし、健診の中身は4か月、10か月、それから1歳6か月、それから3歳というところで乳幼児健診を行っております。

それで、健診を行った後につきましては、それぞれ医師の方をはじめとして、保健師、それから看護師で健診を行った後のフォローも十分やっていたかなければならないと思っておりますし、健診を行ったものにつきましては、その健診事業をやっていく中でいろいろ気づいた点とか、それから今後の課題ということが当然出てきておりますので、その年度年度ごとにそういうものをまとめながら、次の健診事業につなげていくというところで、この問診票だけで判断するということではなくて、いろいろ健診結果についての所見内容あたりも18項目ぐらいに分けてですね、集計もやっておりますので、事後のフォローにつきましても、今後きめ細かな対応をやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ぜひお願いします。

そういった際に、やはり現場のお母さん方の意見もぜひ取り入れながらやっていただきたいと思います。

そして、先ほど部長の方もおっしゃいましたが、太宰府市内には子育てのボランティアサークル、それから託児サークルがあります。先ほど子育てサロンということで、いきいき情報センターの和室でも実施していくというふうにおっしゃっていましたが、こういったものは

なかなかまた周知が徹底するまでに時間がかかったりすると思いますが、定期健診の際にですね、今は栄養士とか保健師などによる相談窓口はあるようなんですが、その核家族化が進む中、そのカウンセラーに相談するまではないけどもささいなこと、こういったことをですね、このようなボランティアの方にご協力をいただいて、子どもをその場で遊ばせながらですね、育児の悩みを育児経験のある母親に気軽に相談できるコーナーをつくることはできないでしょうか。

さらに、こういったサークル活動をはじめとする子育てに関するボランティアグループの紹介とか、市の施策、様々な情報を提供する掲示板などの設置、これもぜひご検討いただきたいと思います。

こういったものがですね、健診のはがきに案内がありますと安心する母親も非常に多いと思います。先ほどおっしゃったように、母親同士のネットワークは親の引きこもりや虐待の情報を行政より早く入手することも多いようです。行政としては、ほとんど予算もかからないわけですから、事が深刻にならないためにも、このようなサークルと保健センター、そして子育て支援課が連携を図りまして、母親同士の間関係で解決できそうな場合、あるいは一刻も早く対応が必要な場合など、ケース・バイ・ケースで対応できる体制づくりを行うことはできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） ただいまの貴重なご意見をもとに、さらに内部的にも連携を、それからボランティア、サークルとも連携をしながら行ってまいりたいと思いますし、今既にサークル活動の分、そういった分はチラシ等作成しながら、いろんなところに掲示したり配付いたしておりますが、やはりたくさんの方々の方に触れる、知られるということが少ないようでございますので、そういった分につきましては、これからさらに力を入れて、多くのお母さん方にわかるようにしていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そしてですね、この母親のネットワークを構築するためでもある親子の居場所なんですが、例えばお隣の大野城市を例に挙げますと、おもちゃなどがそろって、親子がいつでも自由にでかけることができる子ども専門の場所が市内に2か所、そのうち1か所は土日も開館しています。その中には、おもちゃをそろえた子どものための図書館もあります。また、市内4か所ある各コミュニティセンターにおいても、毎日部屋を開放し、午前中は就学前の子どもと親を対象に、4か所とも保育士の資格を持った指導員がついています。さらに、午後は小学生以上を対象に遊び場として開放しているそうです。つまりお隣では市内に必ず6か所は、子どもが退屈せずに親子で自由に出かけられる場所があるわけです。

一方太宰府は、先ほどのご答弁にもありましたように、行政が保障している親子の居場所は、いきいき情報センターのピガールームだけです。しかも、そのピガールームも所管が地域振興課であるため、市の主催事業で託児が行われている場合や、ほかの大人のための習い事教

室が行われている場合は使用することができません。これから同じ建物の中にですね、子育て支援センターができるわけです。しかし、今の状況ですと、この子育て支援センターも単に事務所的な機能の方が多いようで、ぜひここにですね、親子がいつでも自由に集うことができる場所を設置する必要性を私は強く感じます。

そこで、このピガールームをですね、まずその親子が常時使える居場所として市が保障することはできないでしょうか。地域振興部長、子育て支援担当部とですね、連携を図って検討していただけないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今現在のこのピガールームそのものについては、この親子の利用と  
いうのはですね、確実に使えるのが毎週月曜日と木曜日ということで開放されているようです  
けども、今後この趣旨にのっとりながら、できるだけ活用しやすいような検討を所管部の方と  
していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） これは、特に乳幼児を持っている母親の皆さんからは、本当に強く要望  
が出ておりますので、ぜひ真摯に対応していただきたいと思います。

そしてですね、次にさらなる親子の居場所づくりのためなんですが、助役にご答弁をいた  
だきたいんですけども、今大野城市を例に太宰府市との親子の居場所についての比較をいたし  
ましたが、春日市でもですね、各コミュニティごとに児童館があります。しかし、その太宰府  
は、今申し上げましたように1か所だけです。しかも、常時使えるのは週に2日しかありませ  
ん。そういった現状の中でですね、今年太宰府市内の共同利用施設は、指定管理者制度による  
条例改正は行われませんでした。市の所有施設ですよ。そこで、その施設のうち最低でも  
1か所、できることなら2か所程度ですね、親子の居場所として開放することはできないで  
しょうか。これは、所管が教育部と子育て支援担当部の2つにまたがっておりまして、また条例  
改正、そして地元との協議も必要になりますので、総合的な判断が必要になるので、ぜひ助役  
のご意見を伺いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今ご質問がっております親子の居場所づくりについて、子育て等について  
はいろんな悩みがあるでしょうし、私どももその経験をしながら今日まで来ておるわけです。  
特に今の状況下、少子化の状況を踏まえるならば、今提起されておりますようなどこにでも相  
談ができる、自由に行けるような、そういった場所というようなこと等については、ある意味  
においては必要性は感じます。どこに、どういうふうにとというような形の中ですけれども、い  
きいき情報センターのピガールームでありますとか、そういった施設がございます。

もう一つは、私どもは常に考えておりますのは、ストックの活用といいましようか、その  
例えば、今も市長と話しておったんですけども、放課後の学童保育所があるわけですけれど  
も、あの施設等については、就学が終わった後、5時以降、あるいは4時以降ぐらいになるか

もしれませんが、そこから使うというような形がありますので、午前中は少なくともそういった親の居場所づくりの施設として活用するというようなこともできるでしょうし、あるいはいろいろ、私ども既存の施設の中でももっともっと活用できる、知恵を出せばストックの活用の中で十分、新たに施設を設けずともできる部分があるというように思います。

それからもう一つは、今の既存の公の施設の中におきましても、今提起がっておりますように、縦割りではなくて横割りの中でこの考え方、今言われましたような親の居場所等々の確保について、横割りの中でも総合的に判断できるというように思いますので、調整機能をそこに持っていけばその辺のところは十分可能だというように思いますので、提起されております部分等については、再度行政内部の中で慎重に考慮し、どうしたらできるかというような方法の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 特に高齢化が進んでる地域におきましてはですね、あの乳幼児を抱えた母親は必ず自分がついていかなければならないわけですが、近くに行く場所がないということで、本当に相談が私のところに多く来ています。

親の引きこもり、また子どもの犯罪防止の観点からもですね、親同士の連携というのは非常に大切です。就学してからよりも乳幼児のころから親同士が人間関係を構築できる環境づくりを行うことは、子どもが就学した後もPTAの連携強化につながっていくと思います。

今、市は財政難ですけれども、だからこそ今助役もおっしゃいましたように、知恵を絞って、低予算で実現できる施策を積極的に実施していただきたいと思います。

市長も子育て支援を最重要施策とおっしゃっています。今私が申し上げたことは、ほとんど支出の必要はありません。強いて言えば、子どものおもちゃ購入程度だと思います。どうか太宰府市で大きな事件が起こらないよう、今市でできる範囲のことを積極的に行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目にわたり質問させていただきます。

まず初めに、女性消防団についてお伺いいたします。

消防署員、また本市の消防団員の皆様方におかれましては、いつ起こるとも知れない火災や災害に日々、そして昼夜を問わず、市民の生命と財産を守るためご活躍いただき、改めましてこの場をお借りいたしまして、心より感謝申し上げます。また、消防署員、団員のご家族の皆様方のご理解とご協力をいただくとともに、はかり知れないご心労やご苦勞もありのことと  
思います。

本市においては、平成14年に一般公募を行い、本部所属の女性消防団として結成がなされました。私も、新年の合同出初め式、9月の防災訓練、また筑紫地区で行われるポンプ操法大会などで、太宰府市の女性消防団の入場行進など目にとまることもあり、男性消防団員と同様、てきぱきとした活動に本当に心強く思うものであります。

今後、地域に根差した女性消防団員としての活躍に期待することから、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、女性消防団結成に至る目的及びその経緯、現在までの活動内容についてお伺いいたします。

2点目は、今後女性消防団員の増員の計画と、各分団への配置についてお尋ねいたします。

3点目は、地域と連携した活動の考え方についてお伺いいたします。

次に、裁判員制度導入についての本市の啓発及び市民に対しての広報活動の取り組みや計画などについてのお考えをお尋ねいたします。

この裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加し、裁判員と裁判官がともに被告人に科する刑の内容を話し合っただけで決める裁判員制度を定め、平成16年5月、裁判に参加する刑事裁判に関する法律が成立し、平成21年5月までに始まることとなり、文部科学省、法務省、最高裁判所は、都道府県に対し本制度の周知、啓発活動に関する協力依頼の通知がされ、県においては各市町村への協力依頼が周知されているようでございます。

この裁判員制度が開始されましたら、対象となる事件数によっても考えられますが、1年間に国民の130人から160人に1名が「裁判員候補者」として裁判所に呼ばれ、116人に1人が一生に一度裁判員を体験することになり得るとのデータもあることから、基本的な役割や意義についての知識など学習の場を提供することが不可欠だと考えられます。

法律などは、一般市民にとってまだまだ身近なものとは考えられず、また自分の生活と密着したものとはだれしも感じていないのではないのでしょうか。もし、自分が選ばれたらどのように対応すればよいのか、耳なれない専門用語に戸惑いと驚きを隠せないことでしょうか。この制度を広く市民に理解していただけるよう、学習の場の提供などのお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員）　ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩　午前11時49分

~~~~~

再開　午後1時00分

議長（村山弘行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信）　議員の皆様には、消防の出初め式はじめ、いろいろな消防活動にご出席、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、本市では平成14年4月1日から女性消防団員の採用を

行いまして、9名の入団者によるスタートをいたしました。

女性消防団の採用目的でございますけれども、原則的には男性消防団と同一でございます。それから、特にこれまで災害防御活動が主体であった消防団活動において、十分な実践ができておりません防火思想の普及啓発、高齢者宅の防火啓発訪問、あるいは応急手当の普及指導など、活動を主体的に担っていただくことを目的といたしております。今日まで、各種の訓練、研修を積み重ねまして、本年度から75歳以上の独居高齢者宅の防火指導訪問を全市的に行う取り組みを始めております。訪問先では、いろいろな悩みを話す機会ができてよかった、これからも訪問してほしい、そういう高齢者との信頼関係ができつつあるという報告を受けているところでございます。また、11月には応急手当普及員の資格を取得いたしましたので、今後心肺蘇生に関する事など、救命に必要な手当を学びたいとの要請にこたえるべく、消防署と連携をしながら市民の中に入っていく活動をするようにいたしております。

次に、2点目につきましては、本市消防団員の定数250名のうち本年度の女性消防団員は14名で、平成14年度から見ますと5名の増員となっております。現在防火啓発の普及活動を主体的に行っておりますので、この実績等を見ながら、今後女性消防団員の増員やその配置について検討していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、現在行っております高齢者宅の防火指導訪問等を通じまして、より市民の声を把握し、女性消防団員の活動をPRしながら、その要望等にこたえられるよう自治会等とも今後は連携しながら実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいまご答弁いただきました女性消防団が結成されて以来、今3年が経過いたしておりますけれども、その中でただいまご答弁にありましたように、防災を兼ねて75歳以上の家庭訪問等々を行い、また話し相手になっているということのご答弁がございました。

その中で、私が今女性消防団の方からちょっとお伺いした話によりますと、その救急救命の応急手当普及員の資格を14名の方がみんな心肺停止の講習を消防署と連携のもと取得されたということでございますが、それは皆さんが全部、その全員が取得されたのか。

それと、この女性消防団に入団する条件、また何歳から何歳までとか、そういう条件等々ありますのでしょうか。

そして、それともう一点が、今女性消防団が地域で、この前もちょっと私の自治会の方でちょっと火災があったんですが、これ安部議員の方からまた後ほど質問があるとは思いますが、その際に男性消防団、消防署員、そして地域住民が取り巻く中に女性消防団の姿を見かけました。本当にお手伝いというのか、一緒になって気遣いをなさっていた面が見えましたけれども、その中で市民の中から「あの方はどういう方なんですか」という、要するに女性消防団があるということを知らない市民の方が多ございますので、そのPR方法等々をお聞かせ願えればと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 心肺蘇生の講習については、15人のうち13名ということで、お二人の方は都合で行けなかったという形で、いずれは講習を受けてもらうつもりでございます。

それから、ちょっと2番目聞き取れませんでしたですが、もう少しPRが足りないのではないかなというお話ですけども、先ほど言いましたように、やはり火事があるときには女性消防団も男性と同じような形で出動をしていただいております。そして、訓練がまだ十分でございませんので、広報活動という形になりますので、ご心配してお駆けつけになられた方の整理とか、あるいはそのほか周辺の整理関係をしていただいております。

消防団の募集のときには、かなり広報とか新聞にも載せていただきまして、かなりその広報はしているつもりでございますけども、一、二年間、自分たちの技術を磨くという形で大きな活動をしてまいっておりません。今年度から初めて75歳以上の高齢者住宅をということで、それを積み重ねることによってなおいろいろな自分の技術の取得というんですかね、あるいはいろいろな問題点等が見えてくると思います。そうなりますと、もう少しこういうふうな消防団活動をしているんですよということが言える時期じゃないかと思っておりますので、来年以降はもう少し地域の方とも連携を取りながら、例えば今は個人宅しか回って教えることができませんけども、いずれはその区域の方をお集めして、いろんな啓発をしたりとかですね、そういう方向になっていけば認知度が高まるんじゃないかと思っております。

いずれにしても発展途上でございますので、もう少しPR、あるいは実績が上がるような仕組みづくり、活動をしていただきたいと、そういうふうに願っておりますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今ご答弁いただきましたけれど、私の質問の中に女性消防団に入団するときの条件等々がありましたらとお尋ねしているんですが、ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは、太宰府市に居住あるいは勤務している方、それで年齢がたしか男子消防団と一緒にだと思っておりますが、50歳までという制限があります。下は18歳から50歳までと、そういう形で身近にやはりこういらっしやらないと、緊急の場合にはお役に立ちませんので、そういう制限をつけさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今男性消防団という、男性、女性ということではなく、消防団員の条件に見合うということであるということのご説明で、50歳という年齢なんですけれども、今男性の、男性と言うたらいけないんですかね、消防団の最高齢者はおられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 募集が50歳まででございますので、それから何年いるかは本人の体力が続くのを見きわめたり、あるいは若い人と分団も交代しないと活動に支障がありますが、現在最

高齢者は61歳ぐらいが最高齢者になっていると思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） はい、ありがとうございます。

やっぱり年齢にかかわらず、年齢が高くなればなるほど、また生活経験、そしていろんな体験がありますので、そういう知恵もあるということで、最初の入団には若い方たちが、その女性の場合は50歳までとありますけれども、その辺もちょっと配慮願えればなと思っております。それは、希望としてももう少し年齢を高めていく必要性もあるのではないかなと思っております。と申しますのも、やっぱり地域にお昼いるのは女性で、まあお母さん、例えば家庭におられる方というのは、やっぱり50、60の方が多ございますので、ソフトの面からいうのであれば、女性消防団を核として、その地域の方にですね、自警団みたいな形で組織化するのも一手ではないのかなと考えております。

それと、今女性消防団員に14名の団員がおられるわけですが、この14名の方たちの地域割りというんですかね、自治会、どの、例えば西校区に何人、東小校区に何人とかというのがわかりでしたら、ちょっと教えていただけませんか。

それと、なぜそういうのを聞くかと申しますと、その地域割りがあってはじめてその下に、先ほどご答弁にありました地域との連携というところにつながっていくと思いますので、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回は、女性消防団という別枠を設けて募集しました関係で、市域全域から、あるいは勤務されているところ全域から募集しておりますので、数もそんなに多くはございませんので、散らばったような形で募集をいたしますので、そういうような形態になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 地域連携という言葉があるのであればですね、やっぱりその例えば今44の行政区がありますけれども、これでは今250名の中に含んでいるということでございますので、ちょっと無理があるかとは思いますが、例えばこれを小学校区割り、7つの小学校区割りとか、そういうところで広げていくという考えと、これから先ですね、やっぱり地域で活動を根差していくのであればなおのこと女性消防団の人数の増員、そして今どこでも、この前ラジオでちょっと放送があったのを耳にしたんですが、全国的に消防団員という定数が枠の中に余りがあるというんですかね、入団者がいないと。それを補っていくのはやっぱり地域性を考えて、家庭にいらっしゃる、地域にいらっしゃるその女性の方、それから以前消防団なさっていたけれどもやめられた、そういう方たちのまた復活、そういうもので考えていくべきではないかと、地域住民の安全を考えれば、やっぱり遠くにお勤めなさっている人よりも地域におる人が初期活動、初期消火、そういうものには一番身近じゃないかなと。そうなりますと、やっぱり校区割り、例えばその7つの小学校区あたりで女性消防団を核として、それにま

たOBの方たちを交え、そして自治会の方にまた自警消防団みたいな形を組織的につくっていきるのが理想じゃないかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども定数が250名でございまして、大体4月1日に退団される方もあれば入られる方もいらっしゃいますが、ほぼ皆さんの協力がありまして250の定数ぎりぎりまでほぼ埋まっております。全国的にはですね、今小柳議員が言われるように、定数まで届かないところがあるところからですね、今言われましたように女性消防団員をそのために採用する、あるいは退団者、OBをですね、普通の団員と同じじゃなくて緊急のときだけ出ていただくというような形で訓練も少なく、緊急時のための消防団、OB団を設けようとかですね、いろいろな工夫がなされて、いざというときに消防団の活動ができるような形を今国としても考えているようです。

そういうことから、消防団は分団をつくりまして、各部を設けて地域ごとにやはり分団、部を設けております。それは、主に男性の方で組織している分でございます、そういうところはやはり地域に密着して、例えばあの観世地区ではですね、堤防の野焼きをするときには、その団がその警戒に当たるとかですね、そういう地域密着型でやっているところもありますし、いろんな例えば高所、高いところに上って、何とかせないかんとかですね、という場合には、地域の消防団を利用するとかという自治会活動の中で行われる部分があります。

女性消防団の方はですね、それを散りばめたのがいいのかどうか。今消防団と同じような、男性と同じような役割は担わすつもりですが、男が独居老人のところに行って、がさがさがさ上がって、警戒に来ましたと言うのと、役割分担になるとその男女問題がありますけども、やはり女性が行って、火の取り扱いのあり方、あるいは危ないかどうかという点検、そういうのは女性が持つ能力が高いんじゃないかというようなことで、女性の消防団の方にどういう活動をやった方がいいのかということをお聞きしまして、女性消防団の総意で、こういう活動はやはりすべきじゃないかと、そういうふうなもに行っておりますので、男性の中に入れるのがいいのか、あるいはそういうふうな特別の事情がある方に入れた方がいいのかということも考えていきたいと思っております。ただ、これが数が多くなりますと、やはり同じように、男性と同じような消防活動をしていただく役割も担っていただかなければいけないかと思っておりますけども、もしばらくはその成果を見て、考えていきたいなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ぜひとも市民の安全を守るために増員の検討をしていただければと思っております。

と同時に、先ほども答弁の中にありました女性のソフト面ね、男性のハード面とうまくリンクさせるためにも、どうしてもソフト面を大事にしていかなきゃいけないと思っておりますが、そのためにもやっぱりこの火災とか災害というのはいつ来るかわかりません。そのために、できればですね、やっぱり子どもたち、幼稚園、保育園、小学校あたりにですね、警察の交通指導が

回っていらっしゃるように、そういうふうな取り組みも私は必要じゃないかなと思っております。それを進めていくことが、今太宰府で提案されております「安全・安心のまちづくりの条例」にもつながっていくのではないかなと考えておりますので、どうぞご検討願いますようお願いいたしますと同時に、またもう一つが、今女性消防団の方が独居老人、そして75歳以上の家庭を訪問なさっていて、もし万が一その地域で何かあった場合にですね、そういうその事後の報告、そういうものが、例えば消防署、それから消防団、それから女性消防団、地域の区長さんとか、そういう方たちとの情報交換とか、何ていうんですか連絡協議会、そういう連携プレーにつながっていく、いざというときにあそこの家には動けないおじいちゃんがおったよというふうなときに、そういう情報を提供できる場をつくられるお考えがありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 毎月消防団の幹部会議というのを開いております、その中でも女性の代表の方に出てきていただいております。今までの活動、毎月の活動についてこんなふうなことですよということは情報交換しておりますし、家庭訪問しますと、今度は訪問のプライバシーの問題がありますので、皆さんに公開はしませんけども、そういうものは上がっていきまして、問題点があるものについては、幹部会で名前を伏せて、こういうふうな状態のところもあるというようなことの認知をしております。いざという場合は、それを生かして活動を行うと、そういう形で進めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） その点も留意をなさって本当に安心できる太宰府のまちをつくっていただきたいと思っております。

この女性消防団については最後になりますけども、この女性消防団が平成14年に創設されて、女性消防団結成の取り組みには本当に防災全般に関する市民の関心を高めるためにも広く、また市民に対しても啓発活動の原動力となっていると思っております。目に見えないプラス面の効果は大いなるものがあると確信いたしております。また、執行部より太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が本議会に提案されておりますが、市民が安全に安心して暮らしていくためにもこの条例の充実を図るためにも、消防署、消防団、地域との強い連携のもと、この女性消防団の育成に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、この質問は終わります。

次のご回答お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 裁判員制度についてのお答えです。

司法制度の改革の一つとして市民に開かれた司法を目指し行われるものでございまして、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月までに実施される予定でございます。裁判員制度は、国民の選挙権を有する人の中からくじで選ばれた方が裁判員となり、裁判官と一緒に刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判の審理に参加し、有罪、無罪を判断をしまして、有罪の場合はどのような刑にするのか裁判官と一緒に

決める新しい制度でございます。

しかしながら、国内においても実施日は正式にはまだ決定しておりませんで、まだまだ制度自体の理解はご指摘のとおり浅いというふうに考えております。制度の趣旨を理解していただくためには、本年7月1日に文部科学省から、あるいは法務省、最高裁事務総局から連名通知によりまして、図書館等の社会教育施設に対する裁判員制度のパンフレットの配布をお願いしたいということが、都道府県の教育委員会の教育長に対して協力が出されております。

私ども、つい先日、1週間前にやっとうこういうパンフレットが届きまして、初めてその内容がわかったわけですが、本市としましては県や地方裁判所などと連携しまして、この制度広報については各戸に配布する広報紙あるいはホームページ等で啓発をしていくというふうに考えております。現在においても県から具体的なですね、動きがまだございませんので、そういうのを見ながら啓発普及に努めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 国が新しい法律をつくり、そしてそれを市民に協力依頼という形が今回のこの裁判員制度だと思います。私が今回これを質問に上げさせていただきましたのは、今埼玉県志木市それから広島市、東広島市、長崎等々では社会教育の現場及び生涯学習の観点から専門的な裁判官そしてまた弁護士さんの方たちの公開講座、そしてまた市民にいち早く啓発するためにこういうふうな講座を開かれまして、法が施行される以前までに市民サービスという形からこういう公開講座がされておりますが、本市においては今のご答弁ではまだ県からおりてないという、確かに市町村にまだ届いていないところもあるかと思いますが、現にこのように何市何県にわたって公開講座が開かれたり、裁判員という難しい耳なれない言葉に市民が戸惑わないようにですね、早くからケアをしているところがありますが、例えばこの裁判員制度のPR及び啓発の依頼が国、県から要請があった場合には、どの部署でどの担当窓口でなさるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これに近いものとして今、検察審査制度というのがあります。要するに事件が起きたときに裁判にかけられるかかけないか、これはもう裁判にかけた後ですけども、そういう制度がございまして、その候補者を決めるときにはこれと同じように選挙権を有する者の中から候補者を選出して検察庁の方で選定をされるという形がありますので、これも恐らくそういうふうな選定の制度が、市町村に事務的に負わされるのではないかなというふうに感じております。ですから、今のところ窓口は総務部ということになります。これは社会教育の一つの講座として設けるあるいは出前講座という形になるかもわかりませんが、そこそこによって所管が違うのではないかなと思っています。何せ、年間平均的に刑事事件が3,300件あるみたいなんです。それに対して6人の裁判員という形になりますので、約2万人の方が全国で実際に当たられるという形になります、平均でですね。そういうことから、そう遠くない身近なものという形に感じておりますので、その時期にはそういう形の、適した施策をやっていかなければ

いけないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 平成21年までに施行ということになっておりますけれども、私が舞鶴にありますが検察庁でお伺いいたしましたのには、最終が平成21年であっていつ始まるかわからないというのが現状だと伺いました。こういう法律とか裁判とか難しい問題に市民が本当に出会ったときにですね、どこに尋ねていけばいいかなというときに市民サービスの観点から、どうぞ指導願えるようお願いを申し上げます。

国の新しい制度が法律という言葉でですね、市民は本当にアレルギーがあるとは思いますが、でも自分がもし選ばれたときにどうしようと、本当に避けては通れない問題だと私はとらえております。もし、自分がそうなったときを想定して学習することは、本当避けては通れないということも考えられますことから、行政の側面的な、そしてまたそれを支援していく体制をお願い申し上げまして、本日の一般質問は終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、太宰府市民吹奏楽団の支援についての質問です。

9月議会での公共施設使用料減免廃止の最終決定は、本市の財政悪化の見直しと指定管理者制度の導入によるやむにやまれぬ決断ではありましたが、スポーツと文化及び社会教育団体にとりましては痛手を受け、厳しい運営を余儀なくされ、数多くの団体が自主運営に向け頭を悩ませておられることと思います。

さて、太宰府市民吹奏楽団もその一つであります。平成5年1月結成以来、目下、存続か解団、解散かという大変深刻な事態を迎えております。本市の楽団は、日本吹奏楽連盟のコンクールやコンテストに照準を合わせた団体ではなく、一人でも多くの市民の皆さんに生演奏のすばらしさを伝えたい、そして子どもからお年寄りまでが十分楽しんでいただくために趣向を凝らし、演出と選曲、またその進行の軽妙さは会場のお客さんと一体感を生み出し、吹奏楽独特のハーモニーのすばらしさを堪能させてくれます。

春には、約30チーム参加する大人と子どものソフトボール合同開幕式に演奏で花を添えてくれました。また、ねりんピックに見られますように、年10回ほどのボランティア演奏と慰問演奏、さらに年2回公民館ホールで定期演奏会を開き、その活動ぶりや人気はかなり市民の皆様へ浸透してまいりました。昨年のクリスマスコンサートでは、開場前から親子連れや中年にお年寄りといった方々が長蛇の列ができ、ホール600名の定員に890名の入場者を記録。中央公民館ホールでは年間を通じ、講演会やシンポジウムなど様々な催しが行われておりますが、こ

のような光景は初めてであり驚きでした。来場者の年齢層も幅広く、市民から親しまれ期待されている市民吹奏楽団は、歴史と文化のまちにふさわしい一助を担っていると言っても過言ではありません。

今回の減免措置廃止に伴い、今後運営資金の一部として入場料を取ったらどうかという意見もございますが、公民館ホールでのコンサートは自分たちの発表の場とは考えず、中央公民館使用料を無料にしている市と市民への恩返しの場合という一貫した太宰府市民吹奏楽団の方針でもあります。減免廃止により、平成19年度から公民館使用料が50%負担となり、概算で年間使用料40万円の2分の1、つまり20万円の負担。これに2回の定期演奏会での使用料約54万円を加算しますと計74万円の支出となります。平成21年度の使用料は全額負担ですから、吹奏楽団の運営がいよいよ不可能となります。

団員の会費すなわち団費は定期演奏会チケット、チラシの印刷費や楽譜代、それに照明委託費や衣装代などもろもろの経費を賄っております。現在1人当たり月2,000円で年2万4,000円と2回の演奏会のために個人出費が1万1,000円で、合計3万5,000円のお金を徴収されておりますが、これ以上の個人負担は限界であります。口頭ではわかりづらい部分もございますが、逼迫した財政状況であることには間違いありません。

そこで質問をいたします。

1点目は、減免廃止は他団体との兼ね合いもあり公平を期さなければなりません。したがって、練習会場として年間約50回弱の公民館使用料は支払わざるを得ませんが、少なくとも2回の定期演奏会につきましては、公益性かつ市民への還元と文化振興事業であります。よって、太宰府市あるいは教育委員会主催か共催事業にさせていただき、支援策として演奏会における使用料の免除をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

2点目は、今後の市民吹奏楽団存続のために市の執行部の方と代表団員との協議の場を早急に設定していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。執行部のご回答をお願いいたします。

次に、2項目めの聴講生制度についてお伺いいたします。

先月、11月16日に人口3万2,674人の愛知県扶桑町に総務文教常任委員会で行政視察に行きました。扶桑町教育長の発案により、地域に開かれた学校づくりを目指して勉強したい方を町報で公募し、学習の機会を与え、子どもたちと一緒に学んでもらおうという試みです。

聴講生制度を始めて3年目、現在4名の方が小学校と中学校で学んでおられます。平成15年度は11名、平成16年度は6名の受講生がありなかなかの好評で、こんなよい制度は守っていかなくてはという聴講されている方の意見や、直接子どもたちと接し昔と何ら変わらない素直な子どもたちの中でごく自然に仲間として勉強されているようで、先生方も姿勢を正し、緊張感を持って授業に臨まれているようです。

生徒たちのメリットは、年代の違う方と触れ合うことにより人生観の学びや先輩を敬う意識が芽生え、また聴講生の授業に対する熱心な態度が生徒たちへ好影響を与えているとのことで

した。そのほか、聴講生は先生をカバー、例えば俳句の得意な方が国語の授業をされ俳句コンクールに出品し、多くの作品が全国審査まで残り、優秀な成績をおさめられています。さらに、先生方の教え方や子どもたちの様子をよく見ていただいているし、一石二鳥どころか一石数鳥の聴講生効果が上がっており、この制度の導入は間違いなかったという自負と、自信を持って全国に発信したいと教育長は熱っぽく語っておられました。

福岡県那珂川町では一昨年から扶桑町を視察、平成15年12月に聴講生制度実施要領案を作成、教育委員会や校長会に計画発表後検討に入り、学校との調整を経て説明会を開き、そして町報で公募、今年の9月から開講されています。また、つい先日11月30日の新聞には須恵町でも導入された記事が掲載されておりました。この聴講生制度は予算を組む必要もなく、費用要らずの魅力ある制度であります。

太宰府市在住者の中にも、戦争で十分勉強ができなかった方々や、英語に限らず数学、社会、理科、音楽などの勉強を再度やりたい方、また定年後で何かに挑戦したい方など手を挙げる方はおられるはずです。この聴講生制度は、児童・生徒とのふれあい交流によって若返りと生きがいに最適な制度ではないでしょうか。本市におきましても生涯学習の一環として、ぜひ導入のご検討をされてみてはいかがでしょうかと思います。執行部のご見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてご回答申し上げます。

市民吹奏楽団におかれましては平成5年1月に結成されて以来、今日まで定期コンサートや各地域での依頼演奏会など年間を通して活発な演奏活動がなされていますことに対しましては、本市の音楽文化の向上に一翼を担っていただいていることはもとより、市民の皆様の楽団に対する期待も大変大きいものがございます。

ご質問の会場使用料の免除についてでございますけれども、市民吹奏楽団に対しましては、去る11月9日の日に役員の方々に説明会をさせていただき、またさらには12月1日に支援に対する要望書もいただいております。この中におきまして、吹奏楽団からは年間予算や事業実績など運営にかかわる内容も含めまして、減免規定の見直しに伴う様々な問題点もお聞きをいたしました。今後の吹奏楽団に対する支援につきましては、ご質問にありましたように当面の対応といたしまして2年間は激変緩和措置として半額は補助で対応するということとなりますけれども、市といたしましても市民吹奏楽団が将来に向けてどうしたら自主運営できるかなども含めまして、今後とも積極的に楽団の皆様と協議をまいります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまご答弁いただきましたけれども、結論は半額補助でというこ

と、今の段階ではそういうことでございました。今回の質問はそれ以後、平成19年度以降にですね、瀬戸際に立たされる吹奏楽団の実情と団員の切実な思いを知っていただきたいという一念で質問をいたしております。

1点目の質問の回答に関しては、この資料を見ていただきながらですね、後ほど再質問をさせていただきます。

2点目の質問の協議の場に関しましてのご回答がなかったんですが、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今後とも積極的に団員の方を含めまして、協議はさせていただきますと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、協議の場といいますか、相談、お話し合いの場という形で、ひとつよろしく願いをいたしておきます。

その協議、話し合いしていただく日程でございますけれども、いつごろしていただけるか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 楽団の役員の方の日程もございましょうし、お互いに調整をしながらできるだけ早いうちに協議の場は設定をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 団員の方もちょっと不安感を持っていらっしゃるようですので、ぜひ早目に協議していただければと思います。よろしく願いいたします。

ここでですね、市長に2点お伺いしたいと思います。市民吹奏楽団の代表から市長あてに要望書が上がっていると思いますけれども、これをお読みになったかどうかという質問と、それからもう一点は、市民吹奏楽団の存在についてどのようにお考えでしょうか、ご意見をお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま市民吹奏楽団の今日までの経過あるいは功績というようなこと等についても含めて、部長の方から話がございました。私どもは、この財政の厳しい状況下におきまして減免廃止の措置をさせていただきました。今からの各種団体等々につきましても、守備範囲といいましょうか、どこからどこまでが行政がやるべきでどこからどこまでは主体的にその団体でやるというふうな、そういったことも含めて将来的には定期演奏会におきますところの一部賛助金を取るとか、そういった形、少なくとも運営費等々については賄うと、自分たちで賄うというふうなことの方向性も含めて、協議をきちっと私ども説得といいましょうか、を行っていく必要もあるだろうというふうに思っております。こういった、例えば楽器でありますとかそういったところ等については支援していくとか、そういった形等々が協議の中で出てまいろうというふうに思いますので、全般的な今までがこうだったからこうでいくというよう

なことではなくて、今から先等について状況の変化によって対応していくこともまた必要というふうに思っておりますので、その辺のところを含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございます。

要望書の件ですが、再度市長の方にお伺いさせていただきます。要望書、吹奏楽団から上がっている要望書には目を通されたかどうか、ご返答をお願いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま太宰府市民吹奏楽団に対する要望書が私の方に参っておりますが、ただいま部長、助役から答弁いたしましたように太宰府市民吹奏楽団の活動はよく承知いたしております。先般行われましたねりんピックのときに吹奏楽団、大会開会式等につきましても出演を願えましたし、私も皆さんの活躍を十分承知いたしております。ただ、どこの範囲まで市が援助するのか、その範囲等につきましてもそれぞれの文化団体の活躍があるわけございまして、それぞれの形でのご援助の要請はあっております。太宰府市民吹奏楽団につきましては、日ごろの、今申されましたようなそれぞれの中央公民館のコンサート活動等市民への文化活動、大変ご協力いただいておりますことを承知いたしておりますので、今後、吹奏楽団の運営、それから今後のその団運営のための助成等々については要請文でございますが、十分協議してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 要望書でございますけれども、これはもう団員約60名のですね、切実な思いが託されております。ぜひ市長も目を通していただければと思っております。よろしく願いいたします。

今年のクリスマスコンサートも昨年同様ですね、立ち見席が出まして通路までふさがり大盛況と。このように年2回の定期演奏会は今や人気を博し、市民の楽しみにもなっております。

ここでちょっとですね、先ほど地域振興部長の方から回答がありました11月9日の説明会の資料がございます。これをちょっと整理させていただきますと、平成18年度、市民ホールでの定期練習がですね、今毎週金曜日に週1回で月4回の、年間48回になりますね。この定期練習の分は平成17年、今年でございますが、12月9日までに申し込めば、平成18年度分は100%減免と、そういうふうな規定になっているようでございます。ですから、平成18年度は100%減免と。それから、平成19年、平成20年度の2年間は緩和措置として50%を補助しましょうと、2分の1負担。平成21年度以降、これが減免廃止ということで市民吹奏楽団はもう全額負担しなさいと、こういうふうな規定になっておりますが今の内容に間違いがないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、もう一回確認させていただきますが、来年度の平成18年度は100%減免ということであればですね、この7月と12月に定期演奏会をやっておりますが、その使用料については今年と同じ扱いでいいという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 12月までに予約を既にしていただければそのとおりになります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 申請はしているということを私も聞いておりますので、来年度のその2回分の定期演奏会の使用料は減免ということでありますね。はい、それからこの資料の中です、7つほど項目がありまして、4項目めの括弧書きの中にですね、補助金の支出は清算払いと。要するに使用した場合、公民館の舞台を使用して会場使用料を払うわけですけども、補助金の支出は清算払いとあります。では、吹奏楽団が、使用する側の支払い方法としてはですね、予約したときにその都度払うのか、月払いなのか、年払いなのか、ご説明をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 補助金の支出については清算払いという形になります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 清算払いということは、その年度末で調整するということですか。ですから、吹奏楽団は、その申し込んだときに支払うのか、その都度払うのかですね、その辺のご説明をお願いしたいのですが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当初に全額を支払っていただいて、後で清算払いという形になるかと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 全額を支払うといいますが、平成19年度がですね、2分の1負担ということありますから、月大体4万円ぐらいの使用料になるかと思うんですね。冷暖房を使う月と使わない月がありまして、平均4万円ですと年間48万円。それに2回の定期演奏会の分が加わりますのでね、先ほど冒頭で申しましたように、74万円と先ほど言いましたが80万円近くですね、お金を一挙に最初に払うということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 基本的には中央公民館の使用料としてきちっと収支計算をやっていきますので、当初はやはり年間の概算ということで支払ってもらうという形になるかと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それだけのですね、お金が用意できるかどうかという問題もありますし、ちょっと額が額だけにですね、その辺は少しご検討いただければと思いますが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） その辺の問題につきましても、できるだけ早い時期に吹奏楽団の方々と協議をしながら、そういうような支払い方法といいたいでしょうか、基本的にはそういうふうな流れでお願いしますけども、やはりそこは自主運営という一つの大きな目標の中で、どうしたらそういうふうな支払い方法を含めてできるかというのを、今後きちっと協議をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ひとつよろしく願いをいたしておきます。

資料をご覧くださいと思いますが、資料1のですね、これは定期演奏会あるいはクリスマスコンサートで聞かれた市民の皆様の感想でございます。5つほど紹介をさせていただきます。

3番目のですね、9歳のお子さん。私はブルースバンドが大好きで、中学生になったらブルースバンド部に入りたいです。

4番目。大入り満員でしたね、驚きました。無料で入場できたこと、ありがたく思います。来年もよろしく。63歳の方。

6番目。演奏された方々、一人ひとりの一生懸命さが心に響き感動しました。今後も私たちに感動を与えてください。ありがとうございました。28歳の方です。

11番目。大変楽しく過ごさせていただきました。太宰府はこんな演奏会があつていいところですね。67歳の方。

19番目。手づくりの演奏会というものが客席まで伝わって、とてもすばらしかったです。これから頑張ってください。太宰府市民として応援します。35歳の方です。

これは今までのアンケートの感想でございますが、今年もクリスマスコンサートがございまして、これだけのですね、アンケートが回収されて私ちょっと預ってまいりました。その中で2つだけ紹介させていただきます。

今日とても楽しかった。皆さんのすばらしい演奏で、また元気をもらいました。来年もまた来ます。ありがとう。これは太宰府市都府楼区にお住まいの63歳の方でございます。

それから、すばらしい。子育てのためには大いに貢献されたと思います。太宰府市の大佐野の65歳の方のご意見でございます。まだほかにもたくさん感想が寄せられております。このようにですね、市民の皆さんが演奏会をいかに楽しみにしておられるか、また子どもたちへの影響力なども読み取れると思います。ただいまのアンケートでもおわかりのようにですね、練習で培った生演奏は聞く者の心をとらえ、心のいやしと感動を与えてくれます。演奏会終了後、満足された笑顔で来場者を見送り、そしてアンケートに目を通し、感想を読むことが団員一人ひとりの楽しみであり、次への励みとやりがいにつながっております。

質問をさせていただきますが、定期演奏会に過去に行かれたことがあるかどうかの質問ですが、執行部の皆さんに挙手をお願いするわけにもいきませんので、ここは代表でですね、健康福祉部長にお尋ねをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私は出席はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、一度行っていただければと思っております。今年7月の定期演奏会では、ひばりですね、お祭りマンボとか川の流れるようにを演奏披露してくれました。私感激の余り目頭がうるうるになりました。実際に会場に行ってですね、演奏を聞くことも支援と育成につながりますので、執行部の皆様もぜひ今後は足を運んでいただければと思います。

では次に、資料1をご覧ください。裏の方ですね、経費一覧の方でございます。これは平成16年度の方でございますが、中央公民館コンサートの経費一覧ということで、表1が団費からの支出。それから、表2が新たに発生する経費でございます。今、団費の方から支出しているものには、夏の演奏会がですね、がクリスマスコンサートとなっております。コンサートをするためにだけの支出でございますが、チラシ、チケット、印刷費それから㈱G Kへの支払い、指揮者、アルバイトへの支払いそれから弁当代、楽譜代それからTシャツ代金それから雑費と、計37万45円と。それから、冬のクリスマスコンサートにおきましては30万3,038円と。この2つ、2回を合わせますと2回の定期演奏会で67万3,083円かかるということでございます。

それから、今度は平成19年度以降ですね、新たに発生する経費でございまして、中央公民館使用料の、これはあくまでも試算でございます。やはり夏の演奏会では前日と当日とございますが、この前日というのは、リハーサルで13時間練習すると。それから、当日も本番で13時間使用すると。そのときの使用場所がホール、舞台、楽屋、リハーサル室。この使用料が合わせてですね、下の方の計ですね、10万1,902円かかる。それから、冷房代がですね、1時間当たりホールと舞台がつながっておりますので6,000円でございます。13時間の6,000円ですから7万2,000円に消費税で8万1,900円。この部分の冷房代を楽屋にもですね、楽器を置いたり小道具を置いたりいろいろやります。それから、リハーサル室ではパート練習をしたりしますのでね、17万8,815円と。使用料と冷房代を合わせますと28万717円かかると。それから、クリスマスコンサートにおきましても、暖房代は1時間5,000円ということですので6万8,025円ですね、使用料金の計が10万3,477円、暖房代合わせますと25万6,672円と。これはあくまでも試算でございまして、現中央公民館の使用料金をもとに作成をさせていただいております。表1に関しましては、これからも団費で捻出をしていくということでございます。

これから発生する分についての質問でございます。再度お尋ねをいたしますが、この表2の方ですね、これが平成19年度以降に発生する定期演奏会における使用料です。この2回の定期

演奏会は市民向けの文化振興事業でもありますし、ぜひ支援策として会場使用料の免除をお願いしたい。冒頭でも申し上げましたが、再度ご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほども申し上げましたけども、今後団員の皆さん方とですね、こういうものを含めながらきちとした協議を早急に行っていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いをいたします。現在のところですね、練習会場として公民館ホールの舞台使用をさせていただいているわけですが、理想を言えば大型楽器が収納でき、防音設備が整い、冷暖房料金の安い適当な場所がないがためにこのような問題が発生しております。少なくともですね、これまでの実績と貢献度を考慮していただき、演奏会の費用負担につきましてはぜひぜひご検討をしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように、数年先は楽団の維持が困難であることはご理解いただけたかと思えます。どうか楽団の窮状をお察しいただきまして相談に応じ、また適切な対応を重ねてお願いいたします。音楽は人々を明るく心をいやしてくれます。子どもたちに夢と希望、そして市民の皆さんへ活力を与えるために太宰府市民吹奏楽団の灯を消さないでいただきたいということを強く要望いたします。この質問を終わります。

2項目めの聴講制度をお願いします。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長の答弁ということでございますが、私の方から聴講生制度の導入についてご答弁申し上げます。

愛知県扶桑町の聴講生制度は学校を公開する中で、地域の方の学校教育への理解を深めたり学習活動への協力を得たりするよい機会となり、これからの学校づくりに求められている開かれた学校づくり、信頼される学校づくりにかかわる大切な要素が含まれているものと考えております。また、だれでも、どこでも、いつでも、何でも学ぶことができる生涯学習社会をつくる上でも市民が意欲的に学習し、児童・生徒と触れ合う中で生きがいを感じることができる学習機会としての先進的な取り組みと考えております。

本市におきましても、一層地域に開かれた学校づくりを推進し、生涯学習の機会を充実させるという視点から、本年度実施されました那珂川町や須恵町などの状況を参考にしながら、児童・生徒の確かな学力や豊かな心の育成を目指し、学校、生徒への影響や課題、施設・設備面

の問題、また希望者の入学の仕組みなど様々な角度から慎重に検討する必要があると考えております。今後は既に導入実施されております取り組みの状況や成果などを参考にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一応検討するというご回答でございました。教育長としてはどのような見解をお持ちなのか、ご意見をお願いしたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） ご提言の聴講生制度、いろいろな成果が見られるのではないかという感じを持っておりますが、さきの部長の答弁同様、慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。

資料2のですね、これ西日本新聞の掲載記事でございます。冒頭でも述べましたように、発信地は愛知県扶桑町で、下の欄にですね、「聴講生が生徒を刺激」ということで、非常に何も問題は今のところ起こっていないという教育長のお話でございました。地域に開かれた学校づくりとして生徒たちと机を並べ勉強されている中年や高齢者の方々が希望の科目を選択し、1教科あるいは複数教科を受講し、授業が終われば帰宅といった別に何の縛りもない制度でございます。しかも、費用については市の持ち出しもなく、教科書代や給食代、こういったものは受講される方が負担するというところでございます。

再度質問させていただきますが、もし仮にこの聴講生制度の導入を検討されるとしたら、本市にとって何か障害になることあるいは問題点はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 新しいものを取り入れようとするときですね、今回の聴講生制度、また昨日も環境教育等がありましたけど、ねらいといいましょうか、それは非常にすばらしくていいんですけど、実際学校で実践しようとする、ちょうど非常においしい食材がございますよというようなもので、これをどんなふうに料理したり盛りつけしたり味つけしたりするという、そこをですね、整備しないと本当に子どもにとっておいしくて栄養がつくものかどうかですね、いやそれはもう食べたくないというような子どもにどう配慮するかとか、そういうふうなことを考えて一体として取り組まないと、ただねらだけで学校でやってくれと言われても、なかなかうまくいかないのではないかと考えております。そういうふうな意味合いでございますね、慎重な検討が必要であるとお答えしたところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。あくまでもこれはですね、早急に早急にといつもりで私も質問してるつもりはございません。ぜひですね、近隣にも那珂川町と須恵町で既に

実施をされておりますので、ぜひ視察に赴かれましてですね、検討していただければと思います。この那珂川町、須恵町には行っていただけるかどうか、その辺ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 那珂川町は時々教育長会でお会いしておりますので、お話を伺っているところでございますが、さきにも申しましたようにですね、子どもたちにとって、先ほど栄養の話をしました、実際食べたときに栄養になっているのかどうかと、そこら辺をですね、もう少ししていただかないと、多分これ取り入れるには何にもないと言ってありますけど、先生方にいろんな仕事上のご苦労をかけると思いますときに、先生方に何に力を入れてやっていただけたらいいのか、もう今たくさんの方がありますのでですね、そこら辺を整理してお願いなり指示なりをしなくちゃならないと思っております。そういうふうな意味合いでですね、さっきは食べるまでという話をしましたけれども、それが本当にどんな成果になりどんな反応があるのかというようなことまでは見きわめたいと思っております。多分そういうふうな文書が出るんじゃないかと思っておりますので、文書を見させていただきながら内部を検討して、必要があれば見学させていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 扶桑町の教育長のお話をお聞きになると、その辺のですね、学校現場の先生の問題点とかお話が伺えるんじゃないかと思っております。ぜひですね、行っていただきまして検討していただきたいと。

ちょっと質問変わりますがけれども、最近の子どもの特徴としましてですね、長幼の序といいますか、つまり先輩や高齢者を敬う気持ちが大変欠如しております。学校では目上の人を敬うような教育あるいは指導はなされているのか、お尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特にですね、道徳の時間等で年配の方、祖父母、いろいろお世話になっている方々への感謝の気持ち、そういうことを中心に指導を行っております。そのほかあいさつの問題とか言葉遣いの問題、また学校にはですね、いろんな形でお年寄りの方等をお呼びしておりますので、そういうふうな接するときの接し方とか、そういうことを含めながらですね、指導をしているところでございます。

ちょっと話題が変わりますが、先ほどの聴講生の話なんですが、聴講生というのはですね、一緒に授業を受けますから言葉を言いますと同人という形になるんじゃないかと思ってるんですよ。その辺と敬愛といいましょうか、尊敬といいましょうか、そういうところをどんなふうにするかというのはですね、例えば高校生ぐらいになりますとその意味合いがわかると思うんですけど、小学生ぐらいはひょっとしたら授業中お年寄りの方をやつつけてしまうというようなこともあり得るんじゃないかと。そんなふうなこともやっぱり先ほど言いましたように、いろいろと、もし取り入れるのであればお聞きしたいなということを思っておるところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうですね、この聴講生はただ、今実施されているところを見ますとですね、中学校が多いんですね。小学校はお一人、那珂川もお一人ですし、扶桑町もお一人と。私はむしろですね、この点にちょっと着眼しまして、中学生とのふれあい、これがやっぱり地域の方々とのふれあいが少ないんじゃないかなということで、そういう意味もありましてですね、今回この質問をさせていただきました。

もう一度教育長にお尋ねしたいんですが、広島市安芸区とですね栃木県の今市市において、小学1年生の連れ去り殺人という大変痛ましい事件が発生をいたしました。全国の学校関係者や保護者の方々は恐怖と不安でおののき、心配が尽きないことと思っております。学校側の対策として、不審者や変質者に対するガードを固めるというセキュリティの問題、片や地域に開かれた学校と相矛盾する点もございます。しかし、学校を閉ざすより聴講生という地域の方々の出入りの激しい方が、監視の目が増え安全管理の面からもむしろ私はプラスだと思いますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 学校を地域に開くという方向で進みたいと思っております。そのときに、どういうふうな方法がより適切なのかというようなことを考えますときに、先ほど部長もご答弁申し上げましたように、今やっておりますことと、それにこういう制度をもし取り入れるならばよりプラスになったものになるのか。またはですね、聴講生という制度と今やっている事柄の整合性をどんなふうにかというようにも検討しなければ、単純にいかないような例も出てくるかなとも思ったりしておりますが、いずれにいたしましても地域の方々、学校にお入りいただいて開かれた学校としてより充実したものにしていきたいと、そのように考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、身近にも、那珂川町と須恵町でございますので、じっくり時間をかけてですね、調査研究していただければと思います。ぜひよろしく願いいたしておきます。

地域の方々ですね、こういう揺れる年ごろ、あるいは背伸びしたがる中学生とのかかわり合いを持つということは大変私は貴重ではないかと思っております。西校区におきましても、大佐野川の清掃作業で地元の中学生在がボランティアで参加協力をしてくれていますが、これはこれで大変意義があることだと思います。ただ、異なる点は清掃作業の方は年に1回とか2回、こういった単発行事でありまして、聴講制度になりますとですね、毎日授業を受け、ともに勉強し、生徒とのコミュニケーションが自然に図られ、年間を通じ継続した交流の中で生徒たちにとってかけがえのないたくさんの学びがあると私は確信しております。

高齢者や大人は子どもたちから元気ももらい、子どもたちはいたわりや敬う心が芽生え、その効果ははかり知れません。有言実行、ぜひ実際にですね、学校現場をのぞいていただきまし

て、この聴講生制度の調査研究を重ねられ、取り組み実現を切に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、10番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番（安部啓治議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い行います。

今回、議案第95号において安全・安心のまちづくり推進条例案が提案されましたが、市民生活の安全確保のためには余りにも当然の内容に思えるのですが、今回あえて明文化してまで条例制定されるのは余りにも災害や事件、事故が増えたせいでしょうか。いずれにしても、今後の重要課題と思いますので、その中で先ほど小柳議員が女性消防団について質問されましたが、私の方はまず防火活動、防火施設について伺います。

防火活動につきましては、常日ごろから消防署員及び消防団の昼夜を問わない努力によって、私ども市民に安心を与えていただいていることには大変感謝しております。しかし、去る10月9日未明に東ヶ丘で起きた住宅火災により、非常に残念ながら2人のとうとい命が失われたわけですが、このとき非常に大事な初期消火の段階で水圧が足りずにほとんど放水できない状態が数分間起きた事実をご存じでしょうか。これは大変大きな問題であります。幸いこの日はほとんど風がなかったので大事には至りませんでした。これからのように強風の続く日は延焼が起きても決して不思議ではありません。数年前、区内の貯水タンク近くに加圧機を設置したと聞いていましたが、なぜでしょうか。ほかに市内には高地の住宅地がたくさんありますが、このような条件の箇所はまだあるのでしょうか。また、今回条例が制定されれば、こうしたことも改善の対象になるのかどうかもお尋ねします。

次に、子どもたちへの安全対策についてですが、15年前当時水城小学校の1年生が誘拐殺人の被害に遭ったことは忘れられない事件でした。つい最近も広島市、今市市で小学生の殺人事件が相次いで起きたばかりです。本当に痛ましい事件が多発する昨今であります。このような事件を受け、文部科学省は今月6日、登下校時に児童らの安全確保や不審者に関する情報の共有などに取り組むよう通知したようですが、本市としては具体的にどのような対処をされるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、去る10月9日に青山で発生いたしました建物火災において、とうとい人命を失われた方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、火災現場における消火活動についてですが、通常現場に到着しましたタンク車の水を使用しまして初期に消化するという事で消火活動が開始され、その間に近くの消火栓や防火水槽の水利を確保し、そのタンク車に水を送りながらタンク車が消火活動を行うという形をと

っております。今回の青山における建物火災におきましても、ただいま説明しました要領で消火活動を行っております。

まず、6時34分に現場に到着いたしました東出張所のタンク車と太宰府消防署のタンク車2台がそれぞれホースを延長し、放水を開始しました。このときには5栓、筒が5つですね、5栓で開始しました。その間、直近の消火栓2か所から取水したものの、水量が不足したため他の消火栓及び防火水槽に切りかえ、タンク車への送水を行っております。1台の方はなかったんですが、1台の方はその切りかえ作業時に一時タンク車の放水が減水したというご指摘ですが、それは確認をいたしております。

次に、加圧ポンプの設置についてですけれども、この地域は五条の受水槽からポンプアップして東ヶ丘の配水池、一番上にある大きなタンクに送水します。そこから自然流下によりまして家庭用水を供給しておりますけれども、現場近くの区域につきましては配水池との高低差が少なく、水圧が不足をします。水は、要するに高いところから低いところへ流れますので、東ヶ丘でも下の方に水が集まってしまうと、そういうことがございますので、平成11年に加圧ポンプを設置し、日常生活に支障が出ないようにいたしておりました。しかし、今回の火災におきまして、この区域内の消火栓から消火活動に必要な水量を確保できなかったため、上水道の所管課と協議を行って、早急な対策を講じたいと考えております。

また、市内に同じような箇所がないかということですが、この件も含めて所管課と調整を行っております。現在1か所ほどあるのではないかというふうに考えておまして、早急な対策を講じたいというふうに考えます。

なお、このような事象についても、今回の条例を提案しております安全・安心のまちづくりの推進条例で改善の対象になるかということですが、本条例は市民が安全で安心して生活ができるまちづくりの推進を目指すというふうにしておりますので、この消防水利の確保については市民の安全を確保するために重要であることから、今後も市内の消防水利の点検、あるいは不足すれば改善を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 2点目の子どもたちの安全対策についてご答弁申し上げます。

1年前の奈良県の事件に続き、11月に広島県、12月には栃木県と、下校中の児童が誘拐され殺害されるという痛ましい事件が続き、大変大きな衝撃を受けております。

今回の一連の下校途中の児童殺害事件に関しましては、国や県からの通知文書を各学校へ配付するとともに、臨時の校長会を開き、できるだけ下校時間をそろえ集団で下校させること、教師による校区の巡回や通学路の危険箇所の把握などを指示したところでございます。

また、児童・生徒に対しましては、下校は通学路を守り、できるだけ1人で帰らない。万一の場合の対処方法などを再度指導するとともに、学校からは保護者、地域のプリントを作成し、地域の皆様へは下校時刻に合わせて外に立っていただくようお願いなどもしているところでございます。

教育委員会といたしましても、各学校の下校時刻に合わせ2人1組2班体制で現在パトロールを行っているところでございます。

今後、安全グッズの配布なども検討したいと考えておりますが、学校や行政のみの取り組みでは限界があり、12月6日に筑紫野警察署で行われました児童の安全に関する緊急対策会議に教育委員会からも出席をいたしまして、出席されておりました関係機関に協力をお願いするなど、登下校中の児童・生徒を見守る体制づくりに努めているところでございます。

安全、安心なまちづくりの推進のため、関係課と連携し、通学路の点検や改善、危険箇所のマップづくりなどに努めますとともに、市民や事業者等との連携を密にしながら、子どもたちの安全、安心を守る地域づくりを進めたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 東ヶ丘の火災については、水圧低下を招いたということですが、ちょうど炊飯時期に当たりまして、時間帯がですね、そういう一般家庭の水利用の影響はなかったわけですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） そういうことも含めましてですね、要するに消火栓が十分それだけで足りるという管の大きさですかね、これは100mmぐらい以上というふうに考えてまして、この地域は75mmだったと思います。それで、そういうところについては、周りに防火水槽でそれをさらに補うという形で、現状を見てみますと、やはり5か所ぐらいあの近所には周りに防火水槽があるようです。ですから、2か所からとったのが急激に減ったということですから、それを補うためにすぐに1栓については、防火水槽の方からとるべきだということで、その準備をしている間が少し一つの消防車の方は緩い水が出たと。しかし、もう一方では十分水は出ていたというふうな結果のようでございます。そこまで確認をいたしております。

そういうことで、一度に使ったということもありますし、もともと管そのものが消火栓、水を出すには少し不足ではなかったかということで考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今、市内全体でですね、防火水槽は何か所ぐらいあって、また1か所でどのくらいカバーできるのか。現在ある数でですね、十分賄えるのかどうか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市内で今、消火栓が263か所、それから防火水槽が252か所です。地震もございまして、消火栓3基に対して防火水槽1基を整備するという基準で今整備を行っております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 防火水槽でどのくらいの範囲がカバーできるのか、ちょっとお答えが抜けているようですが。それで、市内のその数でですね、現在ある数で賄えると考えているの

かどうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 消防の水利はいろいろございまして、全部消火栓とか防火水槽に頼るといってはいませんが。池も利用しますし、川も利用しますので。ですから、約40tございます。ですから、やはり約五、六分ぐらいもっているんですかね。そういうことで。

どのぐらいかといいますと、ホースをつないで中継をやはりしますので、それによってどこまでとはいきませんが、かなりの距離延ばせるというふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 通常考えて、今の体制で大体賄えるということでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり距離的にですね、ちょっと基準は今私ははっきりしませんが、もう少しやはり整備をしていかなければいけないと。特に、今まで家がなかったところに密集して家ができてますので、やはり需要はまだまだ、十分今のままで足りるという状況はないようでございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） この件は、新しい団地ができるところもありますから、逐次チェックしていただいて、整備の方をお願いしておきたいと思います。

また、この件ではですね、およそ15時間後の夜9時過ぎにですね、再出火したわけです。これは報告されておりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どももわかりませんでしたのでお尋ねしたら、そのような報告を受けました。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 私も、ちょうどウオークラリーの日でしたか、夕方6時過ぎまで、現場に行きましたら、警察官が通行どめしておられましたし、消防車も1台待機してですね、あったわけですが、その引き揚げた後にですね、たまたま日曜日でごみを出す日でしたから、近所の方がごみを出しに行って、2階のひさしの先から火が少し出ているということで通報されたようです。

同様なことがこの5日に佐世保市でありまして、当初ぼやで10分程度で消火されたんですけども、畳にも水かけまして引き揚げた後、その火が床材を伝ってですね、再燃して、今度は全焼したというような事件がございまして、今後このようなことがないような体制づくりは考えておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この火災については、常備消防署がございまして、火災の消火あるいは後の警戒については、消防署の指示に従うということになりますし、消防署自身もそういう

警戒をやります。今回消しとめまして、あと大体6時間ぐらい警戒をしてくれというような指示を受けて消防団が警戒をしております。ですから、お昼過ぎまで警戒をしたという形になります。その後、検証等が行われまして、4時か5時まで消防署も警察官もいたということです。で、その間のやはり軒先から少し煙が出たというときには、消防団も水をかけたりして、やはり警戒に当たっております。で、その後、約15時間後ですかね、にどうも布団の中の残り火がまだ残ったろうと思うんですが、それが再出火したということで、これはもう消防署だけで消されたようです。また、消防署も、その検証の終わった後5時半過ぎぐらいにやはりもう一度現場を見に来てあります。それで、再出火した後もまた6時間後に見られて、それ以後は異常なかったという形でございます。責任はやはり消防署は後々も警戒に当たったり点検に来たりと。それを補完するのが消防団だという形です。今後もそういう体制で。十分水をかけたかどうかという問題があるんでしょうけども、そういうことがないようにですね、今度は消防署の方ももっとそういうふうな消し方について点検されるだろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） あの日は私もその後心配ですね、11時過ぎに自分で現場に確認に行きました。で、問題ないだろうというところで寝たわけですけども。消防署員も通常勤務で大変忙しいだろうと思うんですね。で、先ほど小柳議員の質問の中にもありましたけども、例えば区で臨時でもよいですから自警団的なボランティアを募って交代で一定時間、消防団の帰った後ですね、一定時間監視してもらおうとか、そのような要請はできないものでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど観世音寺の池の野焼きの話をちょっとしましたけども、地域に消防団があればですね、結構その辺はお話をしやすく、消防団が帰った後でも近くの方がやはりこう気をつけるというようなことがあります。

東ヶ丘地域は、そういう消防団員も恐らく一人もいないんじゃないかなという気がします。いないんですから、太宰府市の職員で形成します本部団員という方がそこまで自分たちの守備範囲ということで警戒をしております。ご存じのとおり、土、日になりますと近くにいませんので、そういう時々見に行くという形は難しゅうございますけども、それでもやはり6時間は待機をして見ております。

今後は、やはり警備が終わって帰るときには、今度は自治会の方で少し近所の方に見ていただきたいというような思いもありますし、自警団ができればなおよろしゅうございますが、区長さんあたりにいつからもう帰りますよと、今から帰りますということもお伝えしながら、そうすれば自治会の防犯組織等もございましてそのあたりで後を見ていただくとかですね、そういうことになればいいなというふうなことで、今後は教訓を生かしてそういうふうな体制づくりもしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 後の問題でもあれですけど、やっぱり地域のボランティア活動というのが大変重要になってくると思うんですね。それで、消防団員はやはり通常仕事を持っていますので、OBだとかそういうところでできる方ですね、めったにあることではございませんので、臨時のそういうふうな見回りをお願いするとか、そういう体制づくりを市の方で指導していただければいいかと思えます。どうか、前向きに考えてください。

聞くとところによると、設備の問題ですけど、8月の全国消防救助技術大会において当消防本部の2チームが障害突破の部で入賞され、また9月に行われた筑紫地区消防操法大会では本市消防団が見事準優勝に輝いたということですが、幾ら優秀な人材が育っても設備がお粗末であってはその力を十分発揮できないわけです。とうい市民の生活を、命を守るため、設備の見直しや整備等についても最大限改善の努力をお願いして次の質問に移ります。

通学路の定期点検、要注意箇所の把握ということでございますけども、安全という部分では駐車場ができたビルが建ったりすればもう当然変わってくるわけで、ある程度定期的に見直しが必要だと思うんですね。それによって通学路の変更もあり得るかと思うんですけど。

それから、防犯マップの作成については、子どもを交えたところで子どもたちにつくっていただくということが、子どもたちに意識を植えつけることにもなりますし、非常に保護者も関心を持ってきますし、非常に有効な手段かと思うんですが、この点についてはどう考えておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路の安全につきましては、特に今までは交通安全が中心に点検がなされていることが多くございましたけれども、今回こういうふうな事件を踏まえましてですね、やはりいわゆる陰になる部分とかまたいろんな危険箇所とか、そういうふうなことを含めた点検をするように各学校をお願いしたところでございます。

それから、マップをどうつくるかということについてはですね、それぞれの学校に任せていいんじゃないかと思っております。今話がありましたように子どもがつくるということも一つのいい方法だと思いますし、また保護者の方につくっていただくというのもこれまたいい方法ではないかと思えますし、また先生たちでつくって指導するというのもまた、いろいろそれをどう使うかというような問題も含めて各学校をお願いしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） それから、集団での登下校では、保護者同伴で低学年を極力1人にさせない工夫が大事だというふうに言われておりますけども、今は低学年についてはどうされていきますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 子どもたちの登下校については、集団で登校している学校もありますれば、個別に登校しているところもございませぬ。またそれに伴いまして、保護者でございませぬけど、地域の方が一緒に後ろからついてお見えのところもあれば、そうでないと、いろいろで

ございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） ただ、集団での登下校はそういう部分では安全性が高いと思うんですけども、これは交通安全の部分でですね、歩道のないところで両側に広がって登下校している風景を見受けるんですけども。特に、雨の日、傘を差せばですね、さらに広がって非常に危険を感じるわけです。この部分については強く指導していただきたいと思います。

それから、防犯教室で危険を避ける教育を推進することというふうな指導もあっておりますが、警察の生活安全課でもお手伝いをやっていただけるようですが、ただ管内に学校数が多いので前もって予約しなければ時間がとれないというお話も聞いておりますが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今ずっと安全についてですね、個別に質問をいただいているところでございますが、さきに部長が話をしましたように、12月7日の日に臨時に校長会をいたしまして、現在やっていること、例えば危険なときの声の出し方をはじめとして、どういう場所に逃げるようにしているとか、それから通学路をどうするとか、それから登下校についてどうするか、またほかの学校はどんなことをやっているかと、他の学校はどんなふうな指導をやっているかというようなことをですね、話をしながら各学校の取り組みをですね、最大よく十分点検をしてほしい、そしてできるだけ低学年については教育委員会の方もパトロールをするけれども、学校の方で、もしついていけるところがあればついて一緒に下校するとか、また青パトのパトロール灯もお願いするなどしていると。それから、特に郵便局とか、それからタクシーの方は乗らなくても途中でとめたら電話がわりに使っていていいというような、そういうようなお話をしながらですね、緊急、もう2学期も残り少なくなりましたけど、対応してもらうように話をしているところでございます。

なお、教育委員会だけではなく地域振興部等とも相談しながらですね、今のはどちらかというPTAとかそれぞれに学校から区長さんというように、それぞれになっているものですかね、もう少しそれを総合的に連絡し合えるようなシステムにするような方法を検討してほしいということで、現在検討しているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今教育長がおっしゃったように、政府の方でも内閣府をはじめですね、関連機関との連携、情報の共有という部分で子どもを守る会議というのが発足したみたいなんですけども、ぜひそれはもう早急にやっていただきたいと思っております。指導の中に、警察との連携、学校、家庭、ボランティアなど地域全体での取り組みについても進めなさいということでございますので、ほかの関連課と協議しながらですね、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

今青パトの話が出ましたが、現在太宰府市内では4台走っておるんですかね。スクールガード的に巡回していただいているという話は聞いておりますけど、この関係です、パトカー風に2色塗りの車両等が、今まではパトカーと見間違えられるからということで規制がある程度あったようですけども、許可を受けるとか団体名とか会社名とかを入れれば問題ないようなそういうふうになっているようですけど、これは今市関係で所有している車両をそのように改造するような、色を塗りかえるだけですけど、考えはお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 青パトについてはですね、許可を受けるにはかなり厳しい条件があるように聞いております。それで、現在そういう許可を受けて回っていただいておりますが、先ほどお話があるようなところでもし町内でもできるかどうかというようなことを含めながら関係課とも協議させていただきたいと思っております。新しい制度ですので、なかなかちょっとわかりにくいところがありますので、どうかご勘弁のほどを。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 青パトじゃないんですよね。青色、赤色灯をつけなくてですね、色だけ白黒で。白黒の分は規制がかなり緩やかなんですよ。ただ、届けは要るかもしれませんが、そこは私も詳しくわかりませんが。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 青色パトロールと申しますのはですね、いわゆる警察のパトロールカーの赤色灯のかわりにですね、青色のやつを脱着式で普通の車にですね、つけて巡回し見回る車でございまして、現在市といたしましても公用車にですね、1台陸運局の方に現在申請を行っている段階でございます。

議長（村山弘行議員） 違います。質問は、通常の車に白黒のパトカーの模様をして、そういうものは公用車に使うという意思はないかというご質問ですから。

（10番安部啓治議員「そうです、そうです」と呼ぶ）

青パトの話とは違います。

答弁は。

青パトの方は今教育長が答弁しましたので。

白黒の模様の分でしょう。

（10番安部啓治議員「そうそうそう」と呼ぶ）

そうです。

（10番安部啓治議員「それはもう相当緩和されているんですよ」と呼ぶ）

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 福岡市でたしか何台かそういうふうの色だけ塗り分けてですね、したというのがあります。私は、法的にはそれはできるのかなというようなことで、ちょっと新聞の

情報しか見ておりませんでしたので、それは公用車にするよりもそういうので回った方が認知度というんですかね、啓発度は高いと思いますので、もしそういうことができればですね、予算がありますけども、購入時にそういうことができれば効果が上がる方がいいというふうに考えますので、それも検討の中に入れていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 市の車は結構夜間でもですね、走っているわけで、わざわざ回るといふよりも、用件で走っている中でも結構目につくと思いますので、かなり効果は期待されると思うんですね。予算面で許す限り前向きに検討していただきたいと思います。

それから、今市市の今回の事件では、学校側がですね、自治区長からの安全策の要望を前任者からの引き継ぎがなかったと答弁されているようですが、本市の各校ではこのようなことが起こらないように、これは要望としておきます。

それから、最後に申し上げます。行政本来の使命は、言うまでもなく、市民の安全を確保し、生命、財産を守ることが前提でなければなりません。この目的を達成する手段として、政策を考え、財政の裏づけをし、これを遂行することにあるはずで、安心、安全は当然のこととはいいながら、今や予測できない事件、事故が多発しておりますので大変だろうとは思いますが、ありとあらゆる角度からいま一度研究、検討をくださいます、心から安らげる我がまち太宰府のまちづくりに向けてご尽力いただけますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております4項目について市長、教育長に回答を求めます。

まず初めに、中学校給食の実施年度についてです。

以前より、市内の児童・生徒の父母より中学校給食実施に対し強い要求があり、さきの市議会議員選挙後、議会は特別委員会を設置し、教育委員会、市長部局も含め調査研究を行ってきました。また、特別委員会の要求に基づき、教育委員会は市民意識調査を実施した結果、教育委員会は中学校給食は望ましいと10月17日に審議及び議決しています。教育委員会の議決結果と実施に当たっての附帯事項に対し、議会をはじめ市民の要望に対し、市長は来年度の財政処置等を含め、方針を明らかにしていただきたい。

市長の回答前に、議会には2つの特別委員会があり、半数の議員は教育委員会での中学校給食についての審議、議決、内容の報告を受けていませんので、まず初めに教育長に議決結果、附帯事項、実施また教育委員会の結びの内容など報告を求めます。

2項目めは、女性管理職の任命について質問します。

太宰府市は、男女共同参画社会基本法が制定されてから、昭和62年、平成3年、平成13年と

3回にわたり男女共同参画社会づくりの意識調査を行い、市民意識の向上に努力していましたが、調査結果は男女の平等感に男性優位との調査結果がまとめられております。この調査結果を市の職員と比較すると、雇用や待遇面でも明らかな内容になっております。市職員事務職278名に対し女性職員は50名、18%となっております。市の職員総数374名の中で女性係長13名、課長職4名、部長職1名、合計管理職は18名で、4.8%です。係長以上の役職者124名に対し18名の女性管理職は1.45%となっておりますので、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法に基づいて行政内部からの人事面の改善を求めます。特に、任命権者である市長の考えを明らかにしていただきたい。

3項めは、平成17年9月14日に質問していますが、職員の変動等あり、再度職員採用計画について質問します。

現在の雇用状況は、学校を卒業しても就職がない。あっても非正規職員や1年契約更新職員などで、特に若者に不安があります。このような雇用状況を自治体は改善を図るべきと考えます。9月議会でも質問しましたが、市職員の退職予定は今後10年間で職員総数の36%となります。以前にも質問しましたが、公務員は特殊業務であり、全体の奉仕者です。個人情報保護の立場から固有事務の管理責任等あり、欠員を含め採用を行う責任があります。太宰府市長は平成18年度以降の採用計画を明らかにすると私に回答いただいておりますが、採用計画を明らかにしていただきたいと思っております。

最後の質問は、解放運動団体の補助金廃止や見直しについて質問します。

太宰府市は、財政が厳しいと言って市の協力団体である社会教育文化活動団体の公共施設の使用料の免除廃止条例を提案しています。行政区や地域子ども会、社会教育文化団体に補助金を支出しており二重の負担であると説明していますが、一時的に使用する団体や市民と同一扱いは今後問題になると考えられます。

一方、市民や行政運営に協力している団体には負担を押しつけていますが、再三指摘をしております社会運動団体である解放同盟、全日本同和会には毎年補助金、給付金は1,771万3,000円を超える支出となっております。地方自治法232条2項に補助金は、公益上必要であると認めると既定していますが、法的根拠がなくなり社会運動団体が集会や研修、会議等の旅費、宿泊費、行動費に支出している金額が全額市民の税金である。国は、自治体に対して補助金等にかかわる予算の執行の適性化に関する法律第3条2項、補助金は国民の税金であり、目的に従って事業を行うこと、第12条、第14条は、遂行状況報告、実績報告、第23条では帳簿検査、第29条以降は虚偽報告などは罰則まで法律で決められています。市は、国に準じて運動団体の補助金の用途を明確にする責任があります。今日まで一度でも監査を行ったことがあるのか。投げ渡し補助金を改め、平成18年度の運動団体補助金も見直しや廃止を行うべきと考えますが、市長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

(19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ)

19番武藤哲志議員。ちょっと答弁待ってください。

19番(武藤哲志議員) 今私は教育長という形をしたんですが、ここにあります文書ですね、この太宰府市の教育委員長さん、これ稲積さんです。稲積さんとそれから教育長さん、その4名の教育委員がおられるんですが、この稲積さんははっきり言って教育委員長さんですが、教育長さんは關さんです。だから、教育委員会を代表して市長さんにお渡しした文書ですから。だから、部長がかわって説明するというのはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

議長(村山弘行議員) 教育長。

教育長(關 敏治) 先に部長の方が状況を説明しました後ですね、私の方から報告させていただこうという、そういう段取りでしてありましたものですから、今先に部長が手を挙げた次第でございますけれども、そういうことであれば私の方から報告させていただきます。

最初にですね、日付なんです、一応9月の定例教育委員会で議決をいたしましたので、9月29日が議決の日になっております。後ですね、清書いたしまして市長の方に協議したいということで出した文書の日付が10月17日になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長の方にお渡しいたしました中学校給食についての議決事項等についてお答えいたします。

大きく第1項といたしまして、中学校給食につきまして議決結果は、1、中学校給食は実施することが望ましい。2、実施時期は平成18年度じゅうをめぐりとして検討されたい。3、方式は、選択制弁当給食とするとなりました。

大きく2項目といたしまして、2、実施に当たっての附帯事項といたしまして、1、財政支援につきまして第1といたしまして、実施は生徒の栄養管理や食の安全、安全な食材の確保、衛生管理など十分配慮した給食内容とするため、栄養士の配置を特に行うこと。2、教育現場や教職員等に新たな事務、問題等が発生することがないように、各学校に給食事務の全般を行う事務職員の配置を行うこと。3、給食をおいしく食する条件として温かいものは温かく、冷やすものは冷やすなどの配慮が必要であり、これらに必要な備品等の購入や配膳室の環境整備を図ること。4、食材については保護者負担とし、その他実施に必要な安全面の確保やその他負担については市の負担を行うこと。

2項目といたしまして、実施に当たって、1、実施には、運営方法の検討や委託業者の選定、配膳室の設置など、多くの条件整備や時間が必要と考えられます。このため、実施時期については平成18年度じゅうをめぐりとしております。

大きく3項目めといたしまして、結び、本市の中学校給食は、生徒や保護者の多様な価値観に配慮し、これまでの家庭からの弁当持参とあわせ、都合により弁当を持参することができない生徒の支援として教育委員会が献立を作成し、委託業者がつくった弁当を必要に応じ生徒、保護者が注文する方式で実施するものとしております。

なお、方式は、学校給食法に適合しないものです。実施には、条件整備に伴います初期投資

やその後のランニングコストなど相当の財政負担が必要となります。大変厳しい財政事情とは思いますが、実施のための特段の配慮をお願いします。

以上が内容でございます、この内容をもちまして市長の方に協議をいたしたいということで、今それを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ありがとうございます。

大変特別委員会もですね、たくさんの課題のある中でこういう将来の中学校給食という形で教育委員会と協議もいただき、やっとこういう公文書が教育委員会で決定されて市長に出されたということですが、今教育長から説明いただいた内容で平成18年度をめどとしていますが、このめどというのがいつになるのか。平成18年度ははっきり言って4月1日から来年の3月31日までであるわけですが、これはもう直接市長の権限ですから市長にお答えをいただきますが、出されたこの審議、議決事項の協議で、今教育長が読み上げて私ども全員にも再度確認をしたわけですが、市長としてはどういう対応をされますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校の給食の問題でございますが、議員のご答弁に申し上げましたけれども、来年度の重点施策に数点上げておりますが、その中の一つといたしましても、中学校給食の実施を大きな重点項目で上げております。したがって、市としても平成18年度の重点事業としてぜひ実施に向けていきたいと、このように考えております。

なお、附帯事項にございますもろもろの条件につきましては、その予算措置につきましては、担当部と十分協議しながら予算編成に当たっていきたくと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） こういう年度末ぎりぎりに市長に教育委員会からこういう文書が出ていますが、予算編成を今からやっていって、4校の設備をしたり、それから教育委員会の要望もあります。特別委員会でもいろんな調査もしていただいた内容も当局はご存じのはずですが、めどとして平成18年度の少なくとも2学期からはできるような体制になるのか。はっきり言って、この4月実施というのは難しいんじゃないかと思うんですが。まず、平成18年度というのは2学期ぐらいからはこういうものができるかどうかを、ひとつ市長としての回答をいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 教育委員会からの私に対します学校給食についての文書をちょうだいしておりますが、私といたしましては平成18年度の予算編成を今やっておりまして、平成18年度の予算編成議決をいただきまして給食準備に着手するわけでございまして、4月1日からの実施は困難と思いますが、できるだけ早く、今申されましたように、2学期からでも実施できるような体制が望ましいと思っております。

議長（村山弘行議員） 補足説明は要りませんね。

（19番武藤哲志議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ、議会の特別委員会、それから委員会も、この問題についてもう何回も質問をさせていただいて、教育委員会、市長部局が今年の2学期から学校給食法に抵触しない、また特別委員会に報告された内容では給食は弁当制で、大体金額については350円ぐらいを検討してるという話も聞いておりますが、やはり多くの児童・生徒の父母は待ち望んでおりまして、早急に教育委員会も市長部局も協議をしてですね、実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、2項目めについてですが、これもやはり簡単で結構です。特に、この任命権限、採用権限は市長しかないはずなんです。女性管理職の任命ですが、助役だとか総務部長が管理職にするなんていうようなことは権限ないんでしょう。だから、市長はどのような考え方なのかを簡単に報告してくれませんか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 女性管理職の任命の問題でございますが、私は、職員の任用に当たりましてはいわゆる能力主義に基づく適材適所を配置すべきであると、また一般職員の任命に当たりまして、それぞれ役つき職員、特に管理職の昇任に当たりましては、人事担当部においてそれぞれの実績等々を含めましての幹部候補のいわゆる昇任候補というのでございまして、その中に挙がってきた職員の中から適材適所で任命するというのが現実の事務手続でございまして、できるだけ多くの職員が役職職員、男性と対等の立場で管理職に臨まれるように日ごろの実績、また事務職員としての研修なりまたはそういう希望につきまして職場環境の整備等につきましては十分配慮しながら、できるだけ多くの女性職員、現在非常に少のうございまして、女性職員の進出を期待したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 総務部で把握をしていれば報告いただきたいんですが、以前からも当局の方からですね、いろんな審議会についても市長の回答ではこの審議員について女性を多く登用したいというのが過去に答弁いただいておりますが、現在いろんな審議会がありますが、国も35%はこのいろんな審議員を確保していきたいという方針を出しておりますが、この太宰府、私調べればよかったんですが、大変申しわけございませんが、いろんな審議会に今女性の方が何名ぐらい審議員になっていただいているか把握はしているでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 目標は、一応35%に置いておりますが、現在のところは24%というふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、目標35%に現在のところ24%ということで、先ほどの市長の答弁もありましたから、ひとつ努力をしていただくように。特に、条例も出されておりますし、過去の男女共同参画社会基本法が制定されて3回にわたってあれだけ素晴らしい調査をされて、指摘事項もありますので、今後も努力をしていただくようお願いをいたします。

それでは、3項目についてですが、これも職員採用権限は市長にあります、もう9月議会でも質問をしております、まず職員がですね、今後どのくらいくらいあれするのかと出しまして、先ほどからこうずっと見ておりますと、この執行部の方ももうあと5年で退職が過半数あるんですね。5年間で行政が出した資料だけでも53名、その間に亡くなられた職員もおりますし早期退職もあります。こういう状況の中で私どもに配られた今年のあなたの方の内容を見ましたら、組織機構として大量退職に伴う対応として、財政状況に依拠するというのがありました。それから、以前にも回答がありましたが、再任用、嘱託、臨時、それから今市長も言いましたように、能力に応じたの機構改革をやりたいとかですね、退職勧奨を見直したいとか。それから大変、以前も質問しましたが、専門的知識のある有資格者、それから中途採用や期限つき採用をやりたいと、そういう大変素晴らしい能力のある人は中途や期限つきで採用して太宰府の行政運営に携わっていただきたいというのが、あなた方が出された文書に目を通させていただきましたが、こういう次から次にですね、この前も回答がございましたが、退職が大量に続く中で、はっきり言って公務員というのは簡単な仕事じゃありませんよ。やはり、やりがいのある、また市民の全体の奉仕者です、今これだけ次から次にですね、インターネットだとか情報が飛び交う中で、本当に市民の暮らしを守るといふか、そういう部分を守る上で、少なくとも徐々に毎年やっぱり計画を持って採用をしていかないといけないんじゃないかと思うんですが。まず、この何年も採用をとめておいて、こういう状況ですが、市長としては来年からの採用計画、私どもに明らかにしますと回答していますが、来年からはどういう状況かを内部検討されたと思うんですが。平成17年度は終わりましたから。平成18年度以降に見直すと答弁をされていますが、その辺どうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からということでございますけども、私から先に説明をさせていただきます。9月議会におきまして武藤議員さんから同じような質問を受けております。平成17年度で現在定員の採用計画、適正化計画といいますが、を立てておまして、平成17年度で期限が切れまして、平成18年度以降はどうするのかということで今適正化計画の見直しを進めておまして、9月にその途中でございましてというふうに回答しておりました。このごろ、国の動向あるいは区画整理事業とかいろんな事業の変動がございまして、その事業の完成度をちょっと見きわめる必要があるというようなことで、もう少し時間がかかる状況です。しかし、方向的には若干わかりますので、それを説明させていただきますと、まず1つは、国の動きの方でございます。小さな政府を目指すということで、国家公務員の削減を行政改革の中に位置づけをしております。11月初旬の新聞報道では、経済財政諮問会議では2006年度から5年

間で5%の公務員の総人件費を減らすということが大筋で了承されております。この方針の中で、地方公務員についても今後5年間で4.6%の純減の目標を上積みするというふうに盛り込まれておまして、本市といたしましても、社会経済の情勢や今の厳しい財政状況をかんがみますと、これを前提にしていかなければいけないのではないかなというふうに考えています。

それから、事業の終わりというような事業も出てまいってますし、保育所の移譲の問題、そういうことも今組合の方と話をしております。

そういうことから、もう少し時間がかかるようございまして、いずれにしても5年間で純減をしていかなければいけないというふうに考えています。

そういうことで、事業が終わりますと、職員が一般職の方に戻ったり、通常の本庁の事務に戻りますので、そういうことも考えながら、あるいはここ一、二年は退職者が非常に少のうございまして。私たちの世代から多くなるというようなことで、まさに2007年問題というふうに考えますが、その時期からですね、私たちの再任用の問題あるいは職員の採用をどうするかということが本格的に議論されるべきじゃないかと思ってます。いずれにしても、今のところ純減ですけども、大量退職に対する採用についても、やはり行政の継続性を考えますと少しずつはやはり採用が必要だなというふうに、武藤議員が言われるような考え方も持ってはおります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 余り長く回答せんでいいんですよ。

前、有吉さん、それから伊藤さん、町長、市長がですね、やはり職員を育てるのに時間もかかりますと、そのためにぜひ職員を採用させてくれんかと言って、常にやっぱり議会には相談がございました。この近年職員採用については全く議会には相談ないですね。だから、こういう質問させていただいているんですよ。

過去にも、職員採用については議会にこういう状況で採用したいがという形で定数条例の見直しだとかいろいろ過去にあってですね、私どもも報告を受けておりました。私も、長い議会活動の中で、議会事務局におられた職員の方がですね、やはり各課で一生懸命頑張っておりますが、やはり議会事務局にあり、福祉部に行き、総務部に行きですね、やっぱり本当大変だと思っておりますよ。だから、そういう状況の中で、やっぱり職員採用は年次計画を持ってやらなきゃいけないと思うんですね。

それと同時に、先ほども質問が出ていましたけど、本当職員が大佐野の区画整理、それから太宰府館に行ったり、いきいき情報センターにおったりですね、ばらばらになっているというか、そういう機構も見直しをやるということでしょうけど。やっぱり、採用は採用でやっていただきたい。

それから、やっぱり以前ですね、質問したことがありますが、やはり保育士さんが今後都府楼保育所から南保育所か五条保育所に行くと、そこでは今度は逆に臨時の職員、嘱託職員が要らなくなる。それでも、また今度は将来にわたってまた民間委託すれば、その職員がどうしても事務職に戻ると。そうするとですね、子どもの保育にはベテランですけど、過去にもあり

ましたように、調理員さんが一般職になってですよ、はっきり言って30年も勤めていれば係長職になるという問題はですね、大きな矛盾を抱えるんですよ。やっぱり働く意欲という問題もあるんですね。だから、そういう今の答弁を見ますと、佐野の区画整理、それから保育所の民間委譲でそういう部分、佐野の職員はそれは一般職ですけど、都府楼保育所とかそういう保育士さんが一般職に戻ってくるということはやっぱりその辺も問題がありますからね。最終的には、職員今余裕ははっきり言ってないと思うんですが、来年度採用するというのはするんですが、人員はまだ決めていないんですか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 平成18年度にどの程度採用するかどうか等の決定等についても行っておりません。

全体的に申し上げますと、平成9年当時でございますけれども、4月1日現在で職員定数が412名でございました。平成17年7月1日現在でいきますと375人。37人が減、定数が減でございます。実質現員数が減員しておるといふうにご理解していただいて結構です。その内訳については、今総務部長が申し上げておりました学校調理員のあるいは浄水場の外部委託等々で、こういった数字27名ほどになっておるといふうな状況にはいろんな要因がございます。経常収支比率におきまして98.7%というふうなこと。その中で一番どの領域が多いかといいますと、やはり人件費。約32億円ほどある。こういった状況等については、やはり行政経費の最たるものでございますので、それだけ職員数が多ければそれだけ費用もかかるわけでございます。私どもは、常に職員は一人二役、三役、生産性を高める、こういった視点が今からは必要だといふうに思っております。今多いのか少ないのかというふうなこと等についても以前行っておりますけれども、事務量調査というふうな形の中で、1つの事務を何時間で、数量的にあらわして、そして年間どれだけ時間を要するのか。そういったところから配置定数の見直し等も今日的に行ってきております。それから、大きく変わってきておりますのは、電算の活用でございます。議員の皆様方も、全庁的に回られておるといふうに思いますので、おわかりだと思いますけれども、今1つの決裁にしても、昭和45年当時と大きく変わっております。ペーパーレスでございます。電子決済ですべて行っておりまして、それに要する手間暇というふうなことも軽減されておるといふうな状況がございます。同じように、1人退職したから1人補充するといふうな時代ではないだろうといふうに思っております。その辺のところを見きわめながら、職員の過重にならないような状況を、そういった総合的に判断して採用するかどうか。1人採用しますと3億円、生涯賃金を含めてかかるわけでありまして、その辺のところから私どもは期限つき採用でありますとか、いろんな採用方法はありますので、また雇用の創出というふうな面からも臨時、嘱託あるいは委託というふうなこともあわせて活用していきたいといふうに思っております。あくまでも市民のサービス低下にならないような、そういった視点の中で運営に努力したいといふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今その37人も欠員があるということで、はっきり言って国の5%を超えているような状況ですよ。いろいろ問題があるけど、その間に今年だけで2名の職員の方が病気で亡くなられてますよね。それかといって、生涯賃金としてはそういう金額になるかもしれないですけど、やはり大学卒業して入ってきた初任給というのはそんなに高くありませんよ。だから、ある一定年次計画を持って採用していかないと、あと5年間で一挙に53名もぼんとやめていくと。それに欠員もあるという状況じゃ矛盾も出てきますよ。それから、あなた方の仕事はまあ電子決済とかいろいろ言うけど、役所の中を見て回ってみませんか。職員がどれだけ仕事が山積みされているのかどうか。臨時、嘱託とかそういうものでできる仕事と、やっぱり公務員のする仕事と違うんですよ。その辺はちょっと理解をしないとですね、新聞でも九電工ですか、今年は200名採用すると。こういう報道されたですよ、企業が。ただし太宰府はずっと採用もしてきていない。退職はどんどん出てくる。仕事はたまる。今日の新聞ですか、九州の小学校の先生がやはり大変な病気で学校を休んでいるというのが新聞に載りましたが、本当そういう状況はどこ職場でもあるんですよ、今。せっかく採用したけど病気で休んでいるとかですね、そういう部分もありますが、やはり太宰府市の採用計画は年次を追って採用すべきですし、もうこれ以上論議したってしょうがありませんから、予算委員会のときでも新たに聞きますが、やっぱり年次を持って採用してください。そうしないと、3年後、4年後は一挙に53名がいなくなるんですよ。そういうとき、あなたは、市長や助役はですね、それはおるかおらんかわかりませんよ。次の市長や助役が決めるんで、今の段階じゃいいと言うとったから、ただしひょっとしたらあと1年と何か月ありますが、次の市長はすぐ職員を10人採用させてくれと言うたと。前の市長はせんと言うたって、そんなあんた論議になったら大変なことになりますよ。やっぱり年次計画を持ってやるようにしてください。

それじゃ、最後の部分ですが、本当に先ほどからですね、切実な問題等の質問がされておりました。委員会でも公共施設の使用料の減免廃止条例が出されて、議員から熱心な質疑が出されておまして、本当に外郭団体を育てるという状況の中で、県下の中でもこういう公共施設の減免が廃止されるというのは一番先に太宰府市がやられるのではないかなという状況ですが、それを見て予算上の関係で、やはり太宰府はそれじゃ平等性があるのかどうかという状況です。私は、いろいろ取り寄せてみましたら、やはりここに解放同盟の決算書もありますし、全日本同和会の春日支部とか太宰府支部とか筑紫野支部とかありまして、この東京とかにですね、全国大会に筑紫野、太宰府、春日、大野城からですね、各自治体から330万円から、筑紫野ちょっと補助金多いんですが、そしてその人員は出ただけで物すごい金額になる。そんなに全日本同和会が那珂川から春日から大野城から筑紫野からおるのかどうか。しかも、その全国大会に出した総数がですよ、各自治体から10名ずつとか、鹿児島大会に太宰府から27名とか、春日から21名とか、こういう日当とかそういうものに使われている。それから、解放同盟の決算書も議会の皆さん見ると思うんですが、1,042万3,400円で、全く会費なしでいるんな

活動をする。もうはっきり言って太宰府市の外郭団体がいろいろありますが、こんな団体よりもまだ激しいですよ。社会福祉協議会だって貴重な寄附金をいただいたり、市からの補助金だとかいろんな事業をやりながらこの社会福祉活動をやっている。スポーツ財団にしてもどこもそうなんですが、こういうものをね、あなた方はもうこれだけ市の社会教育や文化団体にはやっていきよるならば、ここもびしっと見直していく必要があるんじゃないかと。太宰府市に補助金に対する総務部長が何か委員長になつとるごたね。あなたこんなの見よってどうも思わんの。ほかの団体ずっと、この議会ずっと補助金はみんな削っていきよるのに、こういう団体には委員会の何かつくて、各部長が一切入って、監査事務局長まで入ってやりよるのに、この団体には一切手をつけないのかどうか。太宰府市補助金等検討委員会設置規定というのがあって、12名の部長ですか、入ってそしてやるとなっているんですが、こういう……。

(「議長、行政側から回答求めてないのですか」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) それはそのまま行ってますからいいです。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

19番(武藤哲志議員) だから、これはどうするんですか。

議長(村山弘行議員) ここで、15時55分まで休憩いたします。

休憩 午後3時42分

~~~~~

再開 午後3時55分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 運動団体への補助金につきましては、これまでの協力関係によって得られました成果を踏まえて、同和問題の解決に向けて、運動団体が取り組まれています教育、福祉、健康、就労、その他生活全般の様々な分野での学習活動、相談活動あるいは啓発活動など、自主的活動を支援しているところでございます。しかしながら、地対財特法の失効あるいは国の一般対策への移行等により、これまで行ってきた同和对策事業の見直しが必要になっております。このような状況の中で、運動団体補助金につきましては、筑紫地区4市1町の共通課題ということで、筑紫地区人権・同和推進協議会の中で見直しに取り組んでいるところでございます。平成16年度の取り組みといたしましては、議員もご存じのとおり、平成17年度から30%削減しているところでございます。また、平成17年度につきましては、運動団体の決算報告書の様式について、透明性のあるものとするよう見直しを進めているところでございま

す。今後につきましても、4市1町で十分協議しながら、削減の方向で努力してまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） いつも回答は同じでね、何か少しはあなた方さっき部長に回答求めたいんだけどね、わざわざ部長さん全部集まっていたいて、限られた財源の有効活用により健全な財政運営をやるということで減免なんかを廃止してきたわけでしょう。いろんな団体の補助金を、その中の所管事務としてね、補助金の交付基準に関する事、補助金の審査に関する事、こう明記されているんですよ。ところが、私が言いたいのは、こんな全額公費でやられていることは正しくありませんよ。こんな団体の領収書を全部出させなさい。さっきも今決算書の透明性ということだけど、4市1町からはよ言えば鹿児島研修に60名行っている。東京に40名行っている。そんなお金を、全部旅費、日当を出してね、やるのが自主活動ですか。自分のところの大会に行くのに、はよ言えばもらった公費を全部使うというのは矛盾がありますよ。今この太宰府市にあるいろんな外郭団体の中で、先ほども質問があっているように、文化活動をしようとするのに出している会費は血のにじむような部分から、しかもそれで足りないからはっきり言って手出しまでしてやらなきゃいかんという切実な問題があるのに、太宰府が1,700万円も渡した金がそういうむだなものに使われていることは納得できませんから見直しをしてくださいと言っているんですよ。透明性があるならば、やはり帳簿を持ってきてくださいと。これはやっぱり要求すべきじゃないですか。あなたの方今度はっきり言ってこの運動団体の補助金についてはぴしっとした透明性をするためには、来年度の方針としてこの補助金等検討委員会設置されていますが、これをどうするのか伺います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この今あります補助金検討委員会でございますが、特に同和問題については法が失効したということで、その全般的な見直しを行うということで、また特別な検討委員会を設置しております。その結果によりまして、先ほど市民生活部長が言った問題です。さらに、それが筑紫地区にも及んだ補助金でございますので、それをさらに筑紫地区に上げてこの見直し、あるいはそれがそのままいいというふうに考えておりませんので、見直しを行おうということでその努力をしているということで、現在市民生活部長はお答えしたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなたが委員長でしょう。あなたが委員長になっているんですよ。負担要綱補助金検討委員会の委員長に総務部長を充てるとなっていますが、それじゃ政策統括担当部長が委員長ですか、あなたが委員長ですか、どっちですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、特別に法が切れましたので、助役を頭として同和問題の全般的な見直しを行うと。その中に入れて、特別に今委員会を立ち上げて検討をい

たしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 補助金等検討委員会は部課長であなたが委員長で。同和問題だけはまた特別に見直しする委員会をつくっているんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、そういうことでございます。そういうことで、約40回ほどその検討委員会を……。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今武藤議員がおっしゃっておりますのは、私がトップとして、ヘッドとして行っておりますのは同和対策事務事業評価検討会議です。これは補助金から給付からすべて一切合財の、今までの同和問題に対しまして解決に向けて予算措置してきたもの、あるいは法が切れた後あるいは前の部分を検証し、そして今日将来的にどうあるべきかというようなことを検証するのが同和対策事務事業の評価検討会議です。これが40回繰り返してきたというふうなことです。再三ですがもう一度ちょっとお話し申し上げますと、私どもは同和対策の終了が、特別措置法の終了が同和問題がなくなったというようなことは意味しないんだと。これは一般法になったとしても、その法が切れたとしても、そこに問題が、課題があればそれは一般法であれ何であれ、解決に当たっていかなきゃならないというふうなそういった視点です。しかしながら、今の同和対策事業につきましても、これは本当に同和問題そのものが地域の住民の方々のために役立ったかどうか、あるいは税金でもってやっているわけですから、市民の理解と共感あるいは支持が得られているかどうかというふうなこういった視点は必要だというふうなことから、生ぬるいかもしれませんが、武藤議員のご指摘の中にもそういった思いがあるんだろうというふうに思いますけれども、私どもは私どもなりに税金を使っておりますので、その辺のところの使い道として有効に納得の得られるような使い方、このことによって廃止するものあるいは継続するもの、課題が残っておるものについては継続していかなければならないというふうに、そういった考え方の中で全体をまとめております。この同和運動団体の補助金等についても、今市民生活部長が申しあげましたように、私どもは検討した結果70%に減額すると、段階的にこれは縮小、廃止していくと。0になるように行くと、これが私どもの目標値でありまして、激変緩和といいたしましうか、一遍でできるものとできないものがありますので、その辺のところご理解をいただきたいと。なお一層努力してまいりますのでお願いしておきます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今年あなた方から全議員に配付された資料の中にですね、やはり交付要綱、補助金の適正化をやりますよと。そして、第三者、有識者や市民を設置して検討してもらいましょうと。そして、その中で必要でないものは削減をします。その中に各種制度として税金や料の減免制度や特別給付の問題も法的根拠に照らして検討すると、ね。こういうものが

私どもに配られているんですが、それがやられているかということをお聞きするわけですね。それと同時に、もう皆さんも議員もみんな思っていると思うんですが、解放同盟にしても全日本同和会にしても、支出に矛盾がありますよと、ね。4市1町で50名もね、はよ言や大会に行く、そんなお金が4市1町から1,500万円も出されているところに問題があるんじゃないですか。解放同盟にしても、4市1町から4,710万円もいただいて、会費は一切なしで自分たちの運営をやりよる。市はいろんな仕事をしながら市民から税金をいただいて仕事していますよ。ここは全額自分のところ行政からもらって、自分の好きなことだけしかしていないんですから、わかりやすく言うと。そんなことをしているところにこんな補助金を出して、市民には痛みを押しつけるのは矛盾があるんじゃないですかと私は言っているんです。そこを改めなさいと。先ほどから論議する中で、議会でも私の委員会でもどこもそうですが、みんな財政が厳しいからという形で泣くに泣けずあなたの方の出されたものに同意しているのに、ここだけは聖域化することは好ましくないから、毅然とした態度をとって当たりなさいと私言っとる。そのために、負担要綱の検討委員会があり、同和問題の検討委員会があるなら、毅然と領収書を出させてですよ、必要か必要でないかを精査するのは補助金交付の基準じゃないですか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） そのとおりだというふうに思っております。やはり、聖域は私どもは考えておりません。だからこそ、同和对策事務事業の評価検討会議を開催して、私どもの何が正しいかというふうな形の考え方の中で、40回にわたってけんけんごうごうの議論をいたしました。中身そのものについては。そういった中で、到達点はぬるいかもしれませんが、やがてそこに到達します。そういった結論づけをして、そして対地協についても協議をしておるといふような状況です。ですから、もう少し私どもに対する、まあやっているわけですからご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、助役ね、それから担当部も含めてですが、こういう今の財政状況の中で、特に春日市、大野城市の議会も市長さんはじめ担当部もですね、大変こんなお金というものが大きな問題になっているんですね。市長どうですか、4市の市長、町長ですね、それから助役と、こういう補助金を出していることについては、やっぱり市長自らが責任者ですから、4市の市長それから那珂川の町長含めて三役が集まって、やっぱりぴしっとした足並みをそろえないと、個々ばらばらでは問題の解決にならないと思います、この2つの団体に対してね。そして、資料を出し合って、やはり切るべきものは切る。いつまでもですね、こういう給付についても、固定資産税の減免だとか敬老扶助だとかですね、医療費扶助とか。そらね、こういうものが入ってきました、お医者代が7,500円かかったと、領収書を隣保館に持っていけばすぐ現金くれると。お年寄り同士で話をされていると、あんたそれどういうことねと。高額療養というのがあって、あるいは所得の少ない人で3万7,500円超えるとか、7万円超

えるとかというのはわかるけど、7,500円持っていったらすぐ現金でもらえるとねという話が出てきてね、やっぱりそういう矛盾点も出てきますよ。市長、もう私も時間余りありませんが、一度その4市1町でぴしっと意思統一されるという考え方はありませんか。それをお聞きしたらもう質問終わりますから。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘のとおり、同和事業の経費の問題でございますが、先ほどから申しておりますように、4市1町の問題は筑紫地区の人権同和行政推進協議会、これは4市共通のいわゆる地協に対する補助金の共通事項でございます。これに関しましては平成17年度から平成19年度までは30%の削減をするということで、昨年同盟の方にも申したところでございます。あと、地域を持ち、今までのそれぞれの地域改善事業なり地域のそれぞれの福祉あるいは教育問題等々の各市、いわゆる那珂川町、筑紫野市、太宰府市でございますが、その事業についての見直し、先ほど申しましたように本市におきましては評価検討会で、助役をキャップとする内部検討で、その削減の方向、見直しの方向で検討し、順次正常に戻して一般事業にできるものは一般に戻すというようなことを今努力しておる最中でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この運動団体の決算証拠をみんな集めてね、全日本同和会の決算書、それから解放同盟の決算書、そして矛盾点を全く会費収入がない。全額公費だということをこう並べて、これは議会にもうはっきり言って法律がなくなったんだからもう説明がつかないと、ね。自主団体ですからもう少し自助努力をなささいよという通告をせんとね。本当に行政の内容についても再三こういう指摘を受けるわけですから、ぜひひとつ改めるように最大限のけじめをつけないと。出した金額は一度出してみましたが、補助金だけで20億円超えてますよ。太宰府だけでよ。こんなことを早くやめていただきたい。そうしないとね、問題の解決になりませんから。ぜひひとつ大変な仕事と思います。よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い介護保険についてお伺いをいたします。

政府小泉内閣は、高齢社会を展望する中で、これ以上国の負担や財界、大企業の負担する保険料が増えてはたまらないと、自立・自助を強調し、医療、介護、年金など社会保障の改悪を次々行っていきます。中でも、介護保険制度では高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担を増やすという大改悪を強行しました。まず、今年10月に改正された制度の内容と問題点について伺います。

今年10月から特別養護老人ホームなど介護施設の居住費、食費が介護保険の対象外となり、原則として全額が利用者負担となりました。あわせてショートステイの滞在費、食費やデイサービス、デイケアの食費も介護保険の対象外となり、利用者負担増となりました。今回の改定によって、実際に利用者がどれくらいの負担増になっているのか、実態調査などは行っておられるでしょうか。政府は、今回の改定による負担増が余りにも大きな内容であるため、一応低所得者対象の補足給付の制度を設けましたが、この給付を受けるには利用者本人の申請が必要となります。実際この補足給付の内容はもとより、制度改正そのものの周知期間が十分になかったために、現場では大変な混乱が起きました。補足給付対象者の方々が漏れなく給付を受けるためには、自治体の役割が非常に重要と言えます。また、補足給付以外にも高額介護サービス費の見直し、高齢者夫婦世帯等の軽減措置、社会福祉法人減免制度などの低所得者対策がありますが、周知徹底や申請漏れのチェックなど、その体制は十分にとられたのかどうか伺います。

今年10月からの居住費、食費の全額徴収は総額で年間3,000億円、施設利用者1人当たり平均年39万円というかつてない負担増を高齢者に負わせるもので、高齢者にとってはまさに死活問題となることから、自治体独自で負担軽減の制度を設けるところも出てきています。特に、デイケア、デイサービスの食費については、低所得者向けの補足給付の仕組みがありません。このことから、食費の補助など利用料軽減措置をとっている自治体が幾つかありますが、こうした独自の軽減制度をご検討いただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に、新たに新設される地域包括支援センターについて伺います。

地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されるもので、センターの設置は来年4月からが原則ですが、最大2年間の猶予期間があり、条例によって施行を遅らせることが可能となっています。センターの運営体制などの準備が不十分なまま施行するようなことがないように、準備が思うように進まないときは猶予期間を活用すべきですが、設置数や委託先選定の考えなどを含めて現時点での方針をお伺いします。

続いて、来年度から始まる地域支援事業についてですが、内容はこれまでの老人保健事業、介護予防、地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業のうち、介護予防に役立つものが再編されて介護保険に吸収されるものです。地域支援事業自体は介護保険の枠内の制度ですが、介護保険の給付ではないので、利用する際の利用料は1割負担というわけではありません。ですから、例えば今まで無料で受けられていた保健福祉サービスまで利用料が必要になるのではないかと危惧する声があります。なおかつ、国が国庫負担を減らすことで地域支援事業を充実すると介護保険料がその分だけ値上げになるという問題も含まれています。さらに、厚生労働省は保険料を滞納している人が利用する際、市の判断で滞納していない人よりも高い利用料を設定してよい。あるいは、利用者が多い場合は滞納していない人を優先的に対応してよいなど、お金がない高齢者を排除するような指導までしており、現在の補助事業から地域支援事業への移行に際しては十分なチェックが必要だと感じています。地域支援事業導入で、保健

福祉事業がどのように変わるのか、財源の見通しもあわせてご説明ください。

最後に、保険料についてです。

来年の4月は65歳以上の介護保険料が改定されますが、多くの自治体で2割程度の値上げになると見込まれています。介護保険料は、市民税非課税者も保険料の納付義務がある上に、所得の低い人ほど負担割合が高くなるという逆進性も強く、低所得者にとっては重い負担となっています。しかし、今回の改定で課税層については保険料段階や保険料率を市町村が細分化できるようにになりました。この細分化について検討されているのかどうかを伺います。

以上、再質問につきましては自席より行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険制度についてのご質問につきましてご回答申し上げます。

最初に、平成17年10月改正分の状況と問題点についてでございますが、今回の改正の趣旨は、高齢社会の進展によります介護サービス費の増大に伴う介護給付費の効率化、重点化でございます。利用者負担が増加するという質問ですが、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において負担の公平性が求められております。このようなことから、今回所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設利用者に負担いただく費用に関する見直しを行っております。

また、低所得者対策に対する収支等についてのご質問でございますが、補足給付と高額介護サービス費につきましては、9月1日号の市政だよりによりまして、全世帯にお知らせを行い、あわせまして施設入所の方々につきましては、個別に申請の勧奨を行い、申請なされなかった方につきましては、再度電話にて確認をさせていただいております。居宅の方につきましては、居宅介護専門員、ケアマネジャーを通じまして、対象者に周知を行っております。自治体独自の軽減制度につきましては、本市の財政状況が厳しく、国の施策に沿った形で検討してまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターについてお答えをいたします。

地域包括支援センターにつきましては、国の指針に基づきまして、2か所に委託を考えております。平成18年4月の設置の方向で進めているところでございます。委託先につきましては、包括支援センターの機能的なものから判断しまして、これまで高齢者の総合相談窓口として機能してきました在宅介護支援センターから選定するのが適切だと考えております。今後介護保険運営協議会に諮りながら、委託先を決定していきたいと考えております。

続きまして、地域支援事業の導入で、保健・福祉事業がどう変わるのかというご質問でございますが、現在地域支援事業の内容を審議しているところでございます。地域支援事業は、市が実施主体となり、要支援や要介護でない高齢者に対して、効果的な介護予防事業を提供しながら、それによって元気な高齢者が増えるとともに、高齢者の方々が住みなれた地域での生活を継続しながら、介護保険サービスを中心とした様々なサービスを気軽に利用できるような形での事業展開を現在検討しているところでございます。財源につきましては、国の示しております平成18年度の給付費の2%を上限として、事業計画を現在策定中でございます。

最後に、保険料の改定についてお答えいたします。

現在施行5年間の検証をもとにしまして、予防重視型の介護サービス料の見込み、それから新たなサービス体系などを具体的に計画したものを介護保険運営協議会で審議中でございます。保険料の設定及びご質問の段階の細分化につきましても、低所得者に対する保険料の軽減など、負担能力をきめ細かく反映した介護保険事業計画となるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 介護保険制度が導入をされまして5年が経過したわけですが、当初在宅で安心できる介護、サービスが選択できる制度というふうに宣伝されまして、期待した国民も大変多かったんですけども、現在どういうふうになっているか、現状を言えばですね、多くの高齢者が介護の必要性ではなく、幾ら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない、そういう状況になっています。今回制度が大きく見直されますが、本来制度の見直しというのは最低限必要な介護を受けられずに苦しんでいる人たちを救うために行うものでなければならないと私は思います。現在、事業計画の策定を介護保険運営協議会の方でされているということですが、この事業計画はですね、市のサービス基盤の整備計画の指針となり、また事業計画で見込まれた給付費などによって来年4月からの1号保険者の保険料が算定をされますので、非常に重要な意義を持っております。ですから、利用者や事業者の実態を反映させた事業計画を策定するためにも、10月の改正で負担増になって、今までの水準が維持できなくなる人がどれくらいいるのか、また事業者の負担がどれだけ増しているのか、こういったことをですね、把握する必要があると私は思います。それで、10月の制度改正以降にですね、ある民間団体が、県内すべての事業者アンケートをとったところですね、やはり既に退所者が出ている。通所はかなり減になっている。そういう状況だとか、また介護報酬が引き下げられたことで、事業者の運営が厳しくなっているといった声はかなり寄せられたということです。ですから、今後市でですね、実態の調査をするお考えがあるのかどうかをまずお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 10月に制度改正がありまして、低所得者の方につきましては余り負担とならないようにという制度が、そういうふうになるものとしてですね、スタートしたということではございますが、実際私どもの方でどれくらいの負担になるのかということですね、試算をした中では、入所費用とか食費、給付費対象の分とそれから自己負担の分になるんですが、それを比較した中では2万3,808円、約2万4,000円ほどの費用の負担になったということは把握しておりますが、実態調査につきましては、保険給付そのものではないということもございまして、実態はつかめていないわけですが、この分につきましては、当然給付の中から外れておりますので、こういうものについては義務的でないということもございまして、実

態調査については行っておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その調査の件についてはまた後で触れますけれども、今度の改正の目的というのはですね、介護給付費を削減することに重点がまず置かれているということです。第3期事業計画の中にも、給付削減の目標値というのを定めることになっておりますが、給付費削減を大きな目的として創設されるのがまた新しい制度なんですけれども、新予防給付という制度なんです。この軽度の要介護者が自立できるように支援をする仕組みだと言えば聞こえはいいんですけれども、先ほど言ったように、給付削減の目標値を定めなさいということが先に来ているわけです。ということはですね、介護サービスをできる限り利用させるなということで、市としては計画どおりに給付費が減らないと、介護保険財政は当然赤字になってきますから、このケアプラン作成の段階でサービスをカットするということがまかり通ってしまうのではないかとということが今回の新しい改正で非常に危惧されているところです。

それともう一つ心配するのは、厚生労働省が示す例などを見ても、自立を身体的な側面からしか見ていないのではないかと感じるんですね。つまり、身体的にできないことができるようになったらサービスの利用は終わりだと。厚生労働省は、これを短期間で行うようにという指導までしています。さらに、事業者側にはですね、達成度が介護報酬に反映されますよと。当然そういうことになれば、高齢者の意思にかかわらず、早急に自立を促すようにという方針がやっぱり立てられると思うんですね。そうすると、高齢者自らの意欲性、主体性などが逆に失われてしまうのではないかと。こういうふうな懸念もございまして。

本当に、経費削減ありきの問題の多い制度改正と思っているんですが、対応策としてはですね、必要なサービスがちゃんと保障されているか、切り捨てられていないか、それをチェックする体制が保障されていれば、利用者の不安は軽減されると思われまして。その使命を今後負っていくのがですね、地域包括支援センターの運営協議会となると思うんですけれども、そういうことで間違いはないでしょうか。この包括支援センターの運営協議会、これはもう設置をされているのかどうかもあわせてましてお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 何点かご質問があったと思いますが、まず第3期の介護保険事業計画というところだろうと思いますが、既に平成15年3月に第2期の介護保険事業計画というものをつくった中で、介護保険事業、それからそれ以外の高齢者保険福祉計画とあわせた形で計画をつくっておりますし、その分の第3期の分につきましては、先ほどもご回答させていただいたんですが、いろんな事業の事業量、それから今後今までの高齢者対策それから介護予防事業というのは、地域支え合い事業ということになるかと思いますが、そういうものを今後は介護保険制度が変わりますので、それに移行するそういう計画も含めながら、第3期の計画づくりをやっていきたいというふうに思っております。

それから、給付の削減が目的じゃないかということなんですが、当然介護保険事業というも

のにつきましては、介護保険料によって成り立っている制度でございますので、当然給付量それから事業量によって当然保険料というものも決めていかなければならないと思いますので、単に削減ということよりも制度の充実というところだろうと私は考えております。

それから、ケアプランのことなんですが、ケアプランにつきましては、今までもケアマネジャーの方でケアプランをつくっておりましたので、今後につきましては地域包括支援センターの委託という形で進もうと思っておりますので、その中できちとしたプランをつくりながら、高齢者の方々の自立に向けたものになるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、意欲性がなくなるということなんですが、これは介護保険制度そのものも当然ございますが、介護保険の中には要介護1から5までありますし、要支援も今回は2つに分かれて、要支援の方に力を入れていくと。当然、介護予防というところがありますので、そういうものと、それから介護保険事業以外の高齢者一般対策事業というものも実施していきたいというふうに思っておりますので、高齢者の方々のいろんな事業やっていく中での意見とかそういうものは十分反映しながら、意欲性をそぐことがないような形に持っていきたいと思っております。

それから、介護保険運営協議会というところなんですが、介護保険運営協議会につきましては、今の委員会が平成18年9月まで任期がございます。それで、当然包括支援センターの選定に当たりましても、介護保険運営協議会の中に諮りながら、先ほどもお答えさせていただいたんですが、その中できちとした基準をつくりながら選定をしていきたいというふうに考えております。

それから、地域包括運営協議会の件でございますが、この分につきましては、当然事業をやっていく中で一つのチェック機関ということを担当していただきたいというふうに考えておりますので、この分については設置をしていきたいと。その中で、介護保険事業の円滑なるですね、事業の実施に向けて、一つの機関として重要視していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それはもう当然いい方ですね、この制度改正以後いってくれば何も問題はないわけなんです、最後に言われた地域包括支援センターの運営協議会というのは、これは法律で設置をなさいということで今回定められております。それで、その設置がもうされたのかどうかということをちょっと再度お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域包括支援センター運営協議会ですね、この分につきましては、今のところ設置はいたしておりません。それで、平成18年4月からこの制度自体が運用されていきますので、その時点で設置をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただですね、地域包括支援センターの運営協議会の具体的な役割をちょっと上げますと、センターの設置に関する事項の承認、センターの担当圏域の設定、センターの委託、センターが委託できる居宅介護支援事業者などは、運営協議会の承認が必要となっています。あと、センター運営の支援と評価、ケアプラン作成の点検と事業評価、センターの人材確保の支援、それから地域包括ケアに関すること、今上げましたようなことが運営協議会の仕事になるわけですが、ということはですね、センターをどこに委託をするかとか、どこに設置をするかということはこの運営協議会が決めなければならないはずなんですよ。ですから、4月から設置というのでは間に合わないと思うんですけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今私の方から説明しましたもので、もう少し整理をさせていただきたいと思います。介護保険運営協議会というものが既にございます。その運営協議会につきましては、平成18年9月末までを任期といたしております。それで、包括支援センターの委託先というところで、それを決めていくための運営協議会というのは、今年の9月まで任期があります介護保険運営協議会に諮りながら決めていきたいというふうに思っております。

それから、地域包括支援センター運営協議会につきましては、実際来年の4月から事業が始まりますので、それに向けて地域包括支援センター運営協議会を設置していきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するに、介護保険の運営協議会にそのまま地域包括支援センターの運営協議会も兼ねてもらおうというお考えだということなんですかね。それで、一緒に悪いということはないと思うんですけれども、ただ先ほど言ったようなことですね、運営協議会というのは地域包括支援センターの設置や運営にですね、大きな役割と権限を持つことになるわけですね。ですから、専門性も当然要求されますし、責任もそれなりに重くなると思うんですよ。ですから、逆に言えば介護保険運営委員会の委員さんの方々がね、これ簡単に引き受けてくださるのかなということの方が私は心配なんですけれども、その委員さんの意思をですね、きちっと確認されてからですね、それは判断すべきことだというふうに思いますが、それはされていないわけでしょう。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険運営協議会の委員の方々につきましては、1号、2号、3号、4号というところでそれぞれ委員として出させていただいております。1号につきましては市民の代表の方、それから2号につきましては介護サービス提供事業者、3号につきましては識見を有する方々で、医師会それから筑紫保険福祉環境事務所それから県の看護協会それから介護福祉士会それから福岡県弁護士会。それから、4号につきましては、その他市長が認めるものというところで、こういうメンバーでなっております。それで、それぞれの立場から出させていただいておりますので、この方々につきましては、介護保険制度が平成18年4月に

向けて改正をされますので、そのことについてのお話も委員会の中でしておりますし、介護保険制度が生活圏域というのを決めていくわけですが、その分につきましては、1つの区域を決めていかなければなりませんので、その生活圏については、中学校校区を1つの圏域としてつくっていききたいという話。それから、介護保険制度の変わっていくことによって、当然先ほども説明しましたが、事業量それから事業内容それから最後の介護保険料、そういうものも当然これから運営協議会の中で諮っていただくというところですね、既に生活圏域とかですね、一定の事業量あたりまでは説明をさせていただいておりますし、当然地域包括支援センターというところに事業をやっていただくこと、それから地域包括支援センターを委託する場合の選定についても、介護保険運営協議会で兼ねられるというところで、国それから県の方からも指導もいただいております中で会議を進めておりますので、その分は十分理解していただいているというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

それですね、先ほど国、県からは了解を得ていると言われましたが、委員さんの構成です。こういう人たちを入れて組織しなさいということが決められていますよね。そういう介護保険運営委員会に入っておられない職種等もありますけれども、そういう今おられないような職種の方々を今度新たに増員されるお考えはありますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） それは地域包括支援センター運営協議会という意味でよろしいですかね。

（11番山路一恵議員「そうです」と呼ぶ）

今の介護保険運営協議会のそれぞれの立場から出ていただいております方々につきましては、介護保険事業そのものへの理解、それから平成15年10月から今の方々についてはなっていないので、介護保険事業そのものの内容、それから運営状況あたりもですね、理解をしていただいているということが前提で進めておるわけでございます。それで、支援センターの運営協議会の委員さんにつきましては、その最終的に決定するまでの期間というのが少しありますので、その中で少し検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この運営協議会というのが、地域包括支援センターの運営に大きな役割と権限を持つからこそ、それだけに地域のですね、福祉、医療、介護の関係者が複数入ることが望ましいし、そういった横の連携を取りながらですね、また住民参加も保障してですね、無謀なサービス切り捨てが行われていないか、そういうチェックをですね、総括的民主的な運営が行われるように、やっぱり主催者は市ですからね、その点は中立公平、そして市民に開かれた運営が行われるようお願いをしておきたいと思っております。

それで、先ほど中学校校区にそれぞれ設置ということは、市内4か所ということですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険で包括支援センターを設置するときには、大体2万人から3万人の人口に対して1か所というところで国の方からも指導をいただいております。

それで、事業量を見ていく中で、当然地域によって違うということもございますので、一応中学校校区を、4校区ありますので4か所に生活圏を設定をしながら、利用状況あたりも含めてですね、どういう状況かということも見ていきたいと思っておりますし、人口からしますと、太宰府市であれば包括支援センターにつきましては2か所でいいんじゃないかと。その中で、2つの中学校校区を1か所の支援センターで見てもらおうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 濟いませぬ、ちょっと最初2か所って言われましたよね。とその後中学校校区にどうのこうのって言われましたので、ちょっともう一回、濟いませぬ、説明していただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 濟いませぬ、わかりにくかったと思いますが、介護保険事業をやっていく中で、1つの生活圏を決めなさいというところですね、当市の場合中学校校区で1つの生活圏を4つつくろうというところで、介護保険事業をやっていくというふうに考えました。それで、人口から見ますと、2万人から3万人に1か所ということですから、6万5,000人から見ますと、2か所でいいんじゃないかと。そうすると、中学校校区の2か所をですね、1つの支援センターで持たせていいんじゃないかということ。それからもう一つは、先ほども回答の中でお答えしましたが、介護保険事業で実際包括支援センターを運営していくときには、介護給付費の関係も出てきますし、それに伴います委託料も出てきますので、そうすると、2か所、3か所にするとその事業費そのものが3分の1になりますので、センターそのものの運営にも支障があるだろうという判断もありまして2か所と。中学校校区の2か所を1つの支援センターで持ってもらおうというふうにしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 結局は2か所ということですね。わかりました。だから、中学校2か所、2か所で分けるということですね。その分け方はこれから決めるんでしょう、はいわかりました。

今回の改定によってですね、来年度からは介護予防の地域支え合い事業というのが、地域支援事業の一部に再編されることになりますので、その結果メニューの一つで今食の自立支援事業というのが行われておりますが、この配食サービス、これも値上げになる見込みだというふうに聞いております。要するに、施設を利用している人も在宅介護を受けている人も食費の負担が上がるということなんですけれども、食というのはやはり人間が死ぬまでかわりがあることで、しっかり食べて栄養をとることで健康が維持できるということを考えれば、この高齢者への食費の負担増という改正はですね、やはり介護保険制度の理念に逆行しているのではな

いかと言えるのではないのでしょうか。こういった介護保険制度の中の負担増だけではなくですね、来年度からは高齢者への税制改正などによる負担、しわ寄せがですね、本当に大変な中身であり、これはもう深刻な事態になるのではないかという不安を持っております。住民税非課税からですね、課税対象になる方がどれくらいおられるのか、ちょっと今のところ数字では出ないようですけども、こういった方々の最低限の生活そのものをですね、やっぱり考えたときに、本当に胸が痛みます。それで、住民のですね、生命と財産を守るのが地方自治体に課せられた責務であるわけで、低所得者への配慮というのは当然すべきことではないでしょうか。先ほどの1問目の答弁では、独自の軽減制度については財政が厳しいから、国の施策に沿った形でというお答えでしたが、ということは考えていないということなんですよ。それで、やっぱり実態を調べてですよ、対象者がいない上で今のところ考えていないというならそういう答えも納得いきますけれども、とにかく頭からしないという考え方ではなくてですね、せめて食費の補助等については真剣にお考えいただきたいと思います。

1問目にも言いましたけれども、高齢者の生活を守るという信念でですね、独自の軽減措置をとっている自治体は幾つかございますので、一度研究をしてみてください。それで、部長ではするしないというお答えはできないでしょうから、市長にお尋ねしますけれども、来年度以降ですね、やっぱり制度から落ちこぼれるであろう高齢者は確実に出てまいります。そういう方々が不安なく生活を送れるように保障する、そのための法整備をですね、やはり市長としてする責任があると思うんですが、お金がないから低所得者対策はできないと、考えないというのはちょっと余りにも冷たいお答えではないかというふうに思います。それで、来年の4月から制度が大きく変わるわけですが、自治体の責務としてですね、低所得者に対する調査をしっかり行っていただいて、財政の中ででき得る限りでも減免あるいは補助の制度をつくっていただきたい。これについて検討をいただけるのかどうか、ちょっと市長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 介護保険制度の改正の問題でございますが、ご承知のように介護保険制度が実施されて以降、総費用は非常に膨大な増額が図られておりますし、その内容等また保険制度そのものの今後の運営等について、国としても検討されたわけございまして、ただいま部長が説明申し上げましたように、介護保険制度改正の本年10月からの改正部分、それから平成18年4月以降の改正分、それぞれで保険料の改定を見据えた形での今後の市町村の検討が迫られるわけでございますが、ただいまいろいろご指摘ございましたが、私の方も国あるいは介護保険の制度の内容を十分把握しながら、本市でできる高齢者対策等々含めた全般的なことについては、今後とも努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その低所得者の減免制度ですね、今もやっていますけれども、その制度の拡充といいますか、新たに食費の補助等ですね、今の市長のお答えでははっき

り言われなかったんですけども、その点どうでしょうか。もう一度答弁お願いします。わかるようにお答えください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほど申しておりますように、介護保険制度の内容につきましてはいろいろ問題点が出てきて、また財政の非常な増額が迫られておるという中で、今後の介護保険制度の見直しがなされたところでございまして、見直しされたその基本的な視点というものは十分我々も踏まえながら、今後の対策を考える必要があるということでございまして、具体的な市町村の対応はどこまでできるのか、今後とも十分検討してまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 4月以降の状況を見ながらですね、私も4月以降になったらある程度数字的なものも出てくると思いますので、またそれ以降にですね、取り上げたいと思います。

保険料の細分化については、事業計画の策定の中で検討するというようなお答えでしたので、またこれも推移を見守りたいと思います。来年の4月から制度が大きく変わりますが、私もいよいよ来年からですね、介護保険料を納めるような形になります。ここにいらっしゃる皆さん、いずれにしてもですね、いずれは制度を利用して老後を過ごすことになるわけですから、やはり高額な負担をすることなく安心して必要なサービスが受けられるようにというのはだれもが望んでいることだと思います。よりよい介護体制を今後つくっていくために、行政とですね、介護事業者、医療関係者、また利用者等の連携が欠かせないと思いますので、国が予算をどんどん削っていく中で、自治体の皆さんご苦労も大変多いと思いますが、制度からこぼれる高齢者を出さないように、そういう意識で今後事業計画を策定していただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時57分

~~~~~

# 1 議事日程（5日目）

〔平成17年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成17年12月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第81号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第82号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第97号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第98号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第100号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第101号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第102号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第103号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第104号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第105号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第106号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第16 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（各常任委員

会)

- 日程第18 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第19 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第20 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第21 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願(総務文教常任委員会)
- 日程第22 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第23 請願第6号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する請願(建設経済常任委員会)
- 日程第24 意見書第2号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書
- 日程第25 意見書第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書
- 日程第26 意見書第4号 議会制度改革の早期実現に関する意見書
- 日程第27 議員の派遣について
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治

総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田譲
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
用地課長	陶山清	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	花田敏浩
書記	満崎哲也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第80号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第80号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、平成18年4月から市内2か所の公共施設の指定管理者を指定するという案です。本議案に提示されている史跡水辺公園の指定管理者候補者のシンコースポーツ株式会社の会社概要、受託管理施設実績が資料として配付されておりますが、スポーツ、文化施設の管理業務で全国展開されている企業であります。

委員から、3年にわたる指定期間1年毎の予算額は同一額で予算措置されるのか、それとも1年毎に見直しを行うかとの質疑が出され、それに対し、予算は3年間の債務負担で、収支は1年毎に報告を求められることになるとの回答がありました。その他、関連した質疑も行われました。

討論では、委員から、協定書作成の際には公共施設としての公平、公正な使い方をしよう協定書に明記し、コストの削減と市民のニーズにこたえられるような公共施設のあり方を検討していただきたいとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第80号については委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告が来ていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第80号につきましては、反対の立場から討論をいたします。

指定管理者制度に移行するに当たって、管理運営を株式会社などの営利法人に任せてしまうということについては、幾ら市民のニーズに合った運営が計画をされようが、行き着くところは営利しかないと思いますので、特にプールのように住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設は、それで公の施設の設置の概念やその意義などが守られるのかというところに私は疑問を感じています。住民の税金でつくられた施設を営利目的に活用させるということは、やはり認めがたいという考えがありますので、プールの管理運営先については賛成できません。

以上で討論を終わります。

議長(村山弘行議員) 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番(片井智鶴枝議員) 議案第80号に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の指定管理者制度は、非効率的な公の施設の管理運営を改め、効率的な施設運営を目指すところに最大の目的がありますが、それは単なる経費節減や利用者の増加が図られればよいというものではありません。本来、公の施設の設置目的が住民の福祉の増進であり、このことが後退することがあってはなりません。市の責務を十分果たすように監督するようなことを要望いたしまして、協定締結に当たり次の3点について要望いたします。

1、管理料は管理期間の総額の債務負担行為ではなく、単年度ごとの予算額により年度協定で確定されること。2、施設の維持補修に関する費用負担を協定書に明確に織り込むこと。3、情報公開、個人情報保護の目的を指定管理者に十分に理解させ、適切な対応をされるよう協定書に明記すること。また、市の出資法人であるスポーツ振興財団が指定管理者に選定されておりますが、今後人的支援、財政的支援のあり方を根本的に見直し、財団法人が自立できることを前提といたしまして、そのあり方も今後見直していく必要があると思います。

以上を要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、議案第80号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時07分

~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

議長 ( 村山弘行議員 ) お諮りします。

日程第2、議案第81号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第82号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

日程第2及び日程第3は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14番 佐伯修議員 登壇 ]

14番 ( 佐伯 修議員 ) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第81号「市道路線の廃止について」及び議案第82号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第81号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は、15路線が佐野土地区画整理区域で、2路線が通古賀土地区画整理の予定区域内で、合計17路線です。総延長は6,422.7mです。

大佐野字カヤノ457-1から大佐野ダムに至るカヤノ・野口線については、佐野土地区画整理事業により起点が変わるために一たん廃止し、次に報告する議案第82号で再度認定の提案がされています。道路法では、道路の起点、終点、重要な点が変わった場合廃止し、再度認定しなければならないことから行うとのことでした。

次に、迎田・前田線ですが、佐野土地区画整理区域内と区域外の部分があり、区域内の部分が道路として供されなくなったために廃止するものです。区域外の部分については、幅員が4mに満たないために再認定はされませんが、今後も市道として供され、これまでどおり市が管理を行うということです。

他の路線については、佐野土地区画整理事業、御笠川の拡幅事業により廃止されるもので、問題はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は36路線で、そのうち29路線が佐野土地区画整理区域内の路線です。総延長は5,428.74mです。認定に当たりましては現地調査を行い、審査いたしました。

委員から、区画整理区域の道路幅員が6mに満たないところが見受けられるが、問題にならないのかとの質疑があり、工事誤差によりわずかに6mに満たない場合でも、基本的に6mで築造しているので、問題ないとの回答でした。

開発により帰属される整理番号3番の朝日線については、道路と側溝の間に段差があるなど築造状況が悪かったので、業者を指導することと、整理番号26番の大池横線については道路が行きどまりとなっているので、行きどまりの看板を立てることを要望しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第82号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第81号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第82号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第81号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第82号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分

~~~~~

日程第4 議案第95号 太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第95号「太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の制定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して市、市民、事業者等がそれぞれの役割を担い、密接な連携を保ちながら安全・安心のまちづくりを推進するために条例を制定するものとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議とは新しい組織なのかとの質疑に対して、新規の組織で行政機関の附属機関ではなく連絡会としての発足を考えており、暴力追放市民協議会や筑紫地区防犯協会等の委員も連絡会議のメンバーとして考えているとの回答がありました。

また、防犯アドバイザーの活用についての質疑に対しては、筑紫野警察署とも協議しながら今後検討していきたい。また、行政の対応窓口の一本化について、窓口調整は総務課で行い、対応は関係課で行いたい。その他条例で罰則を挿入していない理由はなぜかの質疑では、今回提案の条例はあくまで基本理念をうたったもので、これを実行していく上ではそれぞれ個別の条例の中で対応していきたいとの回答がありました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第95号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分

~~~~~

日程第5 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第5、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

審査に当たりましては、国の男女共同参画社会基本法の条文、それから第24条からの苦情処理の手順について図式化されたものを審査資料として執行部から提出を受け、まず条例案作成までの経緯、条例案作成に当たったのポイント、そして条文部分については項目が多いため各章ごとに区切り補足説明を受け、質疑を行いました。

本条例案作成までの経緯ですが、平成11年6月、国において男女共同参画社会基本法が制定され、その第9条に男女共同参画社会の形成を促進する取り組みや、国はもとより地方公共団体の責務ということがうたわれていることを受け、市長は昨年3月22日に男女共同参画社会の実現に向けた条例に盛り込む事項について男女共同参画審議会に諮問し、昨年12月20日に条例案ということで答申を受け、その内容を市内部でたび重なる協議を行い、今回条例案として提出されております。

また、条例案作成のポイントとして審議会の条例案を尊重したこと、国の基本法、地方自治

法の趣旨を十分踏まえたこと、市の施策措置に対する苦情処理や性差別等に対する人権侵害から被害者を救済するための推進委員を附属機関として設置したこと、条文には外来語を使用しないこと、以上4つの点を踏まえ、本市における男女共同参画推進の基本的な考え方や仕組みを定めた総合的な条例案として作成されたとのことでした。

なお、男女共同参画に関する条例について、福岡県内においては現在17市町村で制定されているとのことでした。

引き続き、前文及び第1章、総則の第1条から第7条までの説明を受けました。説明後の質疑と回答についてであります。まず前文について、「個性と能力を發揮できる社会」とうたったがゆえに個性と能力を發揮できない方が出てくる心配はないかとの質疑に対し、男女それぞれの個々が持つ個性や能力が發揮できるような社会を全体でつくっていかうということが国の基本法が目指しているという基本法の前文を踏まえ、本市全体でもそれを目指していくことが本条例のポイントになっており、前文に含めたとの回答でした。

それから、第4条の第5項の市の責務として、「市は男女共同参画社会の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」という部分について、苦情処理の対応として最初の相談を受けた際、担当課の職員ではなく相談専門員を置く考えがあるのか。相談内容にはプライバシーの問題があるため、別に相談室を設置する考えはあるのか、相談内容によっては裁判となる場合も考えられるが、相談者が生活困窮者の場合はその費用についての資金補助等の考えはあるのかということについて確認しました。

回答としては、受付窓口での対応は現在の人権同和政策課の職員で行い、現段階で専門員を置くことは考えていないとのこと。相談室については市にある会議室を活用することを含め、来年4月1日までに検討すること。裁判費用等の補助については現段階での考えはないとのことでした。

これらを受け、より実効性のある条例となるためにも、これらの点については今後検討していただくよう要望をいたしました。

第6条の事業者の責務では、答申に含まれていた「事業者からの報告」が削除されているが、事業者から状況の報告を求める考えはないのかとの質疑に対しては、事業者にとって威圧的にとられることが考えられるため、第1項から第3項の部分を推進していくことで啓発していきたいとのことでした。

第7条では、性別による差別的取り扱いの禁止をうたっている第1項中にある「性別を理由とする差別的取り扱いをしてはならない」という部分の「差別的取り扱い」という文言が余りにも性差別にこだわり過ぎていると思うので、削除または変更する考えがないのかとの質疑に対しては、現実的にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントといった性差別が頻繁に起こっており、性差別の禁止が男女平等の中でも一番の重要な柱であるため、条文に含めることについて理解いただきたいとの回答でした。

以上が第1章の第7条までの主な内容です。

次に、第8条からの第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策ですが、第8条の第1項3行目からの「男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならない」とある部分について、本市では既に平成15年3月に策定している男女共同参画プランを国と同様5年ごとに見直すこと、また第15条にあります「市長は毎年実施計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする」となっていることから、男女共同参画プランに基づいた進捗状況について、各課からのヒアリングを受け、その進捗状況を確認し、年次報告として報告書を作成する考えであることを確認いたしました。

それから、答申に含まれていた「市民の活動拠点」という部分が削除されているが、市民の活動の拠点としてどこを考えているのかとの質疑に対しては、当初女性センタールミナスを考えていたが、「働く婦人の家」という部分の目的外使用となるということを県において確認したため、当分の間人権同和政策課内にあるという考えで進めていくとのことでした。

以上が第2章の第15条までにおける主な内容です。

次に、第16条から第3章太宰府市男女共同参画推進委員の設置の部分ですが、第16条の部分で非常勤特別職である推進委員は常勤ではないこと、また報酬は他の附属機関の委員と同様1回5,500円、費用弁償については市外が2,200円、市内が1,600円ということを確認しました。

その他、第23条までの第3章については質疑はありませんでした。

次に、第24条から第4章苦情及び救済の申し出の処理ですが、第24条第1項に規定する市が実施する施策等についての苦情の申し出及び第24条第2項に規定する市からの人権侵害の救済の申し出と市民または事業者等からの人権侵害の救済の申し出の処理手続についてわかりやすく図式化した資料に基づき説明を受けました。

質疑においては、市民または事業者等からの人権侵害の救済の申し出の中で、市民または事業者等が調査協力しなかった場合、推進委員は市長に対し公表するよう意見具申をすることになるのかということについて説明を求めたところ、第26条第3項に「市民及び事業者等は第1項に規定する調査に協力するよう努めなければならない」と規定しているとおり、調査の協力は求めるが、強制権はなく、また公表することまでは考えていない。ただし、そのような場合は3人の推進委員の合議でしていただき、市長に意見を聞くなどして対処方法を考えていくことになるのではないかと回答でしたので、施行日までに具体的な対処方法を考えていただきたいとの要望がありました。

また、第1章の第4条第5号でも類似する質疑がありましたが、最初に相談を受け付ける方はそれなりの資格を持った方に担っていただくことが望ましいのではと思うが、市の職員が受け付けるのであれば資格の取得や特別な講習を受講する等の考えはないのかとの質疑に対しては、その部分については推進委員に担っていただくよう考えており、職員は申し出書の受理や推進委員への通知を行うことのみで、受付において内容の精査をすることまでは考えていないという回答でした。

このことについては、相談内容を文書であらわすようなことでない場合も考えられ、また最初の苦情相談からの手順を含め回答を求めたところ、申し出書をチェック方式等でできるだけ簡単なものとし、苦情の申し出についてはマニュアルを含めた規則を施行日までに作成していくことを確認しました。

それから、これも第4条第5号の部分で質疑がありましたが、苦情処理の相談を受ける以上、調査の結果裁判となることも十分考えられるが、その場合の財政的な支援を考えないと推進委員を設置する意味がなくなり、何らかの措置を考えなければいけないのではないかとの質疑に対し、今後の課題として検討していくとの回答でした。

以上が第4章第33号までの主な内容でした。

最後の第5章の雑則第33条については説明、質疑はありませんでしたが、附則にありますようこの条例は平成18年4月1日から施行されます。

本条例案の条項についての説明と質疑を終わり、最後に条例全体についての質疑を受け、3名の委員から質疑、意見、要望がありました。

まず、推進委員の委嘱について、知識が豊富な方はいても本当に人格にすぐれた方がいらっしやるのだろうかという心配がある。どのような方を選任するかということについて回答を求めたところ、本条例で一番のかぎを握っているのが推進委員の設置であり、本市の男女共同参画社会のさらなる推進のためには必要なことである。本条例の趣旨に沿った社会的人望の厚い方をお願いし、3人以内でスタートできるよう努力するとの回答でした。

次に、4月から本条例が施行され、本市の男女共同参画が実現していくような動きは理解できる。しかし、議案審査の中でも幾つか指摘された部分についての取り扱いがマニュアル化されていない状況で本条例が施行されることについて本当に大丈夫なのか疑問である。また、独立した推進委員が設置されるが、大事なことは市の主体性であると思うが、それが感じられない。もっと実践的な条例が提案されるのかと期待していたが、本当に本市の男女共同参画が推進されるのかが心配であるとの意見がありました。

最後に、第7条について性別を理由とする差別的取り扱いをしてはならないという文言について、今後改正等検討されるという場合は性差別的な文言をできるだけ和らげていただき、男女共同参画社会づくりを目指していただきたい旨の要望がありました。

質疑を終わり、討論では、条例制定後は市が主体性を持って部内でも大いに研究していただき、より実効性の高い条例となるよう要望を加えた賛成討論、推進委員制度を設けることでスピードは緩やかであっても間違いなく男女共同参画社会を推進できると考える。また、委員会審査の前に各委員宅に圧力ともとられるような電話があった。市においてもこういう圧力に屈することなくこの条例を実行していただきたいとの要望を加えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第96号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 議案第96号「太宰府市男女共同参画条例案」につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、今委員長から報告がありましたが、いろんな圧力というところで少し気になりますのは、いろんな場面におきまして相手方をかたるといふことでそういう不快な、夜に電話をかけた、ファクスを送りつけたりするようなことがあると聞いております。それらのことがなかったのかどうか、そういうことが影響がなかったのか、まず心配であります。

男女共同参画社会の実現に向け、来年度から5年間の政府の指針となる第2次男女共同参画基本計画案の全容が、先週の金曜日15日にわかりました。政府は、今月末の閣議決定を目指し与党との協議を進めています。

第1次基本計画が教育現場で混乱を招いたとして、政府はジェンダーに絡む表記を大幅に修正、行き過ぎたジェンダーフリー教育に歯どめをかける内容に修正していく方針とのことです。

再三指摘してまいりましたが、本市の男女共同参画プランはこのジェンダーフリーをもとにつくられており、審議会の議論も、本条例案も、女性の強制的優位主義であるフェミニズムを土台にしています。9月定例会一般質問では、国の動向を見ながらとのご答弁でしたが、本条例案を提案の時点では国を取り巻く状況は何の変わりもなく、突如機が熟したと主張される理由がわかりません。

次に、本条例案の内容についてですが、まず人権侵害の意味があいまいで、多様な解釈が可能であり、推進委員が人権侵害であると言えだれも逆らえない恐ろしさがあります。

また、市は条例中の多くの文言で明確な説明をされておらず、例えば差別的取り扱いについて常任委員会ではわかりきったことで審議会では議論はいたしておりませんと答弁されていますが、この部分を明らかにせず、第16条以下の推進委員制度を盛り込むことは理解に苦しみます。

次に、第24条第2項についてですが、私人間の争いは第三者からは理解が難しく、暴力を伴うなど緊急の場合を除いてできるだけ介入すべきではなく、既に各種の公共相談窓口があり、それらを有効に活用すべきであると考えます。

また、勧告、報告、発表などの処分がなされた後、委員会の判断が誤り、または恣意的であるとわかった場合、人権侵害を行ったとされた市民または事業者の名誉の回復や逸失利益の賠償はどうするのかとの問いに合議制でミスを防ぐ旨の回答がありましたが、裁判でも上級審で判決がひっくり返ることがたびたびあり、民間公募の3名の合議で完璧を求めるのは無理ではないでしょうか。

また、仮に16条に言う人権侵害があったとして、勧告、報告、発表などの一連の処分の結果、家庭崩壊や自殺、事業者においては信用の失墜による不渡り、倒産なども考えられますが、ここまで重い責任を推進委員、ひいては本市が背負うことには疑問があります。

いずれにせよ、処分に納得のいかない市民または事業者は、民事、刑事の裁判を起こすこととなると思いますが、市や委員会が裁判の被告となることまで想定した議論は行ったのか、また裁判に耐え得る財政措置は考えているのかとの質問には明確な回答がありませんでした。審議会や市の担当者が金科玉条のように主張する衆参両院の附帯決議はあくまで基本法に付随するものであり、その先に出るものではありません。基本法は市町村には基本計画の制定を努力目標としているのみであります。

最後に、この条例案を我々が目にしてから1か月もたっていません。当然、ほとんどの市民が知らない中で多くの責務をその市民や事業者に負わせる本条例案が制定されようとしていることに憂慮の念を禁じ得ません。市民生活に直接大きな影響を及ぼす本条例に関しましては拙速を避け、広く市民の意見を聞きながら議論を深めていくべきで、せめて継続審査が望ましいと考えております。

以上の理由から本条例案には反対であります。

議長（村山弘行議員） 次に、10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 本条例制定について賛成の立場で申し上げます。

本来、3月議会に上程される予定を慎重に扱うべくおよそ1年間かけて検討された本案は、その間2団体からの請願や3,500人余の署名等があり、市民の大きな反響を受け、審査付託された私ども環境厚生委員会でも2か所の先進地視察を実施し、今回の委員会でも慎重審議をいたしました。その審議過程において今回新たな問題が提起されました。日本のあちこちからこのだれかわからないメールやファクスによる圧力的な文言や、絶対あってはならない個人の人権にかかわる問題まで書き込まれたことです。今後のこうした卑劣な行為を排除するためにも、一議員として固い決意で対処する存念であります。

ただ、今回の委員会でも出された種々の問題提起に対して今後市当局が主体性を持ってより実効性の高いものにしていただきますように、また教育の場で趣旨の曲解を招くことのないよう十分に留意されますよう要望して私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は、太宰府市男女共同参画推進条例の本議会での制定について反対の

立場で討論をさせていただきます。

本条例案は、昨年の12月20日に太宰府市男女共同参画審議会から条例案として答申されたものを約1年ほどかけて一部修正、削除を行うなど、市の執行部も慎重に審議を重ねられ、今回市の条例案として提案をされております。また、所管の環境厚生常任委員会においても慎重に審議をされまして結論を出されております。

会派新風におきまして、この結果について慎重に検討をいたしました。この件につきましては、次の2点の理由にて本議会での条例の制定を見送り、継続審議が望ましいのではという結論であります。

まず第1に、この条例案を議員に提示されましたのは、本議会の開会1週間前でありました。市の執行部は審議会から答申されました原案を1年近くも慎重審議をされました。このような重要な案件を私は議員としてこの短期間で結論を出すことはいかなるものかと疑問を感じます。議員間でももう少し十分に検討する期間があってもよかったのではないかと感じております。

次に、さきの6月議会での一般質問に対する市民部長の答弁で、内閣府が新男女共同参画基本計画を年度内に閣議決定する、その動向を見ながら本市の男女共同参画推進の条例に対応すると述べられております。

先日、猪口担当大臣が男女共同参画基本計画の改正を今年度内に行うと述べておられるのが新聞記事に載っておりました。国が改正を行うと言ってる状況のもとで、今本市が男女共同参画推進条例を制定するのは適切であるのか疑問を抱いております。このような理由にて、本12月議会での本条例の制定には賛成いたしかねますので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

昨年の12月に審議会の答申が出されまして1年、ようやく条例案が提案をされました。内容を見まして、十分に練られたということは理解できましたけれども、委員会の質疑を通して推進委員の体制についてまだ不十分な点があると感じましたので、一つ要望をしておきたいと思っております。

推進委員という苦情や相談を受け付ける第三者機関が設けられたことについては大変評価しておりますが、相談の申し出先が今のところ市の担当課で職員が受け付けるということでした。

先月、委員会視察で先進地である越前市と豊中市の方に行かせていただきましたが、そこで思ったのは窓口の重要性です。両市とも専門の資格を有した相談員が配置をされておりました。あくまでも中立な立場で、なおかつ2次的な被害を生み出さないためにということでした。例えば市の窓口でひどく傷つくことを言われたと。そういう人が、同じ役所内の相談窓口に行けるのかと考えたときに、やはりまた同じ目に遭うのではというふうな感じで行けない方

も出てくると思うんですね。また、市役所内や関連施設で働く方々にとっても市の職員が受け付けるといえるのでは言いにくいことも出てくると思います。そういったことや、あと障害者あるいは外国の方など様々な視点から考慮し、だれもが相談をしやすい窓口、それから相談方法というのをこれから十分ご検討くださるよう要望をいたします。

それと、条例推進に当たっては行政内部の連携と研修が必要であるということも感じました。豊中市の苦情処理事案検討委員会検討会が出されている報告書にも運用について特に配慮する点の一つに次のような記述がありました。苦情処理委員会制度に携わる者、苦情処理委員、専門調査員、事務局職員は、申し出に適切に対応するため研修を受ける必要がある。また、申し出事案の総合的な解決のためには行政内部の連携が不可欠であり、それが題目だけに終わらないように例えば共同の研修等で相互の理解、向上に努めることとありました。

また、越前市の方でも男女共同参画推進は、まず市役所内部からということで、職員の意識改革がまず先行して行われておりました。今後は、その点をさらに深めていただきまして、条例制定を機にさらに市の男女共同参画プランが推進されることを期待いたしまして討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午前10時50分

~~~~~

日程第6から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第13までを一括議題といたします。

日程第6から日程第13までは総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までは12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第97号はNPO法人やボランティアの人材育成、市民公益活動の活性化を目的とした公の施設としての太宰府市NPOボランティア支援センターの設置及び公共施設の減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案で、議案第98号から議案第104号については公共施設における減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案です。

それでは、議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」報告します。

主な質疑として、これまでボランティア促進会へは市から補助金を出していたが、今後NPO法人の認証を受けた後の太宰府市NPOボランティア支援センターへはどのような形になるのかとの質疑に対しては、今後委託料として考えているとの回答がありました。

また、減免の見直し部分で市長が認める特別な理由とはとの質疑に対しては、災害等の非常事態、想定外の事態が起きた場合であるとの回答がありました。

他の団体が使用申請を行う際、チーム内に身体障害者等がいる場合の使用料はどうなるのか、どの範囲を半額とするのかとの質疑については、過半数、大多数障害者の方がいる場合、減免を認めていくとの回答があり、また取り扱いに統一性を持たせる意味からも総務部長名で通知を出すとのことでした。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第97号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、いずれもそれぞれの施設の利用に関する質疑が中心になり、今回の条例の一部改正に関する質疑はありませんでした。

また、討論もなく、採決の結果、議案第98号、議案第99号、議案第100号についてはいずれも委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員から、小学校のPTA対抗バレーボール大会で使用する場合も減免の対象にならないのかという質疑があり、減免の対象にならないとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第101号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からの質疑の中で教育課程における学校行事や活動、PTA活動の際の使用料はどうなるのかという質疑に対して、学校行事として行われるものは当然減免の対象とし、PTA活動についてはそのPTA活動が学校行事のために行われるものについては減免となるが、その活動が余裕教室等を使ってPTAが主催して行われるような場合については減免の対象にならないとの回答でした。

またさらに、減免措置についてもっと幅を持って対応すべきであり、学校が主催、共催としてかかわって行われるものに対しては減免対象ととらえてよいかとの質疑に対しては、減免の対象になるとの回答でした。

さらに、行政区の行事として使用する場合について尋ねると、行政区に対しては年2回分程度の活動に対して補助を行っており、活動の際学校施設を使用される場合は使用料が発生するとの回答でした。

討論もなく、採決の結果、議案第102号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からさしたる質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、委員からの質疑で減免される特別な理由とはどういうものが再度確認があり、中央公民館が災害時の避難場所となっている関係で、災害時の利用がこの減免される特別な理由に当たるとの回答でした。

また、市の補助団体が使用する場合について市からの補助金を受けている、受けていないにかかわらず、使用料を支払うことになることでした。

討論はなく、採決の結果、議案第104号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第97号から議案第104号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第97号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第98号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第99号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第100号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第102号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第103号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第104号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第97号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、私委員長報告をさせていただきましたが、本当に減免がなくなるということは大変な問題です。それで、この問題については9月議会でも大変な論議になり、今議会でも一般質問も各委員から出されておりましたが、社会教育団体や文化団体、この方たちがやはりその都度使用料も払わなきゃなりませんし、また小学生、中学生の子どもたちがスポーツをやりたいといってもその都度金額、使用料を払わなきゃなりません。そういう状況の中で減免条例が可決をしますが、近隣の自治体と比べて太宰府はこういう負担が強まるということで議会や行政にも相当今後意見が出されるんじゃないでしょうか。

本来、公共施設というのは利用率、利益を得るものじゃないと思っております。たくさんの方が使用していただき、経済効果というか、利用率を上げるというのが本来行政の責任であります。今回、財政が大変厳しいという形で公共施設の減免制度を廃止しましたが、この廃止をしたからといって収入はそんなに大きな金額が入ってくるわけでもありませんし、早急にやはりこれをもとに戻すように行政側に要望をしておきたいし、また議会としてもこういう文化団体や社会教育団体、子どもたちのために議会も修正案も出せますし、こういう見直しについての要求もできますし、当面はこういう財政状況ということで減免制度が条例化されましたが、

私は早くもとに戻すように議会も行政も一体となって進めるようお願いをして賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時03分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第98号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第100号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第102号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第103号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第104号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時07分

議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第15、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14及び日程第15は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告申し上げます。

この2つの議案はどちらとも施設使用料の減免規定の見直しに伴い条例の一部を改正する条例案です。

まず、議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

委員から、今回追加される第6条第3項条文中の「市長は特別の理由があると認めるとき」の取り扱いについて何か規則をつくる考えがあるのかとの質疑があり、これに対し、規則はつくりませんが個別に一回一回特別決裁により対応するとの回答がありました。

また、執行部からの説明で、「市長は特別の理由があると認めるとき」とは災害等があった場合に緊急やむを得ないと総合的に判断したときにこの条文を適用するということを確認しております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を報告します。

本議案に対してはさしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第106号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第105号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） 次に、議案第106号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第105号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する建設経済常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第106号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する建設経済常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分

~~~~~

日程第16 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第16、議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に付託されました議案第107号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」につきまして、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

審査に当たりましては、新旧対照表に沿って補足説明を受けました。

それでは、本条例の改正内容について報告いたします。

まず、条例第1条の設置目的ですが、「総合的に行うことを目的として」を「総合的に行い、もって男女共同参画社会の形成を図ることを目的として」に改められています。また、第3条の事業ですが、第1項第5号に「男女共同参画社会の形成に関する事業」が追加されます。これらを改正する理由は、女性センタールミナスの設置目的及び事業の中に男女共同参画社会の形成に関する文言を加えることによってさらなる事業目的を発展させるためとのことです。

次に、第3条の第5号中の「女性労働者及び勤労者家庭の主婦」を第6号として「その他勤労者等の福祉を増進するために必要な事業」と改正されます。この理由は、女性労働者及び勤労者家庭の主婦のみではなく、利用者はすべての利用者が含まれ、また男性も含んでいることから勤労者等に改めるとのことです。

それから、第9条の使用料ですが、これは施設の使用料減免について市内の施設すべてにわたって障害者、小・中学生を除いては原則的に減免廃止と改正されることから、女性センタールミナスについても使用料の減免が改正されます。

以上が今回改正される主な内容です。

本議案について、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第107号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のお

り原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分

~~~~~

日程第17 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託していただきましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

( 19番 武藤哲志議員 登壇 )

19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において各委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告します。

まず、歳出の主なものとしたしましては、10款2項1目小学校管理運営費、来年度水城西小学校、国分小学校がクラス増の見込みであることから、それぞれ必要な消耗品、備品購入費用、施設整備関係費として教室を普通教室に戻すための工事費用が計上されております。

歳入の主なものにつきましては、昨年度まで国庫補助金で交付されておりました要・準要保護児童生徒にかかわる事業費補助金が、今年度から準要保護児童生徒について税源移譲交付金で交付されることになったため、要・準要保護児童就学援助費補助金と要・準要保護生徒就学援助費補助金が減額補正されております。

地方債補正として減税補てん債7,770万円が、1億280万円ということで変更になっております。

審査を終え、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第108号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長(村山弘行議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては7款商工費で、太宰府館に観光案内所分所を新設するとの理由で工事請負費247万円、8款土木費で南隣保館から観世音寺・二日市線に通じる道路等の用地取得費として2,587万1千円、地区道路整備関係費用については実施計画にあわせて予算計上していたが、本年度設置予定の照明、植栽、道路築造が減ったことに伴い15,000万円の減額、通古賀土地区画整理事業の予定区域内を縦断する関屋・正尻線の用地取得費として1億1,500万円などが計上されております。

歳入については、歳出財源としての国庫負担金、補助金、繰入金、市債などがそれぞれ減額と増額の補正がされております。

第2表の繰越明許費については、大谷川と御笠川にかかる橋梁の設置費です。

第3表の債務負担行為補正は、太宰府館の管理運営業務を他の施設に足並みを合わせて債務負担にするとのことです。

また、第4表の地方債補正は、歳入の21款市債の道路橋梁事業債で補正した分の追加です。

審査において、太宰府館に観光案内所分所を設置することについて、委員から、太宰府館は観光案内することが一つの目的として建てられていることから、わざわざ太宰府館の中に観光案内所分所を設置する必要はないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在は観光協会に観光案内業務を任せきりというような形になっていることから、今後は西鉄と市と観光協会の3団体が一体となって総合的な案内をやるとうのが今回の大枠の目的であるとの回答がありました。

また、関連で国立博物館が開館し、多くの観光客が見えられておりますが、天満宮と国立博物館との位置関係がわからないという観光客の声を聞くので、わかりやすい案内板を設置してはどうかとの意見が出されました。

これに対し、現在西鉄太宰府駅の前に絵で参道、天満宮、国立博物館一帯がわかるような地図の看板の設置を検討している。また、予算については現在持っている予算で対応できるとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第108号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これでは建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第108号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分につきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において住民基本台帳関係費の電算委託料の増13万7千円、身体障害者ホームヘルプサービス支援費の増749万5千円、知的障害者施設訓練等支援費の増800万円、母子生活支援施設関係費の減533万9千円、都府楼保育所民間移譲に伴う保育所民営化引継補助金145万2千円、老人保健特別会計繰出金の増4,725万4千円、両筑衛生施設組合負担金の減864万6千円、幼稚園就園奨励費補助金の減775万1千円が補正されております。

なお、歳入についてはほとんどが歳出に伴う補正となっており、また新たに平成18年度から平成36年度までの債務負担行為として両筑衛生施設組合し尿処理施設整備事業債負担金が、限度額701万1千円で計上されております。

質疑において、3款2項の乳幼児健康支援一時預かり事業関係費の部分で、一時預かりの利用状況について事前に登録されている方は11月末で64名、入所者総数は19名であること、この事業の周知の方法として各公共施設や各学校、幼稚園、保育園、学童保育所に説明し、利用案内の文書を置き、事業の周知を行っているということを確認いたしました。

質疑を終わり、討論において3款民生費、2項児童福祉費の私立保育所管理運営費に今回保育所民営化引継補助金が計上されている。保育所の民営化には反対してきたが、今回の補正に反対するわけではない。しかし、子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮をしていただき、ならし保育をスムーズに移行していただくようにとの要望を加えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第108号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 委員会でも討論をしておりましたので、改めて討論をいたします。

保育所の民営化引継補助金が今回計上されておりました。保育所の民営化については、これまで公立保育所は地域に責任を持つ行政機関として存続をさせるべきで、成長過程で人格形成に重要な時期である保育の場を市場化の波にさらすことは認められないとして反対をしてきましたけれども、その立場は今も変わりませんが、4月からの移譲は既に決定し、保護者の方々との協議も十分に行われているということで、今回計上されている補正分については反対しませんけれども、引き続き保護者にも十分な情報を開示して納得のいく形で引き継ぎが行われることを再度要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時43分

~~~~~

日程第18から日程第20まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第20、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第20までを一括議題とします。

日程第18から日程第20までは環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までにつきましては、12月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,822万7千円の追加補正がなされており、その主な内容は療養費の増に伴うものです。

委員会の質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億7,048万9千円の追加補正がなされており、その主な内容は予算額に対して不足する医療費増に伴うものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第110号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,803万8千円の追加補正がなされており、その主な内容は国、県の介護給付費の負担金精算返還金の増と高額介護サービス費の増に伴うものです。

委員からの質疑はなく、討論において来年4月からの介護保険法の改正に伴うものが含まれているようであるため、今回の補正に反対するとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、大多数で議案第111号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第109号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第110号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時48分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時49分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 委員長の報告でも言っていましたけれども、今回の補正には来年の4月から法改正がされる制度のシステム改修にかかわる変更などの補正が含まれておりますので、介護保険制度の法改正の内容について反対していることから補正についても反対をいたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する環境厚生常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時50分

~~~~~

日程第21 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長(村山弘行議員) 日程第21、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

請願第4号は総務文教常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願については、9月議会で審議し、継続審査となっております。来年度の政府に対し、教育予算計上の意見書を上げていただく内容の請願であり、委員長として各委員に意見を求めましたが、意見はなく、討論もありませんでした。直ちに採決を行い、採決の結果、請願第4号は委員大多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択とする

ことに賛成の方は起立願います。

( 大多数起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 大多数起立です。

したがって、請願第 4 号は採択とすることに決定しました。

採択 賛成 15 名、反対 4 名 午前 11 時 52 分

~~~~~

日程第 2 2 請願第 5 号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について  
国に意見書提出をお願いする請願

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第 22、請願第 5 号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金  
制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

請願第 5 号は環境厚生常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めま  
す。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[ 17 番 福廣和美議員 登壇 ]

1 7 番 ( 福廣和美議員 ) 12 月 5 日の本会議で環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第  
5 号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお  
願いする請願」につきましては、12 月 9 日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたし  
ましたので、その内容と結果を報告いたします。

本請願につきましては、内容についてもう少し研究する期間が必要であり、継続審査すべき  
ではないかとの意見が出されたため請願を継続審査とすることで採決を行いました。

その結果、全員一致で請願第 5 号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ( 村山弘行議員 ) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第 5 号に対する環境厚生常任委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審  
査とすることに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、請願第 5 号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対 0 名 午前11時54分

~~~~~

日程第 2 3 請願第 6 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求  
める」意見書採択に関する請願

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第23、請願第 6 号「「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S  
E の万全な対策を求める」意見書採択に関する請願」を議題とします。

請願第 6 号は建設経済常任委員会に審査付託しておりましたので、委員長の報告を求めま  
す。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14 番 佐伯修議員 登壇 ]

1 4 番 ( 佐伯 修議員 ) 12 月 5 日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました  
請願第 6 号「「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」意見書  
採択に関する請願」につきましては、12 月 8 日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いた  
しましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本請願に対する意見を委員に求めたところ、委員から、米国産牛肉の輸入再開については安  
全面や米国における検査体制について、食品安全委員会において非常に懸念される発言が多く  
あるようだとの意見や、輸入反対ということであれば異論も出てくるが、対策をしっかりと講  
じてもらいたいという内容の意見書を政府に出してもらいたいとの請願だからよろしいのでは  
などの意見が出されました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、請願第 6 号については全員一致で採択すべきものと  
決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ( 村山弘行議員 ) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する建設経済常任委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前11時57分

~~~~~

日程第24 意見書第2号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書

議長(村山弘行議員) 日程第24、意見書第2号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

[8番 渡邊美穂議員 登壇]

8番(渡邊美穂議員) この意見書の案文をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

今、学校教育はいじめ、不登校、中退、学級崩壊など深刻な状況にあり、学校の再生が緊急の課題となっています。これまで日本の教育は一定の知識を効率よく教えるには適したシステムでしたが、今は一人ひとりの個に応じた多様な学習の展開による創造的な学力が求められています。

政府は、2005年度予算では暫定措置として4,250億円が義務教育費国庫負担金から削減されました。義務教育に関して予算が削減された場合、地方自治体の財政力により教育水準に格差が生じるなど、義務教育の円滑な推進に重大な支障をもたらすことは必至です。したがって、本議会は政府に対し全国的な教育水準の維持、向上に努めるとともに、地方に対し負担転嫁をしないよう強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午後0時00分

~~~~~

日程第25 意見書第3号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を  
求める」意見書

議長（村山弘行議員） 日程第25、意見書第3号「「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） さきの請願第6号で建設経済常任委員長が報告しまして、採択されましたので、意見書の提案をいたします。

意見書の内容を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書。

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染症が確認されて以来、政府はと蓄されるすべての牛の検査及び特定部位の除去、飼料規制の徹底を行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。また、2003年にアメリカでBSEの発生が確認されてからはアメリカ産の牛肉及び牛肉加工品等の輸入を禁止してきました。ところが、政府は20か月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外する新基準を適用し、さらに今アメリカ産牛肉の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、アメリカでは6月に2頭目が発生し、その後も疑わしい事案が出ており、アメリカでの検査体制の不備が明らかになっています。BSEは、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、特にアメリカ産牛肉は検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産、流通履歴が不明確であるなど、多くの問題があります。こうした中で、アメリカ産牛肉の輸入を再開することは、「食」に対する安全を脅かし、消費者の不安を増大させるものであると言わざるを得ません。

よって、国民の生命の安全と安心とBSE問題への万全な対策を政府に求め、政府に対し次の事項の実現を強く求めるものです。

1、アメリカ産牛肉に対するBSE対策については、問題点が解消されない以上、拙速な輸入再開を行わないこと。

2、国内において特定危険部位の除去に関する監視体制の構築や検査技術の開発などを一層進めること。また、各自治体で行う全頭検査に対して財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者は村山弘行議長でございます。提出先は内閣総理大臣小泉純一郎様、厚生労働大臣川崎二郎様、農林水産大臣中川昭一様、食品安全担当大臣松田岩夫様でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この意見書には賛成をしますが、この項目の1項目、拙速な輸入再開を行わないことになっておりますが、もう再開が決定されて1週間後にどんどん入ってきているという問題がありますが、この1項目と今政府が決定して多くの反対があったんですが、もう輸入が再開されてますが、この1項目の問題はどうされますか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この件につきましては、建設経済委員会が今月8日の日に開かれましたんですけども、そのときにもう既に新聞報道等で18日にはもう入ってくるということも含めましていろいろ議論をいたしましたんですけども、委員会ではこの原案どおり提案するという事に決まりました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その後に正式な委員会じゃなくて協議をしたということですか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 建設経済常任委員会で協議をいたしまして、そのときに出ましたけども、一応この原案どおり提出しようということに決まりましたものでございます。

再開されるということはわかっては、その当時では予測はされたんですけども、やはり国に対してやはり今後こういうようなことに対しては慎重にやはり対処していただきたいというこ

とも含めまして、この原案どおり出そうということになりました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、3回目ですからもうこれで終わりますが、はっきり言ってこの文書の修正は考えられなかったんですね。

（7番不老光幸議員「そうでございます」と呼ぶ）

ここの問題点を解消されない以上拙速な輸入再開を行わないことになっているんですが、国はもうはっきり委員会の審査中にはもう再開するというのもうずうっとアメリカに行かれてもう決められておったと。だから、ここの部分についてははよ言えばBSE対策について問題が解決されない以上ははっきり言って輸入をしないというような文書にはならなかったわけですね。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） そうでございます。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時07分

~~~~~

日程第26 意見書第4号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第26、意見書第4号「議会制度改革の早期実現に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） 議会制度改革の早期実現に関する意見書を太宰府市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者は私岡部茂夫と賛成者は山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の皆さんです。

理由といたしましては、地方議会の充実強化のために議会制度の抜本的な改正を求めるためです。

では、議会制度改革の早期実現に関する意見書を朗読いたします。

国においては、現在第28次地方制度調査会において「議会のあり方に」ついて調査、審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると全国市議会議長会をはじめとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、国においては現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記といたしまして、1、議会の招集権を議長に付与すること。第2、地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。3番目として、専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。4番目、議会に附属機関の設置を可能とすること。5番目、議会の内部機関の設置を自由化すること。6、調査権、監視権を強化すること。7番目として、地方自治法第203条から「議会の議員」を除き別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するわけですが。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。

以上のとおり皆さんのご同意をよろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後0時12分

~~~~~

#### 日程第27 議員の派遣について

議長(村山弘行議員) 日程第27、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

#### 日程第28 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第28、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時14分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年2月24日

太宰府市議会議長 村山 弘 行

会議録署名議員 清 水 章 一

会議録署名議員 佐 伯 修